

論文 / 著書情報
Article / Book Information

題目(和文)	建築家・内田祥三の初期都市計画に関する研究 - 都市計画の実現に向けた技術の成立過程 -
Title(English)	
著者(和文)	中川 嵩章
Author(English)	Takaaki Nakagawa
出典(和文)	学位:博士(工学), 学位授与機関:東京工業大学, 報告番号:甲第12468号, 授与年月日:2023年3月26日, 学位の種別:課程博士, 審査員:真田 純子,中井 検裕,齋藤 潮,真野 洋介,藤田 康仁,出村 嘉史
Citation(English)	Degree:Doctor (Engineering), Conferring organization: Tokyo Institute of Technology, Report number:甲第12468号, Conferred date:2023/3/26, Degree Type:Course doctor, Examiner:,,,,,
学位種別(和文)	博士論文
Type(English)	Doctoral Thesis

東京工業大学博士論文

建築家・内田祥三の初期都市計画に関する研究
ー都市計画の実現に向けた技術の成立過程ー

2023 年 3 月

中川 嵩章

建築家・内田祥三の初期都市計画に関する研究
－都市計画の実現に向けた技術の成立過程－

目次

第1章 序論	 1
1-1. 研究の背景と目的	
1-2. 研究の方法と構成	
1-3. 既往研究の概括と本研究の位置づけ	
第2章 都市開発事業の史的潮流の概観	 13
2-1. 田園都市と住宅会社法検討の周辺	
2-2. 道路建設とその沿道に関する制度の周辺	
2-3. 小括	
第3章 内田祥三の人物史と都市計画観の大枠	 35
3-1. 内田祥三の人物史における対象事例の位置づけ	
3-2. 内田祥三の都市計画観の大枠	
3-3. 小括	
 <u>第1部 田園都市計画における事業の考案</u>	
第4章 田園都市計画の作成過程と施設配置	 49
4-1. 本章の目的と研究方法	
4-2. 住宅会社法の検討と田園都市計画の作成	
4-3. 田園都市計画の施設配置	
4-4. 海外の施設配置との関係	
4-5. 小括	

第5章 海外の田園都市の調査と事業化方法の考案 71

- 5-1. 本章の目的と研究方法
- 5-2. 広域での施設配置及び財政の仕組みの特徴
- 5-3. 海外の田園都市に関する手書きノートの特徴
- 5-4. 田園都市計画と手書きノートの共通点及び相違点
- 5-5. 小括

第2部 大阪北港株式会社経営地計画における官民連携事業

第6章 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考え 93

- 6-1. 本章の目的と研究方法
- 6-2. 内田祥三による図面の作成順序
- 6-3. 各図面の描写内容とその変遷
- 6-4. 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考え
- 6-5. 小括

第7章 官民連携による大阪北港開発事業の成立背景 113

- 7-1. 本章の目的と研究方法
- 7-2. 会社設立までの大阪北港の概況
- 7-3. 大阪北港開発事業における住友家の狙い
- 7-4. 大阪都市計画との関係とその背景
- 7-5. 小括

第3部 路線的商業地域における沿道の事業

第8章 路線的商業地域の計画思想と性質 137

- 8-1. 本章の目的と研究方法
- 8-2. 内田祥三の路線的商業地域の計画思想
- 8-3. 海外の路線的商業地域との関係
- 8-4. 東京の地域指定案作成過程における性質
- 8-5. 路線的商業地域の計画思想と性質
- 8-6. 小括

第9章 都市計画の実現に向けた技術の成立過程 167

- 9-1. 都市計画の実現に対する内田祥三の視座
- 9-2. 都市計画の実現に向けた技術の成立過程
- 9-3. 都市計画の実現に向けた技術の意義

第10章 結論 175

- 10-1. 本研究の成果
- 10-2. 結論

年表 183

学会発表論文一覧 191

謝辞

第 1 章 序論

1-1. 研究の背景と目的

(1) 研究の背景

都市計画が対象とする都市は、建築物、道路、公園、広場などの施設の集合体である。したがって、都市計画は、個々の施設ではなく、施設の集合体に関する課題に取り組んでいる。このとき、都市や地域の望ましい在り方を示すという意味での「計画力」が重要といえよう。その一方で、都市計画を実現するためには、個々の施設を建設する事業を実施していくという意味での「推進力」が必要となる。この「推進力」をもたらす要素、すなわち、事業を推進する要素としては、個々の施設の配置を示すこと、施設を建設する財政を成り立たせることに加えて、制度の整備や、関係主体の調整などが考えられる。

上記のように、「計画力」と「推進力」という概念を整理すると、都市計画には二つの流れがあり得ると見出せる。一つは、都市や地域の望ましい在り方を、個々の施設を建設する事業に落とし込む方向性、もう一つは、個々の施設を建設する事業に立脚して、よりスケールの大きな都市や地域の計画を立てる方向性である。この二つの流れが機能することによって、「計画力」と「推進力」を兼ね備えた都市計画に到達できると考えられる。反対に、この二つの流れが機能しない場合、都市や地域のビジョンだけを示して、それを実現する見通しが立たないという問題や、個々の事業が目的化して、都市や地域には悪影響を及ぼす問題が引き起こされ得る。

では、個々の施設を建設する事業を実施していくという「推進力」はいかに検討されてきたか、その成果として、都市計画の実現に向けた技術はいかに成立してきたか。これらを解き明かすことで、都市計画における「推進力」の在り方を考える足がかりとしたい。そのために本研究は、法定都市計画の成立期に立ち返り、建築家・内田祥三(1885-1972)の初期都市計画を主な研究対象とする。1919(大正 8)年 4 月に旧都市計画法・市街地建築物法が公布され、それを支えるものとして、日本の都市計画の技術はほぼ無かった状態から生まれたといわれている¹⁾。このとき、法定都市計画の制度の作成に携わった内田祥三は、建築家であることから、個々の施設を具体的に計画、建設することに強い関心があったと考えられる。したがって、内田祥三に着目することによって、法定都市計画の源流において建築の技術がもつ意義の一端、特に都市計画の「推進力」を生み出した側面を明らかにできるのではないだろうか。なお、内田祥三における「初期」は、1923(大正 12)年 9 月の関東大震災前の時期とする。関東大震災の復興事業では、財団法人同潤会などが特色ある事業を実施したため、そこで活躍した内田祥三の関東大震災前の視座を明らかにすることには、その先駆的な役割を把握するという人物史研究上の意義があるといえる。

(2) 研究の目的

(1)の背景を踏まえて、本研究は以下の三点を目的とする。

目的Ⅰ) 内田祥三による関東大震災前の田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画について、作成過程及び内容を明らかにする。

目的Ⅱ) Ⅰの計画を実現するための検討過程及び内容を明らかにする。

目的Ⅲ) ⅠとⅡから得られた知見をまとめて構造化することで、都市計画の実現に向けた技術の成立過程及び内容を明らかにする。

(3) 用語の定義

近年、渡辺俊一は都市計画の主体を三つに分類して、各々「政府の都市計画」、「企業の都市計画」、「NPOの都市計画」と整理している²⁾。このように、都市計画の主体が多様化していることを踏まえて、本研究では、主体を行政に限らずに「都市計画」という用語を使用する。そして、旧都市計画法・市街地建築物法などに基づく行政による都市計画を「法定都市計画」と呼ぶ。

同じく渡辺俊一は、「われわれの先達たちが作り上げてきたのは『都市計画技術』すなわち、第一義的に都市空間を対象とする『物的計画(physical planning)技術』であり、法制度はその実践の手段として位置づけるべき」と述べている³⁾。このような技術と制度の整理を踏まえて、本研究では、方法や手段に関する知見の総体として「技術」に着目する。具体的に、「都市計画の実現に向けた技術」を考えると、(1)で述べた通り、個々の施設の配置を示すこと、施設を建設する財政を成り立たせることに加えて、制度の整備や、関係主体の調整など、様々な要素を含んでいると予想される。

また、本研究では、旧都市計画法上の事業に限らず、一般的な開発行為の意で「事業」という用語を用いる。同様に、旧都市計画法上の施設に限らず、建築物、道路、公園、広場などの総称として「施設」という用語を使用する。

1-2. 研究の方法と構成

(1) 研究の方法

本研究の方法は、文献調査とし、内田祥三への人物史アプローチを基本とする。その理由は、同時代の計画や制度の事例を体系的にまとめることで、各事例単体からは分らない、その背景にある大きな視座を読み取ることができると考えられるからである。ただし、各事例分析には、内田祥三が直接的に関与していない事象を含めることによって、内田祥三の役割を明確にするとともに、都市計画の実現に向けた技術が成立してきた歴史の構造を解き明かすこととする。具体的には、事業を推進する要素である「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」に着目して、分析を進める。

本研究は、遺族から東京都公文書館に寄託された内田祥三関係資料を基礎資料とし、同資料内の一連の図面や資料に加え、これらが参照している当時の国内外の資料を追跡して、分析に使用する。内田祥三をはじめとする当時の有識者の考えや、関連する事象の過程及び内容を把握するためには、『都市公論』、『建築雑誌』といった専門誌や、新聞記事などを参照する。第7章では企業の沿革誌、第8章では都市計画東京地方委員会の議事録など、適宜様々な資料を使用し、それぞれの対応関係、時期関係を整理して読み解く。

(2) 研究の構成

本研究は、関東大震災前に内田祥三が携わり、都市計画の実現が検討された事例として、田園都市計画、大阪北港株式会社経営地計画、路線的商業地域の三つを取り上げ、これらの事例に対応した三部構成をとる(図-1)。

事例分析に先立って、まず第2章では、都市開発事業の史的潮流を概観し、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」という、事業を推進する要素を整理する。2-1では、田園都市計画及び大阪北港株式会社経営地計画と関連が深い、田園都市と住宅会社法検討について、2-2では、路線的商業地域と関連が深い、道路建設とその沿道に関する制度について、詳しく扱うこととする。次に第3章では、内田祥三の人物史を通観するとともに、都市計画観の大枠を把握する。第2章、第3章によって、本研究で扱う事例を位置づける。

続く第1部の田園都市計画と第2部の大阪北港株式会社経営地計画は、どちらも内田祥三が図面を作成した事例で、東京と大阪の各都市計画区域と計画敷地の位置関係は図-2⁴⁾、⁵⁾の通りである。凡そ第4章、第6章が目的Ⅰに、第5章、第7章が目的Ⅱに対応するように、各部を二つの章に分割している。

第1部、第2部で、特徴として主要道路沿いの商店がみられたため、第3部では、その形状が共通する用途地域制の路線的商業地域に着目する。これは道路沿いに商店を建設するための法定都市計画制度であると考えられ、主に目的Ⅱに対応する。

最後に、第9章において、第1部から第3部の事例分析から得られた知見を体系的、構造的にまとめることで、目的Ⅲを達成する。

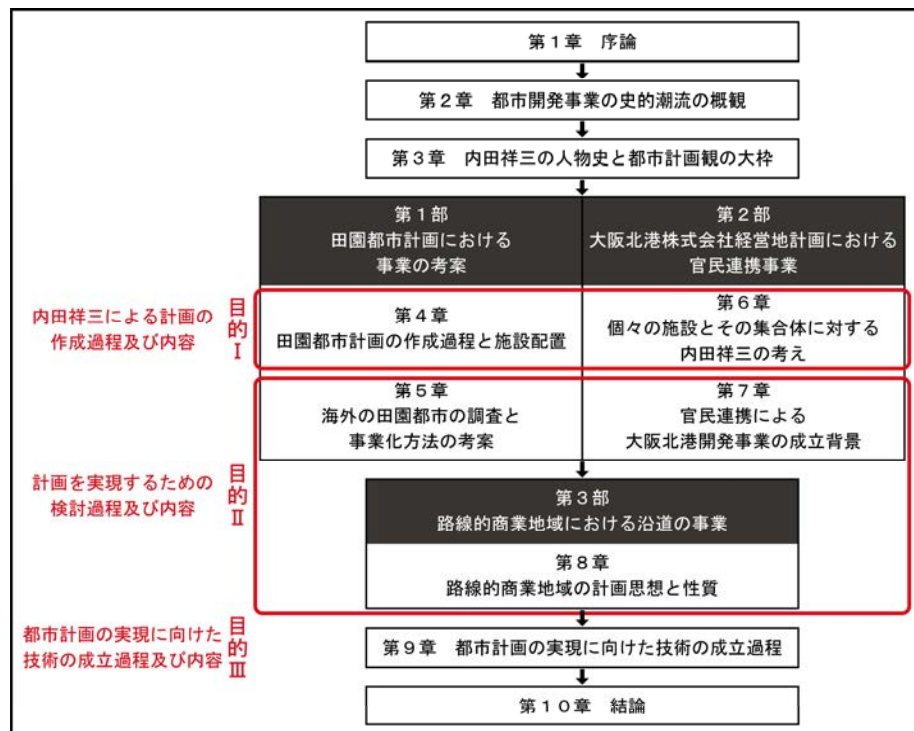


図-1 研究の構成

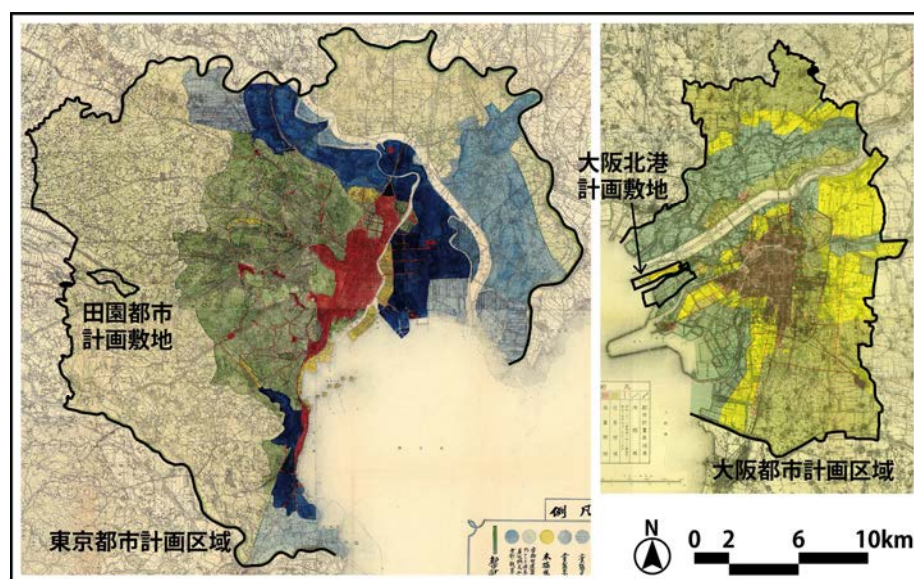


図-2 都市計画区域と計画敷地の位置関係

1-3. 既往研究の概括と本研究の位置づけ

(1) 「計画力」と「推進力」に関連する都市計画の潮流

まず、渡辺俊一が検証している「一元化テーゼ」は、都市問題と住宅問題を一元的に解決するという観念であり、全体としての都市をよくすることと、個々の住宅を建てることの関係に着目している⁶⁾。同じく渡辺俊一は、旧都市計画法の体制において、多種多様な都市施設の建設予定を計画調整する内務省の「事務」官僚群に対し、それを補う土木・建築・公園という構築系三分野の「技術」官僚群が形成されたこと、旧都市計画法は、微力な「規制」技術との対比において、「事業」技術中心の状況となり、都市の「事業・規制」全体の空間関係が「都市計画図」に図示され、「計画」技術が進化したことを整理している⁷⁾。また、中井検裕は、都市計画法制の変遷を追う中で、都市計画はまず実現手段から発展し、やがて後追的にマスタープランの充実が図られてきたこと、都市計画は大原則として、都市全体の視点からの計画という性格を有しているが、その後の法制の変化は、この空間がより小さくなる方向へとシフトしていることを指摘している⁸⁾。これらに対して本研究は、法定都市計画の源流において、事業を実施していく「推進力」が検討され、都市計画の実現に向けた技術が成立してきた過程を、各事例の関係に着目しながら動態的かつ総体的に把握するとともに、その中で建築の技術がもつ意義の一端を明らかにするものである。

(2) 田園都市と住宅会社法検討

第1部で扱うイギリスの田園都市については、William Ashworthの著書⁹⁾、西山八重子の著書¹⁰⁾、中心人物の人物史をまとめたGordon E. Cherry編の著書¹¹⁾、Raymond Unwinに関するMervyn Millerの著書¹²⁾と西山康雄の著書¹³⁾、その先駆け・実験場としての19世紀イギリスの工業村に関する石田頼房の研究¹⁴⁾などが挙げられる。特に、都市開発事業における「施設を建設する財政」面においては、Letchworth Garden Cityの財政状況と仕組みを詳細に分析した菊池威の著書¹⁵⁾がある。

日本における田園都市の受容については、西山康雄の著書¹⁶⁾、真田純子の研究¹⁷⁾、¹⁸⁾の他に、内務省地方局に関する渡辺俊一の研究¹⁹⁾と村上暁信の研究²⁰⁾、関一の理解に関する河野康治の研究²¹⁾、飯沼一省の理解に関する村上暁信の研究²²⁾などが挙げられる。さらに、田園都市の潮流に影響を受けた田園都市株式会社に関する渡辺俊一の研究²³⁾や、郊外住宅地の系譜に関する研究²⁴⁾、²⁵⁾、²⁶⁾があり、これらと本研究で扱う事例は、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」の両方の観点に関連している。本研究は、それぞれの観点において、内田祥三の田園都市に対する理解と、独自に考案した部分を明確にするものと位置づけられる。

同じく第1部で扱う住宅会社法検討を含む、大正期の都市・住宅政策については、福岡峻治の著書²⁷⁾及び研究²⁸⁾、本間義人の著書²⁹⁾、³⁰⁾などが代表的である。これらの中で、住宅会

社法及び住宅組合法の形成過程や、住宅会社法によって「一団地ノ住宅経営」を目指していたことなどが詳細に論じられている。これらに対して本研究は、内田祥三による物的な計画との関係から、制度の形成過程を明らかにする点に新規性がある。

(3) 大阪の都市計画

第2部で扱う大阪の都市計画については、芝村篤樹の著書³¹⁾の他に、都心の土地所有に関する名武なつ紀の著書³²⁾、1928(昭和3)年の総合大阪都市計画に関する岡山敏哉の研究³³⁾、総合大阪都市計画の公園計画に関する八尾修司らの研究³⁴⁾、河川の内港化に関する伊藤敏雄の研究³⁵⁾、大阪築港・淀川改修・大阪市新市街設計が一連の事業であったことを示した山田幸長らの研究³⁶⁾、山口半六による「大阪市新設市街設計」の影響に関する木方十根・吉本晃城の研究³⁷⁾など、各分野での蓄積がある。本研究は、民間の土地会社である大阪北港株式会社の経営地計画と、大阪市の法定都市計画との関係を明らかにするものである。

企業による地域開発の歴史については、社宅街の事例をまとめた社宅研究会編著の書籍³⁸⁾がある。特に中野茂夫の著書³⁹⁾では、野田・倉敷・日立を事例として、企業の工業開発と都市計画の関係が明らかにされている。また、同時代の大阪の土地会社については、和田康由・寺内信によって関西土地株式会社⁴⁰⁾や大阪住宅経営株式会社⁴¹⁾などが研究されている。これらに対して、大阪北港株式会社の事例は、広域の港湾開発と関係する点で特徴的である。港湾開発は、工事の規模が大きく、長期間にわたるため、この計画の実現が検討された過程は、大規模な都市開発を推進していく際に参考になると考えられる。

大阪北港株式会社経営地計画については、計画の一部が貸家として実現した西島町⁴²⁾及び春日出町住宅⁴³⁾に関する研究があるが、どちらも計画の全容には言及していない。名武なつ紀⁴⁴⁾は、1932(昭和7)年から1943(昭和18)年の『期末諸表』を基礎資料に用いて、不動産経営を具体的に分析しているが、会社設立期の開発計画に関する叙述は、主として社史⁴⁵⁾に依拠するにとどまる。その他には、旗手勲の著書⁴⁶⁾の中で、大阪北港株式会社の不動産経営について一部述べられているが、いずれの研究においても、内田祥三の経営地計画や、大阪市の法定都市計画との関係、さらに、これらを組み合わせることによって分かる全容と狙いは明らかにされておらず、こうした分析の切り口に本研究の独自性がある。

(4) 法定都市計画制度

第3部で扱う法定都市計画制度については、その全体像を示した石田頼房の著書⁴⁷⁾や、計画標準を含む計画技術に関する杉田早苗の研究⁴⁸⁾の他に、地帯収用(超過収用)に関する鈴木栄基の研究⁴⁹⁾と秋本福雄の研究⁵⁰⁾、受益者負担に関する小林啓祐の研究⁵¹⁾、建築線に関する

石田頼房・池田孝之の著書⁵²⁾、高さ制限に関する大澤昭彦の著書⁵³⁾など、個別の制度が研究されている。これらに対して本研究は、制度が目指していた施設の配置を、内田祥三による計画及び言説から復元しようとする点に独自性がある。

特に用途地域制については、アメリカを対象とした渡辺俊一の著書⁵⁴⁾、東京における沿革を明らかにした堀内享一の著書⁵⁵⁾、規定の検討経緯を通観した岡辺重雄の研究⁵⁶⁾などがある。石田頼房⁵⁷⁾は、日本の用途地域制が直接手本にしたのは、どこの国の制度であったかは不明だが、New York の 1916 年総合的地域条例だという説があるということ、日本の用途地域制は工業の立地制限を主たる目標にしたものであり、アメリカの用途地域やドイツの郊外地建築令のように住居環境の保全・向上を保障するものではないことを指摘している。

ところが、用途地域制における路線的商業地域を主題とした研究は少ない。真田純子⁵⁸⁾は、戦前期都市計画の全国的な調査をおこない、全国の都市では広幅員の幹線的な道路沿いを商業地にしようとしていたと述べている。武市賢人・真田純子⁵⁹⁾は、六大都市の中で一番早く 1924(大正 13)年 3 月に都市計画決定した京都よりも前に、東京では関東大震災前の 1923(大正 12)年 8 月に地域指定案が一度議決していて、そこで路線的商業地域が採用されていたこと、当時、都市計画に関わっていた人物の内、内田祥三のみが路線的商業地域について言及していたことを指摘している。本研究は、武市賢人・真田純子の指摘を参考に、内田祥三と路線的商業地域に着目して、内田祥三の言説から路線的商業地域の計画思想を読み取る。さらに、東京の地域指定案作成過程における性質と比較をおこない、制度作成段階から計画段階に至る最初期の過程をみる点に独自性がある。

(5) 内田祥三の都市計画

内田祥三の田園都市計画について言及した既往研究としては、渡辺俊一の著書⁶⁰⁾、西山康雄の著書⁶¹⁾、大月敏雄の記事⁶²⁾、『内田祥三先生作品集』⁶³⁾が挙げられる。渡辺俊一は、Ebenezer Howard がもっとも意を用いた都市の建設・経営にともなう開発利益の還元問題を理解し、受け入れた最初の日本人が内田祥三であったと指摘している。大月敏雄は、日本において具体的な田園都市の計画が発表されたのは、福田重義による 1919(大正 8)年 7 月の「東京市営住宅と其一例」が一番目、内田祥三によるものが二番目ではないかと述べた上で、両者のスケールや施設などを比較している。しかしながら、いずれの研究においても、論拠としては田園都市計画の概要を述べるにとどまっていて、図面の作成過程や細かな施設配置を具体的に検討しておらず、本研究はそれらを明らかにする点で独自性がある。さらに、本研究は、海外の田園都市に関する内田祥三の手書きノートと比較をおこなうことで、海外の影響及び内田祥三が独自に考案した部分を明らかにする。

内田祥三の大阪北港株式会社経営地計画については、『内田祥三先生作品集』⁶⁴⁾で、正蓮寺川以北の図面 1 枚とその概要が、1921(大正 10)年頃の計画として紹介されるにとどまる。本

研究は、正蓮寺川以南を含めて計画の全容を把握する点、内田祥三の言説と併せて施設配置の考えを分析する点に独自性がある。

その後の内田祥三の都市計画については、個別の事例研究があり、1910年代後半から1930年代後半にかけての東京帝国大学本郷キャンパス計画⁶⁵⁾、日立製作所の社宅街造成に向けて1935(昭和10)年から1939(昭和14)年までに作成した住宅地計画及び工業都市計画⁶⁶⁾、本多静六らと参画した1939(昭和14)年から1942(昭和17)年までの名古屋帝国大学学園計画⁶⁷⁾、高山英華、内田祥文らと1938(昭和13)年に計画した大同都市計画⁶⁸⁾などの事例が扱われている。内田祥三が理事を務めた同潤会については、佐藤滋の著書⁶⁹⁾、佐藤滋らの著書⁷⁰⁾、真野洋介の研究⁷¹⁾、内田青蔵の著書⁷²⁾が代表的である。これらに対して本研究は、関東大震災前の計画及び制度、その背景にある考えを、体系的、構造的にまとめる点で独自性がある。そして、関東大震災後の都市計画につながる起源を明らかにするものと位置づけられる。

また、村松貞次郎の『日本建築家山脈』⁷³⁾では、内田祥三の後日談や人物関係などが紹介されているため、適宜参照することとする。

参考文献

- 1) 渡辺俊一：日本都市計画技術の史的検証 ―将来展望への理論的基礎作業として、都市計画の構造転換 整・開・保からマネジメントまで、pp. 76-87, 鹿島出版会, 2021.
- 2) 前掲 1)
- 3) 前掲 1)
- 4) 市政専門図書館所蔵：東京都市計画地域指定参考図, 1919.
- 5) 市政専門図書館所蔵：大阪都市計画地域指定参考図, 1925.
- 6) 渡辺俊一：「都市計画」の誕生 ―国際比較からみた日本近代都市計画―, pp. 187-203, 柏書房, 1993.
- 7) 前掲 1)
- 8) 中井検裕：公共性の変容と都市計画法制の変遷, 都市計画の構造転換 整・開・保からマネジメントまで, pp. 34-43, 鹿島出版会, 2021.
- 9) William Ashworth, 下總薫監訳：イギリス田園都市の社会史 近代都市計画の誕生, pp. 139-168, 御茶の水書房, 1987.
- 10) 西山八重子：イギリス田園都市の社会学, ミネルヴァ書房, 2002.
- 11) Gordon E. Cherry 編, 大久保昌一訳：英国都市計画の先駆者たち, 学芸出版社, 1983.
- 12) Mervyn Miller : Raymond Unwin: Garden Cities and Town Planning, Leicester University Press, 1992.
- 13) 西山康雄：アンウィンの住宅地計画を読む ―成熟社会の住環境を求めて―, 彰国社, 1992.
- 14) 石田頼房：19 世紀イギリスの工業村 ―田園都市理論の先駆け・実験場としての工業村：三つの典型例―, 総合都市研究, No. 42, pp. 121-149, 1991.
- 15) 菊池威：田園都市を解く ―レッチワースの行財政に学ぶ―, 技報堂出版, 2004.
- 16) 西山康雄：日本型都市計画とはなにか, pp. 81-101, 学芸出版社, 2002.
- 17) 真田純子：田園都市の日本における理解にみる「都市の過大化」問題に関する研究, 土木史研究講演集, Vol. 31, pp. 1-7, 2011.
- 18) 真田純子：ハワードの田園都市と日本での理解 ―見過ごされていた視点とこれからの展望, 都市計画, Vol. 71, No. 6, pp. 32-35, 2022.
- 19) 渡辺俊一：日本的田園都市論の研究(2)：内務省地方局有志(編)『田園都市』(明治 40 年)をめぐって, 都市計画論文集, Vol. 13, pp. 283-288, 1978.
- 20) 村上暁信：明治期の内務省地方局におけるハワード“Garden City”論の受容に関する研究, 農村計画学会誌, Vol. 18, pp. 13-18, 1999.
- 21) 河野康治：関一の田園都市思想の変遷に関する研究 高等商業学校教授時代から大阪市助役時代まで, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 81, No. 727, pp. 1949-1957, 2016.
- 22) 村上暁信：飯沼一省の「田園都市論」解釈に関する研究, 農村計画学会誌, Vol. 19, pp. 193-198, 2000.
- 23) 渡辺俊一：日本的田園都市論の研究(1)：田園都市株式会社(1918-28)の場合, 都市計画論文集, Vol. 12, pp. 151-156, 1977.
- 24) 山口廣編：郊外住宅地の系譜 東京の田園ユートピア, 鹿島出版会, 1987.
- 25) 西山卯三：すまい考今学 ―現代日本住宅史, 彰国社, 1989.
- 26) 片木篤, 藤谷陽悦, 角野幸博編：近代日本の郊外住宅地, 鹿島出版会, 2000.

- 27) 福岡峻治：東京の復興計画 ―都市再開発行政の構造，pp. 37-40，日本評論社，1991.
- 28) 福岡峻治：近代日本の都市政策の形成と都市行政の諸問題，総合都市研究，No. 50，pp. 79-91，1993.
- 29) 本間義人：現代都市住宅政策，三省堂，1983.
- 30) 本間義人：内務省住宅政策の教訓 ―公共住宅論序説―，御茶の水書房，1988.
- 31) 芝村篤樹：日本近代都市の成立 ―1920・30年代の大阪―，松籟社，1998.
- 32) 名武なつ紀：都市の展開と土地所有 明治維新から高度成長期までの大阪都心，日本経済評論社，2007.
- 33) 岡山敏哉：昭和3年の「総合大阪都市計画」の計画属性と歴史的的位置付けに関する研究，都市計画論文集，Vol. 35，pp. 73-78，2000.
- 34) 八尾修司，山口敬太，川崎雅史：総合大阪都市計画(1928年)における公園系統計画の成立 ―大屋霊城の役割とその計画思想の反映―，都市計画論文集，Vol. 51，No. 3，pp. 1152-1159，2016.
- 35) 伊藤敏雄：大正・昭和初期大阪市内三河川の内港化，交通史研究，Vol. 64，pp. 45-64，2007.
- 36) 山田幸長，出村嘉史，木方十根：大阪築港・淀川改修・大阪市新市街設計による近代港湾都市建設構想，土木学会論文集D2(土木史)，Vol. 77，No. 1，pp. 121-132，2021.
- 37) 木方十根，吉本晃城：大阪築港埋立地の市街地形成にみる山口半六「大阪市新設市街設計」の影響，日本建築学会計画系論文集，Vol. 88，No. 803，pp. 350-359，2023.
- 38) 社宅研究会編著：社宅街 企業が育んだ住宅地，学芸出版社，2009.
- 39) 中野茂夫：企業城下町の都市計画 ―野田・倉敷・日立の企業戦略，筑波大学出版会，2009.
- 40) 和田康由，寺内信：戦前期における土地会社の住宅地経営 ―関西土地株式会社の場合―，日本建築学会計画系論文集，Vol. 62，No. 499，pp. 155-162，1997.
- 41) 和田康由，寺内信：山岡順太郎と大阪住宅経営株式会社，日本建築学会計画系論文集，Vol. 61，No. 486，pp. 167-176，1996.
- 42) 和田康由：戦前期関西における土地会社の活躍 ―大阪北港(株)の場合―，日本建築学会学術講演梗概集F-1，都市計画，建築経済・住宅問題，pp. 111-112，2003.
- 43) 加藤貴子，藤谷陽悦：大阪北港株式会社による住宅経営 ―春日出住宅地―，日本建築学会学術講演梗概集F-2，建築歴史・意匠，pp. 281-282，2005.
- 44) 名武なつ紀：戦前期における大阪の都市形成と住友 ―大阪北港株式会社を中心に―，住友史料館報，No. 38，pp. 201-228，2007.
- 45) 住友商事株式会社社史編纂室編：住友商事株式会社史，pp. 59-68，住友商事株式会社，1972.
- 46) 旗手勲：三菱財閥の不動産経営，pp. 291-298，日本経済評論社，2005.
- 47) 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003，自治体研究社，2004.
- 48) 杉田早苗：東京の近代都市計画にみる計画技術の成立，東京工業大学博士論文，2003.
- 49) 鈴木栄基：日本近代都市計画史における超過収用制度に関する研究，東京大学博士論文，1991.
- 50) 秋本福雄：「超過収用」再考：関一・池田宏へのドイツ・アメリカの影響とその後，都市計画論文集，Vol. 50，No. 3，pp. 1238-1243，2015.
- 51) 小林啓祐：戦間期大阪市都市計画事業費における受益者負担導入の意義と限界，比較都市史研究，Vol. 36，No. 2，pp. 33-48，2017.
- 52) 石田頼房，池田孝之：「建築線」計画から地区計画への展開，東京都立大学都市研究センター，1984.
- 53) 大澤昭彦：高さ制限とまちづくり，学芸出版社，2014.
- 54) 渡辺俊一：比較都市計画序説 ―イギリス・アメリカの土地利用規制―，pp. 184-199，三省堂，1985.
- 55) 堀内享一：都市計画と用途地域制 ―東京におけるその沿革と展望―，西田書店，1978.

- 56) 岡辺重雄：旧都市計画法、市街地建築物法での用途地域制の再考 —1918年9月の都市計画法案要項を端緒とした検討経緯の通観—, 都市計画論文集, Vol. 55, No. 1, pp. 67-78, 2020.
- 57) 前掲 47), pp. 103-109
- 58) 真田純子：戦前期都市計画における路線的商業地域指定について, ランドスケープ研究, Vol. 76, No. 5, pp. 639-644, 2013.
- 59) 武市賢人, 真田純子：戦前期都市計画における路線的商業地域の起源, 土木史研究講演集, Vol. 35, pp. 159-163, 2015.
- 60) 前掲 6), pp. 197-198
- 61) 前掲 16), p. 93
- 62) 大月敏雄：まちなみ図譜・文献逍遙其ノ十「大都市に於ける住宅の補給策」, 家とまちなみ, Vol. 28, No. 1, pp. 48-52, 2009.
- 63) 内田祥三先生眉寿祝賀記念作品集刊行会編：内田祥三先生作品集, pp. 160-161, 鹿島研究所出版会, 1969.
- 64) 前掲 63), pp. 162-163
- 65) 常松祐介：東京帝国大学本郷キャンパスにおける内田祥三による折衷表現の成立と展開 内田祥三と岸田日出刀の協働による意匠設計, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 86, No. 782, pp. 1262-1271, 2021.
- 66) 中野茂夫, 小山雄資, 不破正仁, 中島伸：戦時下における日立製作所の社宅街と内田祥三の住宅地計画 日立製作所日立工場・多賀工場・水戸工場の社宅街を事例に一, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 80, No. 708, pp. 441-451, 2015.
- 67) 木方十根：創設期名古屋帝国大学の学園計画, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 69, No. 577, pp. 181-188, 2004.
- 68) 前掲 47), pp. 163-165
- 69) 佐藤滋：集合住宅団地の変遷 —東京の公共住宅とまちづくり—, 鹿島出版会, 1989.
- 70) 佐藤滋, 高見澤邦郎, 伊藤裕久, 大月敏雄, 真野洋介：同潤会のアパートメントとその時代, 鹿島出版会, 1998.
- 71) 真野洋介：関東大震災復興期における財団法人同潤会を中心とした住環境整備プロセスに関する研究, 早稲田大学博士論文, 2000.
- 72) 内田青蔵：同潤会に学べ 住まいの思想とそのデザイン, 王国社, 2004.
- 73) 村松貞次郎：日本建築家山脈(復刻版), pp. 45-85, 鹿島出版会, 2005.

第 2 章 都市開発事業の史的潮流の概観

2-1. 田園都市と住宅会社法検討の周辺

本節では、第1部の田園都市計画と第2部の大阪北港株式会社経営地計画と関連が深い、田園都市と住宅会社法検討について、史的潮流を概観する。

(1) 田園都市の周辺

i) イギリスの田園都市

Ebenezer Howard は、1898年の『To-Morrow: A Peaceful Path to Real Reform』で田園都市を提唱した。その第2版である、1902年の『Garden Cities of To-Morrow』¹⁾では、図-1の diagram が提案されている。ここでは、32,000人の人口が想定されていて、5,000 acresの農地が1,000 acresの市街地を囲んでいる。Ebenezer Howardは、完全な農地6,000 acresを1acreあたり£40、合計£240,000で購入し、購入資金は、平均金利4%を超えない担保付き債券の発行によって調達することとした。そして、紳士4名が担保付き債券の担保として敷地を持ち、さらにはそれを住民のために信託財産として持つと述べている。すべての地代は信託管理人に支払われ、彼らはそこから債券の金利と元本返済用積立金を支払って、残金をその新しい自治体の中央評議会に渡し、そのお金を使って委員会は必要とされる道路、学校、公園その他の公共施設すべての建設と維持管理をおこなう仕組みであった²⁾。このように、本来の田園都市は、農地に囲まれて独立した都市を開発する事業であり、インフラの建設と維持管理までを事業に含み、土地は公有するものであった。Ebenezer Howardの理想のもと、実際に建設された Letchworth Garden City と Welwyn Garden City については、第5章で詳述する。

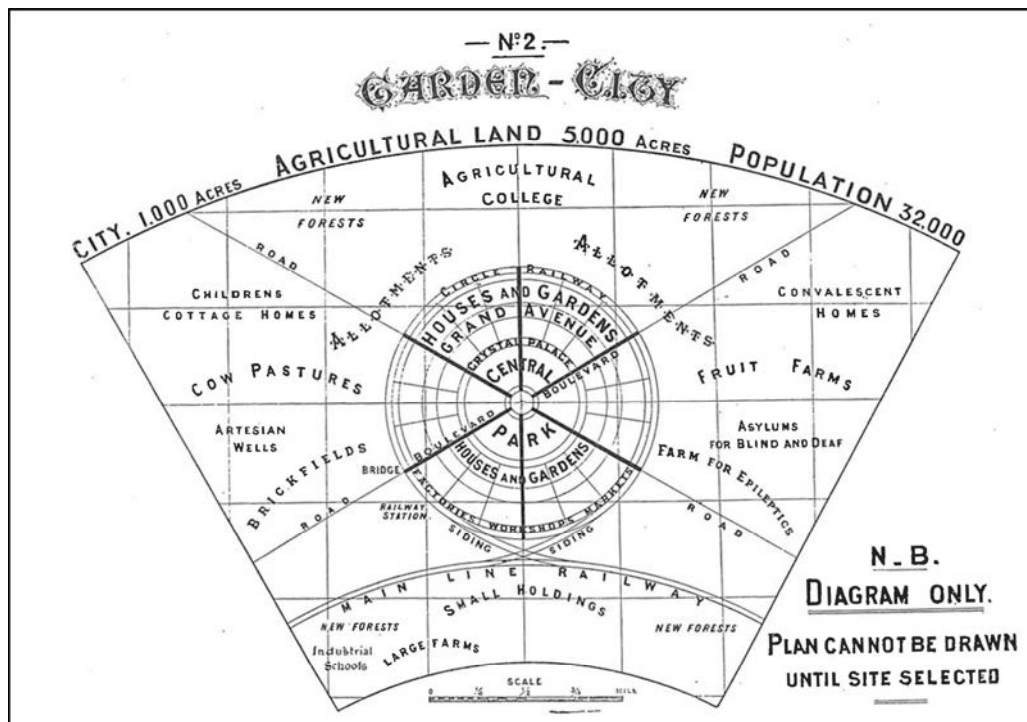


図-1 Ebenezer Howardによる田園都市のdiagram

Ebenezer Howard による田園都市の理想を具象化し、建築家として良好な住環境を設計した人物に、Raymond Unwin がいる。Letchworth Garden City の他に、1907 年建設開始の Hampstead Garden Suburb は、Raymond Unwin の「敷地計画技法の完成物」といわれていて、慈恵家 Dame H. Barnett の夢に、Raymond Unwin が具体的な形を与え、自由主義者 Henry Vivian が住宅地建設の方法を示した³⁾。これらの設計技法は、1909 年の『Town Planning in Practice』⁴⁾にまとめられている。そして、1912 年の『Nothing Gained by Overcrowding!』⁵⁾では、囲み型住宅を提案し、これには社会的な小集団を形成する意図があったといわれている⁶⁾。

このような田園都市論の前史をみると、まず、イギリス New Lanark の綿工場の工場主であった Robert Owen が、1816 年に農業と工業が結合した共同社会の提案をおこなった。この町には 1,200 人の労働者を収容し、各人に周辺農地を 1 acre ずつ与え、失業のない自給自足的な共同生活を営ませようとするものであった⁷⁾。次に、James S. Buckingham が、1849 年に Victoria という全く新しい町を建設する公社設立の詳細な提案をおこなった。この町は、1 mile 四方、人口は 10,000 人を超えず、10,000 acres の土地に囲まれていて、人口に自然増がある場合は町を拡大させるのではなく、同じような居住地を新しく建設することとした⁸⁾。続いて、工業村での実践があり、代表的な例としては、Bradford の織物業者が 1850 年代から 1870 年代の始めにかけて建設した Saltaire、石鹼製造の Lever 兄弟会社が 1888 年から 1938 年にかけて Liverpool 郊外に建設した Port Sunlight (図-2)⁹⁾、チョコレート製造の事業を父から受け継いだ George Cadbury が 1879 年の工場拡張移転にあたって Birmingham 郊外に建設した Bournville など挙げられる¹⁰⁾。このように、独立した都市を開発する事業が、理論的にも実践的にも試行されていた。

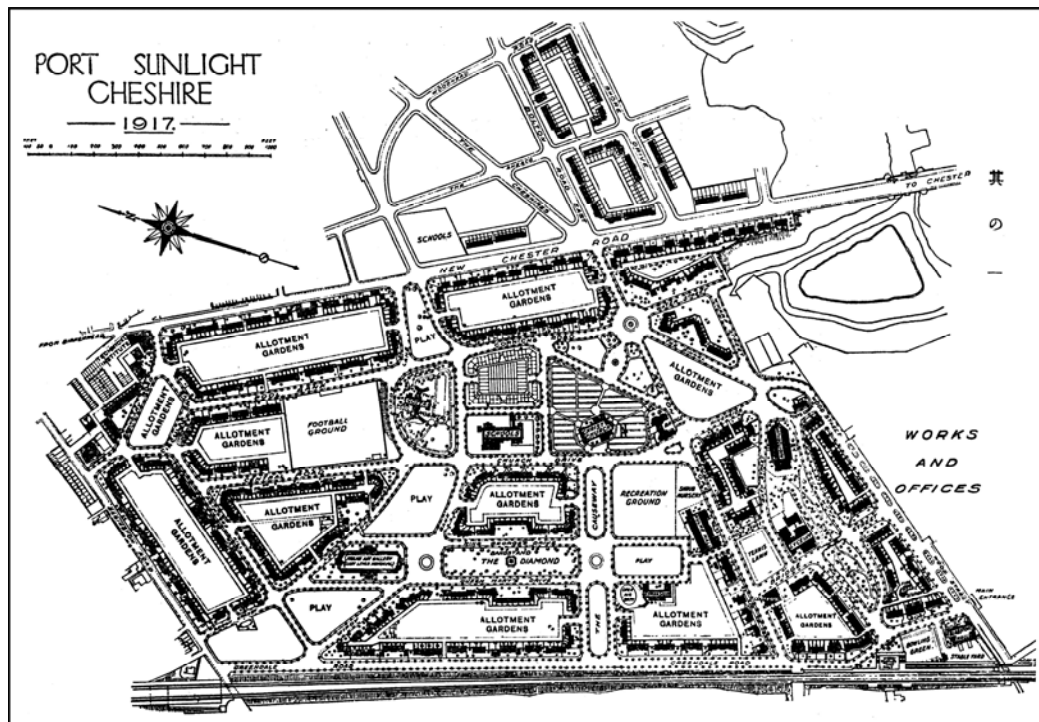


図-2 Port Sunlightの全体図

ii) アメリカの近隣住区

その一方、アメリカでは、Clarence A. Perry が 1920 年代に近隣住区理論を体系化した。Clarence A. Perry に直接的な影響を与えたとみられるものには、次の 3 点が指摘されている。一つ目は、社会学者 Charles H. Cooley の理論であり、Clarence A. Perry は、近隣あるいは地区コミュニティが家族を超えた、社会的価値のある最初の集団(第一次集団)として、若い世代の性格の成長と安定に重要な役割を果たしている点に注目した。二つ目は、イギリス発祥の「セツルメント運動」がアメリカへ伝えられ、それがヒントになって 1910 年代に生まれた「コミュニティセンター運動」である。三つ目は、イギリスの田園都市運動の影響で New York 郊外に建設された Forest Hills Gardens であり、Clarence A. Perry は 10 年にわたってここに居住した¹¹⁾。つまり、Clarence A. Perry は、イギリスの田園都市の潮流に一部、影響を受けたといえる。Clarence A. Perry による近隣住区理論の内容は、1929 年に刊行された『ニューヨークとその周辺の地域調査』双書全 8 巻の第 7 巻『近隣とコミュニティの計画』に全貌をみせており、Clarence A. Perry は、近隣住区の物理的形態を、次の 6 つの原則にまとめている¹²⁾。

1. 規模 一つの小学校を必要とする人口の大きさ。実際のひろがりは人口密度によるが、当時のニューヨークの平均的郊外住宅地では半径 1/4 マイル、約 160 エーカー。
2. 境界 周囲はすべて十分な幅員の幹線道路で画される。住区の通過交通の排除が目的である。
3. オープンスペース 住区の需要に見合う公園・リクリエーションの用地を計画する。独立住宅の場合、住区の約 10%。
4. 住区施設用地 中心部のコモンの周囲に、小学校・教会・コミュニティビルディング等を配置する。
5. 商店 人口に見合う商店群を、住区周囲の交差点近くに、隣接住区のそれと近接する形で 1 か所以上配置する。
6. 内部街路 街路網は、格子状パターンをやめ、住区内の動きを容易にし、かつ通過交通を排除するように計画する。

このように、独立した都市を開発する事業とは別に、より小さな住区の視点から、計画手法が体系化されていた。

iii) 日本における田園都市

日本においては、1907(明治 40)年の内務省地方局有志編『田園都市』¹³⁾によって、田園都市の理論が広く紹介された。ただし、この『田園都市』の有力情報源となったのは、Ebenezer Howard ではなく、Alfred R. Sennett であったといわれている¹⁴⁾。また、「田園都市」という語は、“Garden City”の訳語ではなく、「泰西諸国の趨勢」を表す語として用いられていて、Ebenezer Howard はその先駆的なものとして位置づけられているにすぎなかったと指摘されている¹⁵⁾。

こうして日本で紹介された田園都市の世界的な潮流は、日本の有識者にも影響を与え、都市の無秩序な拡大を問題として、様々な形態の都市モデルが提唱された。

黒谷了太郎は、1922(大正 11)年に『山林都市』を発表し、都市集中を避けて、山林に新しい町、すなわち、「新理想都市」を築造することを提案した¹⁶⁾。黒谷了太郎にとっての「山林都市」の重点は、フォーム(外形)ではなく、都市開発の動機が社会事業であるかどうかの「精神」であり、これは「自治政の倫理化」を求めているかどうかであると考えられることが指摘されている¹⁷⁾。

関一は、1913(大正 2)年の「花園都市ト都市計畫」で、イギリスの「花園都市」、「花園近郊」、「花園村落」を紹介した¹⁸⁾。そして、1923(大正 12)年の『住宅問題と都市計畫』では、将来の都市モデルを「中央部の大中心點並に其周圍に存在する住居地域と、更に其周圍に小中心點に集まる集團とより成り立ち、住宅地又は工場地とが有機的組織的に結付けられたる一大有機組織を有つたもの」として、Ebenezer Howard や Raymond Unwin に影響を受けたことを明言している¹⁹⁾。関一の長期間にわたる著作を分析した研究では、特に 1921(大正 10)年あたりが大きな転換期になっていて、「田園都市」と「田園郊外」を明確に分け、日本とりわけ大阪の実情を考えると「田園郊外」を、そして「工業村」、関一の言葉でいう「ガーデン・ビレッジ」を推奨し研究するべきであると強調したことが明らかにされている²⁰⁾。

飯沼一省は、1927(昭和 2)年の『都市計畫の理論と法制』で、田園都市論及び地方計画論を主張する立場をとり、これらは、都市の建物がある部分を緑地帯によって圍繞し、衛星都市を作って人口を分散させるものであると紹介した²¹⁾。こうした計画理念は、欧米都市計画に影響を受けたものであった一方で、飯沼一省の小都市—地方—国土という思想は、欧米の影響によるものではなく、広域的な視点から田園都市論を捉える先駆的な理念であったといわれている²²⁾。

(2) 住宅会社法検討の周辺

i) 住宅会社法の検討

田園都市の建設は、有識者の間だけではなく、制度上でも検討されていた。まず、1919(大正 8)年 4 月の旧都市計画法²³⁾と、同年 11 月のその施行令²⁴⁾では、次のように定められた。

都市計画法(1919 年 4 月 4 日公布) 第十六條

道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得

都市計画法施行令(1919 年 11 月 27 日公布) 第二十一條

鐵道、軌道、運河、水道、下水道、土地區劃整理、運動場、一團地ノ住宅經營、市場、屠場、墓地、火葬場及塵埃焼却場ハ都市計画法第十六條第一項ノ規定ニ依リ之ヲ指定ス

このように、旧都市計画法上の都市計画施設として「一團地ノ住宅經營」が明記された。そして、内務官僚を中心に 1917(大正 6)年に設立、以降の都市・住宅政策をになうパイオニアを中核とする集団であった都市研究会²⁵⁾は、1919(大正 8)年 8 月 26 日に、以下の「都市住宅政策要綱」を議定した²⁶⁾。

第一、建築敷地の造成

一、區画整理の奨励

- イ、行政廳は委託に應じ設計の任に當る事
- ロ、整理費(地均し及地區内道路下水の設備費等)に對する公共團體の補助
- ハ、前二項の費用に對する國庫の補助

二、間地の利用

- イ、官公有地及私有地の開發
- ロ、土地増價税及間地稅の新設

三、宅地面積最大限の制度

第二、交通機關の設備

一、道路の修築

- イ、道路計畫の確立
- ロ、道路工費に對する國庫の補助

二、電車の敷設と割引の制度

三、市外通信機關を市内と同様ならしむる事

第三、上下水道の完成

- 一、水道敷設費に對する低利資金の供給
- 二、下水幹線築造費に對する國庫の補助(二分の一以上)

第四、電氣及瓦斯の供給

第五、住宅の建築及建築事業の保護

一、中産階級以下の住宅經營を目的とする建築會社の設立

- イ、資金
 - (一) 株主の出資 (二) 公共團體の出資 (三) 低利資金の供給 (四) 資金の運用に依る利益 (五) 小額債券の募集權の認許(資本金の三倍以内)
- ロ、配當の制限(八厘以内)と國又は公共團體の保證(六厘以内)
- ハ、税及登記料等の減免

二、建築組合の設置

- イ、低利資金の供給
- ロ、國又は公共團體の保證
- ハ、税及登記料等の減免

三、公共團體の住宅供給

四、官公署會社銀行等の其の使用人に對する住宅供給

五、規格の統一を圖り公共團體又は建築會社をして木工場を經營せしむる事

- 六、御料林又は國有林より木材の拂下を受くる事
- 七、建築材料の運送に對し特別の便宜を與ふる事
- 八、一般小住宅に對する租税の減免

第六、住宅に關する行政

- 一、住居法の制定
- 二、住宅の監督
- 三、都市住宅局の新設

この要綱は、のちに「住宅政策の体系化の萌芽」であつたといわれるもので²⁷⁾、「第五、住宅の建築及建築事業の保護」の中に、「中産階級以下の住宅經營を目的とする建築會社の設立」と「建築組合の設置」が明記されている。佐野利器は「都市住宅政策要綱」の説明で、建築会社、すなわち住宅会社の設立について、「第一の建築敷地の造成と共に此政策の眼目の一つ」、「住宅問題の中心をなす所の中産階級以下の住宅經營を目的とする建築會社設立を奨励しない事には、澤山の住宅を造るの目的は達せられない」、建築組合、すなわち住宅組合の設置について、「今度は個人が家を賣の方の、自分の所有とする方に、便利な組織」と述べている²⁸⁾。このように、住宅会社法では大規模な住宅供給を目指し、住宅組合法はそれよりも小規模な組織で、個人の住宅所有を目指していたと考えられる。なお、都市研究会での住宅会社法の検討過程については、第4章で詳述する。このときの委員会資料²⁹⁾には、「建築會社法案参考」というタイトルのものが含まれていて、以下のように記載されている。

一、六大都市住宅不足概数

東 京	50,000
京 都	10,000
大 阪	40,000
横 濱	5,000
神 戸	15,000
名古屋	5,000
合 計	125,000

二、住宅増加ニ関シ東京ニ於テ要スヘキ施設ノ概要ヲ掲クレハ

	宅地造成	家屋建築	経 費
(イ) 田園都市	3,000	3,000	21,984,720 円
(ロ) 宅地造成賣却	9,000	-	22,443,750 円
(ハ) 家屋建築貸付	13,000	13,000	50,568,750 円
合 計	25,000	16,000	94,997,220 円

右ノ經營ヲ建築會社ヲシテ為サシメ營業費ヲ合セ固定資本ヲ約一億円トシ其ノ財源ヲ拂込資本及債券發行ノ二ニ求ムルモノトスレハ

(イ) 拂込資本(資本金四千万円ノ四分ノ一)	10,000,000 円
(ロ) 債券發行(拂込資本ノ九倍)	90,000,000 円
合 計	100,000,000 円

この資料から、東京では 50,000 戸の住宅が不足と概算されていたこと、住宅会社による事業の一つとして、田園都市の建設が想定されていたことが分かる。その後、1921(大正 10)年には、社会事業調査会で住宅会社法案が諮問、答申されたものの、法律は成立しなかった³⁰⁾。その一方で、住宅組合法は、1921(大正 10)年 4 月に公布された³¹⁾。上記の社会事業調査会の委員であった関一が、委員会において入手した配布資料などがまとめられたと考えられる³²⁾資料³³⁾には、「住宅會社興業費及収支計算ノ基礎」というタイトルの文書が保存されている。その一部分を抜粋すると、以下の通りである。

一、建築戸数 五萬戸

(イ) 家屋ノ構造様式区々ナルヲ以テ棟数ニ依ラズ

(ロ) 東京府、大阪府各一万五千戸、兵庫縣神奈川縣各五千戸其他ノ地方ニ一万戸建設ノ見込

九、敷地壱坪ノ借地料ハ年一円二十錢トス

現今大阪市大阪住宅経営会社安治川土地会社及東京府住宅協会等ノ借地料平均ハ壱坪年額一円十七錢五厘ナリ

十三、修繕費ハ建築費ノ千分ノ十トス

大阪市住宅経営会社安治川土地会社及東京府住宅協会経営ノ家屋修繕費平均率ニ據ル

これらの記述から、住宅会社法案の作成にあたっては、既存の土地会社などが随所で参考にされたと考えられる。のちに住宅会社法案は、大正期に設立される財団法人同潤会や耐火建築助成のための復興建築助成会社のモデルとされていた点で重要な意義がある、住宅組合法は、中堅所得層に対して持家を取得させることを狙った政策として、一定の有効性をもっていたが、想定した住宅組合の規模があまりに零細で、かつ、多数組合の連合組織といった形をはじめから否定していたために、田園都市の建設、ないしは郊外住宅地の供給との関係では、その手段に到底なり得なかったと評価されている³⁴⁾。

ii) 東京市政要綱

そして、東京市長・後藤新平は、具体的な東京市改造計画案である「東京市政要綱」を発表し、1921(大正 10)年 4 月 27 日の市参事会で提示した「新事業及其ノ財政計畫ノ綱要」には、「住宅地ノ經營」が含まれていた。市参事会に提出する手続きはとらなかったものの、別に用意していた「新事業計畫収支計算表」では、田園都市に 4,800 万円が計上され、次のように述べられている³⁵⁾。

一四、田園都市収入總戸數一萬戸一戸月二十圓年總額二百四十萬圓六年七年ハ事業年期間ナルモ三分ノ一宛落成スルモノトシテ採算シ十七年ヨリ償還財源トシテ其一部ヲ處分ス。即チ十七年千戸、十八年千六百戸、十九年千五百戸、二十年千四百戸、二十一年五百戸計六千戸一戸ニ付金四千圓(建物延坪二十五坪、坪百十五圓、附屬地坪七十五坪、坪十五圓トシテ採算)ノ割。此處分ニ伴ヒ貸付料漸次減シテ二十二年以降ハ年額九十六萬圓トナル見込ナリ。

このように、数値に違いはあるものの、田園都市の収支が計算され、建設が検討されてきたことが分かる。

iii) 土地会社による住宅地開発

日本では、土地会社による開発の先駆けに、大原孫三郎の倉敷職工村がある。具体的には、1908(明治 41)年から 1912(明治 45/大正元)年にかけて、分散式寄宿舍 76 棟を建設した他、1913(大正 2)年には、職工村と称して 600 戸の社宅団地を建設し、小さな庭付きの「田園都市風」と銘打った長屋が建ち並んだ³⁶⁾。

その後、田園都市の考えが日本国内で広まり、田園都市を標榜する住宅地開発がおこなわれるようになった。渋沢栄一を相談役として、1918(大正 7)年に設立した田園都市株式会社は、洗足地区(58,500 坪)、大岡山地区(91,000 坪)、多摩川台地区(171,530 坪)、合計約 32 万坪を分譲した。ところが、イギリス田園都市の特色である、① 形態的独立性、② 機能的自己完結性、③ 土地公有制という要件を、合体的にも個別的にも満たしていないため、Ebenezer Howard 流の田園都市ではなかったと言わねばなるまい、と指摘されている³⁷⁾。また、1921(大正 10)年に設立した大船田園都市株式会社は、住宅地「新鎌倉」を計画し、その一部を開発した。社長の渡辺勝三郎と、実務にあたった渡辺六郎は、両者とも都市研究会に入会していて、公益と利益の両方を考えていたと思われるものの、Ebenezer Howard の唱えるような住居と工場が近接し、独立した生産機能を持ちながら公益を目的とした、郊外の中に計画された住宅地とは異なるものであった³⁸⁾。このように、日本においては、田園都市が大規模な単なる郊外住宅地のキャッチフレーズとして用いられた側面があると指摘されている³⁹⁾。

その一方で、大阪市内の土地会社は、1918(大正 7)、1919(大正 8)年の両年に設立されたものが多い⁴⁰⁾。1920(大正 9)年に設立した大阪住宅経営株式会社は、北大阪電気鉄道株式会社から土地を譲り受けて、千里山住宅地の開発をおこなった。1920(大正 9)年 1 月、北大阪電気鉄道株式会社は都市研究会に田園都市の設計を依頼し、1921(大正 10)年 1 月には設計が完了したものと思われ、その主査委員は、笠原敏郎、山田博愛、柳澤彰らであった⁴¹⁾。1919(大正 8)年設立の香里園土地建物株式会社を前身とする関西土地株式会社は、数多くの土地会社を吸収合併したため、経営地は大阪市電、国有鉄道、各私鉄沿線にあり、大阪市内、府下全域にわたっていた。そして、1931(昭和 6)年から工事が始まり、住宅が随時建設された大美野田園都市の第一期住宅地の街区構成は、中央広場を中心に八本の道路を放射状に配置し、それらを環状道路で結ぶデザインであった⁴²⁾。

(3) 建築家による提案

田園都市の潮流や、住宅会社法の検討があった一方で、本研究が対象とする内田祥三の初期都市計画と同時代には、建築家による様々な提案がおこなわれていた。

例えば、東京市技師の福田重義は、1918(大正7)年8月の『建築雑誌』に「新東京」を発表

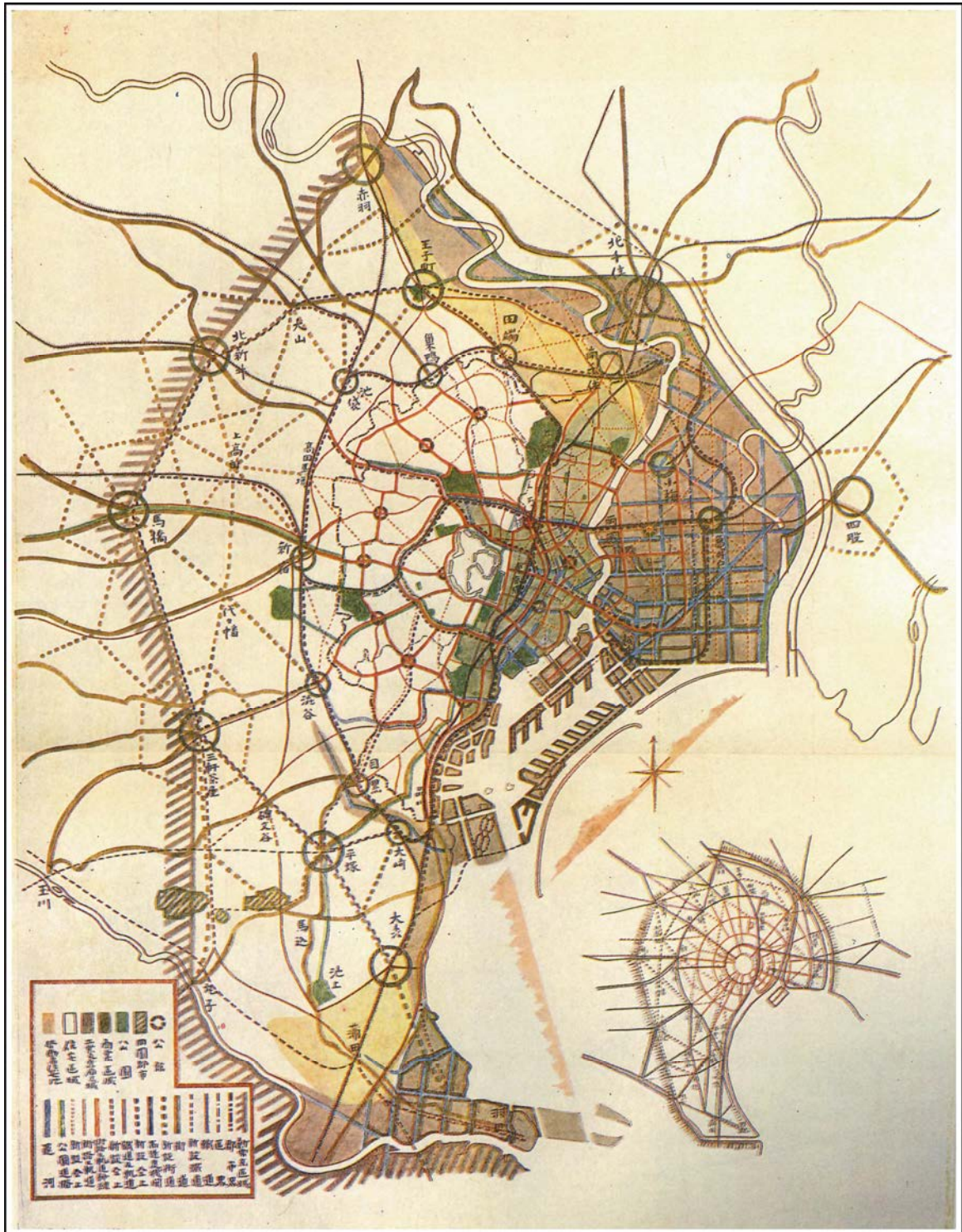


図-3 福田重義による「新東京」

した(図-3)⁴³⁾。福田重義は、東京市に関する統計資料を分析した上で、市の中心に1時間以内で到達できる地点を参考にして新東京の境界を決め、各地区の中心を交通系統でつなぐ提案をした。この計画は、「東京に関する本格的なマスタープラン」⁴⁴⁾といわれるもので、それまでの市区改正計画ではみられなかった特徴として、実態の分析を通じて計画区域の設定、用途、交通施設の計画など段階を踏む考え方とこれらを一体として計画する都市計画の立て方を示していることなどが指摘されている⁴⁵⁾。

また、福田重義は、1919(大正8)年7月の『建築雑誌』に「東京市営住宅と其一例」を發表した(図-4)⁴⁶⁾。福田重義は、「余は此くの如き社會政策の一部に屬し營利事業としては不適當なるものに對しては、市の如き自治團體が進んで自ら經營するを最適當なる事と思ふ」と述べ、市営を前提とした上で、住宅616戸、寄宿舍180人分、公共施設を含む、敷地32,400坪の計画を提案した。このとき、福田重義は、固定資金1,206,000円、經常費(支出の部)71,428円、經常費(収入の部)43,845円の内訳を、具体的に計算して示していた。

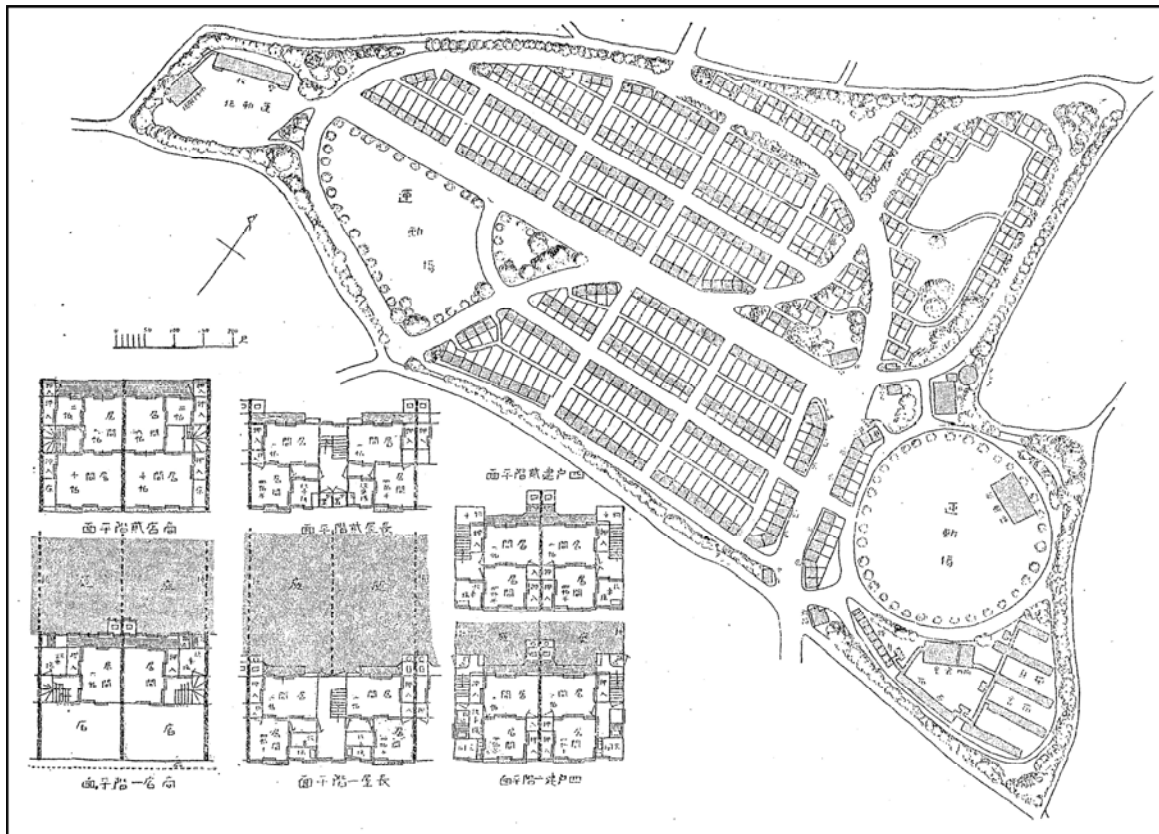


図-4 福田重義による「東京市営住宅と其一例」

佐野利器は、1919(大正8)年6月の『建築雑誌』に「規格統一」を発表した(図-5)⁴⁷⁾。佐野利器は、大小の宅地が交互錯雑することによって、保安衛生に支障をきたす宅地や、不要な空地などが生じることを問題視し、「都市の區劃割及び宅地割には密集生活上必要にして十分なる即丁度過不及なき寸尺に依る一定の規格を案出しまして之に依つて同一事情の下になる地區を統一することは小面積上に多數の人口を良好なる状態に收容するに必要な最初の手段と思ふ」という考えのもと、200尺×600尺の区画を48個の宅地に分ける標準を提案した。この提案には、住居建築の規格を統一することによって大量生産を可能にするという経済的な狙いがあった。

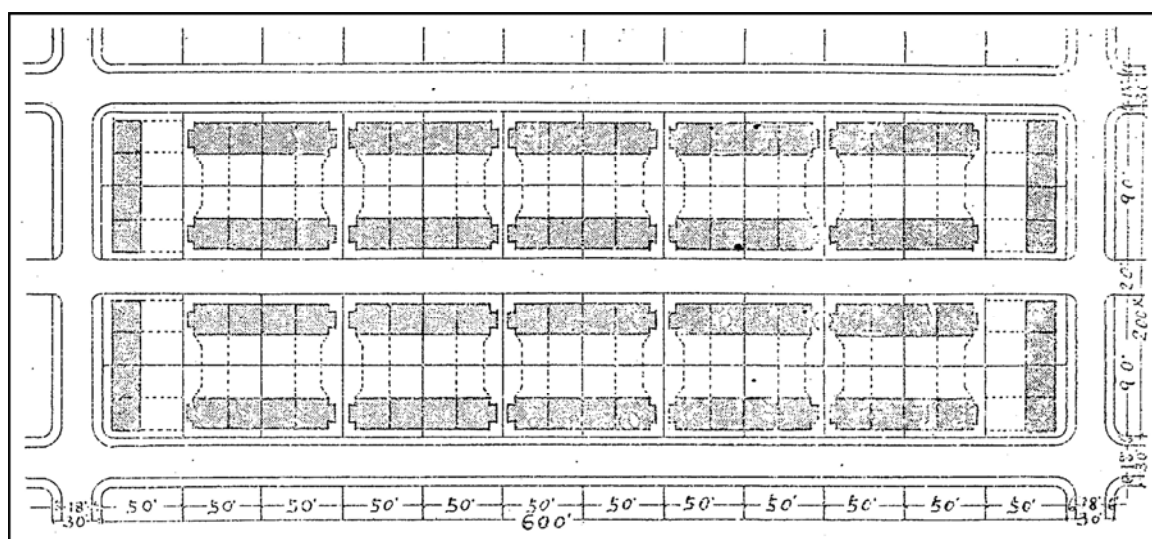


図-5 佐野利器による「規格統一」

2-2. 道路建設とその沿道に関する制度の周辺

本節では、第3部の路線的商業地域と関連が深い、道路建設とその沿道に関する制度について、史的潮流を概観する。

(1) 街路構造令

まず、道路建設にあたって、道路の規格に関する制度が施行された。旧道路法の規定に依って⁴⁸⁾、街路構造令は街路の幅員を以下のように規定した⁴⁹⁾。

道路法(1919年4月10日公布) 第三十一條

道路ノ構造、維持、修繕及工事執行方法ニ關シテハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

街路構造令(1919年12月6日公布) 第二條

本令ニ於テ廣路ト稱スルハ二十四間以上、一等大路ト稱スルハ十二間以上、二等大路ト稱スルハ六間以上、一等小路ト稱スルハ四間以上、二等小路ト稱スルハ一間半以上ノ幅員ヲ有スル街路ヲ謂フ

このように、道路計画の標準となる具体的な幅員の体系が、制度上で明記されたといえる。

(2) 道路建設とその沿道に関する制度の背景にある考え

そこで、道路建設に対する当時の考えをみていくと、池田宏は、1921(大正10)年の『都市計畫法制要論』で、次のように述べている⁵⁰⁾。

例を道路に付ていふなら從來道路は單に交通本位に考へれば可かつた。中央に一行か二列の車馬を行れやうにし、其の外側に數人が並行することが出来る様になつておれば夫れで道路の用を爲したるものである。乍併是では近代都市の道路としては決して完全なものとは謂へぬ。近代都市の道路としては交通の目的以外に尚衛生上の使命を有することも忘れてはならぬ。防火の目的をも有することを忘れてはならぬ。蓋し都市にとつては道路に依りて市街が構成せらるゝに至るからである。(中略)

況んや都市の道路は其の本質から考へて唯交通本位にのみ考ふることを許さぬ。市街は一に道路に依りて構成せらるゝものであることに想到するときは街並や衛生や防火及避難等の用にも役立つべき使命を兼有するものなることを考へねばならぬ。更に市民生活の爲めに必要不可欠軌道や電信電話電燈瓦斯及街頭の照明等の爲めにも相當占有せしむることを考へねばならぬ。斯の如くに觀じ來るときは都市の道路は單に交通上の施設たるに止まらずして他の公的施設の用に供すべき土地としても考へるの必要がある。水

道や下水等を始め火災報知機等の類も道路に依りて其の兩側に出来る建築物に導かれて市民の用に供せらるゝのである。果して然らば都市の道路は決して土木工學を修めた丈けの人に依りて設計せらるゝに任せておくことは出来ぬ。

このように、池田宏は、「近代都市の道路」には、交通だけでなく、街並、衛生、防火、避難などの様々な目的があり、沿道の建築物ができることによって、各種の施設が市民に供されると考えていた。

さらに、渡辺鉄蔵は、道路と沿道の関係について、1923(大正 12)年の『都市計畫及住宅政策』で、次のように述べている⁵¹⁾。

道路系統、道路間の間隔、道路の設備等は直に敷地の區劃に影響する。例へば或街路が巨額の經費を以つて開設せられ、且つ街路と街路の間隔が廣き場合に於いては必ず大規模の建築を作らねばならぬ。加之街路築造に巨額の費用を要した場合には當然地價が騰貴すべきを以つて必ず高層の建築をせねばならぬ。道路の幅員の廣い場合に於いては道路敷地の費用、道路築造の費用、路面舗装の費用巨額に上るを以つて當然敷地區劃を大にし、且つ道路の經費は結局其の兩側の者に轉嫁負擔せしめねばならぬ故當然高層の建築を作らねばならぬ。之に反して小家屋平屋建築をなさんとする場合には必ず道路も亦之に適應して幅員を狭くし且つ舗装も亦必要缺くべからざる部分に限らねばならぬ。要するに道路の企模、設備と宅地區劃と家屋の様式は互に相聯關して定むべきものであつて、此三者の大小様式が相適合せざる時は土地が不經濟的に利用せられ、土地改良の負擔をなすことを得ず、土地の改良が不可能となり或は反對に過度の密集住居の弊害を生ずるに至るものである。東京市の上野廣小路、大阪市の築港大通の如きは巨額の經費を投じたる廣路に矮小の家屋を建築してをるが之正に道路開設に當り敷地區劃建築計畫を計算的に定めざりし結果であつて、土地利用の不經濟的なるは勿論道路開設費負擔の財政計畫の點より見ても誤つたものである、従つて是等の廣路舗装費を此兩側の居住者より捻出することは頗る困難であらう。

すなわち、渡辺鉄蔵は、費用負担や土地の經濟的利用などの観点から、広幅員道路の沿道には大規模な建築物、狭い幅員の道路の沿道には小家屋や平屋といった建築物を建てるべきと考えていた。

同じく道路と沿道の関係について、黒谷了太郎は1925(大正 14)年の『都市計畫と農村計畫』で、次のように述べている⁵²⁾。

(前略)之等各種の街路の配置計畫も、亦都市計畫上の一大問題と謂はねばならぬ。之は單に交通上の要件のみに基いて計畫する譯には行かぬ。之に接して建築せらるべき建物に就ても、多大の考慮を拂ふべきで、此の問題は決して看過すべきではない。

日本では美しい體格の持主が少ない爲めに、肉體美なるものが覺知せられない様に、立派な建築物を持つて居る都市がない爲めに、街路美や都市美なるものが諒解せられてゐない。その爲め、建築物の見地から街路系統を立案することは、尠ない様にも思はれるが、米國は兎も角、歐洲の都市計畫は街路が出来れば、之に沿つて三階か四階建が建ち並ぶもの、又は一戸建か、二戸建の住宅が前庭の木の間隠れに覗き得らるゝものと云ふ豫想の下に設計せられるので、審美的要素の多量を含んで居るのである。

つまり、黒谷了太郎は、美觀の観点から、沿道の建築物を想定して道路計画を立てるべきと考えていたことが読み取れる。

(3) 道路建設とその沿道に関する制度の比較

(2)で述べたような道路と沿道の関係に対する考えのもと、実際に施行された、道路建設とその沿道に関する制度を比較、検討する^{注1)}。

i) 地帯収用

まず、地帯収用(超過収用)とは、道路や広場などの整備を行うとき、整備した施設に沿つて施設の利用に適する形状・規模の建築敷地を造成する目的で、施設の整備に直接必要な土地面積以上に買収し、これに土地区画整理を施し処分する制度である。この根拠規定は、以下の旧都市計画法である⁵³⁾。

都市計画法(1919年4月4日公布) 第十六條

道路、廣場、河川、港灣、公園其ノ他勅令ヲ以テ指定スル施設ニ關スル都市計畫事業ニシテ内閣ノ認可ヲ受ケタルモノニ必要ナル土地ハ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得
前項土地附近ノ土地ニシテ都市計畫事業トシテノ建築敷地造成ニ必要ナルモノハ勅令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ収用又ハ使用スルコトヲ得

地帯収用によって、開発利益を行政が得ることができた一方で、行政が土地を一度収用するため、行政の負担は大きかったと考えられる。そして、戦前期の6つの計画事例中3つが実施に至ったものの⁵⁴⁾、当初の期待に反して余り普及しなかったといわれている⁵⁵⁾。

ii) 受益者負担

次に、受益者負担は、沿道土地所有者等に受益分の負担金を課す制度である。この根拠規定としては、以下の旧都市計画法⁵⁶⁾と旧道路法⁵⁷⁾の二種類があり、旧都市計画法によつては1930(昭和5)年10月1日までに15都市で制定された⁵⁸⁾。

都市計画法(1919年4月4日公布) 第六條

都市計畫事業ノ執行ニ要スル費用ハ行政官廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ國、公共團體
ヲ統轄スル行政廳之ヲ執行スル場合ニ在リテハ其ノ公共團體、行政廳ニ非サル者之ヲ執
行スル場合ニ在リテハ其ノ者ノ負擔トス

主務大臣必要ト認ムルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ都市計畫事業ニ因リ著シク利益ヲ受
クル者ヲシテ其ノ受クル利益ノ限度ニ於テ前項ノ費用ノ全部又ハ一部ヲ負擔セシムルコ
トヲ得

道路法(1919年4月10日公布) 第三十九條

道路ニ關スル工事ニ因リ著シク利益ヲ受クル者アルトキハ管理者ハ其ノ者ヲシテ利益ヲ
受クル限度ニ於テ道路ニ關スル工事ノ費用ノ一部ヲ負擔セシムルコトヲ得

ところが、御堂筋の建設においては、直接的には建設用地買収と受益者負担金によって、
履物間屋が土地を手放さざるを得なかった事例が報告されている⁵⁹⁾。このように、受益者負
担金の支払能力がない沿道土地所有者を追い出すという、副次的な効果が想定される。

iii) 建築線

建築線とは、「道路敷地ノ境界線」のことをいい、以下の市街地建築物法によって、建築物
の敷地は建築線に接する必要があることが定められた⁶⁰⁾。

市街地建築物法(1919年4月4日公布) 第八條

建築物ノ敷地ハ建築線ニ接セシムルコトヲ要ス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テ行政官廳
ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

建築線を指定することによって、道路を形成していく使い方を「積極的指定建築線」とい
い、公費を投じずに実現する安あがりな制度と評価されている⁶¹⁾。そして、東京の他に⁶²⁾、
神奈川、大阪、愛知で多く運用された⁶³⁾。

iv) 沿道の建築物の高さの最低限度

沿道の建築物の高さの最低限度は、以下の市街地建築物法施行令によって定められた⁶⁴⁾。

市街地建築物法施行令(1920年9月29日公布) 第十一條

行政官廳ハ命令ヲ以テ特ニ道路ヲ指定シ之ニ面スル建築物ノ高ノ最低限度ヲ定ムルコト
ヲ得

この最低限度の規定は、1923(大正12)年に神戸市の中心商業地域の一部路線に実施された
ことが報告されている⁶⁵⁾。

v) 路線的商業地域

路線的商業地域は、商業地域を道路に沿って線状に指定するもので、市街地建築物法、市街地建築物法施行令に路線的商業地域に関する規定はなく、制度上では明確に定義されない。しかしながら、1927(昭和 2)年に内務省によって開催された全国都市計画主任会議で提示された⁶⁶⁾「地域決定標準」には、路線的商業地域について、以下のような規定がある⁶⁷⁾。

ロ、商業地域ヲ除キ路線的ノ地域ヲ避クルコト

ハ、路線的商業地域ハ斷續セシメサルコト

ニ、路線的商業地域ヲ配スルニ當リテハ左ノ事項ニ留意スルコト

(1) 住居地域内ニ在リテハ間隔凡一軒以内

(2) 工業地域内ニ在リテハ工業地域ノ幅凡一軒未満ノ場合ハ之ヲ配セス

そして、「地域決定標準」と同時に示された「地域告示様式」は、路線的商業地域を、「左記道路ノ兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地」と指定するように定め^{注2)}、路線的商業地域は117/120の戦前期都市計画で採用された⁶⁸⁾。路線的商業地域は、沿道を商業利用する制度であるものの、建ぺい率の緩和によって、隙間の少ない街路へ誘導することや、耐火建築への建て替えなど、沿道の開発を促すことといった、副次的な効果が想定される。

vi) 道路建設とその沿道に関する制度の比較

上記の知見を一つの表にまとめ、道路建設とその沿道に関する制度を比較したのが表-1である。制度の目的や性質はそれぞれ異なるものの、沿道の敷地を整える、沿道の開発を促進するなど、共通点が随所にみられる。そして、行政の負担が大きい地帯収用や、規定が厳しい沿道の建築物の高さの最低限度に比べて、沿道の規制緩和といえる路線的商業地域は、行政の負担が小さく、運用が容易なことが、全国に広まった一要因であったと考えられる。

表-1 道路建設とその沿道に関する制度の比較

制度	概要	想定される副次的な効果	行政の負担	運用
地帯収用	道路等の建設時に沿道敷地を収用して、区画整理をおこなって処分する	・ 開発利益を行政が得る	大	戦前期の6つの計画事例中3つが実施
受益者負担	沿道土地所有者等に受益分の負担金を課す	・ 受益者負担金の支払能力がない沿道土地所有者を追い出す	小	旧都市計画法によって1930年10月1日までに15都市で制定
建築線	建築物の敷地は、建築線(道路敷地の境界線)に接する必要がある	・ 建築線指定によって、公費を投じずに道路ができあがる	小	東京の他、神奈川、大阪、愛知で多く運用
沿道の建築物の高さの最低限度	沿道の建築物の高さの最低限度を規定して、沿道を高度利用する	・ 高い建築物を建てられない沿道土地所有者を追い出す	小	1923(大正12)年神戸市の中心商業地域で実施
路線的商業地域	沿道を商業地域に指定して、沿道を商業利用する	・ 建ぺい率の緩和によって、隙間の少ない街路へ誘導する ・ 耐火建築への建て替えなど、沿道の開発を促す	小	117/120の戦前期都市計画で採用

2-3. 小括

Ebenezer Howardをはじめ、黒谷了太郎、関一、飯沼一省は、都市の無秩序な拡大を問題として、それぞれ異なる都市モデルを提唱していた。ところが、石田頼房はEbenezer Howardの田園都市について、「ハワードの『田園都市』の空間的イメージは、あまり明確ではない。むしろ『田園都市』論の重要な意義は、田園都市を建設することが大都市を改良するよりは経済的に実現可能であり、田園都市が『経営的』にも成り立つことを論証した点にある」と指摘している⁶⁹⁾。Ebenezer Howardと同様に、黒谷了太郎、関一、飯沼一省も、「個々の施設の配置」を物的な計画として提示するまでには至っていなかった。

田園都市の考えが日本国内で広まると、田園都市を標榜する住宅地開発がおこなわれるようになった。そして、住宅会社法によって田園都市の開発が目指され、その後の東京市政要綱に引き継がれた。住宅会社法の検討にあたっては、土地会社による開発が参考にされていた。しかしながら、これらの開発はEbenezer Howardのいう田園都市ではなく、都市の無秩序な拡大よりも、喫緊の住宅不足問題を解決するための住宅地開発であった。

建築家による提案に目を向けると、福田重義が1918(大正7)年に発表した「新東京」は、都市の在り方を物的な計画として示した点に意義があるといえる。1919(大正8)年の福田重義による「東京市営住宅と其一例」と佐野利器による「規格統一」では、それぞれ「個々の施設の配置」が具体的に示され、経費計算や規格統一によって「施設を建設する財政」が考えられていた。

このような潮流の中で、第1部の田園都市計画は、住宅会社法検討と深く関連するもの、内田祥三の田園都市に対する理解と、独自に考案した部分を明確にするものと位置づけられる。第2部の大阪北港株式会社経営地計画は、田園都市の潮流を受け、住宅会社法検討の参考にされた、土地会社による住宅地開発の系譜に位置づけられる。そして、内田祥三は、都市モデルを提唱していた黒谷了太郎、関一、飯沼一省らとは異なり、建築家である福田重義、佐野利器らと立場が近く、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」を具体的に検討する視点があったと考えられる。

次に、道路建設とその沿道に関する制度を比較すると、制度の目的や性質はそれぞれ異なるものの、沿道の敷地を整える、沿道を開発を促進するなど、共通点が随所にみられた。この背景には、費用負担や土地の経済的利用などの観点から、広幅員道路の沿道には大規模な建築物を建てるべきという考えがあった。つまり、個々の施設である道路と、その沿道、すなわち、周辺の地域を一緒に考える視点があったといえる。その中で、第3部の路線的商業地域は、沿道の規制緩和と位置づけられ、行政の負担が小さく、運用が容易なことが、全国に広まった一要因であったと考えられる。

補注

- 注1) 道路建設とその沿道に関する制度の背景にある、開発利益の公共への還元について、石田頼房編：大都市の土地問題と政策，pp. 153-197，日本評論社，1990. では、(ア)不公正・不労所得論、(イ)公共事業費回収論、(ウ)地価抑制論、という三つの論拠があることが指摘されている。
- 注2) この「地域告示様式」に従ったため、全国の都市計画決定時の指定理由書に「路線的商業地域」という用語が現れなかったと考えられる。

参考文献

- 1) Ebenezer Howard : Garden Cities of To-Morrow, pp.20-27, Swan Sonnenschein & Co., Ltd., 1902.
- 2) Ebenezer Howard, 山形浩生訳：[新訳]明日の田園都市, pp. 77-88, 鹿島出版会, 2016.
- 3) 西山康雄：アンウィンの住宅地計画を読む 一成熟社会の住環境を求めて一, p. 77, pp. 105-106, 彰国社, 1992.
- 4) Raymond Unwin : Town Planning in Practice: An Introduction to the Art of Designing Cities and Suburbs, T. Fisher Unwin, 1909.
- 5) Raymond Unwin : Nothing Gained by Overcrowding!: How the Garden City Type of Development May Benefit Both Owner and Occupier, Garden Cities & Town Planning Association, 1912.
- 6) 前掲 3), pp. 60-104
- 7) 日端康雄：都市計画の世界史, pp. 204-229, 講談社, 2008.
- 8) William Ashworth, 下總薫監訳：イギリス田園都市の社会史 近代都市計画の誕生, pp. 139-168, 御茶の水書房, 1987.
- 9) 武居高四郎：都市計画圖譜, pp. 176-177, 廣陵社, 1926.
- 10) 石田頼房：19 世紀イギリスの工業村 一田園都市理論の先駆け・実験場としての工業村：三つの典型例一, 総合都市研究, No. 42, pp. 121-149, 1991.
- 11) 前掲 7), pp. 230-251
- 12) 都市計画教育研究会編：都市計画教科書 第三版, pp. 130-131, 彰国社, 2001.
- 13) 内務省地方局有志編：田園都市, 博文館, 1907.
- 14) 渡辺俊一：日本的田園都市論の研究(2)：内務省地方局有志(編)『田園都市』(明治 40 年)をめぐる, 都市計画論文集, Vol. 13, pp. 283-288, 1978.
- 15) 村上暁信：明治期の内務省地方局におけるハワード“Garden City”論の受容に関する研究, 農村計画学会誌, Vol. 18, pp. 13-18, 1999.
- 16) 黒谷了太郎：山林都市, 青年都市研究會, 1922.
- 17) 浅野純一郎：黒谷了太郎の都市計画思想と共同社会について, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 75, No. 653, pp. 1687-1696, 2010.
- 18) 関一：花園都市と都市計画, 法學新報, Vol. 23, No. 1, pp. 20-40, 1913.
- 19) 関一：住宅問題と都市計画, pp. 49-110, 弘文堂書房, 1923.
- 20) 河野康治：関一の田園都市思想の変遷に関する研究 高等商業学校教授時代から大阪市助役時代まで, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 81, No. 727, pp. 1949-1957, 2016.

- 21) 飯沼一省：都市計畫の理論と法制，良書普及會，1927.
- 22) 村上曉信：飯沼一省の「田園都市論」解釈に関する研究，農村計画学会誌，Vol. 19, pp. 193-198, 2000.
- 23) 官報，第 1999 号，1919(大正 8)年 4 月 5 日
- 24) 官報，第 2196 号，1919(大正 8)年 11 月 28 日
- 25) 渡辺俊一：「都市計画」の誕生 ―国際比較からみた日本近代都市計画―，pp. 192-193，柏書房，1993.
- 26) 都市研究會：都市住宅政策と本會の決議，都市公論，Vol. 2, No. 9, pp. 81-88, 1919.
- 27) 福岡峻治：東京の復興計画 ―都市再開発行政の構造，pp. 37-40，日本評論社，1991.
- 28) 佐野利器：都市の住宅政策綱領，都市公論，Vol. 2, No. 9, pp. 75-80, 1919.
- 29) 東京都公文書館所蔵：住宅政策ニ関スル実行委員会，1919-1920.
- 30) 前掲 27)，pp. 66-98
- 31) 官報，第 2606 号，1921(大正 10)年 4 月 12 日
- 32) 小玉徹：住宅会社法案：再考（Ⅰ）―日本におけるドイツ配当制限会社の導入と変容―，季刊経済研究，Vol. 13, No. 2, pp. 1-24, 1990.
- 33) 大阪公立大学杉本図書館所蔵：借家及土地建物ニ関スル調査資料，1921.
- 34) 福岡峻治：近代日本の都市政策の形成と都市行政の諸問題，総合都市研究，No. 50, pp. 79-91, 1993.
- 35) 鶴見祐輔：後藤新平 第四卷，pp. 239-285，勁草書房，1967.
- 36) 石田頼房：倉敷職工村(上) 大原孫三郎の社会改良と職工村，住民と自治，No. 423, pp. 62-64, 1998.
- 37) 渡辺俊一：日本的田園都市論の研究(1)：田園都市株式会社(1918-28)の場合，都市計画論文集，Vol. 12, pp. 151-156, 1977.
- 38) 藤谷陽悦：大船田園都市株式会社の設立の目的と住宅地「新鎌倉」について，日本建築学会計画系論文報告集，No. 444, pp. 157-167, 1993.
- 39) 前掲 25)，pp. 196-197
- 40) 玉置豊次郎：大阪の発展と土地会社の功績，日本建築学会論文報告集，No. 57, pp. 293-296, 1957.
- 41) 和田康由，寺内信：山岡順太郎と大阪住宅経営株式会社，日本建築学会計画系論文集，Vol. 61, No. 486, pp. 167-176, 1996.
- 42) 和田康由：大美野田園都市／堺 大阪南部堺市に忽然と現れた環状放射街区，近代日本の郊外住宅地，pp. 277-298，鹿島出版会，2000.
- 43) 福田重義：新東京，建築雑誌，Vol. 32, No. 380, pp. 86-124, 1918.
- 44) 鈴木栄基：近代都市東京へのマスタープラン 「新東京」計画(一九一八年)，未完の東京計画 ―実現しなかった計画の計画史，pp. 61-87，筑摩書房，1992.
- 45) 鈴木栄基：福田重義の「新東京」に関する考察，都市計画論文集，Vol. 26, pp. 49-54, 1991.
- 46) 福田重義：東京市営住宅と其一例，建築雑誌，Vol. 33, No. 391, pp. 81-91, 1919.
- 47) 佐野利器：規格統一，建築雑誌，Vol. 33, No. 390, pp. 45-48, 1919.
- 48) 官報，第 2004 号，1919(大正 8)年 4 月 11 日
- 49) 官報，第 2203 号，1919(大正 8)年 12 月 6 日
- 50) 池田宏：都市計畫法制要論，pp. 33-39，都市研究會，1921.
- 51) 渡邊鐵藏：都市計畫及住宅政策，pp. 112-115，修文館，1923.
- 52) 黒谷了太郎：都市計畫と農村計畫，pp. 143-168，曠台社，1925.
- 53) 前掲 23)

- 54) 鈴木栄基：日本近代都市計画史における超過収用制度に関する研究，東京大学博士論文，pp. 70-89，1991.
- 55) 鈴木栄基：1919 年都市計画法における建築敷地造成土地区画整理制度の成立に関する研究，日本建築学会計画系論文報告集，Vol. 408，pp. 71-79，1990.
- 56) 前掲 23)
- 57) 前掲 48)
- 58) 東京市政調査會編：市政調査資料第二十一號 受益者負擔制總覽，東京市政調査會，1931.
- 59) 名武なつ紀：都市の展開と土地所有 明治維新から高度成長期までの大阪都心，pp. 72-79，日本経済評論社，2007.
- 60) 前掲 23)
- 61) 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003，pp. 110-114，自治体研究社，2004.
- 62) 石田頼房，池田孝之：建築線制度に関する研究・その 1，総合都市研究，No. 6，pp. 33-72，1979.
- 63) 池田孝之：建築線制度に関する研究・その 6 ー東京以外における指定建築線運用の実際ー，総合都市研究，No. 18，pp. 141-163，1983.
- 64) 官報，第 2449 号，1920(大正 9)年 9 月 30 日
- 65) 大澤昭彦：高度地区指定による高さ制限の変遷に関する研究，都市計画論文集，Vol. 47，No. 3，pp. 211-216，2012.
- 66) 杉田早苗：都市計画法制定後から戦災復興期まで(1920 年代～1940 年代)の用途地域指定の技術基準に関する研究 ー政府の計画標準と東京の用途地域指定基準を対象にー，都市計画論文集，No. 39-3，pp. 931-936，2004.
- 67) 都市研究會：都市計畫必携，pp. 115-118，1928.
- 68) 真田純子：戦前期都市計画における路線的商業地域指定について，ランドスケープ研究，Vol. 76，No. 5，pp. 639-644，2013.
- 69) 前掲 10)

第3章 内田祥三の人物史と都市計画観の大枠

3-1. 内田祥三の人物史における対象事例の位置づけ

(1) 略歴

はじめに、内田祥三(図-1)¹⁾について、『内田祥三先生作品集』²⁾をもとに、略歴をまとめたのが表-1である。内田祥三は、東京帝国大学工科大学建築学科を卒業したのち、三菱合資会社本社技師となるものの、1910(明治43)年に退職し、東京帝国大学に戻った。東京帝国大学では、鉄筋コンクリートの研究に尽力し、1918(大正7)年には、論文「建築構造特に壁体および床に関する研究」で工学博士を取得、その後、防火に関する研究などを推進した。村松貞次郎によると、のちに内田祥三は、「自分ははじめ鉄筋コンクリートをやっていた。建築法規や都市計画のこともやった。ついでわが国の建築災害の最大なものとして火災の勉強もした。なんでも屋だ。浅く広くやった」と話したという³⁾。内田祥三が「なんでも屋」を自称するように、幅広い専門性を兼ね備えた人物であったといえる。都市計画に関する業績については、(2)で詳しく述べる。

内田祥三は、関東大震災後には、財団法人同潤会の理事として活躍したことが知られている。村松貞次郎による『日本建築家山脈』には、1914(大正3)年東大卒の川元良一は内田祥三から話があって同潤会建設部長^{注1)}に就いたこと、建設部の人材としては川元良一の5年後輩の鷺巣昌をはじめ、黒崎英雄、柘植芳男、土岐達人ら1925(大正14)年東大卒の、「いわば内田祥三のスクールの若手たちも参加し、内田教室の出張所の観がある」ことが述べられている⁴⁾。こうして、内田祥三の計画・設計手法とその教えは、同潤会によるアパートメントや住宅地に大きく反映されたと考えられる。

また、内田祥三は1923(大正12)年に東京帝国大学営繕課長事務取扱を嘱託され、本郷キャンパスの復興を主導した⁵⁾。本郷キャンパスに対する内田祥三自身の評価について、のちに村松貞次郎は、「彼(筆者注：内田祥三)は東大の建築の個々のデザインに対する批判は甘んじて受ける。しかしこの統一した建築群の構成はほかにあまり例がないもので、自信をもっていると語ったことがある」と紹介している⁶⁾。したがって、内田祥三は個々の建築物だけでなく、複数の建築物を構成して面的に計画することにも注目していたといえる。



図-1 内田祥三

表-1 略歴

年	月	出来事
1885(明治18)年	2月	東京深川に生まれる
1904(明治37)年	7月	東京帝国大学工科大学建築学科入学
1907(明治40)年	8月	三菱合資会社本社技師となる
1910(明治43)年	4月	三菱合資会社を辞し再び学究の身となる
	6月	東京市建築条例案起稿委員嘱託
		東京帝国大学工科大学大学院入学
1911(明治44)年	2月	東京帝国大学工科大学講師嘱託
1912(明治45)年	2月	橋本美禰氏と結婚
1918(大正7)年	7月	論文「建築構造特に壁体および床に関する研究」 に対し工学博士の学位を授与される
1921(大正10)年	1月	東京帝国大学教授就任
1923(大正12)年	7月	東京帝国大学営繕課長事務取扱嘱託
1924(大正13)年	7月	財団法人同潤会理事嘱託
1925(大正14)年	1月	日本建築学会副会長に当選
1929(昭和4)年	3月	東京帝国大学工学部建築学科教室主任に当選
1935(昭和10)年	3月	日本建築学会会長就任
1941(昭和16)年	4月	東京帝国大学工学部長就任
1943(昭和18)年	3月	東京帝国大学総長就任
1951(昭和26)年	10月	日本都市計画学会初代会長に当選
1972(昭和47)年	12月	逝去

(2) 都市計画に関する業績

i) 計画事例

次に、内田祥三による設計や計画を通史的にまとめた『内田祥三先生作品集』⁷⁾に掲載されている「都市計画作品」を一覧にしたのが表-2である。関東大震災前のものは、「田園都市計画案」、「大阪北港住宅地計画」、「六甲園経営地計画」の三点で、そのうち、「田園都市計画案」、「大阪北港住宅地計画」の二点が、通常の市街地の計画である。

「六甲園経営地計画」は、大阪の鉄鋼所経営者である奥村千吉が六甲の山 23 万坪余りを買収し、別荘地として開発しようとしたもので、第一次案は主として、野田俊彦が計画したが、実

表-2 『内田祥三先生作品集』掲載の「都市計画作品」

都市計画作品	
関東大震災前	田園都市計画案 大都市における住宅の補給策
	大阪北港住宅地計画
	六甲園経営地計画
関東大震災後	満州農業移民居住地試案
	大同の都市計画
	勝田工業都市計画
	日立多賀の住宅地計画
	新しき都市 東京都市計画への一試案
	深川地区計画
	新宿地区計画



図-2 六甲園経営地計画図

現に至らず、次いで、内田祥三が渡辺要、田村剛とともに計画をねり、実施計画を作成した。そして、計画面積 6 万坪、海拔 800m の傾斜地に、82 の宅地を造成し、景観を活かして、各戸から十分に海を展望できることが条件とされた(図-2)⁸⁾。図-2 から読み取れる通り、一つひとつの建物に対する宅地が広く、山間の別荘地であることから、他の二つの計画とは性質が大きく異なると考えられる。

また、関東大震災後の代表的な「都市計画作品」としては、「大同の都市計画」が挙げられる。1938(昭和 13)年の秋、当時、大同を中心に設立された晋北自治政府の招きによって、内田祥三は、関野克、高山英華、内田祥文とともに、大同に 3 週間滞在した。計画案の詳細は主として内田祥文を中心とするグループ、建設経営計画は高山英華が担当し、1939(昭和 14)年 9 月、内田祥三は建築学会の講演会で計画の概要を発表した(図-3、図-4)⁹⁾。計画の方針としては、① 歴史的市街地を保存し、これを取り囲むように新市街地を計画する、② 計画人口 18 万人の母都市の周辺を、丘陵・河川を利用した緑地帯で取り囲む、③ 緑地帯の外側に鉱業および工業の二つの衛星都市を建設する、④ 新しく建設する市街地は近隣住区単位により計画する、⑤ 住宅計画は地方性・風土性を重視する、⑥ 段階的開発計画をたてる、⑦ 土地利用規制制度を確立する、などがあり、アムステルダム国際都市計画会議の母都市－緑地帯－衛星都市という計画論、Clarence A. Perry の近隣住区論、CIAM の都市・住宅論などの適用ともいえると指摘されている¹⁰⁾。内田祥三は、特に近隣住区について、次のように述べている¹¹⁾。

此の補助線街路及宅地割の計畫に對しまして、私は大體に於て所謂近隣單位の方式を採用することに致したのであります。此の近隣單位と申しますのは、主として住宅地に付て近來考へられて居る方法でありまして、住宅の一群を單位として其の中の住宅は都市一般の交通に煩はされることなく、安靜快適なものにしようといふ考へ方なのであります。大同の場合には、一つの小學校及其の運動場に連接する小公園を中心としまして、其の周圍に一小學校に通學する學齡兒童數を有する宅地を配しまして、之を一つの單位として市街割をきめて行くことに致しました。

本研究は、内田祥三がこのような近隣住区の考えを、関東大震災後に Clarence A. Perry から取り入れたのか、もしくは、関東大震災前に Clarence A. Perry に先駆けて考案していて、それを発展させたのか、大同都市計画などの前史を明らかにするものとして位置づけられる。

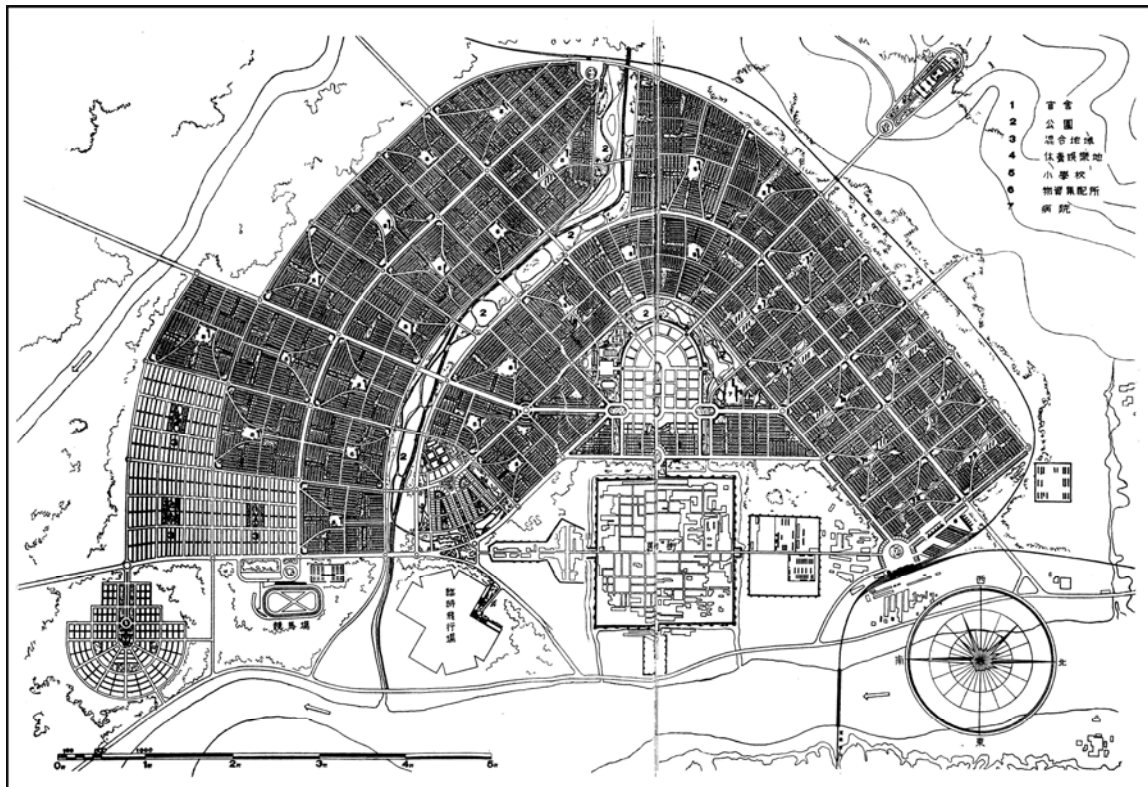


図-3 大同都市計画

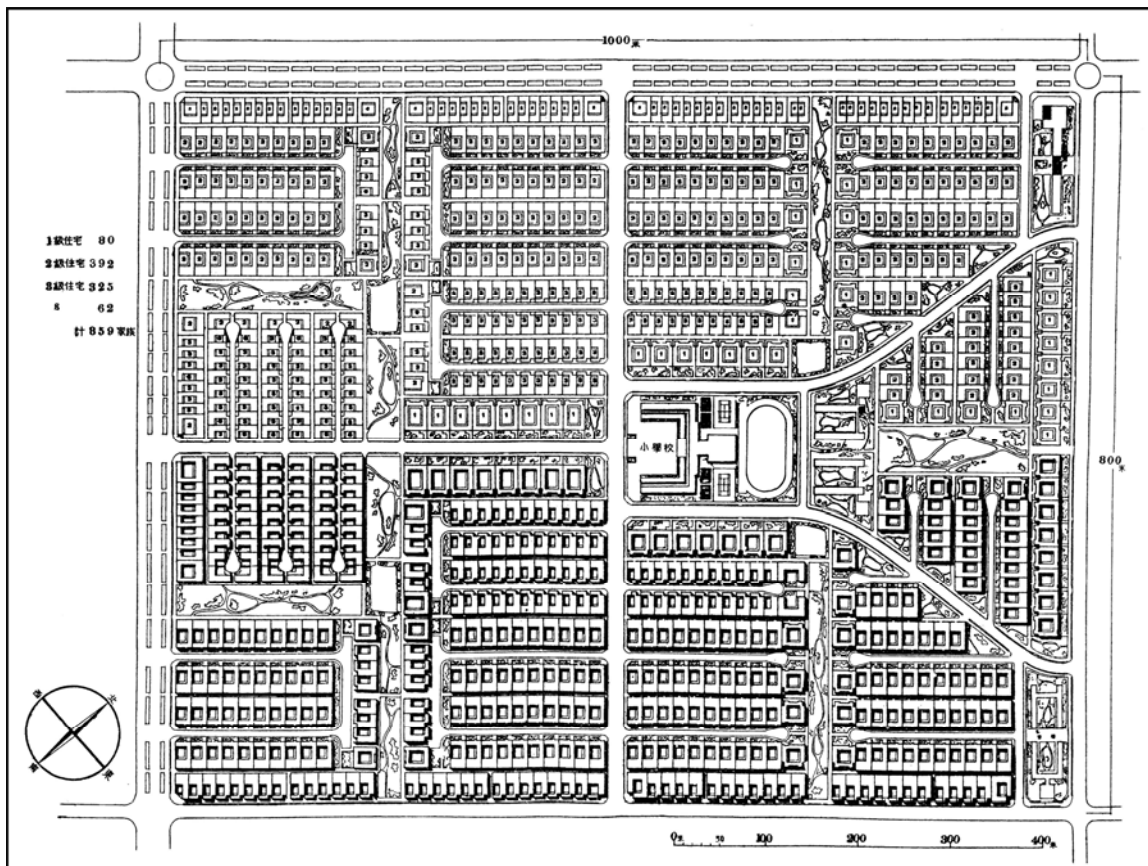


図-4 大同都市計画の近隣単位

ii) 建築法規

1906(明治 39)年 11 月、建築学会は東京市長・尾崎行雄の依頼で東京市建築條例案を起稿することとなり、曾禰達蔵を委員長、中村達太郎を副委員長とする起稿委員会を設けた。委員会はまず、前田松韻、大江新太郎の担当によって、17 ヶ国、40 都市の建築條例、消防規則、衛生規則などを蒐集し、それを翻訳分類した。各委員が分担事項に対する案を作成したのち、「これ等の案を整理統一する仕事は曾禰、中村の両先生が親しくこれに当られることとなり、私(筆者注：内田祥三)がその助手を仰せ付かった。」完成した東京市建築條例案は、1913(大正 2)年 6 月に東京市長・阪谷芳郎に提出され、当時の東京市では制度上実行に移すことが出来なかったものの、その後、1920(大正 9)年の市街地建築物法施行令や施行規則の基を成すこととなった¹²⁾。

1918(大正 7)年には、警視庁で警察命令として出来るだけのことをやってみようということになって、「建築学会で出来た建築條例案の中から、警察命令としてやつて行ける部分を抜き出し、尚多少これに補修を加えることとなり、毎日のように佐野先生と笠原君と私(筆者注：内田祥三)とが集って案をつくり、半歳ばかりかかつて 4 章 134 條から成る警視庁の建築取締規則が出来上った。」ところが、内務省でこれを法律として取り扱う機運にあったので、警視庁での実施は取り止めとなり、笠原敏郎がこの案をもって内務省にはいることとなった¹³⁾。

村松貞次郎による『日本建築家山脈』¹⁴⁾には、「今日とくに彼(筆者注：内田祥三)が誇りに思っているのは、その“用途地域制”の設定にあるようだ。これは彼(筆者注：内田祥三)が中心になって作成したもので、当時ニューヨークとドイツに実際例が見られるだけのものだった」と記載されている。内田祥三は後日談にて、「用途地域制などでは建築学会では議論しなかったのです」、「ぼく(筆者注：内田祥三)と笠原君の二人が用途地域制などを考えたのです」と述べていて¹⁵⁾、内田祥三は用途地域制作成の中心人物であったことが分かる。

3-2. 内田祥三の都市計画観の大枠

本節では、(1) 都市計画、(2) 田園都市、(3) 用途地域制について、内田祥三が述べている言説から、内田祥三の都市計画観の大枠を掴む。

(1) 都市計画の目的

まず、1921(大正 10)年 5 月の『教育畫報』に発表した「都市計畫の話」¹⁶⁾で、内田祥三は都市計画の目的について、次のように述べている。

都市計畫法の第一條には此の法律に於て都市計畫といふのは交通・衛生・保安・經濟等に關して、永久に公共の安寧を維持し又福利を増進すべき重要施設の計畫であつて、市内に於て又は市外に涉つて施行すべきものをいふと定義して居るのである。(中略)元來商工業を發達せしむるが爲には都市の健全なる發達を助長しなければならぬ事は前述の通りであるし又都市の膨張を自然に放任して置くと凡ての事物が不秩序に流れ、遂に社會問題の發生を導く事にもなるのであるから、之を未然に防止するが爲にも都市の不秩序なる膨張を防ぐことが必要となるのである、此の意味に於て都市計畫法に規定せられてある都市計畫といふ意味を簡単に云ふならば、都市計畫とは都市の健全なる發達を助長し、其の不秩序なる膨張を防止すべき有形的の計畫施設をいふのである。と考へることが出来るのである。

このように、内田祥三は、商工業の發達を目的にして都市の健全なる發達を目指していたこと、社會問題の發生を導く都市の膨張を問題視していたことなどが読み取れる。ところが、都市計画の目的は、都市の膨張自体を防止することか、もしくは、都市の膨張が不秩序であることを防止することか、この引用部だけでは判断できない。

表-3 内田祥三による「都市計畫の話(其の一)」

「都市計畫の意義と其の施設」の小見出し
都市計畫は決して新らしいものではない
世の文化が進むに従つて都會に住む人が多くなる
商工業の隆盛な國程都會が繁昌して居る
社會問題は都會に起り易い
都會に人を集めない工夫は出來難い
社會問題を緩和するには都市の設備を整へねばならぬ
商工業を發達せしむるには都市の設備を整へねばならぬ
吾國諸都市の狀況は如何
都市計畫は決して贅澤なものではない、 市民日常の生活に最も切實なる交渉をもつて居るものである

次に、内田祥三は、1922(大正 11)年 7 月の『學藝』に「都市計畫の話(其の一)」¹⁷⁾を發表して、「都市計畫の意義と其の施設」について論じている。この記事の小見出しをまとめたのが表-3 である。表-3 には「都會に人を集めない工夫は出來難い」という小見出しがあるように、内田祥三は都市の膨張を抑制する考えではなかったことが分かる。その後には、「社會問題を緩和するには都市の設備を整へねばならぬ」、「商工業を發達せしむるには都市の設備を整へねばならぬ」という小見出しが続いていて、内田祥三にとって都市計畫の意義は、社會問題の緩和と商工業の發達のために、個々の施設を整えることであったと読み取れる。これについて、内田祥三は次のように述べている。

古いことだが茲に面白い話がある。昔拂蘭西で「ルイ」十四世の時代に、巴里の繁榮著しく、年々人口の増加して行く状況を見て、當局者はこんな人々が殖へていつては、一朝事ある際、到底全市民に食糧を與へることが出來なくなるであらう、今のうちに何とかしなければならぬと考へた結果、終に一大英斷を決行した。即ち市の外郭の處々に石標を設けて以後それより外へ家を建てることを禁止したのである。一時はこの規定が勵行せられたが、何時間にやら此の石標を越えて家がどんく出來るやうになり、此の違犯家屋を取毀つが爲には莫大の經費を要することゝなつて、仕方なく其の石標を更に外方に移した。然しながら同じ事を繰り返すばかりで、何等の効果がなく、自然と此の制度も廢滅に歸して、終に巴里の膨張を防止することが出來なかつたと云ふことである。

都市に人の集ることが假令悪い好ましくないことであるとしても、之を防止することが出來ない。避くべからざる事實とするならば、此處に集つて來る人の爲めに特別の施設をしなければならないのは云ふ迄もない。

そして、最後には、「都市計畫は決して贅澤なものではない、市民日常の生活に最も切實なる交渉をもつて居るものである」という小見出しがあるように、内田祥三は、市民の生活の視点から、都市計畫の施設をみていたと考えられ、具体的には、次のように述べている。

設備の整つた多數の住宅を造つて一般市民に供給すること、これ現代の都市計畫である。交通機關を整備して命がけで電車にのる様なことをなくすること、これ現代の都市計畫である。工場地を整理して煙や塵の中に住まないでよい様にすること、これ又現代の都市計畫である。中流以下の人の爲に公園や運動場を設定して休息運動の場所を與へること、墓地や火葬場を計畫して死人をかゝえて處分に困るやうなことをなくすることなど、何れも現代都市計畫の施設の二三の例である。

したがって、内田祥三にとっての都市計畫とは、市民の生活のために、住宅、交通機關、公園、運動場などの施設を整えることであったと分かる。

(2) 田園都市の目的

また、1922(大正 11)年 12 月の『學藝』に発表した「都市計畫の話(其の四)」¹⁸⁾では、田園都市について、「工業都市の非衛生状態を將來に繰り返さない爲めに田園都市が生れた」という見出しで、次のように述べている。

中にもエベネザー、ハワードといふ人は新たに都市を經營するに當つては、官公署、商店、住宅、工場の如き目的を異にした建築物に對しては、豫め夫れ夫れ適當なる地を定めて置いて互に相犯さない様にし、工場に通ふ職工に對してもあまり遠からざる所に衛生に適した住宅地を相して清い空氣を充分に享有せしめ、且其の都市の周圍には充分なる耕農の地を残して一面には都市が獨立して新鮮なる野菜果實を得ることが出來ると共に、他面には都市の發展に伴つて其の周圍に接着して勝手氣儘な家が出來て其の秩序を亂すのを避ける事としたならば、理想的の都市が出來て田園の愉快なる生活を爲しつつ、然も文化的の都市施設を其の生活に取り入れる事が出來る。工業都市の非衛生なる状態を將來に繰り返さない爲には是非共此の方法を實現させなければならない、といふことを熱心に高唱した。

(中略) レッチウォースやウェルウキンの如き獨立したる田園都市の計畫は他に其の類例が少ないけれども、工場から住宅を分離する所の政策は各種の郊外都市即ち一團地の住宅經營として極めて一般的に行はれつゝある。

これ等は何れも著しく目的を異にした建築物を、出來得る丈け分離せしめて、其の利害の錯綜を避けんとする所謂用途地域制の精神から出て來て居るものと考えて差支へないことゝ思ふ。

このように、田園都市の性質として、形態的・機能的な獨立性については一部触れられているものの、土地の公有制については引用部では言及されていないことが分かる。最後に、「用途地域制の精神から出て來て居る」と述べているように、内田祥三は、田園都市の形態や施設の配置に注目していたと考えられる。内田祥三の田園都市論については、詳しくは第 5 章で分析する。

(3) 用途地域制の目的

続いて、内田祥三の用途地域制に関する言説をみると、1921(大正 10)年 1 月の『建築雑誌』に発表した「市街地建築物法及其の附帯命令の梗概」¹⁹⁾では、次のように述べている。

用途地域制と云ふのは一口に云へば、工場、商店、住宅といふ様な全く其の用途を異にして居る建築物が都市の至る所に混在して居るのは御互の迷惑であるばかりでなく、工場に對しても、商店に對しても亦住宅に對しても、其の之に適應する施設をすること

になると著しく不経済になりますからして、なるべく同じ様なものは同じ處に集めて、其の利害の錯綜するのを避けしむると同時に、一方都市計画の事業として其の場所に依りて各其の目的に適応する施設を集中徹底せしめて其の能率を高めんとする制度であります。

すなわち、内田祥三が考える用途地域制の目的は、地域の用途を純化させることで、利害の錯綜を防ぎ、都市の能率を高めることであつた。

さらに、1923(大正12)年2月の『學藝』に発表した「都市計畫の話(其の五)」²⁰⁾では、「地域制は經濟的な都市計畫を遂行する爲めの根本問題である」という見出しで、次のように述べている。

近來都市計畫事業の財源に關することが大分問題となつて居る。東京を始めとして大阪、神戸、京都、名古屋、横濱の六大都市何れも都市計畫法に基いて道路の計畫、其の實施の年度割は定めたけれども、豫定の財源を得る道がない爲めに其實行が行きづまつて居ると稱せられて居る。これが爲めに或は六大都市の市長會議が催されたり、關係官廳への陳情となつたり、後藤子爵の意見の開陳となつたりして居る。

それは兎も角として都市計畫の施設は然かく大なる費用を要するものであるが、そうかといつてこれを放任して置くことの出来ない性質のものであることは、既に詳しく述べ來つた所である。これが實施に要する財源を工夫することが必要なることは勿論だが、これと同時に此の費用のかゝる施設をして最も有効に働かしめ、最も經濟的に事業を遂行して行くことを工夫しなければならない。これが爲めにはどうしても一日も早く此の地域を確定せなければならないのである。

住宅地に運河を開いたり、工場地に大公園を作つたりしては引き合はない、同じ道路でも住宅地に通ずるものと商業地を貫通するものと工業地に行くものとは自から相違を生じなければならない。

つまり、内田祥三は、個々の施設を整える際に、周囲の地域に応じた施設の規格と、それを實際に建設するための財源、両方に関心があつたといえる。

3-3. 小括

3-1 では、まず内田祥三が、鉄筋コンクリート、防火、都市計画などの幅広い専門性を兼ね備えた人物であったことを確認した。建築家として、個々の建築物を設計することだけでなく、複数の建築物を構成して面的に計画することにも注目していたと考えられる。

内田祥三の都市計画に関する実績は、計画事例と建築法規の作成に大きく分けられる。関東大震災前の三点の計画のうち、第1部、第2部で対象とする「田園都市計画案」と「大阪北港住宅地計画」は、通常の市街地の計画であるのに対して、「六甲園経営地計画」は、山間の別荘地計画で、一つひとつの宅地が広いため、性質が大きく異なると考えられる。関東大震災後の代表的な計画としては、大同都市計画が挙げられる。大同都市計画は、Clarence A. Perryの近隣住区などの影響が指摘されているのに対して、本研究は、内田祥三が関東大震災前にClarence A. Perryに先駆けて近隣住区に類する計画を考案していて、それを発展させたのかどうか、大同都市計画などの前史を明らかにするものとして位置づけられる。そして、内田祥三は建築法規の作成に初期の段階から携わっていて、特に用途地域制作成の中心人物であった。都市計画の基本法制を構想した池田宏らとは異なり、内田祥三らは運用を具体化する役割を担ったグループとして位置づけられる。

3-2 では、内田祥三の言説から、都市計画観の大枠を掴んだ。具体的には、都市の膨張を抑制する考えではなかったこと、内田祥三にとって都市計画の意義は、社会問題の緩和、商工業の発達、市民の生活のために、住宅、交通機関、公園、運動場などの個々の施設を整えることであったことなどが読み取れた。そして、個々の施設を整える際には、施設を実際に建設するための財源に加えて、周囲の地域に応じて施設の規格を変えることに関心があった。つまり、周囲の地域の中で施設を位置づける視点があったといえる。

補注

注1) 参考文献 3) では、川元良一は同潤会の「建築部長」と記載されていたが、同潤會編：同潤會十年史，pp. 354-355，同潤會，1934. で組織を確認したところ、正しくは「建設部」と記載されていたため、筆者にて「建設部長」と修正した。

参考文献

- 1) 東京大学文書館デジタル・アーカイブ所蔵：内田祥三，総長肖像パネル
- 2) 内田祥三先生眉寿祝賀記念作品集刊行会編：内田祥三先生作品集，pp. 23-29，鹿島研究所出版会，1969.
- 3) 村松貞次郎：日本建築家山脈(復刻版)，pp. 52-56，鹿島出版会，2005.
- 4) 前掲 3)，pp. 179-186
- 5) 常松祐介：東京帝国大学本郷キャンパスにおける内田祥三による折衷表現の成立と展開 内田祥三と岸田日出刀の協働による意匠設計，日本建築学会計画系論文集，Vol. 86，No. 782，pp. 1262-1271，2021.
- 6) 前掲 3)，pp. 62-65
- 7) 前掲 2)，pp. 160-185
- 8) 前掲 2)，pp. 164-165
- 9) 前掲 2)，pp. 168-173
- 10) 石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003，pp. 163-165，自治体研究社，2004.
- 11) 内田祥三：大同の都市計畫案に就て(1)，建築雑誌，Vol. 53，No. 656，pp. 1281-1294，1939.
- 12) 内田祥三：市街地建築物法の回顧，建築行政，Vol. 1，No. 1，pp. 2-8，1951.
- 13) 前掲 12)
- 14) 前掲 3)，pp. 59-61
- 15) 内田祥三，村松貞次郎(聞き手)：内田祥三談話速記録(五)，第 10 回 1968(昭和 43)年 5 月 18 日分，東京大学史紀要，No. 23，pp. 59-75，2005.
- 16) 内田祥三：都市計畫の話，教育畫報，Vol. 12，No. 3，pp. 96-99，1921.
- 17) 内田祥三：都市計畫の話(其の一)，學藝，Vol. 39，No. 490，pp. 20-31，1922.
- 18) 内田祥三：都市計畫の話(其の四)，學藝，Vol. 39，No. 495，pp. 17-27，1922.
- 19) 内田祥三：市街地建築物法及其の附帯命令の梗概，建築雑誌，Vol. 35，No. 411，pp. 15-27，1921.
- 20) 内田祥三：都市計畫の話(其の五)，學藝，Vol. 40，No. 497，pp. 62-69，1923.

第 1 部 田園都市計画における事業の考案

第 4 章 田園都市計画の作成過程と施設配置

4-1. 本章の目的と研究方法

(1) 本章の目的

第1部で取り上げる内田祥三の田園都市計画については、『都市公論』に、1919(大正8)年10月30日の都市研究会住宅政策実行委員会において「内田博士(委員)田園都市に関する設計図案を示して説明す」という報告が記載されている¹⁾。その後、内田祥三は、1922(大正11)年4月8日の建築学会特別大会で「都市に於ける住宅補給策」を講演し²⁾、この講演内容を同年5月の『建築雑誌』に「大都市に於ける住宅の補給策」として発表した³⁾。この記事には「田園都市計画」というタイトルの図面が掲載され、1919(大正8)年中に笠原敏郎、柳澤彰と一緒に図面を作成したことが述べられているが、これよりも具体的な作成過程に関する記述はなく、1919(大正8)年の都市研究会と1922(大正11)年の『建築雑誌』との発表の関係は、未だ検討されていない。例えば、渡辺俊一は、前出の『都市公論』⁴⁾と『建築雑誌』⁵⁾を参照して、「大正8年10月、都市研究会で内田祥三は『田園都市に関する設計図案』を発表した。内田がこれを実際に公にしたのは、3年後の建築学会の席上であった」と述べている⁶⁾。このように、渡辺俊一は1919(大正8)年と1922(大正11)年の計画を同一のものとして扱っているが、具体的な根拠は示していない。

また、第2部で取り上げる大阪北港株式会社経営地計画に、内田祥三は1920(大正9)年から1922(大正11)年までの期間に携わっていた。これに対して、内田祥三による田園都市計画の作成着手は1919(大正8)年と早く、先駆的意義が大きい。さらに、内田祥三は田園都市計画について、1922(大正11)年の『建築雑誌』で、「(前略)全く假想的のものであつて、実際に此の地に一團の住宅地が出来るといふのではないのでありますから誤解のない様に御願して置きたいのであります」と述べている⁷⁾。すなわち、田園都市計画は実際に建設することを前提としない仮想設計であったため、関係主体などの制約が少なく、内田祥三が理想とした「個々の施設の配置」がより色濃く反映されたと考えられる。

以上を踏まえて本章では、目的1) 内田祥三が1919(大正8)年から1922(大正11)年までの期間に田園都市計画を作成した過程を明らかにした上で、目的2) 田園都市計画における施設配置を明らかにする。

(2) 研究方法

まず 4-2 では、内田祥三が田園都市計画を作成した過程を明らかにし、その中で、住宅会社法検討との関係と、「施設を建設する財政」の検討過程を示すとともに、4-3 で分析対象とする 3 枚の図面を位置づける土台とする。

次に 4-3 では、初期の構想を含む 3 枚の図面を分析することで、田園都市計画における施設配置の要素を明らかにする。その際には、同潤会普通住宅地に関する佐藤滋・戸沼幸市の研究⁸⁾を参考にして、分析項目を設定する。関東大震災後、1924(大正 13)年 5 月に設立した財団法人同潤会は、アパートメントの他に、1924(大正 13)年度に 3,420 戸、1925(大正 14)年度に 73 戸の木造の普通住宅^{注 1)}を建設していた⁹⁾。第 3 章で述べたように、内田祥三の計画・設計手法とその教えは同潤会で用いられた可能性が高いため、同潤会普通住宅地を参考にして分析項目を設定することは妥当であると考えられる。既往研究では、大月敏雄が、「同潤会木造普通住宅は、内田が 1919(大正 8)年から取り組み始めた、田園都市計画の実現とも見ることができるのである」と述べているが、その根拠としては、第 3 章で述べた内田祥三と同潤会建設部長である川元良一の関係と、「のびやかで自由な街区割」を指摘するにとどまる¹⁰⁾。これに対して本研究は、同潤会普通住宅地の施設配置との関係を、住宅地全体を通して検討する点で独自性がある。

そして 4-4 では、4-2、4-3 より明らかになった重要な時期に着目して、海外の施設配置との関係を明らかにする。

分析の基礎資料には、内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」を用いる^{注 2)}。これは、田園都市計画に関する一連の計画資料が保存されているフラットファイルで、背に「大都市ニ於ケル住宅ノ補給策」と手書きされていることから、内田祥三自身がまとめたものと考えられる。計画内容の把握には、1922(大正 11)年 5 月の『建築雑誌』に発表された「大都市に於ける住宅の補給策」というタイトルの記事を主に用いる¹¹⁾。この記事を本研究では「補給策」と呼ぶ。これらに加えて、田園都市計画の作成過程を把握するために、『都市公論』、『建築雑誌』といった専門誌や、新聞記事などを用いる。

4-2. 住宅会社法の検討と田園都市計画の作成

(1) 都市研究会における住宅会社法の検討との関係

都市研究会は住宅不足を背景にして、1919(大正8)年8月26日に「都市住宅政策要綱」¹²⁾を議定し、その中には「中産階級以下の住宅經營を目的とする建築會社の設立」が明記された。会の意見をまとめて、その実行を期するため、小橋一太内務次官は同年8月30日に実行委員を指定し、建築会社を含む実行委員第三部では、委員に渡辺鉄蔵、高木益太郎、内田祥三、矢野亮一、桜井小太郎、佐野利器、桐島像一、幹事に内務技師の笠原敏郎、東京市技師の福田重義が任命された¹³⁾。そして、同年9月4日、実行委員が会合した第一次協議会で、建築会社に関する「法律案及定款案は渡邊博士に、敷地割及住宅の設計調査は内田博士に依頼する事と爲り」と決まり¹⁴⁾、同年10月30日、「渡邊博士(委員)より第三部案たる公共建築株式會社法案につき詳細に説明する處ありて、(中略)内田博士(委員)田園都市に關する設計圖案を示して説明す」という内容の住宅政策実行委員会が開かれた¹⁵⁾。そして、渡辺鉄蔵が同年12月の『都市公論』に発表した「公共建築會社法案要領」¹⁶⁾では、以下の方針が示された。

◇第一に總則から申せば

此の種の公共建築株式會社は各市に一個設立することを得せられ市を單位として住宅の供給を爲さしむるのが至當と思ふ。

◇第二其の業務の種類範圍

- 一、建築敷地の買入、加工
- 二、住宅の建築、賃貸、賣却
- 三、生活必需品の供給に關する公益的設備の建設管理、經營
- 四、公に指定されたる都市計畫事業の包括的又は部分的請負
- 五、第二及第三號に屬する建築事業を行ふ者の中特に公共團體の指定せる者に對する資金の貸付

◇第三資本金

としては甲種株式即國又は市の引受くる株式及乙種株式即一般の引受株式の二種より成立せしめたい株式を國や市で引受けて貰ふと有難い様に思ふ而して其の引受株式は資本金の三分の一から四分の一位まで優先して募入せしめたい、(後略)

ここで述べられているように、各市に建築会社を一個設立して住宅を供給すること、建築会社は住宅供給の他に都市計畫事業の請負をすること、建築会社には公的資金を投入することが想定されていた。そして、この建築会社をもとに、住宅会社法の立法が検討された。このように、内田祥三は住宅会社法の骨子となる建築会社を検討していた都市研究会から計画の依頼を受け、都市研究会内で田園都市計画の図面を示していた。しかし、この都市研究会での内田祥三による計画は対外的に発表されなかった。

[illegible]

図-1 「児童千人二對スル小学校ノ設備」

内田祥三が都市研究会の依頼を受けてから都市研究会内で図面を示すまでの期間には、「大正八年十月十三日 福田君調査」と記載された「上水」というタイトルの資料と、「大正八年十月十三日 福田君ヨリ」と記載された「児童千人ニ對スル小学校ノ設備」というタイトルの資料(図-1)が作成されていて、これらは田園都市計画の計画資料として内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」に保存されている^{注3)}。「上水」の資料では、人口 10,000 人として上水を整備する経費は 250,000 円から 300,000 円位であることが述べられている。また、「児童千人ニ對スル小学校ノ設備」の資料では、児童 1,000 人の小学校に必要な設備の項目と、各項目の数量、単価、金額がまとめられ、合計して校地買入費 80,000 円、建築及び備品費 161,270 円が算出されている。

その一方、内田祥三が1922(大正11)年5月の『建築雑誌』に発表した「補給策」では、約53万坪を開発する経費の中で、人口15,000人、1人当たり25円として、計375,000円の上水設備費、各750人を収容する小学校2箇所に対して、敷地購入費及び敷地造成費を別として、各120,000円の建築設備費が計上されている。これらの数値を見比べると、上水設備費は1人当たり約25円、小学校の建築設備費は1人当たり約160円と共通していて、これらの単価は福田重義による調査がもとになっていると考えられる。また、前述の通り、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』では、1919(大正8)年中に笠原敏郎、柳澤彰と一緒に図面を作成したと述べられていた。笠原敏郎と福田重義が実行委員第三部の幹事であったことを踏まえると、内田祥三は1919(大正8)年中に都市研究会の実行委員の協力を得て田園都市計画を作成し、この一部が1922(大正11)年5月の『建築雑誌』での発表に引き継がれたと考えられる。

二、経費計算表				
総経費				一九、九一六、四六二、五〇
内 訳				
一、敷地購入費				四、二六〇、六二四、〇〇
四七二、九一四坪＋五九、六六四坪＝五三二、五七八坪、 単価八圓				
二、敷地内道路及廣場築造費				一、四五九、八二五、〇〇
一二間道路	四、〇八〇坪	単価四〇圓	あすふあると	一六三、二〇〇圓
七間道路	三〇、六六〇	同 三〇	同	九一九、八〇〇
三間道路	四一、二四一	同 五	砂 利 敷	二〇六、二〇五
廣 場	一七、〇六二	同 一〇		一七〇、六二〇
三、敷地外道路購入及築造費				二六、一六〇〇、〇〇
電車線路敷設敷地購入費				
幅員四間延長一、五〇〇間 六、〇〇〇坪 単価一〇圓 六〇、〇〇〇圓				
敷地の大道への連絡道路敷地購入費				
幅員八間延長 七二〇間 五、七六〇坪 単価一〇圓 五七、六〇〇				
同 上 築造費				
五、七六〇坪 単価二五圓 一四四、〇〇〇				
四、複線電車軌道敷設費				八、一九〇〇〇、〇〇
軌道延長 二、哩七三、 複線、 単価 三〇〇、〇〇〇圓				
五、公園敷地造成及設備費				一四七、〇〇〇、〇〇
敷 地 二九、四二四坪 単価 五 圓				
六、公共的施設に要する敷地造成費				一三、五九二、五〇
敷 地 二七、一八五坪 単価 五〇錢				
七、宅地造成費				一六、一六三、一〇〇
敷 地 三三三、二六二坪 単価 五〇錢				
八、上水設備費				三、七五〇、〇〇〇、〇〇
人 口 一五、〇〇〇 一人に付二五圓の割				
九、下水設備費				三、三九〇、七〇〇、〇〇
一二間及七間道路兩側排水路延長九、四四〇間 単価一五圓一四一、六〇〇圓				
三 間 同 同 二七、四九四 同 五圓一三七、四七〇				
下水處分設備費				
五〇、〇〇〇				
一〇、公共的施設に要する建築設備費				七、三〇〇、〇〇〇、〇〇
小 学 校 二ヶ所 各、 七五〇人 収容、 各 一三〇、〇〇〇圓				
市 場 三ヶ所 各 三〇〇、〇〇〇				
病 院(隔離病室をも含む) 一〇〇、〇〇〇				
警察署及消防署 一〇〇、〇〇〇				
建築會社事務所 一〇〇、〇〇〇				
一一、家屋建築費				一、一〇五、九〇〇、〇〇
延 坪 一、一〇、五九〇坪 単価一〇〇圓				
三、雜 費(創立費、事務員給与、公課等)				三〇〇、〇〇〇、〇〇
以 上				

図-2 田園都市計画の経費計算表

(2) 都市研究会より後の作成過程

内田祥三は1919(大正8)年10月に都市研究会内で図面を示したのち、1920(大正9)年1月の『建築世界』に「都市住宅の補給策」を發表した¹⁷⁾。ここでは「(前略)其月賦金額は現在の家賃と略(ホボ)同様になる。此の事は私は具體案を作つて見た計算によるものであつて、決して架空な空想や理屈一片のものではない」と述べられていて、何らかの計算がおこなわれていたと推察されるが、この時点で具体的な計算や図面は發表されなかった。

そして、内田祥三は1922(大正11)年5月の『建築雑誌』の記事「補給策」において、約53万坪を開発する経費の内訳(図-2)、各家屋の月賦金、契約人の全負担額、住宅会社の利回りなどの具体的な金額と田園都市計画の図面を發表した^{注4)}。1922(大正11)年7月26日の『東京朝日新聞』は、内田祥三による田園都市計画の作成過程について、「そこでこれも内務省都市計畫東京地方委員の一人である帝大教授内田祥三博士は『よし机上の空論か實際行はるべき可能ある説か』具體案を示してやろうと大正八年の秋から思ひ立つて三年の日子を費し五百萬坪(ママ)の假想的の土地を根據として経費二千萬圓さへあれば立派に建設し得る理想的田園都市の設計を造り上げ一般に實際の事には物臭な學者の性質に似ず一家具の現在價格まで自ら商店に赴いて取調べ、一點空想的な部分の見出せぬ案を發表した」と報じている(図-3)¹⁸⁾。これは内田祥三自身が執筆した記事ではないものの、内田祥三が1919(大正8)年秋から田園都市計画の作成に着手したことが分かる。内田祥三は田園都市計画を考え始めた時期を明言していないが、内田祥三が計画の依頼を受けた都市研究会第一次協議会は1919(大正8)年の秋である9月4日に開かれていることから、内田祥三が田園都市計画の作成に着手したのは、都市研究会の依頼が契機であったと考えられる。さらに引用部では、計画の作成に3年かかったこと、商店を訪れて家具の価格まで調査したことが述べられている。内田祥三が都市研究会の依頼を受けてから都市研究会内で図面を示すまでの期間は約2ヵ月だけであつ



図-3 「東京の郊外に、内田博士が描き出した田園都市」

表-1 田園都市計画の敷地内訳

1919(大正8)年11月7日				1922(大正11)年5月			
内訳	数量	面積	全面積に対する百分比	内訳	数量	面積	全面積に対する百分比
建築宅地	約2,400 戸	362,630 坪		建築宅地	3,038 戸	323,262 坪	68.3 %
				大住宅向	110 戸	31,707 坪	
				中住宅向	1,933 戸	241,625 坪	
				小住宅向	636 戸	38,160 坪	
				商店向	359 戸	11,770 坪	
道路及広場		92,120 坪	16.5 %	道路及広場		93,043 坪	19.6 %
12間道路	360 間	4,320 坪		12間道路	340 間	4,080 坪	
7間道路	6,000 間	42,000 坪		7間道路	4,380 間	30,660 坪	
3間道路	11,200 間	33,600 坪		3間道路	13,747 間	41,241 坪	
広場		12,200 坪		広場		17,062 坪	
公園及菜園		90,600 坪	16.2 %	公園		29,424 坪	6.2 %
第一公園		23,800 坪		東公園		16,416 坪	
第二公園		13,300 坪		西公園		13,008 坪	
菜園		53,500 坪					
公共的施設		14,650 坪		公共的施設		27,185 坪	5.9 %
上水用唧筒、貯水槽等敷地		2,900 坪		東小学校		2,224 坪	
病院敷地		4,300 坪		西小学校		2,240 坪	
小学校敷地		2,100 坪		★ 中学校		2,160 坪	
小学校敷地		2,300 坪		★ 高等女学校		2,064 坪	
停車場敷地		400 坪		病院		5,120 坪	
停車場敷地		700 坪		水道揚水場		1,712 坪	
停車場敷地		500 坪		市場(三ヶ所)		7,520 坪	
市場敷地		250 坪		停車場(三ヶ所)		1,296 坪	
市場敷地		200 坪		会社事務所		348.5 坪	
市場敷地		200 坪		★ 公会堂		348.5 坪	
齊場敷地		800 坪		警察署		188 坪	
但建築会社(町役場)、☆倶楽部、警察署、消防署、郵便電話電信局等ノ敷地ハ前記廣場中ニ包含ス				消防署		188 坪	
				郵便局		104 坪	
				電話局		104 坪	
				百貨店		576 坪	
				★ 浴場		364 坪	
				齊場		628 坪	
敷地面積		560,000 坪	100 %	敷地面積(外に59,664坪)		472,914 坪	100 %

たため、その後、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』での発表までの間に、内田祥三は開発経費の具体的な計算を精緻化させたと考えられる。

また、内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」に保存されている1919(大正8)年11月7日付の敷地内訳と、1922(大正11)年5月に『建築雑誌』に発表された「補給策」の敷地内訳を比較したのが表-1である。1919(大正8)年と1922(大正11)年の公共施設を見比べ、削除されている倶楽部に☆印、追加されている中学校、高等女学校、公会堂、浴場に★印を付して、公共施設の拡充があったことが分かる。さらに、建築宅地をみると、当初は住宅の区分が記載されていなかったところ、1922(大正11)年5月の「補給策」では、大住宅向、中住宅向、小住宅向、商店向の区分が設定され、各数量が精査されていることが読み取れる。

以上の通り、内田祥三は1919(大正8)年10月に都市研究会内で図面を示して、都市研究会の依頼にいったん応えたのちも、引き続き田園都市計画に独自に取り組み続けた。これらのことから、1919(大正8)年の都市研究会と1922(大正11)年の『建築雑誌』での発表は、一連の田園都市計画であったといえる。

4-3. 田園都市計画の施設配置

(1) 分析の対象と方法

本節では、内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」に保存されている 3 枚の手書きの図面を分析対象とする^{注5)}。

1 枚目は、「或町ノ設計」というタイトルの図面である。これは道路と公共施設の大まかな位置を示したもので、2 枚目の「大正 8 年案」と見比べると、凡例の書き方がイロハの箇条書きで似ている。これらのことから、「或町ノ設計」は「大正 8 年案」よりも早い時期の図面で、初期の構想を描いたものであると考えられる。

2 枚目は、タイトルがなく、右下に「大正八年十一月七日 柳沢君ヨリ」と記載されている図面で、本研究では「大正 8 年案」と呼ぶ。内田祥三が 1919(大正 8)年 10 月 30 日の都市研究会住宅政策実行委員会で示したとされる田園都市計画の図面は資料に残っていないが、「大正 8 年案」記載の日付と近いことが分かる。さらに、「大正 8 年案」の記述は、1919(大正 8)年中に笠原敏郎、柳澤彰と一緒に図面を作成したと整合する。これらのことから「大正 8 年案」は、内田祥三、笠原敏郎、柳澤彰の共同作成であったと考えられ、内田祥三が都市研究会内で示したとされる図面もこれに近かったと推察される。

3 枚目は、「一團地住宅計畫假想圖」というタイトルの大判の図面である。内田祥三が 1922(大正 11)年 5 月の『建築雑誌』に発表した「田園都市計畫」の図面と見比べたところ、右上のタイトルと道路横断図は異なるものの、図面の中身に相違はみられなかったため、この大判の手書き図面が原図である可能性が高い。1922(大正 11)年 5 月の『建築雑誌』の図面は B5 の大きさで、敷地や建物などの細かい描写が読み取れないため、本研究では、この大判の手書き図面を 1922(大正 11)年 5 月の『建築雑誌』で発表されたものとして扱い、「大正 11 年案」と呼ぶ。

計画内容や内田祥三の考えを読み取るために、図面に加え、1922(大正 11)年 5 月の『建築雑誌』の記事「補給策」の記述を適宜用いる。

研究の方法としては、佐藤滋・戸沼幸市の研究¹⁹⁾が明らかにした同潤会普通住宅地の施設配置について、「補給策」の記述と対応させながら、上記の 3 枚の図面の描写を比較することで、内田祥三の田園都市計画における施設配置の要素を明らかにする。佐藤滋・戸沼幸市は、同潤会普通住宅地における「3 つの共通の空間計画の原理とボキャブラリー」として、「明解な段階構成からなる街路体系」、「生活中心としての街角広場と主道の商店街」、「多様な公共施設の配置」を挙げている。しかしながら、3 つには主な構成要素である住宅に関する事項が含まれていない。この住宅に関する事項として、佐藤滋・戸沼幸市は、「共用中庭を中心に明確な小街区のまとまりが形成され、社会的な最小単位を作り出している」ことが、全体計画の特色の 1 つであると指摘している。田園都市計画は住宅が主な構成要素であるため、住宅に関する事項も重要であると考えられることから、本研究ではこれを追加して、道路体系の段階構成、街角広場と主道の商店街、多様な公共施設の配置、小街区のまとまりの 4 つを、

同潤会普通住宅地の施設配置として取り上げる。

この 4 つの同潤会普通住宅地の施設配置について、佐藤滋・戸沼幸市が明らかにしている具体的な内容をまとめると、以下の通りである。

- ・ 生活中心としての主道、大街区を構成する区画街路、各戸へのアクセスとなる住宅路、住宅路を結ぶ南北道路、街区の背割り線を通る裏路地という 5 段階の段階構成。特に主道について、佐藤滋・戸沼幸市は「地区の中心を貫き、住宅地の骨格をかたちづくる道路で公園などの共同施設、また商店などがはりつき高木の街路樹などが植えられ単に交通処理だけでなく住宅地の生活の中心なる空間」と説明している。
- ・ 必ず並木が設けられ、商店、隣保館などの公共施設や銭湯、公園など、人々が集まるすべての場所が沿道に配置された主道。そして、普通住宅地計画の一般形として、主道の要所に 1、2 か所設けられた街角広場。佐藤滋・戸沼幸市は、この街角広場がこれらの住宅地の空間的にも生活のうえでも中心に位置づけられていたと指摘していて、街角広場の事例として「主道の中間部の交差点に、この街角をとり囲むように 45° 振って配置された長屋により特徴づけられている街角広場」を紹介している。これは建物の正面が交差点の中心に向くよう斜めに配置するということで、佐藤滋・戸沼幸市によると、この長屋には商店と娯楽室が置かれていた。
- ・ さまざまな公共施設が綿密にデザインされて住宅地の中に配置されていて、その住宅地の規模との関係で大別される次の 3 つの配置の考え方。すなわち、街角広場を中心にまとめられている最も規模の小さい住宅地、主道を中心に軸状に配置されている標準的規模の住宅地、公共施設のブロックを設け小公園と組み合わせて配置している比較的規模の大きな住宅地。このように、佐藤滋・戸沼幸市は公共施設の配置手法が多様であることに注目している。
- ・ 共用中庭の事例では、多様な形式や用途の 30 戸程度が共用し、中心に共同の井戸と炊事場がおかれ、主婦の家事の場として、また子供達によっては安全で身近な遊び場として、まさに日々の生活の中心の場であったことを、佐藤滋・戸沼幸市は紹介している。

以上で述べた同潤会普通住宅地の施設配置を分析項目として、内田祥三の田園都市計画における施設配置の分析を進める。

(2) 道路体系の段階構成

「補給策」では、道路について「先づ道路は其の主要なるもの、電車を通ずる所は幅員十二間とし之に次ぐ脈道を七間、住宅に對する局部約(ママ)街路は凡て三間とし、前二者はアス

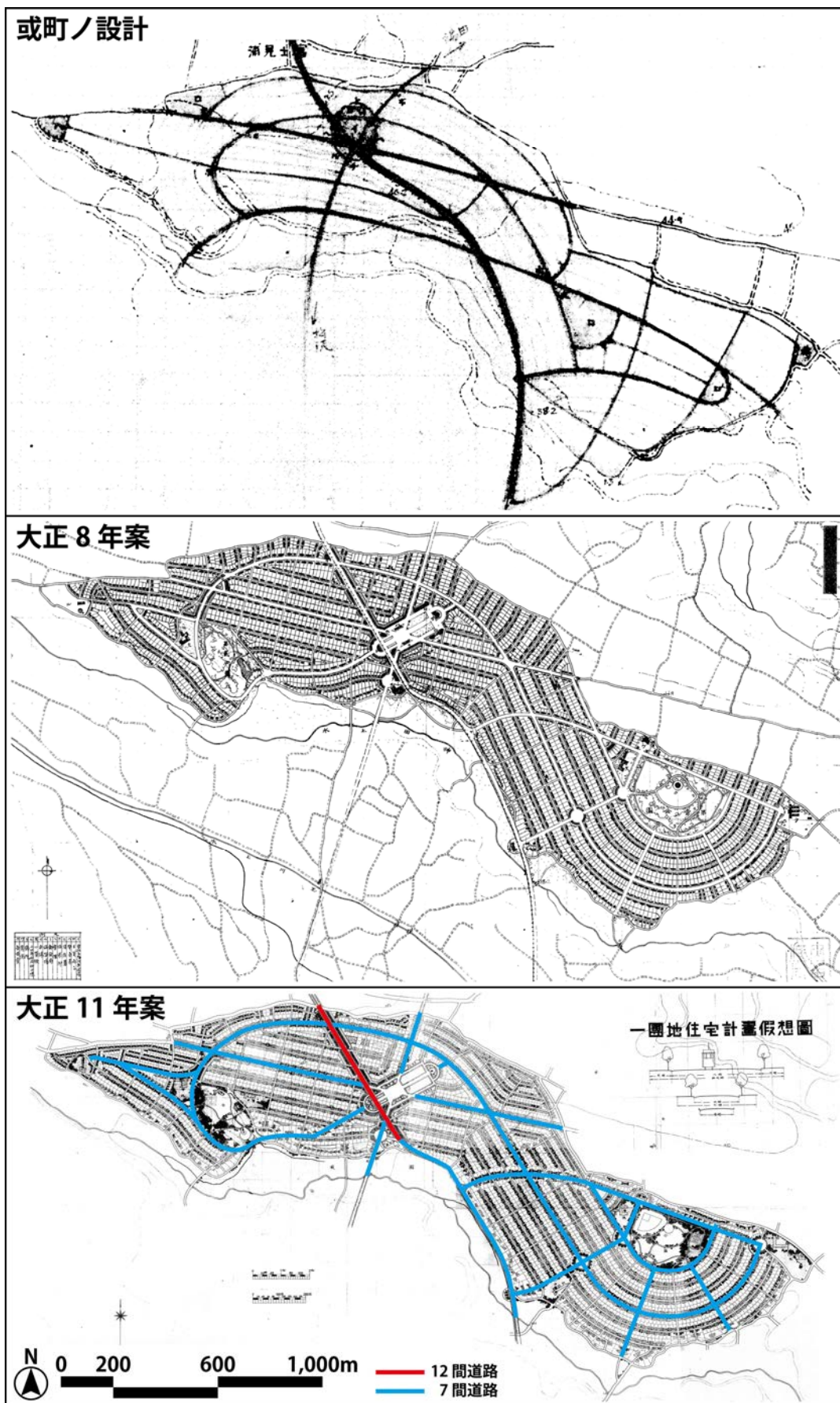


図-4 3枚の図面

ファルト敷、三間道路は之を砂利敷とし、重なる街路の交叉する所には大きな廣場を取り、七間と十二間の街路には並木と植ゑることになつて居ります」と述べられている。この記述をもとに図面をみたところ、「大正 11 年案」には電気軌道と並木が描かれていた。そこで、電気軌道と並木を手がかりにして、「大正 11 年案」の 12 間道路を赤色、7 間道路を水色で示し、「或町ノ設計」、「大正 8 年案」と同スケールで並べたのが図-4 である^{注6)}。図-4 をみると、12 間道路は敷地の中心を貫いている。さらに(3)では、この 12 間道路の両側に商店が配置されていることを明らかにする。これらのことから、12 間道路は佐藤滋・戸沼幸市のいう主道と位置づけられる。したがって、幅員 12 間の主道、幅員 7 間の脈道、幅員 3 間の局部的街路という 3 段階の明解な段階構成からなる道路体系であるといえる。

詳しくみていくと、「或町ノ設計」では、「大正 11 年案」の主道と脈道に当たる道路が緩やかな曲線で描かれている。「大正 8 年案」では、電気軌道は描かれているが並木が描かれていないため、主道や脈道といった道路の種類と幅員を正確に特定することはできないが、道路の位置は「大正 11 年案」とおおよそ同じであるといえる。そして、「大正 11 年案」では、主道や脈道に一部直線が生じていて、局部的街路は部分的には格子状に配置されている。これらのことから、内田祥三はまず主道と脈道を緩やかな曲線を描くイメージで計画し、これに基づいて局部的街路を主に格子状に割り当てたと考えられる。

(3) 街角広場と主道の商店街

「補給策」によると、内田祥三は大住宅、中住宅、小住宅、商店を計画していて、戸数はそれぞれ 110 戸、1,933 戸、636 戸、359 戸、1 戸当たりの宅地坪数はそれぞれ 290 坪、125 坪、60 坪、30 坪である。このように、商店は住宅に比べて敷地が小さいことが分かる。この商店の配置について、「補給策」では「十二間道路の両側及各所の廣場の周囲には商店を設け」と述べられている。敷地割りが描かれている「大正 8 年案」と「大正 11 年案」について、周りと比べて小さな敷地であることから商店と分かるものの配置を示したのが図-5 である。まず図-5 の各図面の左側では、道路上に電気軌道が敷設された 12 間道路を示していて、両側には

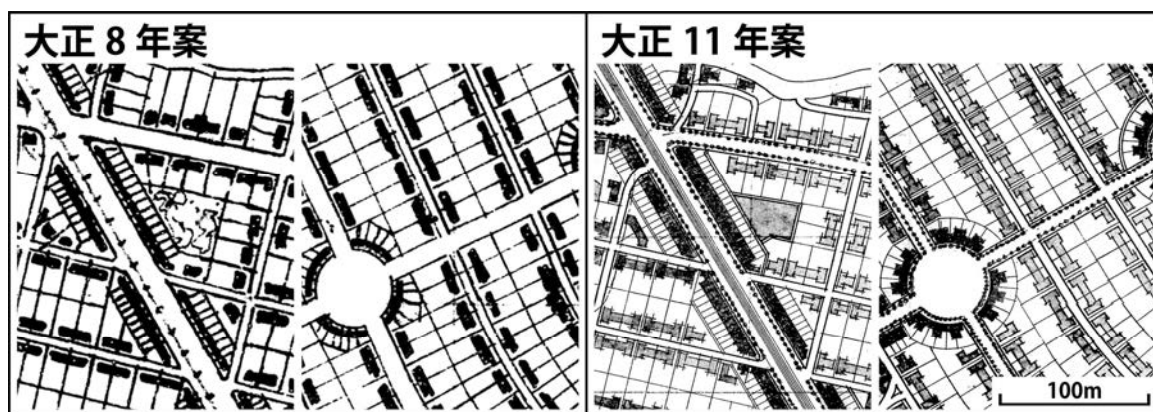


図-5 商店の配置

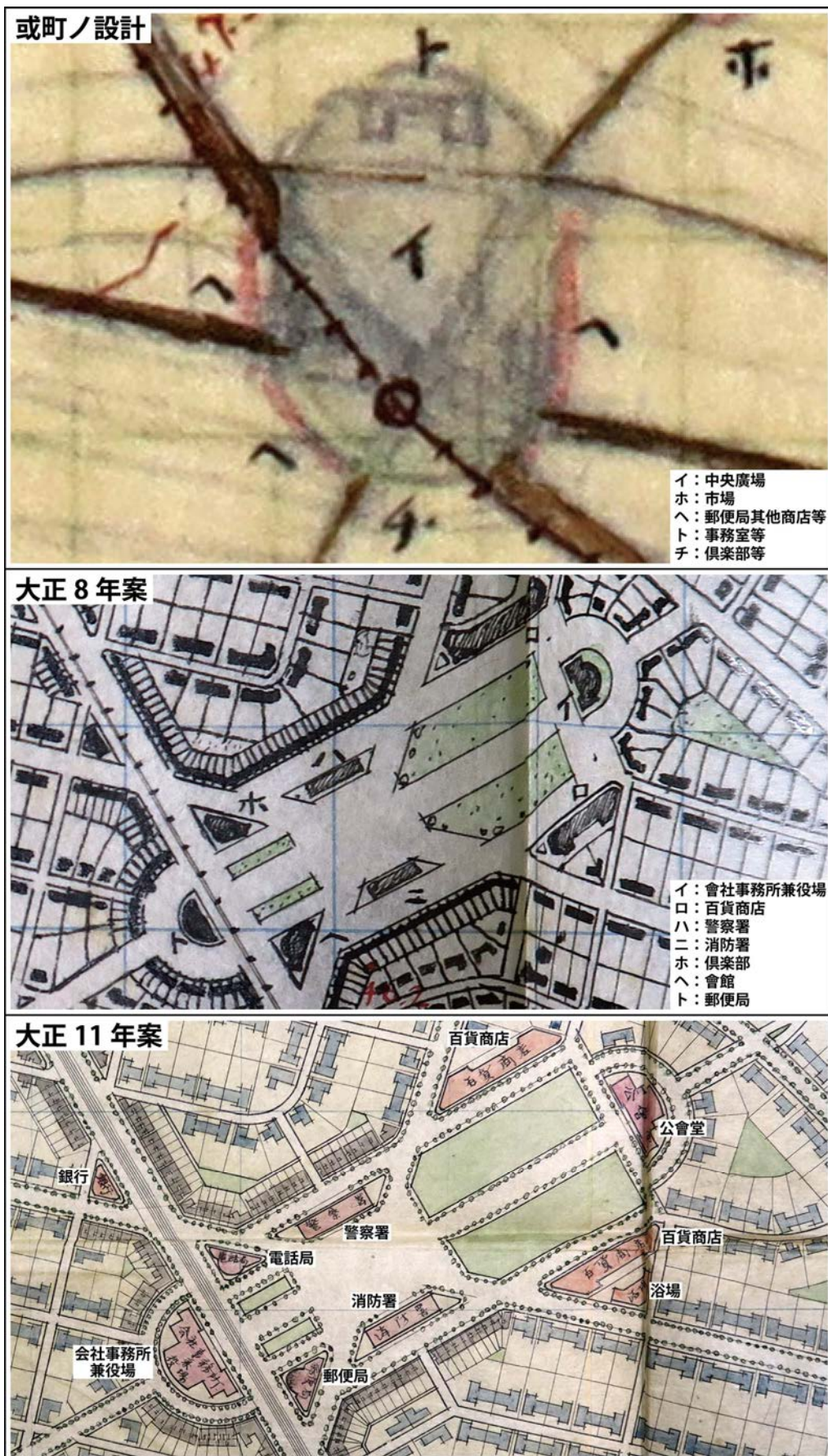


図-6 「シビツク・センター」の配置

商店が配置されていることが分かる。したがって、これは主道の商店街であったといえる。さらに主道沿いには、(4)で詳述する「シビツク・センター」が配置されていて、住民の生活のために重要な位置づけであったと考えられる。次に図-5の各図面の右側では、交差点に設けられた円形広場を取り囲むように商店が配置されていることが分かる。佐藤滋・戸沼幸市が紹介していた商店及び娯楽室が交差点を取り囲んだ街角広場の事例を鑑みると、これは街角広場であったといえる。図-5では、敷地割りが描かれているだけでなく、建物が黒色で描かれていることから、街角広場と主道の商店街にはそれぞれ商店が隙間なく建ち並ぶ想定があって、この特徴は「大正8年案」で既にみられることが分かる。

(4) 多様な公共施設の配置

「補給策」では、公共施設の配置について「中央部には大廣場を設けて之をこの町のシビツク・センターとし此處に會社事務所、公會堂、警察署、消防署、郵便局、電話局等の公共的の建物を集め」と述べられている。この公共施設が集められた中央部の「シビツク・センター」を示したのが図-6である。図-6をみると、公共施設の場所の入れ替えがあるものの、公共施設が大広場を取り囲んでいる点で、3枚の図面は共通している。まず、「或町ノ設計」では、「事務室等」と書かれた大規模な左右対称の建築物が描かれていることが読み取れる。そして、「大正8年案」と「大正11年案」では、「シビツク・センター」が左右対称に描かれていて、その対称軸上には公共施設の中でも特に大規模な左右対称の建築物が配置されている。これらのことから、広場から公共建築を象徴的にみせる狙いがあったと考えられる。

次に、3枚の図面では、それぞれ公園と小学校が2つずつ計画されている。この公園と小学校を示したのが図-7である。公園と小学校の位置は、道路位置の変更に伴って、「或町ノ設計」と「大正8年案」、「大正11年案」の間で変更があるものの、公園と小学校がセットになって移動していて、「或町ノ設計」では、公園内に小学校が配置されている。「補給策」では、公園と小学校について「敷地の東方及西方に約一萬五千坪の公園二ヶ所をとつてこゝにベースボール・グラウンドやテニス・コートを設け、尚各種の運動器具、砂場のやうなものをも設備する、(中略)小學校はこの經營地の人口は約一萬五千人となる筈でありますから、それから割出して二箇所とし何れも東西の公園に接してとつてあるのであります」と述べられていて、内田祥三は公園と小学校を意図的に隣接させたことが読み取れる。また「大正11年案」では、女学校と中学校が追加されていて、このうち女学校は公園と隣接していることが図-7から分かる。小学校と同様、女学校も公園と意図的に隣接させたと考えられる。



図-7 公園と小学校の配置

さらに、3枚の図面では、それぞれ3つの市場が計画されている。この市場を示したのが図-8である。市場の位置は、道路位置の変更に伴って、「或町ノ設計」と「大正8年案」、「大正11年案」の間で変更があるが、いずれも主道及び脈道の交点に市場が配置されている点で共通している。詳しくみると、「大正8年案」と「大正11年案」では、1つの市場が円形広場、2つの市場が道路上の小島と隣接している。図-8では、市場と道路上の小島が隣接した様子を示していて、これは円形広場とは別の街角広場のパターンであったと考えられる。このように、市場を街角広場とセットで配置する狙いが読み取れる。なお、道路上の小島は他にも随所にみられ、設置意図や使用方法に関する言説は残されていないものの、街角広場としての性格を特徴づけていると考えられる。



図-8 市場の配置

(5) 小街区のまとめ

小街区のまとめとしては、敷地割りが描かれている「大正8年案」と「大正11年案」において、住宅によって取り囲まれた敷地裏のオープンスペースがみられた。この配置を示したのが図-9で、敷地裏のオープンスペースを筆者が赤色で着色している。図-9のように、「大正8年案」と比較して、「大正11年案」では敷地裏のオープンスペースを意図的に増やしたと考えられる箇所がある。また、図-5や図-6から読み取れるように、住宅と商店によって取り囲まれた敷地裏のオープンスペースもある。これらの目的を図面だけから読み取ることは

できないが、「補給策」では「外に所々に小さな廣場を住宅敷地の裏側に設けてこれは主として附近の小供の遊び場所に充つるつもりであります」と述べられていることから、敷地裏のオープンスペースは子供の遊び場所を目的とした小広場であったことが分かる。これは道路に面していないか、あるいは狭い小路しか通じていないため、限られた人しかアクセスできないプライベートな性質であった。この点において共用中庭とも呼ぶことができ、明確な小街区のまとまりを形成しているといえる。



図-9 敷地裏のオープンスペース

4-4. 海外の施設配置との関係

本節では、4-3 で明らかにした内田祥三の田園都市計画における施設配置と、海外の施設配置との関係を明らかにする。まず、4-3 でも参照した佐藤滋・戸沼幸市の研究は、同潤会普通住宅地の施設配置について、イギリスの田園都市の物的計画技術に関する実践的なリーダーであった Raymond Unwin による 1909 年の著書『Town Planning in Practice』²⁰⁾に示されている手法との類似性を指摘している²¹⁾。具体的には、街区の内部における建築物と空地の配置について、「1) ゆるやかなカーブを描く中心街路とそれに付属する公共施設の配置の考え方、2) 街路の交叉点を取り囲む建物の配置、3) 街区内中庭を取り囲む住棟配置の考え方、4) アイストップを持ち屈曲する街路の構成」を挙げている。これを 4-3 で明らかにした施設配置と照らし合わせると、2) 円形広場を取り囲んだ商店の配置、3) 敷地裏のオープンスペースを取り囲んだ住宅及び商店の配置が共通しているといえる。しかも、これらの施設配置は、1919(大正 8)年 11 月 7 日付の「大正 8 年案」で既にみられていた。したがって、内田祥三が依頼を受けた 1919(大正 8)年 9 月 4 日の都市研究会第一次協議会から同年 11 月 7 日までの期間が、円形広場や敷地裏のオープンスペースが描かれた重要な図面の作成期間であったと考えられる。

この作成期間内の 1919(大正 8)年 10 月 1 日から 10 月 20 日までに開催されたのが、合計 7 人の講師が 20 日かけて講演をおこなった建築学会第二回講習会である。1919(大正 8)年 11 月の『建築雑誌』に載っている時報²²⁾によると、この講習会では、内田祥三が「鉄筋コンクリート構造概論」、前田松韻が「田園都市」という題目で講演していて(表-2)、前田松韻による講演の要項が「田園都市の性質を略述し、其経費出資の種別を分け、英米田園都市の實例を挙げ。次に田園都市の經濟、愉樂、保健、等各方面に於ける利益十二個條を説き、田園都市發達の經過よりその型式を述べ、計畫の要素として、精神的要旨、歴史、地理、地質、氣候、地帯制、道路、建築、地區割に就きて氏の實地踏査に得たる實例と附圖九葉二十四圖とに依り説明さる」と報告されている。要項に「實地踏査に得たる」と述べられている通り、東京高等工業学校教授であった前田松韻は、1910(明治 43)年 7 月 31 日付で「建築學研究ノ爲滿二箇年半英國獨國及米國へ留學ヲ命ス」と留学が命じられ²³⁾、1913(大正 2)年 3 月 3 日に帰朝して

表-2 建築学会第二回講習会

講師	題目	時間
内田祥三	鐵筋コンクリート構造概論	21時間半
丹羽重光	建築衛生工事、煖房、換氣設備	10時間
米元晋一	建築衛生工事、給排水設備	11時間半
伊東忠太	墓	3時間
佐藤功一	生活と家	5時間
岡田信一郎	裝飾概論	7時間
前田松韻	田園都市	5時間

いた²⁴⁾。すなわち、前田松韻は自身の経験に基づいて、海外の田園都市の事例を日本で早い時期に紹介した人物であるといえる。そして、この前田松韻による「附圖九葉二十四圖」の講演資料が、内田祥三が表紙に「一團地ノ住宅計畫参考図」と手書きしてまとめていた史料群の中に保存されている²⁷⁾。このように、ちょうど「大正8年案」の作成期間内に建築学会第二回講習会が開催されていたこと、同会には内田祥三も講師として参加していたこと、内田祥三が前田松韻による講演資料を「一團地ノ住宅計畫参考図」という史料群の中にまとめたことから、内田祥三は前田松韻の講演を聞いて、「大正8年案」における施設配置の参考にした可能性が高い。

そこで、前田松韻による講演資料をみると、道路の幅員構成の工夫、交差点の建物配置の工夫、湾入道路²⁸⁾を用いた住宅配置、敷地裏にオープンスペースを有した住宅配置などの施設配置が紹介されていた。これらのうち、内田祥三の田園都市計画における施設配置と関連がある図版を示したのが図-10である。図-10のa)とb)の図版では、交差点の角に建つ建物を、正面が交差点の中心に向くよう斜めに配置したり、入隅部を交差点の中心にみせるL字型にして配置したりする工夫がみられる。このa)とb)はもともと Raymond Unwin による『Town Planning in Practice』²⁵⁾に掲載されていた図版である。c)の図版では、敷地裏にオープンスペースを有していることが読み取れる。c)と全く同一ではないものの、似た特徴をもち、同じ場所と考えられる図版が『Town Planning in Practice』²⁶⁾で確認されたことから、c)は Garden City Tenants が Letchworth の Pixmore Hill で建設したものであると分かった。この事例について、のちに Mervyn Miller は、先駆的な近隣住区(a pioneer neighbourhood unit)であると述べている²⁷⁾。前田松韻による1923(大正12)年7月の著書『近世住宅』²⁸⁾の「第四章 田園市町村

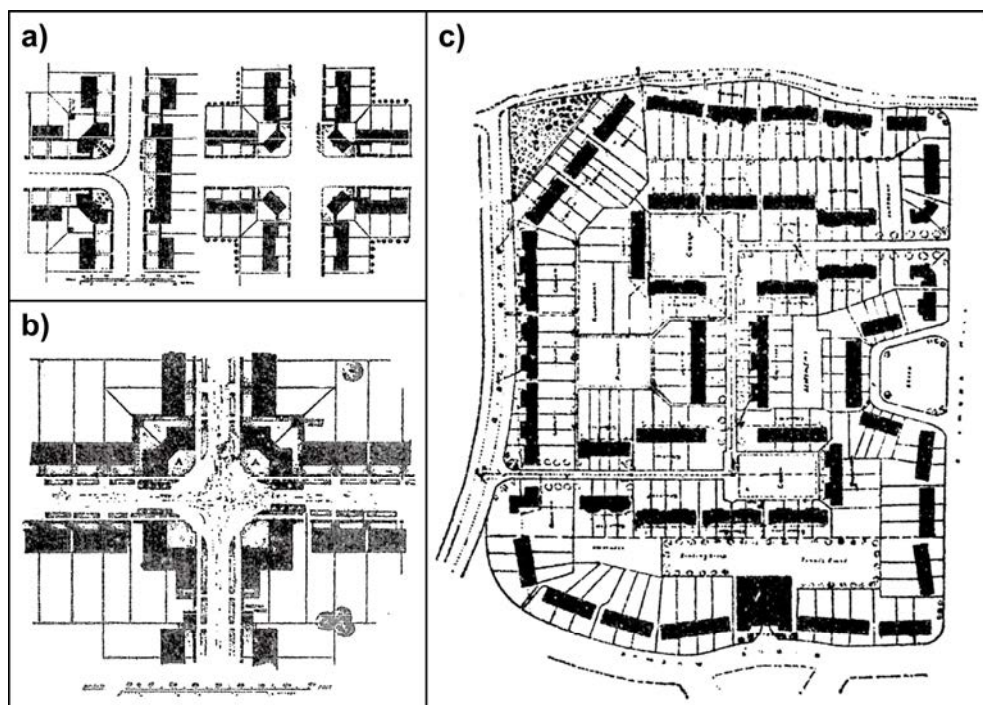


図-10 前田松韻による建築学会第二回講習会講演資料

及市郊(住宅經營)」では、c)と同一の図版が、「第九十圖は是等の住宅の群りを割合に土地を經濟的に用ゐて配置した一つの例である。特に此の圖に於て注意すべきものは斯く群つて居る住宅の敷地の中程に共同の花園がある事である。此の共同の花園には之を圍む住宅の各員が總て出て栽培する。各員が隣り合つて栽培するのであるから御互に花を造る競争になる。随つて良い花を作ると示ふ事が一つの趣味になる。さう云ふ工合に自然を楽しみする習慣を附ける様な方法にした一つの平面配置設計上の例である」と紹介されていて、敷地裏のオープンスペースの目的は「共同の花園」であつたことが分かる。講演資料としては図版のみが保存されているため、講習会で図版がどのように説明されたかは不明であるが、講演資料の図版 24 個のうち 18 個は 1923(大正 12)年 7 月『近世住宅』の第 4 章に掲載されているので、1919(大正 8)年 10 月の建築学会第二回講習会でも同様に c)の敷地裏のオープンスペースが説明された可能性が推察される。このように、内田祥三の「大正 8 年案」に影響がみられる交差点の建物配置や敷地裏のオープンスペースが紹介されていた建築学会第二回講習会は、内田祥三と海外の施設配置の 1 つの明確な接点であつたと指摘できる。

また、前田松韻による講演資料では紹介されていないが、囲み型住宅の提案としては、Raymond Unwin による 1912 年の『Nothing Gained by Overcrowding!』²⁹⁾が代表的である。ここで提案された図面では、tennis courts、children's playground、bowling green が敷地裏のオープンスペースに設けられていて(図-11)、内田祥三が敷地裏のオープンスペースを子供の遊び場所のために計画したことと共通点がみられる。前田松韻による講演資料と Raymond Unwin による『Town Planning in Practice』に関連がみられたことを踏まえると、内田祥三は円形広場や敷地裏のオープンスペースといった施設配置において、Raymond Unwin の設計に代表される海外の田園都市の潮流に影響を受けた可能性が考えられる。

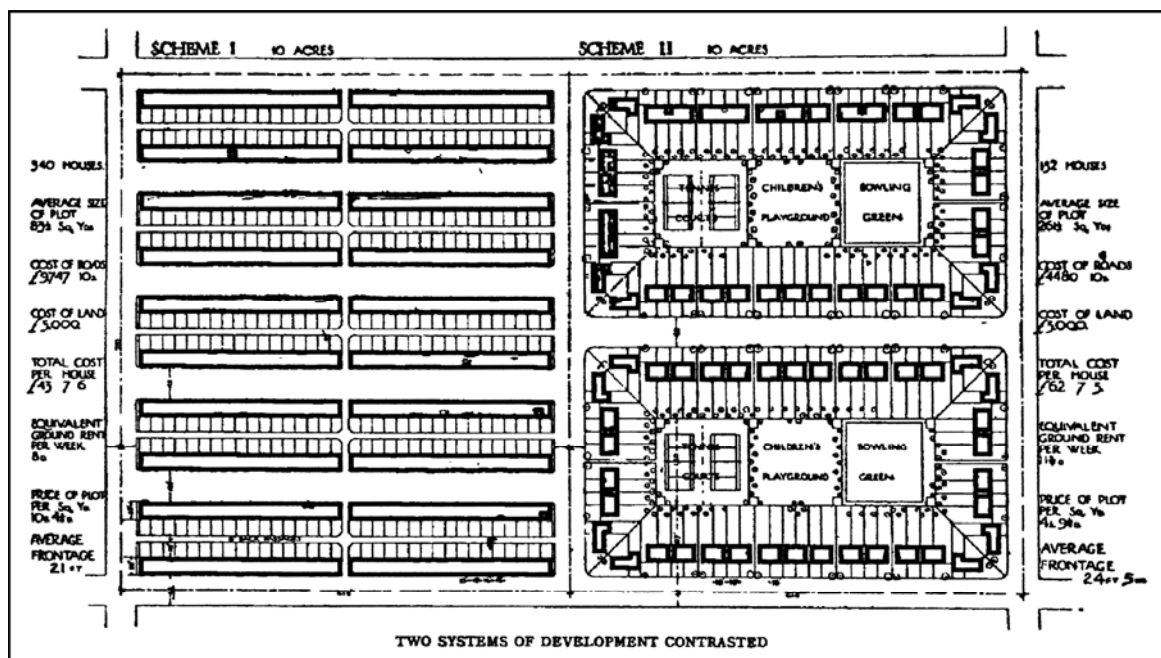


図-11 『Nothing Gained by Overcrowding!』の囲み型住宅

4-5. 小括

住宅会社法検討にあたって、内田祥三は1919(大正8)年9月4日に都市研究会から依頼を受けて田園都市計画の作成に着手し、当初は住宅政策実行委員第三部の幹事であった笠原敏郎や福田重義などの協力を得ながら、開発経費の計算や図面を作成していた。内田祥三は同年10月30日の住宅政策実行委員会内で田園都市計画の図面を示し、都市研究会の依頼にいったん応えたのちも、引き続き田園都市計画に独自に取り組み続け、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』での発表までの間に、開発経費の具体的な計算を精緻化させたと考えられる。

次に、内田祥三による3枚の図面の作成過程を分析すると、初期の構想である「或町ノ設計」では、主道と脈道を緩やかな曲線を描くイメージで計画していた。これに基づいて、「大正8年案」では局部的街路を主に格子状に割り当てて敷地割りを作成し、住宅などの建築物を描きながら、道路、公園、公共施設などの配置を調整したと考えられる。「大正11年案」は、「大正8年案」の道路、広場、公共施設などの配置構成を引き継いでいる一方、建築物の形状や敷地割りがより精緻に描かれている。これは、開発経費の計算の精緻化に伴って、建築物及び敷地の内訳と各数量を精査したことが関係していると推察される。

続いて、同潤会普通住宅地の施設配置を参考にして、道路体系の段階構成、街角広場と主道の商店街、多様な公共施設の配置、小街区のまとまりという4つの分析項目を設定し、「補給策」の記述と対応させながら、3枚の図面の描写を比較することで、内田祥三の田園都市計画における施設配置を次の通り明らかにした。

- ・ 主道、脈道、局部的街路という段階構成からなる道路体系。
- ・ 商店が円形広場を取り囲んだ街角広場。主道の商店街。
- ・ 公共施設が大広場を取り囲んだ「シビツク・センター」、公園と意図的に隣接させた小学校、街角広場とセットで配置した市場。これらの多様な公共施設の配置。
- ・ 敷地裏のオープンスペースを中心とした小街区のまとまり。

このように、同潤会普通住宅地と田園都市計画で施設配置が共通していることから、田園都市計画における施設配置は、同潤会普通住宅地に通ずる関東大震災前の先駆的なものであったことが分かる。そして、「シビツク・センター」を中心とする計画敷地、公園と小学校を中心とする住区、敷地裏のオープンスペースを中心とする住宅群というように、段階的なスケールでの施設のまとまりを創出していたことが明らかになった。特に円形広場や敷地裏のオープンスペースといった施設配置において、内田祥三は Raymond Unwin の設計に代表される海外の田園都市の潮流に影響を受けた可能性が示唆された。この影響をもたらした要因として、「大正8年案」の作成期間に開催された建築学会第二回講習会が、内田祥三と海外の施設配置の1つの明確な接点であったことを指摘した。

補注

- 注1) 「普通住宅」という名称について、参考文献 9), pp. 129-130 では、「當初木造住宅なる稱呼は鐵筋混凝土構造アパートメント・ハウスと區別するために用ゐられたが大正十四年假住宅建設せらるゝに及び本住宅と稱せられ更に大正十五年共同住宅の建設を開始するに及び普通住宅又は木造普通住宅の名稱を用ゐることゝなつた」と説明されている。
- 注2) 内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」(東京都公文書館所蔵)の請求番号は、U520.7-だ-3297 である。
- 注3) 内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」には、本文中で用いた資料の他に、「大正八年十月十二日 丹羽君ヨリ聞ク」と記載された「暖房」というタイトルの資料、「大正八年十月廿三日 笠原君ヨリ」と記載されたタイトルがない資料、作成者や作成年代が記載されていない統計資料などが保存されている。1919(大正 8)年 10 月 1 日から 10 月 20 日までで開催された建築学会第二回講習会では、丹羽重光が「建築衛生工事、暖房、換気設備」という題目で講演しているため(表-2)、内田祥三はこのときに「暖房」の資料を作成したと推察される。
- 注4) 内田祥三は 1922(大正 11)年 4 月 24 日から 5 月 4 日の『やまと新聞』と、同年 5 月 3 日の『萬朝報』の記事でも田園都市計画を発表しているが、その内容をみると、同年 5 月の『建築雑誌』と同様、これらは同年 4 月 8 日の建築学会特別大会での講演が基礎になっていると考えられる。
- 注5) 図-4、5、6、7、8、9 は、内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」に保存されている図面をもとに作成した。図-4、5、9 の作成にあたっては、スケールを正確に読み取れるため、マイクロフィルム資料を優先して使用した。しかしながら、マイクロフィルム資料では、着色や、細かい文字及び線の表現が読み取れないため、これらの情報が必要な図-6、7、8 の作成にあたっては、筆者が原物を撮影した写真を使用した。なお、写真は筆者がコントラストの加工をおこなっている。
- 注6) 12 間道路の位置の特定にあたっては、「大正 11 年案」で並木が描かれている道路のうち、道路上に電気軌道が敷設された部分の延長を計測して、参考文献 3)の「補給策」に記載されている 12 間道路の延長 340 間とおおよそ合致することを確認した。
- 注7) 内田祥三関係資料所収「一団地ノ住宅計画参考図」(東京都公文書館所蔵)の請求番号は、U527.8-た-477 である。これに保存されている建築学会第二回講習会の講演資料をもとに、図-10 を作成した。
- 注8) 湾入道路という名称は、岡田雅宏，井上亮，石川ひろみ，奥土居好美，尾崎せい子，劉鵬飛，中野茂夫：「外国に於ける住宅敷地割類例集」(正・続)に掲載された海外住宅地の設計手法と街区多様度，日本建築学会中国支部研究報告集，Vol. 39, pp. 869-872, 2016. を参考にした。これによると、湾入道路には、road bay や入込み路という別の名称が存在する。

参考文献

- 1) 都市研究會：本會評議員會 住宅政策實行委員會，都市公論，Vol. 2, No. 11, p. 88, 1919.
- 2) 建築學會：本會記事 建築學會特別大會報告，建築雑誌，Vol. 36, No. 430, p. 185, 1922.
- 3) 内田祥三：大都市に於ける住宅の補給策，建築雑誌，Vol. 36, No. 430, pp. 223-234, 1922.

- 4) 前掲 1)
- 5) 前掲 3)
- 6) 渡辺俊一：「都市計画」の誕生 ―国際比較からみた日本近代都市計画―，pp. 197-198，柏書房，1993.
- 7) 前掲 3)
- 8) 佐藤滋，戸沼幸市：同潤会普通住宅地の配置の復元による計画・設計手法に関する研究，日本建築学会計画系論文報告集，Vol. 54，No. 402，pp. 53-63，1989.
- 9) 同潤會編：同潤會十年史，pp. 129-146，同潤會，1934.
- 10) 大月敏雄：まちなみ図譜・文献逍遙其ノ十五「建築寫眞類聚 木造小住宅」，家とまちなみ，Vol. 31，No. 1，pp. 64-72，2012.
- 11) 前掲 3)
- 12) 都市研究會：都市住宅政策と本會の決議，都市公論，Vol. 2，No. 9，pp. 81-88，1919.
- 13) 都市研究會住宅政策委員，建築雑誌，Vol. 33，No. 394，pp. 485-486，1919.
- 14) 前掲 12)
- 15) 前掲 1)
- 16) 渡邊鐵藏：公共建築會社法案要領，都市公論，Vol. 2，No. 12，pp. 17-23，1919.
- 17) 内田祥三：都市住宅の補給策，建築世界，Vol. 14，No. 1，pp. 10-13，1920.
- 18) 東京の郊外に，内田博士が描き出した田園都市，東京朝日新聞，1922(大正 11)年 7 月 26 日
- 19) 前掲 8)
- 20) Raymond Unwin：Town Planning in Practice: An Introduction to the Art of Designing Cities and Suburbs, T. Fisher Unwin, 1909.
- 21) 前掲 8)
- 22) 時報：建築學會第二回講習會，建築雑誌，Vol. 33，No. 395，pp. 525-527，1919.
- 23) 官報，第 8143 号，1910(明治 43)年 8 月 12 日
- 24) 官報，第 198 号，1913(大正 2)年 3 月 31 日
- 25) 前掲 20)，pp. 335-336
- 26) 前掲 20)，p. 349
- 27) Mervyn Miller：Letchworth: The First Garden City, 2nd ed., pp. 61-62, Phillimore & Co. Ltd., 2002.
- 28) 前田松韻：近世住宅，pp. 140-162，大法館，1923.
- 29) Raymond Unwin：Nothing Gained by Overcrowding!: How the Garden City Type of Development May Benefit Both Owner and Occupier, Garden Cities & Town Planning Association, 1912.

第5章 海外の田園都市の調査と事業化方法の考案

5-1. 本章の目的と研究方法

(1) 本章の目的

第4章では、内田祥三が1919(大正8)年から1922(大正11)年までの期間に田園都市計画を作成した過程と、詳細な施設配置を明らかにした。田園都市計画について、のちに高山英華は「当時まだ田園であった東京西郊の高井戸付近を対象とした住宅都市計画はその代表的のものであろう」と述べているが、地図上の正確な位置は把握されていない¹⁾。計画敷地を特定し、広域での施設配置を把握することは、計画をいかに実現しようとしていたかを明らかにするために必要であろう。また、計画の作成と同時期に、内田祥三は田園都市に関する和文・英文の書籍及び記事を収集して、手書きのノートや図版の切り抜きなどをまとめていた。したがって、内田祥三は、海外の田園都市の潮流と、独自に考案した部分を融合させていたことが予想される。そこで本章では、目的1) 内田祥三による田園都市計画の事業化方法の特徴と、目的2) それが受けた海外の影響及び内田祥三が独自に考案した部分を明らかにする。

(2) 研究方法

まず5-2では、内田祥三の田園都市計画について、広域での施設配置及び財政の仕組みの特徴を明らかにする。5-3では、田園都市に関する内田祥三の手書きノートとその原著を用いて、特徴的な内容を明らかにする。5-4では、5-2、5-3で明らかにした特徴を比較して、その共通点と相違点を明らかにする。

田園都市計画の特徴の把握には、第4章に引き続き、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』に発表された「大都市に於ける住宅の補給策」というタイトルの記事を用い²⁾、「補給策」と呼ぶ。これに加えて、内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」^{注1)}に計画資料として保存されている広域図と、当時の地形図を用いる。5-3で用いる手書きノートは、内田祥三関係資料所収「都市計画資料 田園都市」^{注2)}と「一団地ノ住宅計画参考図」^{注3)}に保存されている。海外の影響及び内田祥三が独自に考案した部分を明らかにする目的を達成するために、分析対象は、内田祥三が『建築雑誌』に田園都市計画を発表した1922(大正11)年5月以前の情報が読み取れるものとする。

5-2. 広域での施設配置及び財政の仕組みの特徴

(1) 広域での施設配置の特徴

田園都市計画の敷地について、内田祥三は「補給策」で、「此の計畫圖は大正八年中内務技師の笠原工學士、當時大學院學生であつた柳澤工學士と私と三人で東京の郊外を歩いてこんな所に一團地の住宅經營をやつたらよからうと思つた場所に基いて計畫した所の全く假想的のものであつて、實際に此の地に一團の住宅地が出来るといふのではないのでありますから誤解のない様に御願して置きたいのであります」と述べている。このように、内田祥三による田園都市計画は仮想設計であり、実際に建設することを前提としたものではなかった。しかしながら、笠原敏郎、柳澤彰と実地を歩いて設計したとある通り、内田祥三は実際の敷地条件に基づいて、計画を作成したと考えられる。

敷地の場所について、内田祥三は「補給策」で、「此の計畫圖の土地は新宿の西方約二里の所にあつて、東西約三十町南北約十町、面積大凡五十萬坪、南に向つて傾斜して居る土地でありまして」と述べているが、これよりも具体的な場所に関する記述はない。田園都市計画の事業の性質を理解するためには、まず敷地を特定する必要があると考え、内田祥三関係資料に保存されている一連の計画資料を調査したところ、計画敷地、公園及び「シビツク・センター」の配置、幹線道路などが記入された広域図を発見した。これは当時、対外的には公表されていなかったものである。経年劣化のため、原図は線が薄く見づらいため、筆者がトレースをおこなって、原図と並べたのが図-1 である^{注4)}。そして、図-1 より特定された敷地をもとに、田園都市計画の図面を年代が近い地形図³⁾と並べたのが図-2 である^{注5)}。以下では、図-1 と図-2 を用いながら、広域での施設配置の特徴を読み取る。

まず、図-1 で計画敷地の位置を確認すると、前述の通り、新宿から西におおよそ2里の郊外であることが分かる。これについて、内田祥三は「補給策」で、「土地の高價な所では斯の計畫の經濟が成立ちませんから勢ひ比較的土地の安い市外の遠い所を選ばなければならなくなり、従て不便を避けるが爲めにどうしても交通機關を整備せねばなりません」と述べている。つまり、地価が安い郊外の土地を購入することと、交通機關を整備することを、一緒に考えていたことが読み取れる。

そこで、交通機關に着目すると、図-1 の原図では、計画敷地内を通る幹線道路が3本描かれていて、トレースではこの3本を青色で表現している。これらの位置を図-2 の地形図で確認すると、計画敷地内を東西に横断する道路は、既存の道路位置と重なること、中央本線・荻窪と京王電気軌道・上北沢をつなぐ電気軌道、五日市街道と甲州街道をつなぐ道路は、内田祥三が新しく計画したことが分かる。これらの交通について、内田祥三は「補給策」で、「圖にある様な敷地を斜に過ぎる三哩程の軌道を敷設して電車の運轉を致しますれば敷地内の如何なる部分からも東京驛迄大體一時間で達することが出来ますし又圖の様に敷地を南北に横断する約十五町の道路を開通すれば東京から自由に自動車を通ずることが出来ますから郊外

住宅地としては少しも不便のない所と思ふのであります」と述べている。したがって、荻窪と上北沢をつなぐ電気軌道、五日市街道と甲州街道をつなぐ道路を新設することで、既存の交通に連絡して、東京との往來を便利にする考えが読み取れる。内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」の中には、「東京驛ヨリ各地点ヘノ到着時間」という調査資料が保存されていて、市内電車、中央線及び山手線、京王電車などを使用したときの、東京駅から各地点までの所要時間がまとめられている。さらに、「補給策」では、住宅 2,679 戸、商店向 359

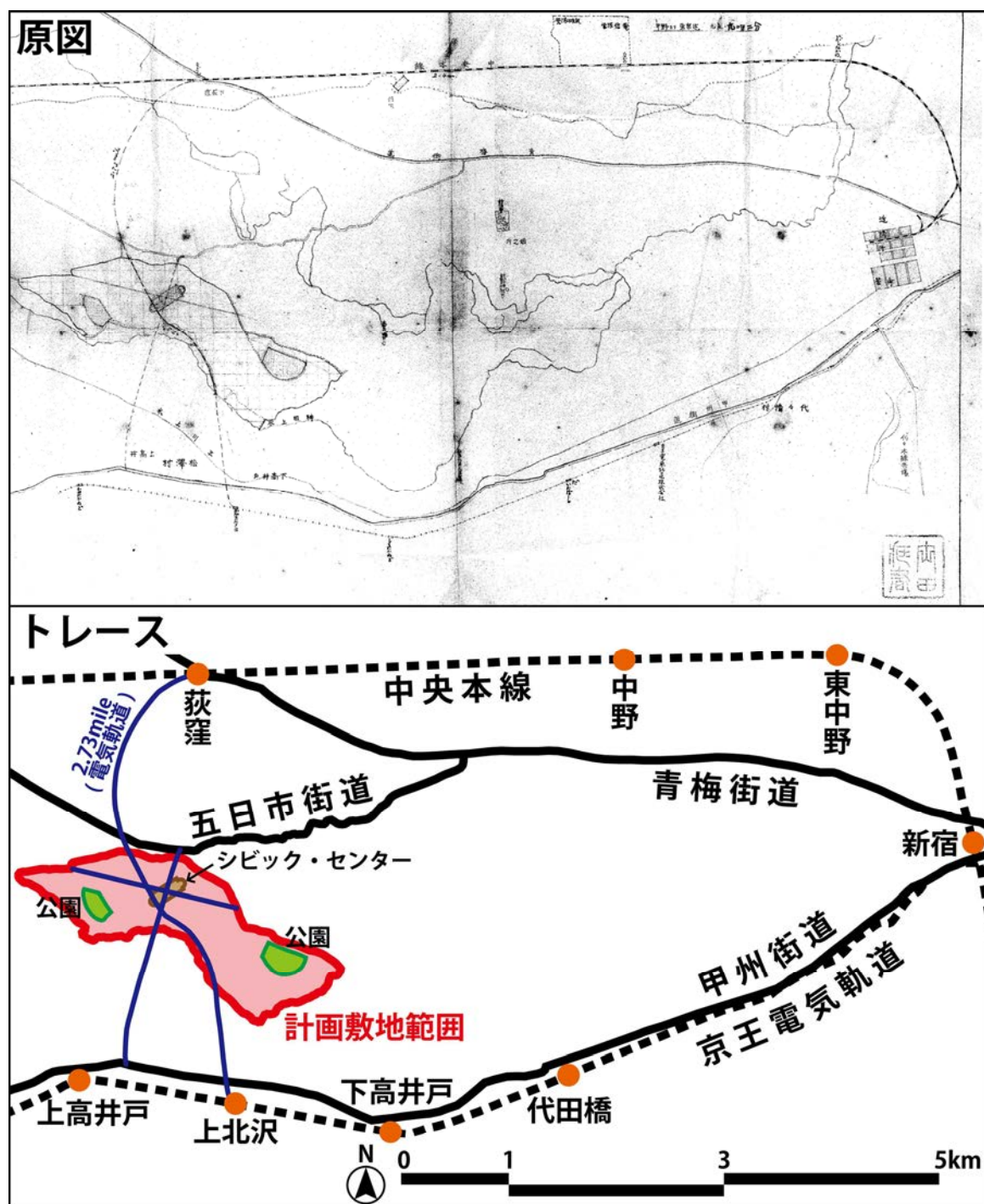


図-1 広域図

戸、公共的施設などが敷地内に計画されたが、工場やオフィスといった通勤地になる場所は計画されなかった。これらのことから、内田祥三は敷地選定の際に、都心へのアクセスを考慮して、電車や自動車を用いた都心への通勤を想定していたと考えられる。

また、図-1 からは、先ほど確認した3本の幹線道路が重なる場所に「シビック・センター」が配置されていることが分かる。「シビック・センター」は、第4章で明らかにした通り、会社事務所、公会堂、警察署、消防署、郵便局、電話局などの公共施設が大広場を取り囲んだ中心地である。この「シビック・センター」を、内田祥三は幹線道路が重なる交通計画の要所に配置したと考えられる。

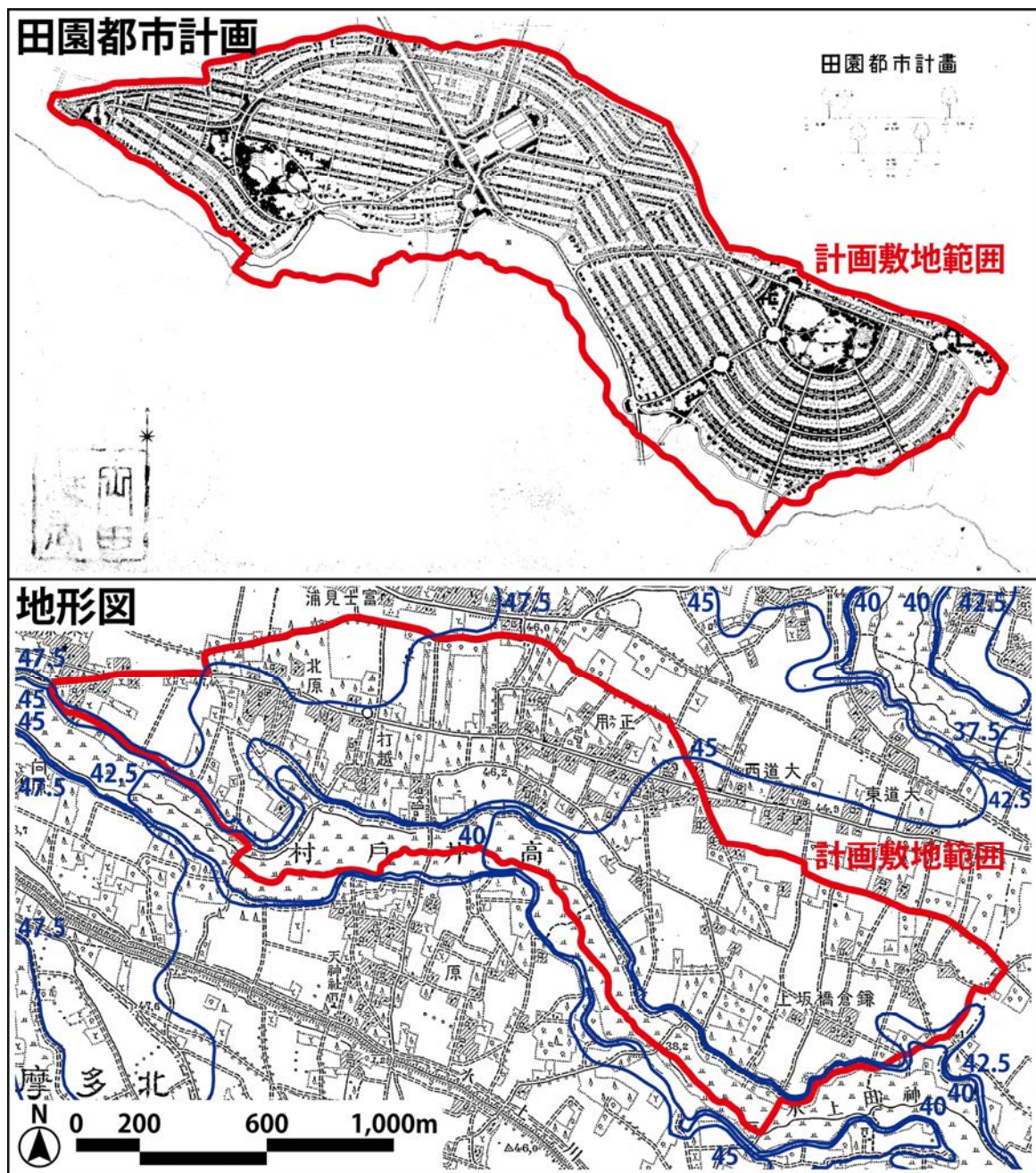


図-2 田園都市計画と当時の地形図

次に、図-2の地形図をみると、敷地が南に向かって傾斜していること、計画敷地の南端沿いの低い土地は旧神田上水で、水田の土地利用であることが読み取れる。南に傾斜した土地を選定した理由は、住宅地としての日当たりを考慮したためと考えられる。そして、内田祥三は「補給策」で、「それで敷地の南方稍々低き土地六萬坪程を果樹、野菜等の栽培として残して置いて、其の外の土地四十五萬坪程の所を住宅地として計畫したのであります」と述べている。すなわち、内田祥三はこの旧神田上水を菜園として利用する考えであったことが分かる。さらに、田園都市計画の図面と地形図を図-2で見比べると、西方の公園が、旧神田上水から続いて低くなっている谷型の窪地に位置していることが分かる。このような敷地選定や、菜園及び西方の公園の配置から、内田祥三は計画時に地形を考慮していたといえる。

(2) 財政の仕組みの特徴

続いて、内田祥三による「補給策」から、田園都市計画の財政の仕組みに関する記述を抜粋して、以下に示す。

次に其の大體の經營方針を申しますと、先づ之れが經營の爲めに建築會社を組織して、土地を買収し、上下水道の設備、道路の構築、複線軌道の敷設、公園の設備、宅地の造成等は勿論、二箇所の小學校、病院、三箇所の市場、警察署、消防署及會社事務所の建築費は此の經營資金から支出をし、電話局、郵便局は敷地を造成寄附して郵便電話の施設を完備して貰ふこととし、中學校、女學校、百貨店、浴場、齋場、公會堂等も敷地を造成して之を無料又は低廉の地代で貸し渡して、此の土地の公共團體其他それぞれの經營にまつこととし、交通機關は既に住宅經營資金の中から軌道を敷設してありますから、其の他の經費は會社が別の資金を以て經營して行き、瓦斯、電燈の如きも亦別途の經營に依ることに考へてあるのであります。

上記の如き各種の文化的の施設を爲しますが爲めに約九百萬圓の金が要りまするので、之を宅地として有効に使用し得る土地丈けに割り當てますと、初めに坪八圓で買ったものが一坪二十七圓四十錢となることは表示の通りであります。かくして會社は其の敷地に住宅の建築をしまして、出來上つたならば先づ土地と家屋の全經費に敷地造成及建築期間の利子を加算したものゝ各二割に相當する金額を證據金としてとつて、其の土地及家屋の所有權を移し、其の殘金の擔保として此の土地及家屋を抵當にして殘金は年八分の利子で十五ヶ年に銷却せしめんとするのであります。(中略)

又之を經營する建築會社の側から考へましても資金に對する利廻りは年八分で、十七八年の後には元金を銷却してもと菜園として残して置いた全敷地に對して一割ばかりに當る土地、所々にある公共的建物の土地、電車の敷地と軌道及上水の設備等が會社の財産となつて残るのであります、これ等の中約六萬坪の土地と電車との外のものは後には此の土地の公共團體に寄附し或は相當の金額で賣つてしまう計畫でありまして確實の仕事の割合には然程不利な經營とは思はれないのであります、(後略)

第一段落では、まず建築会社を設立して、土地を買収し、上下水道、道路、複線軌道、公園の整備、敷地の造成、小学校、病院、市場、警察署、消防署、会社事務所の建設などをおこなうと述べられている。その上で、第二段落では、住宅を建設し、土地及び家屋の所有権を契約者に移して、証拠金の残金を15年で「銷却せしめんとする」と述べられている。ここでいう「銷却せしめんとする」とは、月賦金によって契約者に支払わせようとするものである。これらの記述から、会社設立、土地購入、インフラ整備、各施設の建設という開発の流れであったこと、契約者が証拠金及び月賦金によって宅地価格と家屋建設費を支払う仕組み、つまり、土地及び家屋を分譲する仕組みであったことがいえる。そして、内田祥三は、月賦金と、契約人の月額の支出金を「補給策」で算出して、財政的に実現可能かどうかを検証していた。

一方で、第一段落の後半部では、多くの公共的施設の建設や公共サービスについて、公共団体もしくは別の資金による経営と述べられている。つまり、内田祥三による計画では、インフラを経営する費用が事業費に含まれていなかった。さらに、第三段落では、17、8年後には菜園、公共的施設の土地、電気軌道や上水関係の土地及び設備が会社の財産になって、そのうち公共的施設の土地を寄附もしくは売却する計画として、内田祥三は「確實の仕事の割合には然程不利な経営とは思はれないのであります」と述べている。すなわち、会社設立から数えて月賦金の回収が完了する17、8年後に、会社の資産規模を大幅に縮小することで、インフラと住宅を開発する事業としては一区切りにする狙いがあり、そこに至るまでの事業の収支が成り立つことを強調しようとしたと考えられる。これらのことから、インフラ及び住宅の開発事業と、その後のインフラの経営事業、二つを組み合わせでおこなっていく仕組みではなかったといえる。なお、5-3では配当率の制限を取り上げるが、内田祥三による計画では配当率に関する記述はみられなかった。

5-3. 海外の田園都市に関する手書きノートの特徴

(1) 分析の対象と方法

田園都市に関する内田祥三の手書きノートのうち、内田祥三が『建築雑誌』に田園都市計画を発表した1922(大正11)年5月以前の情報が読み取れるものについて、タイトルと内容をまとめ、出典などが分かる記載から原著を追跡、特定したのが表-1である。手書きノートと原著を見比べたところ、内田祥三は原著の翻訳、転写、要約などをおこなっていたことが分かった。そして、表-1をみると、Ebenezer Howardによる田園都市の理論より、LetchworthやWelwynに関するノートが多く、内田祥三は実際に建設された事例に注目していたといえる。本節では、表-1で区分した(2)から(6)の項で、手書きノートの特徴的な内容を明らかにする。各項の構成としては、原著を参照しながら手書きノートの特徴的な内容を明らかにしたのちに、必要に応じて、原著以外の文献を用いながら補足説明を加える。

(2) Letchworth Garden City

はじめに、Thomas Adamsは1917年の著書『Rural Planning and Development』⁴⁾で、以下の4点をLetchworth Garden Cityの“the general objects of the scheme”に挙げていて、内田祥三は4点を英文のまま転記し、「設立ノ目的」としている。

- (1) The purchase of a large agricultural estate, on which to establish an industrial and residential town, principally by securing a concerted movement of manufacturers from crowded centres.
- (2) The restriction of the area set apart for urban development and the permanent retention of the greater portion of the estate for agricultural purposes.
- (3) The planning of the whole area, in order to secure health, amenity, convenience and efficiency.
- (4) The limiting of the dividend to shareholders to 5 per cent per annum; the balance of the profits to be used for the benefit of the town and its inhabitants.

財政に関する特徴的な内容としては、例えば4点目に、株主への配当を年間5%に制限し、利益を町と住民のために用いることが述べられている。

上記の「設立ノ目的」に続いて、内田祥三は同じくThomas Adamsによる1917年の著書『Rural Planning and Development』⁵⁾を用いて、Letchworth Garden Cityの開発経緯と計画内容をまとめている。その内容を要約すると以下の通りである。

Letchworthの計画を始めるため、3,818エーカーの土地を購入し、それ以来750エーカーを追加で獲得した。1903年の購入時、土地は14の農業事業体によって所有されていて、その約1/3の1,300エーカーを建築敷地及び自由空地のために区別し、残りの2,500エーカー(その後3,300エーカー)を農地として残した。この土地はLondonから33マイル離れていて、購

表-1 手書きノートの内容と原著の特定

資料名	タイトル	内容	出典などが分かる記述	原著	5-3
「田園都市の発展」	Letchworth Garden City	手書きノート 1頁	Letchworth Garden Cityの概要	(なし)	福田重義：東京市営住宅と其一例，建築雑誌，Vol. 33，No. 391，pp. 81-91，1919.
	Letchworth Garden City	手書きノート 2頁	- Letchworth Garden Cityの設立の目的 - Letchworth Garden Cityの開発経緯 - Letchworth Garden Cityの計画内容	Thomas Adams：Rural Planning and Development，pp. 168-170，Commission of Conservation Canada，1917.	
	Letchworth. The Health of the Lown.	手書きノート 1頁	Letchworthの死亡率、人口	(なし)	(不明)
	Letchworthノ経済状態	手書きノート 1頁	First Garden City Ltd.の財政状況	Garden Cities & Town Planning, Feb., 1922, p.24-26	(2)
	THE TOWN AREA OF THE LETCHWORTH ESTATE OF FIRST GARDEN CITY LTD: PLAN OF PRESENT DEVELOPMENT SUMMER 1908	図版1個 (同一の図版が別に1個保存)	Letchworth Garden Cityの全体図	Inigo Triggs, p.200	
	Welwyn Garden City	手書きノート 3頁	- Welwyn Garden Cityの開発経緯 - Welwyn Garden Cityの計画内容	The Town Planning Review, December, 1920	Richard L. Reiss：Welwyn Garden City, The Town Planning Review, Vol.8, No.3 and 4, pp.179-182, The University Press of Liverpool, 1920.
	Welwyn Garden City	手書きノート 3頁	Daily Mail Ideal Villagesの説明	The "Daily Mail" Ideal Village. 中村寛君ヨリ借リタルモノ	(不明)
	WELWYN GARDEN CITY HERTS: DIAGRAM OF TOWN PLAN SHEWING ZONES, OPEN PUBLIC SPACES, PUBLIC BUILDINGS & THROUGH ROADS	図版1個	Welwyn Garden Cityの全体図	L. de Soissons A.R.I.B.A; S.A.D.G, Architect, Welwyn Garden City Ltd	(3)
	FACTORY AREA: WELWYN GARDEN CITY	図版1個	Welwyn Garden Cityの拡大図	LOUIS DE SOISSONS ARIBA SADG ARCHITECT WELWYN GARDEN CITY, DRG NO 415, 21.6.21	(不明)
	ヘンラウのGarden Suburb	手書きノート 1頁	Hellerau Garden Suburbの概要	(なし)	福田重義：東京市営住宅と其一例，建築雑誌，Vol. 33，No. 391，pp. 81-91，1919.
「田園都市の計画」	GARDEN APARTMENT BUILDINGS FOR THE QUEENSBORO CORP., JACKSON HEIGHTS, QUEENS, NEW YORK: THE GARDENS / PLOT PLAN / ENTRANCE DETAIL / Typical Floor Plan	図版4個	- Garden Apartmentの配置図 - Garden Apartmentの写真	Architecture, Sep. 1920	(4)
	A Group of Building at Whiteley Village, Bournemouth, Surrey: Sir Aston Webb, P.R.A., and Mr. Maurice E. Webb, D.S.O., M.C., Architects.	図版1個	公共建築の配置図、スケッチ	The Building News, September 3, 1920	Plate 129-131, Architecture, Vol.42, No.3, 1920.
	Warrington Garden Suburbs, Plan of the Grappenhall Estate, Messrs. A. And J. Soutar, Architects	図版1個	Garden Suburbの配置図	Inigo Triggs, p.211	Plate, The Building News and Engineering Journal, Vol.119, No.3426, September 3, 1920.
	田園都市 (Charles S. Bird) 佐藤桂次訳 (建築評論)	手書きノート 12頁	- 田園都市などの概念 - イギリスの田園都市や田園郊外の表 - 田園都市の発達で重大な12事項 - 田園都市に於ける共同組合の説明 - アメリカに於ける住居改善の説明 - アメリカの住宅会社の表	田園都市 (Charles S. Bird) 佐藤桂次訳 (建築評論)	(5)
	田園都市附圖	図版24個	- ハワードによるダイアグラム - レッチワース、ヘレラウ、ハムステットの全体図など	建築學會第二次講習會用	Ebenezer Howard：Garden Cities of To-Morrow, pp.20-27, Swan Sonnenschein & Co., Ltd., 1902. など

入時、人口は農民おおよそ 450 人で、鉄道駅はなかった。しかし、1917 年の人口は 13,000 人になり、町の中心には立派な駅もできた。そして、会社は既設の田舎道に加えて、10 マイルの新設道路、20 マイルの水道本管、15 マイルのガス本管、14 マイルの下水管を敷設し、町では、エンジニアリング、印刷、刺しゅう、製本、窯業など、おおよそ 30 の産業が創業された。

さらに、内田祥三は 1922 年 2 月の Charles B. Purdom による報告⁶⁾を用いて、First Garden City Ltd.の財政状況をまとめている(図-3)。具体的に述べると、1921 年 9 月 30 日現在の First Garden City Ltd.の資本金は£ 521,664 で、その 2/5 よりも少ない£ 192,949 が普通株(Ordinary Shares)によるものであった。しかし、この普通株は年 5%までの配当が受けられるところ、

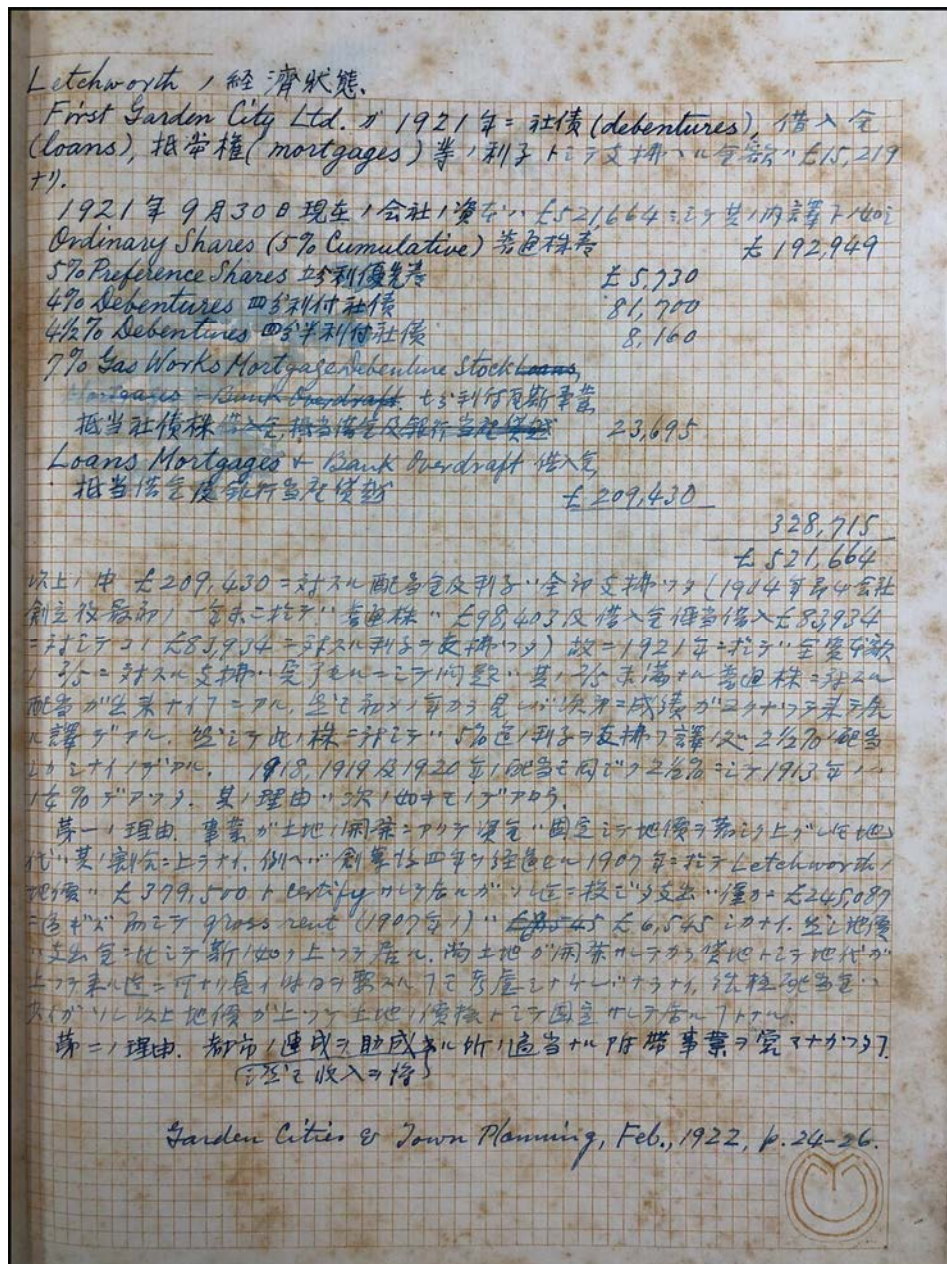


図-3 「Letchworthノ経済状態」

1913 年は 1.25%、1918 年から 1921 年は 2.5%の配当しか支払われなかった^{注6)}。このように配当が低い理由として、事業によって地価は上がり、土地の固定資産は増加するが、地代はその割合に上がらないことや、都市の開発を助成しながら収入を得る附帯事業(revenue-earning subsidiary enterprises)が足りないことが挙げられている。そして、開発にかかった支出、地価の上昇した金額、地代による収入などの値が示されている。

配当が低い第二の理由については一文のみであるものの、これらの具体的な財政状況をノートにまとめていることから、内田祥三は地代によって収入を得る仕組みと、その収支に注目していたといえる。

なお、原著の著者である Thomas Adams は、Letchworth Garden City の用地を選定し、1903 年設立の First Garden City Ltd.の支配人に任命されて、1903 年から 1906 年の間に Letchworth Garden City を推進した人物である⁷⁾。Charles B. Purdom は、1904 年に First Garden City Ltd.の代表として Letchworth に赴任し、1920 年まで滞在、のちに Welwyn に移り役員として活躍した人物である⁸⁾。つまり、内田祥三は Letchworth Garden City の中心人物らによる最新の書籍及び記事を参照していたといえる。

(3) Welwyn Garden City

次に、内田祥三が Richard L. Reiss による 1920 年 12 月の記事⁹⁾を用いてまとめていた Welwyn Garden City の開発経緯と計画内容を要約すると、以下の通りである。

Welwyn では約 2,400 エーカーの土地を 1 エーカー当たり平均 £40 で購入した。この土地は Great Northern 鉄道の主線によって二分されていて、その中央部において、それぞれ Hertford と Luton に至る支線が東西に分岐している。さらに、Great North Road が縁を通っていて、道路交通も保証されている。ここは、北は River Mimram、南は River Lea の valley に挟まれた、海拔 250 から 400 フィートの台地で、London の King's Cross から 21 マイルしか離れていない。そして、ほとんど全ての敷地が建築開発に適しているが、耕作地帯及び River Mimram の valley では建築をしない計画にした。大部分の敷地は南に向かって傾斜しているため、住宅地として優れた場所で、Great Northern 鉄道主線の両側にあるかなりの平地は、それぞれ“town center”と工場地にすることにした。給水は、Mimram Valley 内の堀抜井戸から最高地点にある貯水池に本管で引き上げて確立し、会社は下水及び電気供給の設備も整えた。

上記の記述の内、手書きノートでは立地に関する「London King's Cross より only 21 miles」という部分が下線で強調されていることから、内田祥三は特に計画敷地と大都市の関係に着目していたと考えられる。

そして、手書きノートと一緒に保存されている図版をみると、Welwyn Garden City の全体図(図-4)から、“agricultural belt”、“town center”、鉄道、道路、川などの立地の関係を読み取ることができる。

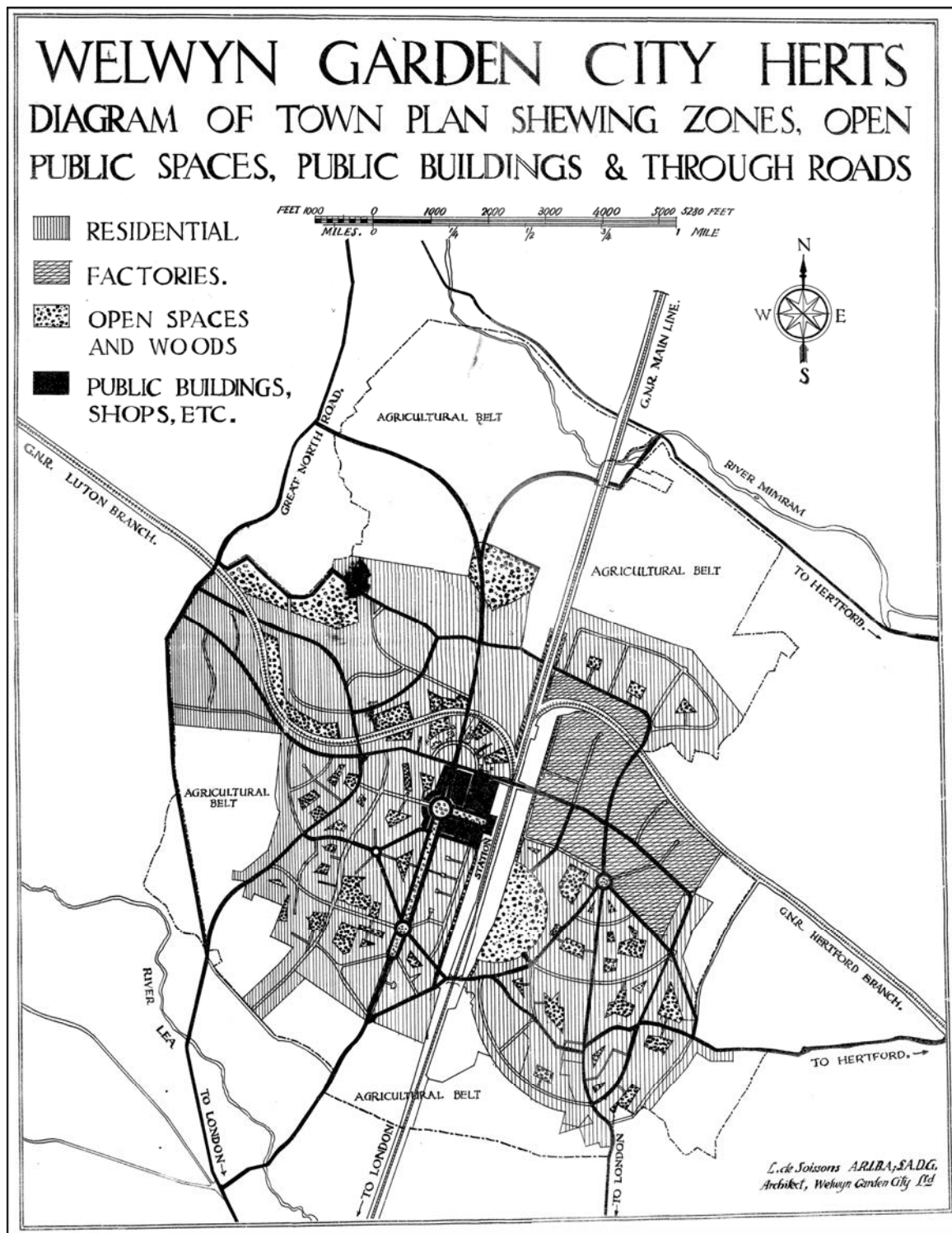


図-4 Welwyn Garden Cityの全体図

なお、Welwyn Garden City Ltd.は1920年に設立され、原著の著者である Richard L. Reiss は、会社設立時の役員会 (Board) の構成メンバーの一人であった¹⁰⁾。つまり、Letchworth と同様に、内田祥三は Welwyn Garden City の中心人物による最新の記事を参照していたといえる。

(4) Garden Suburb・Garden Apartment など

内田祥三は、Garden Suburb や Garden Apartment などの図版や記述もまとめていた。これらの資料は、各都市につき単一の原著に依拠していて、各都市につき複数の異なる資料を収集している(2)の Letchworth や(3)の Welwyn と比べて量は少ない。

イギリス国内の事例としては、London 郊外に位置する Whiteley Village の図版¹¹⁾と、中西部に位置する Warrington Garden Suburb の図版¹²⁾が貼り付けられている。イギリス以外の事例としては、ドイツの Dresden 郊外に位置する Hellerau に関する記述があるが、簡単な概要がまとめられているだけである¹³⁾。その他に、アメリカ New York の Jackson Heights にある Garden Apartment の配置図や写真が張り付けられている¹⁴⁾。

上記で確認された三都市の図版は、いずれも広域での土地利用や交通網を示すものではなく、区画のレイアウト、敷地割り、各建物のデザインなどを示すものであった。このように、Garden Suburb や Garden Apartment などの事例においては、内田祥三は細かな施設配置に注目していたと考えられる。

(5) Charles S. Bird・佐藤桂次訳「田園都市(1)・(2)」

1920(大正9)年7月と9月の『建築評論』には、Charles S. Bird による1917年の『Town Planning for Small Communities』¹⁵⁾を佐藤桂次が訳した「田園都市(1)・(2)」が掲載されている^{16), 17)}。内田祥三は、佐藤桂次訳による1920(大正9)年7月と9月の記事の大部分をノートに転記している(図-5)。

佐藤桂次訳による1920(大正9)年7月の記事では、田園都市(Garden City)、郊外都市(Garden Suburb)、村落都市(Garden Village)の概念がまとめられている。田園都市については、以下のように述べられていて、内田祥三は最後の一文以外をノートに転記している。

1—田園都市(Garden City)とは初めより産業地、農業地、住宅地として完全を期して計畫せられた町にして尠くも人口參萬を有し各戸に備ふに十分の庭園或は空地を以つてし猶かつ都市的設備と田園的趣味を失ふ事なく同時に政治的運動機關も具備せなければならぬ。斯くして都市住民の人口過密の弊を阻止せしめしものである

佐藤桂次は Charles S. Bird による1917年の著書を訳しているが、Charles S. Bird が田園都市などの概念を説明した文は、Ewart G. Culpin^{注7)}による1913年の『The Garden City Movement Up-To-Date』¹⁸⁾の引用である。この原文をみると、“A “Garden City” is a self-contained town, industrial, agricultural, residential—planned as a whole—(後略)”と記述されている。“self-contained”という単語には「自己充足、自給自足、独立」といった意味があることから、Ewart G. Culpin による田園都市の概念は、産業地、農業地、住宅地を兼ね備えて、機能的に自己充足するものであったと分かる。

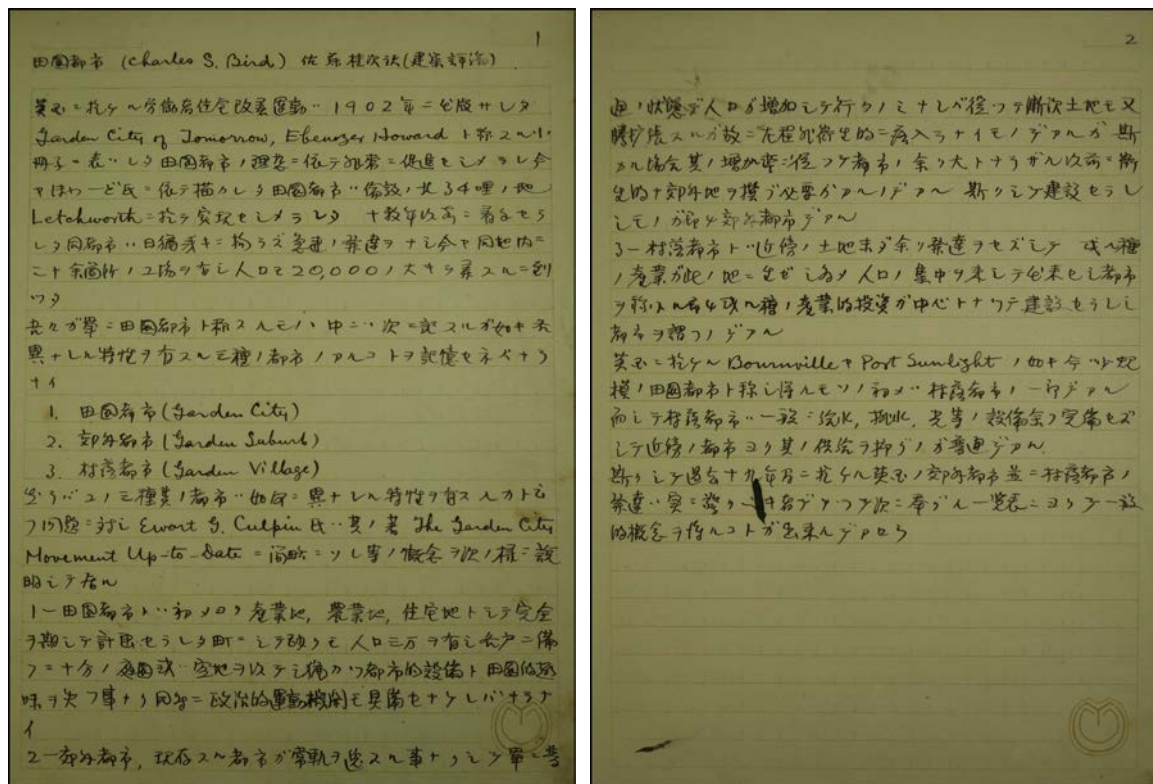


図-5 Charles S. Bird・佐藤桂次訳「田園都市(1)」の手書きノート

佐藤桂次訳による1920(大正9)年9月の記事では、「田園都市の發達に關して重大なる事として忘るべからざる諸項」が12個列挙されていて、土地利用の方針、各施設の設計、經營の仕組みなどが網羅的に取り上げられている。その中で、經營の仕組みを特徴づける事項としては、「4 利益分配率の制限—普通都市建設基金投資者に對し五分乃至其れ以下の利金を分配し利金分配剩餘金は都市協會の發達資金として積立て都市住宅の便宜向上の用に備ふる」、「8 中央集權的管理法を行ふ事—個々の地を個々の個人所有に期する時は若し地價騰貴の暁には各個人間に投機的行為行はれ永遠性を失ふ事あれば絶対に營利的事業となさしめざる様中央管理法を行ふ事又重大なる所以である」が挙げられる。

それぞれについて、内田祥三の手書きノートでは、「4. 利益分配率ノ制限—5%又ハソレ以下トシ余分ハ積立テ、施設ノ改善ニ充テシメルコト」、「8. 中央集權的管理法ヲ行フ事—個々ノ地ヲ個々ノ人ニ所有セシメズシテ投機ヲ防グコト」と記述されている。佐藤桂次の訳文と見比べると、手書きノートの記述では中央管理法の重要性が省略されているものの、配当率を制限して、利益を住民へ還元すること、土地を私有化しないことなどの財政の仕組みを、内田祥三は把握していたと考えられる。

(6) 建築学会第二回講習会

内田祥三は「田園都市附圖」という表紙がついた資料を保管していて、9 頁に合計 24 個の図版が載っている。各頁の左下には「建築學會第二回講習會用」と記載されていることから、1919(大正 8)年 10 月 1 日から 10 月 20 日までの建築学会第二回講習会で、前田松韻が「田園都市」という題目で講演したときの資料であると分かった。この講習会の詳細については、第 4 章で明らかにしている。図版の中には、Ebenezer Howard による『Garden Cities of To-Morrow』に掲載されている「田園都市の全体像」、「田園都市の中心部と公園」のダイアグラムや¹⁹⁾、²⁰⁾、Letchworth、Hellerau、Hampstead Garden Suburb の全体図などがある。

5-4. 田園都市計画と手書きノートの共通点及び相違点

本節では、5-2 の内田祥三の田園都市計画、5-3 の手書きノートにみられた特徴を比較し、(1)で広域での施設配置、(2)で財政の仕組みの特徴について、それぞれ共通点と相違点を明らかにする。この内容をまとめたのが表-2である。その上で、(3)では、相違点をもたらした要因を考察する。

表-2 田園都市計画と手書きノートの共通点及び相違点

	5-2 田園都市計画	5-3 手書きノート
広域での施設配置	交通、地形を考慮した配置計画	
	都心への通勤の想定 (工場やオフィスを計画していない)	機能的に自己充足 (産業地、農業地、住宅地を計画)
財政の仕組み	開発の流れ(会社設立、土地購入、インフラ整備、各施設の建設)	
	土地及び家屋の分譲	土地を私有化しない、地代による収入
	多くの公共的施設、公共サービスは別経営	配当率の制限、余剰利益の住民への還元

(1) 広域での施設配置の特徴

広域での施設配置の特徴については、田園都市計画と手書きノートに共通点が随所にみられた。まず、Welwyn に関する手書きノートでは、南北を川に挟まれ、大部分が南に向かって傾斜した台地という敷地の選定、道路交通の保証、Great Northern 鉄道近くの“town center”の配置などが述べられていた。一方、田園都市計画では、南に向かって傾斜した敷地の選定や、菜園及び公園の配置において、地形を考慮したと考えられる。その上で内田祥三は、交通計画の要所に「シビツク・センター」を配置していた。つまり、地形、交通を考慮した配置計画という共通点があるといえる。

次に、内田祥三の手書きノートでは、産業地、農業地、住宅地の計画がまとめられていた。これは Ewart G. Culpin による田園都市の概念にあったように、機能的に自己充足するという性質に基づくものであると考えられる。一方、田園都市計画では、菜園や商業は計画されたが、工場やオフィスといった通勤地になる場所は計画されなかった。この背景には、電車や自動車を用いて都心へ通勤する想定があったと考えられる。つまり、内田祥三の田園都市計画は、機能的に自己充足する性質ではなかったといえる。この点において、田園都市計画には本来の田園都市との相違点がみられた。

(2) 財政の仕組みの特徴

会社を設立して、土地を購入し、上下水道や道路などのインフラ整備、住宅や公共的施設などの建設をおこなうという開発の流れにおいては、内田祥三の田園都市計画は Letchworth や Welwyn と共通するといえる。しかしながら、両者には財政の仕組みに関する決定的な違いがみられた。まず、手書きノートでは、土地を私有化しないことや、地代によって収入を得ていた First Garden City Ltd.の財政状況などがまとめられていた。一方、田園都市計画では、土地及び家屋を分譲する仕組みがとられていた。つまり、土地の所有や収入の獲得に係る仕組みが異なっていたといえる。

さらに、手書きノートでは、配当率を制限して、余剰利益を住民へ還元することが言及されていた^{注8)}。一方、田園都市計画では、配当率に関する記述はなく、多くの公共的施設、公共サービスを別途の経営に依ることや、17、8年後には公共的施設の土地を寄附もしくは売却して、資産規模を大幅に縮小することが述べられていた。このように、事業の公益性に係る仕組みにおいても相違点がみられた。

(3) 相違点をもたらした要因に関する考察

手書きノートでは、土地を私有化しないことや、配当率を制限して、余剰利益を住民へ還元することがまとめられていることから、内田祥三が田園都市を単なる郊外分譲住宅地として理解していた訳ではないと考えられる。それにも関わらず、(1)では、機能的に自己充足する性質、(2)では、土地の所有や収入の獲得に係る仕組み、事業の公益性に係る仕組みにおいて、相違点が明らかになった。

この違いをもたらした要因として、内田祥三が住宅不足解消に主眼を置いていたことが指摘できる。内田祥三による「補給策」では、冒頭の方で「五六年以前から我國に於て住宅の不足なる事が問題になつて來たのであります」という住宅不足の時代背景が述べられている。そして、田園都市計画の主旨が、「たゞ都市に於ける住宅の不足を如何にして補給して行くがよいか、即ち如何にして質の悪しからざる家を數多く造るかといふことの一つの方法に對して私の意見を申述べて見たいと思ふのであります」と説明されている。また、内田祥三は1922(大正11)年5月の「補給策」よりも年代が早い1920(大正9)年1月の『建築世界』で、「田園都市の目的は都會地の郊外に衛生的なる住家を建設して、市民に對して安靜なる休場所を供給するのにあるのだが」と述べている²¹⁾。これらの記述から、内田祥三にとって田園都市計画の射程は、郊外の未開発地にインフラと住宅を建設して、住宅不足を解消するところまでであったと考えられる。つまり、早急に住宅不足を解消するために、産業地を含んだ独立した都市を別に新しく建設するのではなく、郊外に住宅地を建設して都心へ通勤する方針とし、その後のインフラの経営や、余剰利益の住民への還元は、田園都市計画の射程外であったと推察される。

さらに、内田祥三は「補給策」で、「斯の如く總ての方面から見て都合のよい一團地の住宅經營が何故に未だ我國に實現しないのでありまじやうか、又之に類似したものがあつても大なる効果を擧げ得ないといふのは何によるのでありまじやうか」という問題の原因に、次の3点を挙げている。すなわち、「第一は比較的資本の大いなるものを要すること」、「第二は集團的の廣い土地を得ることの困難」、「第三には日本の資本家が一團地の住宅經營に對して餘り多くを知らないこと」である。そして、これらの原因に對して内田祥三は、「然らばこれ等の原因を除去するには如何にせば宜しいでありまじやうか、其の第三の原因に對して多少この事を知つて居る吾々になるべく多くの機會に此の事實を宣傳して一般の人によく其の利害關係を知つて貰ふ外ないのでありますが、第一及第二の原因に至りましてはどうしても法制の力、國家の力によるより外はないのであります」と述べている。このように、第一と第二の原因に對しては、積極的に関わる姿勢はみられず、第三の原因を解決するために、民間の資本家に向けて、不動産經營として収支が成り立つことを立証し宣伝する目的があつたと読み取れる。この目的を達成するためには、インフラの經營は事業に含めず、分譲方式を採って確実に回収可能な金額を確保する必要があつたと考えられる。

5-5. 小括

本章では、新たに発見した広域図、当時の地形図、1922(大正 11)年 5 月の「補給策」の記述を組み合わせ、分析をおこなった。その結果、広域での施設配置の特徴としては、地価が安い郊外の土地を購入し、既存の交通に連絡して、電車や自動車を用いた都心への通勤を想定していたこと、敷地選定や、菜園及び西方の公園の配置において、地形を考慮していたことが明らかになった。財政の仕組みの特徴としては、会社設立、土地購入、インフラ整備、各施設の建設という開発の流れであったこと、土地及び家屋を分譲する仕組みであったこと、インフラ及び住宅の開発事業と、その後のインフラの経営事業、二つを組み合わせ、おこなっていく仕組みではなかったことが明らかになった。

さらに、内田祥三は、Letchworth Garden City や、Welwyn Garden City の中心人物による最新の書籍及び記事の収集などをおこない、田園都市に関する手書きノートを作成していた。ノートの内容をみると、内田祥三は Ebenezer Howard による田園都市の理論そのものより、実際に建設された海外事例を多く参照していた。

内田祥三による 1922(大正 11)年の田園都市計画と、海外の田園都市に関する手書きノートと比較した結果、共通点として、会社を設立、土地を購入し、インフラ整備や各施設の建設をするという開発の流れや、交通、地形を考慮した配置計画が明らかになった。これらの点において、内田祥三は Letchworth や Welwyn などの海外事例を参考にしたと考えられる。しかしながら、内田祥三は都心へ通勤する想定のもと、土地及び家屋を分譲する仕組みをとり、多くの公共的施設、公共サービスは別経営に依ると計画した。したがって、田園都市計画は、機能的に自己充足する性質、土地は私有化せず、地代によって収入を得る仕組み、配当率を制限して、余剰利益を住民へ還元する仕組みではなく、ここに手書きノートとの相違点がみられた。これらの相違点をもたらした要因については、内田祥三が田園都市を単なる郊外分譲住宅地として理解していたためではなく、田園都市計画の射程が、郊外の未開発地にインフラと住宅を建設して、住宅不足を解消するところまでであったため、分譲方式を採って確実に回収可能な金額を確保することによって、民間の資本家に向けて不動産経営として収支が成り立つことを立証し宣伝する目的があったためと考察された。

補注

- 注1) 内田祥三関係資料所収「大都市ニ於ケル住宅補給策」(東京都公文書館所蔵)の請求番号は、U520.7-だ-3297である。
- 注2) 内田祥三関係資料所収「都市計画資料 田園都市」(東京都公文書館所蔵)の請求番号は、U519.8-とし-2840である。
- 注3) 内田祥三関係資料所収「一団地ノ住宅計画参考図」(東京都公文書館所蔵)の請求番号は、U527.8-た-477である。
- 注4) 図-1の原図は、注1)の計画資料に保存されている。参考文献2)の「補給策」では、内田祥三が新宿との位置関係について言及していたことを踏まえて、トレースにあたっては、原図より東側の範囲を筆者が一部加筆した。
- 注5) 図-2の田園都市計画の図面は、注1)に保存されている図面のうち、参考文献2)の「補給策」に掲載されている図面と同じタイトルのものを使用した。地形図は、地形がよく分かるように、筆者が等高線を濃く加筆している。
- 注6) 参考文献8), pp. 91-114によると、First Garden City Ltd.の配当は、1922年に4%にアップ、翌1923年には上限である5%に達し、以後その水準が維持された。
- 注7) 西山八重子：イギリス田園都市の社会学, pp. 90-93, ミネルヴァ書房, 2002.によると、Ewart G. Culpin は、田園都市論を広く普及するために組織した Garden Cities and Town Planning Association で、Charles B. Purdom とともに執行部の中心にいた人物である。
- 注8) 参考文献8), pp. 56-57 では、First Garden City Ltd.の定款を用いて、同社が、本来は既存の地方自治体がおこなうべき公共施設・サービスの提供から、今日一般に公営企業としておこなわれる水・ガス・電気の供給、交通システムの運営までも請け負う公的性格を強く持つ民間会社組織であることを指摘している。

参考文献

- 1) 内田祥三先生眉寿祝賀記念作品集刊行会編：内田祥三先生作品集, p. 21, 鹿島研究所出版会, 1969.
- 2) 内田祥三：大都市に於ける住宅の補給策, 建築雑誌, Vol. 36, No. 430, pp. 223-234, 1922.
- 3) 大日本帝國陸地測量部：二万分一地形圖東京近傍十六號 中野, 1917.
- 4) Thomas Adams : Rural Planning and Development, p.168, Commission of Conservation Canada, 1917.
- 5) 前掲4), pp. 169-170
- 6) Charles B. Purdom : The Finance of Letchworth, Garden Cities & Town-Planning, Vol.12, No.2, pp.24-26, 1922.
- 7) Gordon E. Cherry 編, 大久保昌一訳：英国都市計画の先駆者たち, pp. 23-27, 学芸出版社, 1983.
- 8) 菊池威：田園都市を解く ―レッチワースの行財政に学ぶ―, p. 115, 技報堂出版, 2004.
- 9) Richard L. Reiss : Welwyn Garden City, The Town Planning Review, Vol.8, No.3 and 4, pp.179-182, The University Press of Liverpool, 1920.
- 10) D. Frankl comp. and ed. : Welwyn Garden City: The Official Handbook and Directory, pp.13-14, Ed. J. Burrow & Co. Ltd., Information until 1959.

- 11) Plate, The Building News and Engineering Journal, Vol.119, No.3426, September 3, 1920.
- 12) H. Inigo Triggs : Town Planning, Past, Present and Possible, p.211, Methuen & Co., 1909.
- 13) 福田重義：東京市営住宅と其一例，建築雑誌，Vol. 33, No. 391, pp.81-91, 1919.
- 14) Plate129-131, Architecture, Vol.42, No.3, 1920.
- 15) Charles S. Bird : Town Planning for Small Communities, pp.153-164, D. Appleton and Company, 1917.
- 16) Charles S. Bird, 佐藤桂次訳：田園都市(1)，建築評論，Vol. 2, No. 6, pp. 14-17, 1920.
- 17) Charles S. Bird, 佐藤桂次訳：田園都市(2)，建築評論，Vol. 2, No. 8, pp. 23-26, 1920.
- 18) Ewart G. Culpin : The Garden City Movement Up-To-Date, pp.2-3, The Garden Cities and Town Planning Association, 1913.
- 19) Ebenezer Howard : Garden Cities of To-Morrow, pp.20-27, Swan Sonnenschein & Co., Ltd., 1902.
- 20) Ebenezer Howard, 山形浩生訳：[新訳]明日の田園都市, pp. 77-88, 鹿島出版会, 2016.
- 21) 内田祥三：都市住宅の補給策，建築世界，Vol. 14, No. 1, pp. 10-13, 1920.

第2部 大阪北港株式会社経営地計画における

官民連携事業

第6章 個々の施設とその集合体に対する

内田祥三の考え

6-1. 本章の目的と研究方法

(1) 本章の目的

第2部で取り上げる大阪北港株式会社経営地計画は、1920(大正9)年12月に大阪北港株式会社が内田祥三に地区計画の検討を委嘱したものである¹⁾。大阪北港株式会社は、正蓮寺川を南北にまたいだ兩岸一帯に経営地が立地する土地会社で、内田祥三は約40万坪の計画を描いた。この計画は、一部の貸家を除いた大部分で実現が確認されていないものの、住宅、道路、公園、広場といった各施設を含んでいるため、施設の集合体としてのバランスを考えていたことが予想される。そこで本章では、目的1) 内田祥三が1920(大正9)年から1922(大正11)年までの期間に大阪北港株式会社経営地計画の図面を作成した過程を明らかにした上で、目的2) 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考えを明らかにする。

(2) 研究方法

資料の収集方法としては、東京都公文書館所蔵の内田祥三関係資料を対象にして、同館の情報検索システムに「大阪北港」というキーワードを入力し、関連する史料群を得た。それらに目を通して、大阪北港における内田祥三の計画が読み取れる一次資料を抽出した。抽出された書簡、計画書^{注1)}、図面の一次資料と保存元を示したのが表-1、書簡を年代順に整理したのが表-2^{注2)}である。書簡は、全23通の内、書簡3、4以外は崩し字で書かれていたので、専門家に読み下しを依頼して解読したところ、主に大阪北港株式会社の関係者から内田祥三へ送られていて、計画の作成過程及び内容が各所から読み取れる一次資料であると分かった。また、書簡22のみ差出人が内田祥三であるが、これは書簡21に対する返信の下書きであると考えられる。

まず6-2では、図面に年代が記載されていないものがあるため、各図面の年代を推定することで、図面の作成順序を把握する。その上で6-3では、各図面に描かれた描写内容とその変遷を明らかにする。6-4では、主に計画書に書かれた内田祥三の言説を、6-3で明らかにした描写と対応させながら読み解くことで、個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考えを明らかにする。

表-1 本研究で使用する一次資料とその保存元

一次資料名	内田祥三関係資料(東京都公文書館所蔵)の資料名と請求番号
書簡	「大阪北港株式会社経営地計画」(U525.5-お-4112)
図面A	
図面D	
計画書	「都市計画自作計画例」(U519.8-う-2455)
図面B	
図面C	「大阪北港株式会社経営地計画図」(U526.63-お-5204)

表-2 経営地計画に関する書簡一覧

番号	日付	差出人	受取人	番号	日付	差出人	受取人
1	大正9年11月17日	村上庸吉	内田祥三	13	大正10年7月23日	村上庸吉	内田祥三
2	大正9年11月20日	日高胖	内田祥三	14	大正10年8月16日	村上庸吉	内田祥三
3	大正9年11月27日	村上庸吉	内田祥三	15	大正10年8月27日	村上庸吉	内田祥三
4	大正10年1月4日	村上庸吉	内田祥三	16	大正10年10月6日	村上庸吉	内田祥三
5	大正10年1月18日	村上庸吉	内田祥三	17	大正10年11月12日	黒田作之進	内田祥三
6	大正10年1月31日	村上庸吉	内田祥三	18	大正10年11月17日	村上庸吉	内田祥三
7	大正10年2月4日	村上庸吉	内田祥三	19	大正10年12月9日	村上庸吉	内田祥三
8	大正10年2月5日	小笠原鋳	内田祥三	20	大正11年1月19日	村上庸吉	内田祥三
9	大正10年3月7日	小笠原鋳	内田祥三	21	大正11年2月21日	村上庸吉	内田祥三
10	大正10年3月11日	村上庸吉	内田祥三	22	大正11年3月1日	内田祥三	村上庸吉
11	大正10年4月15日	日高胖	佐野利器	23	(大正11年)6月3日	村上庸吉	内田祥三
12	大正10年4月20日	村上庸吉	内田祥三				

大正十一年一月十九日

大阪北港株式會社

内田祥三殿

村上庸吉

拜啓 不相意此岸岸邊より橋上の地は當年
二月早々に新市街計畫を發表致したく候間、
北岸地と同じスケールにて南岸一帯の圖面
ヲ制作製下されたく願ひ上げ候。
別に北岸地にて架橋地点より北方に通ずる大
路ノ西方三町以内ニ小学校敷地(約千五、六百坪)
ヲ急選定致したく、大正十一年度中に校舎を
新築する大阪市の希望を容れたき積りに候。御見

大正十一年一月十九日

大阪北港株式會社

込ノ地は一方上中城といふ所
本月三十日株主總會より可なり午後五時
御見合をなさされたい所あることハ此處より
何れ
右貴意を得候

相見

追つて北岸の電車車庫予定地は、不用と
なりたる事に付き、念の為申し上げ置き候。

大正十一年一月十九日

村上庸吉

内田祥三殿

拜啓 相変わらず御多端の事と存じ上げ候得ども、當年
成るべく早めに新市街計畫を發表致したく候間、
北岸地と同じスケールにて南岸一帯の圖面
を御作製下されたく願ひ上げ候。

別に北岸地にて架橋地点より北方に通ずる大
路の西方、又は東方二、三町以内に小学校敷地(約千五、六百坪)

を至急選定致したく、大正十一年度中に校舎を

新築する大阪市の希望を容れたき積りに候。御見

込の地点、御一考の上、御申し越し下されたく候。

本月三十日、株主總會を開き、正午役員の午

餐會をなす筈に付き、御差し支えなくば、御來會如

何哉。

右貴意を得候。

拝具

追つて、北岸の電車車庫予定地は、不用と

なりたる事に付き、念の為申し上げ置き候。

図-1 書簡 20(上)とその読み下し(下)

6-2. 内田祥三による図面の作成順序

(1) 作成の大きな流れ

まずは、書簡の記述をもとに、内田祥三が図面を作成した大きな流れを把握する。表-2 の内 17 通が村上庸吉から内田祥三への書簡で占められており、内田祥三は当時、大阪北港株式会社の支配人であった村上庸吉と実務上は打ち合わせていたことが分かる。書簡の記述をみると、村上庸吉から内田祥三へ、1921(大正 10)年 10 月 6 日の書簡 16 で「此の機会に出来得るだけ実際のプランに致し度く」、1921(大正 10)年 11 月 17 日の書簡 18 で「弊社北岸の住宅地設計、早速御送付下され謝し上げ候。別に南岸地の分も成るべく至急御致作を相願ひたし」、1922(大正 11)年 1 月 19 日の書簡 20(図-1)で「相変わらず御多端の事と存じ上げ候得ども、当年成るべく早めに新市街計画を発表致したく候間、北岸地と同じスケールにて南岸一帯の図面を御作製下されたく願ひ上げ候」と述べられている。これらの記述から、はじめに計画範囲全体の大まかな計画を立てた上で、1921(大正 10)年 11 月に正蓮寺川以北、1922(大正 11)年 1 月以降に正蓮寺川以南の順で、詳細に計画したことが分かる。

(2) 各図面の年代の推定

次に、図面 A~D の違いを整理して、その違いが生じた年月を書簡から読み取ることで、各図面の年代を推定する。図面 A~D を並べたのが図-2^{注3)}、年代推定理由をまとめたのが表-3 である。

4 枚の図面を比較すると、図面 B、C、D では、住宅地及び商業地の建築物が表現されているのに対して、図面 A では敷地割のみが描かれ、主要なものを除きほぼ全ての建築物が表現されていない。したがって、図面 A は 4 枚の中で最も古い図面で、正蓮寺川以北を詳細に計画した 1921(大正 10)年 11 月以前に描かれたと推定される。また、図面 A は正蓮寺川以北に車庫が描かれた唯一の図面である(図-4、a3)。1922(大正 11)年 1 月 19 日の村上庸吉から内田祥三への書簡 20(図-1)には「追って、北岸の電車車庫予定地は、不用となりたる事に付き、念の為申し上げ置き候」とあり、正蓮寺川以北の車庫が不用になる前に描かれた点においても、図面 A の推定年代は整合する。

図面 B は、「大阪某住宅地計畫圖 大正十年」というキャプションがつけられていて、『内田祥三先生作品集』²⁾に 1921(大正 10)年頃の計画として掲載された図面と同一のものである。図面 B では、1921(大正 10)年 11 月に詳細に計画された正蓮寺川以北の敷地割と建築物が描かれていること、正蓮寺川以北の電車車庫が不用となったことが反映されていることから、1921(大正 10)年 11 月から 1922(大正 11)年 1 月までの図面と推定される。

図面 C、D では、1922(大正 11)年 1 月以降に詳細に計画された正蓮寺川以南が表されていて、両方とも正蓮寺川以南に電車車庫が描かれている(図-4、c4、d4)。これについて、1922(大正 11)年 2 月 21 日の村上庸吉から内田祥三への書簡 21 では、「別紙道路及び地区割の中央、

表-3 図面A～Dの違いと年代推定理由

図面名		図面A	図面B	図面C	図面D
図面の範囲		正蓮寺川以北 正蓮寺川以南	正蓮寺川以北	正蓮寺川以北 正蓮寺川以南	正蓮寺川以南
年代 推 定 理 由	【詳細計画】 ・正蓮寺川以北： 大正10年11月 ・正蓮寺川以南： 大正11年1月以降	主要な建築物を除き 敷地割のみ描写	敷地割と 建築物を描写	敷地割と 建築物を描写	敷地割と 建築物を描写
	【電車車庫】 ・正蓮寺川以北不用： 大正11年1月 ・正蓮寺川以南計画： 大正11年2月	正蓮寺川以北あり 正蓮寺川以南なし	正蓮寺川以北なし	正蓮寺川以北なし 正蓮寺川以南あり	正蓮寺川以南あり
	【汽車会社敷地】 ・角の切り取り： 大正11年3月	角の切り取りなし		角の切り取りなし	角の切り取りあり
	【キャプション】	なし	大阪某住宅地計畫圖 大正十年	なし	大正十一年六月村上氏 持参ノ青写真ニ依リ 訂正セルモノ
	各図面の推定年代	大正10年11月以前	大正10年11月 ～大正11年1月	大正11年2月 ～大正11年3月	大正11年6月

電車路以南に於いて、汽車会社拡張敷地及び市電車庫敷地を急に取り定めることとなり候」と述べられている。電車路とは、正蓮寺川以南にある市電通りを指しているため、図面 C、D は 1922(大正 11)年 2 月以降のものと分かる。図面 C、D を見比べると、図面 D では汽車製造株式会社の敷地の角が丸く切り取られ、そこに停車場が設置されている(図-4, d4)。1922(大正 11)年 3 月 1 日の内田祥三から村上庸吉への書簡 22 では「今回汽車会社の敷地拡張の計画を好機とし、汽車会社角の所を少しく切り取り、将来停車場を建設し得る様に致し置きたしと存じ候」と述べられていることから、汽車製造株式会社の敷地の切り取りがない図面 C は、1922(大正 11)年 2 月から 1922(大正 11)年 3 月までの図面と推定される。最後に、図面 D には右下に「大正十一年六月村上氏持参ノ青写真ニ依リ訂正セルモノ」と手書きで書かれていることから、1922(大正 11)年 6 月のものと推定される。

6-3. 各図面の描写内容とその変遷

(1) 分析の対象と方法

本節では、6-2 で年代を推定した図面と、1921(大正 10)年 11 月 3 日付の「大阪北港株式會社住宅經營地計画案説明」というタイトルの計画書を用いて、計画内容を分析する。計画書は「本計画ニ於ケル土地ノ利用状況ノ梗概」と「本計画ノ大要覺書」の二部構成である。まず、「土地ノ利用状況ノ梗概」では、敷地の内訳、数量、面積、敷地面積に対する百分率などが一覧になっていて、これをまとめたのが表-4 である。次に、「本計画ノ大要覺書」の全文をそのまま転記したのが図-3 で、1)~16)の説明文をそれぞれ計画書 1)というように呼ぶ。そして、図面 A~D の特徴的な描写を示し、計画書「本計画ノ大要覺書」との対応関係をまとめたのが図-4 である。

計画書の作成日と 6-2 で推定した各図面の年代を照合すると、計画書は図面 A、B と年代が近いと考えられる。ところが、図面 A から D にかけて、計画書に記述された特徴が、新しく描かれる場合、もともと描写はあったがより詳しく描かれる場合、描かれなくなる場合など様々である。そこで、まず(2)で、内田祥三による經營地計画の全体構成を把握する。次に(3)から(5)で、図-3 と図-4 を用いて、各図面に描かれた描写内容とその変遷を明らかにする。

(2) 經營地計画の全体構成

表-4 の通り、内田祥三は合計約 40 万坪を計画している。1920(大正 9)年末の社有地及び埋立権利地は 1,134,270 坪であるため³⁾、その約 1/3 が内田祥三の計画にあたる。内田祥三はどの図面にも計画範囲を明記していないものの、残り約 2/3 の社有地及び埋立権利地は、正蓮寺川以南の大工場の想定であったと推測される。内田祥三は計画敷地を、建築宅地、道路、公園及広場に区分していて、(3)から(5)は、この内田祥三による区分に沿って進める。まず建築宅地の各用途について、4 枚の図面の内、唯一凡例が明記されている図面 C を用いて立地を確認したところ、正蓮寺川以北は主に住宅地、正蓮寺川以南は東方が住宅地、西方が商業地の計画であった。小工場及倉庫は、正蓮寺川の両岸と、經營地を南北に縦断する運河の正蓮寺川以南の両岸に位置しているが、建築物などが描かれた図面がないため、以降では取り上げない。公共施設は、(3)で詳述する敷地中央の区画に主にまとめられている。次に道路については、1919(大正 8)年 12 月認可の 2 本の市区改正設計街路⁴⁾と市電通りを内田祥三は經營地計画の幹線道路に採用していて、これらの位置は図-2 の図面 A に筆者が加筆している。最後に公園及広場については、(5)で詳述する西端大公園が面積の大半を占めている。

表-4 大阪北港株式会社経営地計画の敷地内訳

内訳	数量	面積	敷地面積二 対スル百分率
①建築宅地		266,550 坪	66.8 %
住宅敷地	3,174 戸	175,180 坪	43.9 %
大住宅敷地(70坪以上)	1,703 戸		
中住宅敷地(50坪前後)	79 戸		
小住宅敷地(25坪前後)	1,092 戸		
アパートメント(三階建20棟)	300 戸		
商館及商店敷地	155 戸	13,180 坪	3.3 %
小工場及倉庫敷地		58,080 坪	14.55 %
公共の施設建設敷地		20,110 坪	5.05 %
市場		920 坪	
電車車庫		3,720 坪	
病院敷地拡張		4,790 坪	
小学校		2,340 坪	
男子学園(中学校及小学校)		3,040 坪	
女子学園(中学校及小学校)		2,900 坪	
公会堂及図書館		1,410 坪	
警察署		245 坪	
消防署		245 坪	
郵便電信電話局		240 坪	
銀行		240 坪	
②道路		80,530 坪	20.15 %
25間道路	214 間	5,350 坪	
16間道路	187 間	3,000 坪	
12間道路	1,251 間	15,380 坪	
10間道路	234 間	2,340 坪	
8間道路	858 間	6,823 坪	
6間道路	3,248 間	19,486 坪	
5間道路	641 間	3,205 坪	
4間道路	1,981 間	7,924 坪	
3間道路	4,991 間	14,973 坪	
堤防沿道路		2,049 坪	
③公園及広場		52,150 坪	13.05 %
西端大公園		40,760 坪	
砲台跡公園		4,160 坪	
運河東岸公園		1,580 坪	
西島町横断公園		1,360 坪	
大公園前広場		1,770 坪	
常吉町小公園		770 坪	
其他		1,750 坪	
敷地面積		399,230 坪	100 %

大阪北港株式會社住宅經營地計畫案說明 第二. 本計畫ノ大要覺書

- 1) 中央主要道路ハ大阪市都市計畫ニ決定セシモノニ從ヒ新設運河以西ハ都市計畫ノモノヲ變更セリ
- 2) 淀川堤防沿ノ道路ハ幅員六間トシ要所ニ段ヲ設ケテ堤防上ト連絡ス
- 3) 住宅地ハ南北(四間)東西(三間)ノ道路ヲ以テ区劃シ各区劃ノ大サハ標準幅員 25 間ニシテ其ノ長サハ 57 間乃至 80 間トス
- 4) 一戸分ノ敷地ハ間口 6 間奥行 12.5 間 75 坪ヲ標準トシ尚恩貴島北之町及秀野町ニハ間口 5 間奥行 10 間ノ中位ノ敷地若干及工事中ノモノニ準スル小敷地ヲ設ク
- 5) 旧砲台附近ニハ間口 18 間奥行 23 間坪數 414 坪ノ地ニ五軒建家屋ヲ試ミタリ 其ノ目的ハ敷地ノ奥行ヲ深クシテ道路面積ヲ少クスル利益アルト同時ニ家屋一棟ノ大サヲ大ナラシメ經費ヲ節減シ外觀併セテ其ノ体裁ヲ宜シカラシメントスルニアリ
- 6) 計畫地ノ住宅數ハ凡 3,200 戸分ニシテコレニ對シ商店ノ數ハ 155 戸即約 20 戸ニ對シ商店一戸ノ割合ナリ 此ノ商店ノ敷地標準ハ間口 5 間奥行 13 間ナレドモコレヨリ遙カニ大ナル敷地ヲ占ムル百貨店ノ如キモノ十數箇ヲ含ム 中央市物ハ之ヲ經營地ノ中部幹線道路ノ中央ニ設ケ主トシテ經營地ニ對スル食料品供給ニ便ス
- 7) 經營地ノ住宅及商店ノ數ハ凡 3330 ニシテ其ノ人口ハ一戸平均 5 人トスレバ 16,650 人ナリ
- 8) 義務教育就學兒童ノ數ハ 10 人ニツキ 1 人トスレバ其數 1665 人トナリ小學校ニ校ヲ要スベシ又中學校及高等女學校ヲモ伴ヒテ設置スルヲ可トスベク即チ西島町ニ 2340 坪ノ地ヲ劃シテ小學校トシ西端公園前ニハ男子及女子ノ學園ヲ設ケ之レニ中學部及小學部ヲ置ク
- 9) 前記人口ニ對シ警察署及消防署各一ツヲ設ケテ 一帯ノ警戒防備ニ任シ又郵便電信電話局及銀行ヲ市場ノ隣ニ設ケテ公衆ノ便ヲハカル
- 10) 全敷地ノ中央ニ近ク公會堂ヲ設ケ之レニ圖書館ヲ附属シ講讀ニ讀書ニ住民ノ修養向上ヲ計ラントス
- 11) 公園及廣場ヲ各所ニ設ケテ保健ニツトメ都市生活ノ非衛生ナカラシム其總面積ハ約 52,000 坪ニシテ人口一人ニツキ約 3 坪ノ割合トナリ 外國諸市ノ情態ニ比スレバ尚不足ナル感アレドモ吾國ノ現状ニ於テハ之ヲ以テ足レリト為スノ外アラザルベク尚其ノ大公園ノ如キハ一般ノ大阪市民ノ利用ヲモ得セシムルヲ可ナリトセン
- 12) 旧砲台ハ記念物トシテ保存シー帯ノ地ヲ公園トシ運動場ヲ設ケナホ小兒ノ公園トシテノ設備ヲナス
- 13) 運河岸西島町側ニハ巾 10 間ノ芝生及花園ヲ設ケ道路ハコレヨリ一服高ク巾 2.5 間ノ歩道ヲ設ケ其ノ兩側ニ並木ヲ植ヘテ快適ナル散歩道トナス
- 14) 公園前ニハ幅員 25 間ノ廣路ヲ設ケ其中央ヲ歩道トシ此ノ歩道兩側ノ並木ハ充分大ナルモノヲ用ヒ植物美ヲ發揮セシメ且ツココニ足ヲ入ルレバ宛モ公園ニアルガ如キ感ヲ抱カシムベシ
- 15) 25 間廣路ノ兩側ニハ がーでんあばーとめんと ヲ設ケテ三階建トシ建築美ヲ以テ道路ノ植物美ニ對セシム
- 16) 西端大公園ノ正前中央ノ半円形廣場ハ緩勾配ヲ以テ周圍ヲ高くシ茲ニ花物植栽ス 南方ニハ幅員 6 間周圍五百米突ノ とらつく ヲ設ケ其ノ中ハ野球及 ふいーるど 競技場トシ とらつく 外ニハ 8 間幅ノ傾斜地帯ヲ設ケ芝生トシテ之ヲ見物席ニ充ツ 其ノ面積凡 3000 坪ニシテ少クモ 35,000 人ヲ收容スルニ足ル 北端ニ近キ半円形地ハ其ノ前面ニ舞台ヲ有スル簡易野外劇場トシ音樂又ハ簡單ナル劇ヲナスニ適セシム 又其ノ西ニハ凡 100 坪ノ小兒ノ徒涉池及 650 坪ノ沙場ヲ設ケ以テ小兒ノ樂園タラシメ 海岸一帯ハ海水浴場トシ其ノ一部ニ安全遊泳場ヲ設ク 其ノ他ノ公園地ハ主トシテ散歩ヲ目的トスル芝生及森林トシ特ニ現在ノ都市ニ於ケル公園即チ遊園地トナシテ其ノ俗化スルヲ避ケタリ

図-3 計畫書(1921(大正 10)年 11 月 3 日)

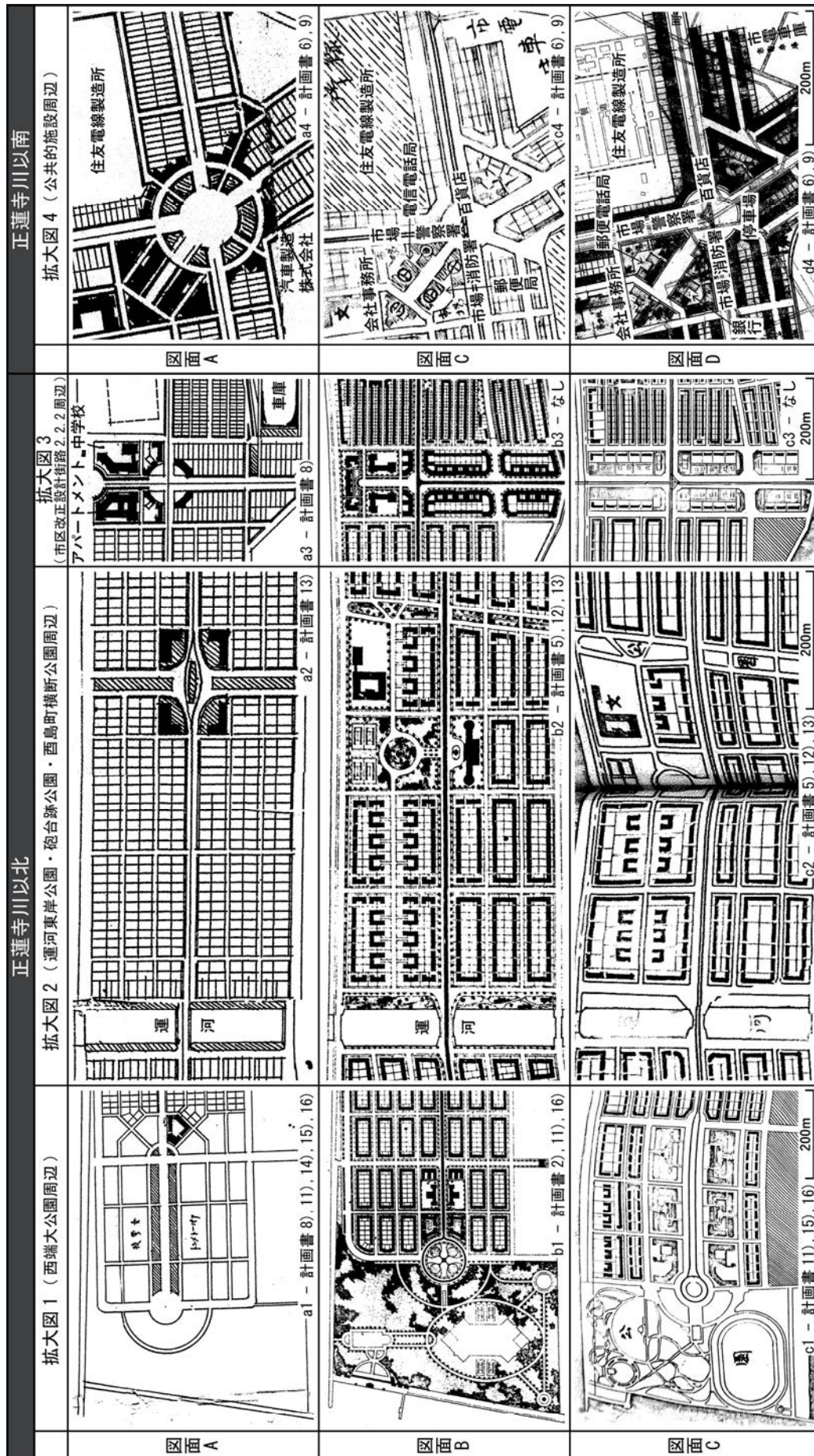


図-4 図面 A～D の特徴的な描写の変遷

(3) 建築宅地

i) 住宅地

まず、南北に延びる市区改正設計街路 2.2.2 を示した拡大図 3 をみると、どの年代の図面でも同街路を境界にして、西方に大きな住宅敷地、東方に小さな住宅敷地が配置されている。その敷地に対して、図面 A では建築物が描かれていないところ、図面 B、C では建築物が新しく描かれている。計画書 5) では、特徴的な配置として五軒建家屋が述べられていて、拡大図 2 をみると、これも同様に図面 B、C で新しく描かれていること、凹字型の配置へ袋小路が延びていることが読み取れる。さらに c1 を b1 と見比べると、凹字型の住宅が追加されている場所が確認できる。

ii) 商業地

住宅地と同様に、商業地の建築物は図面 A では描かれず、図面 C、D で新しく描かれている。凡例が記載された図面 C では、例えば c4 の住友電線製造所沿いの建築物などが商店にあたって、d4 でも同様であったと推察される。計画書 6) によると、通常の商店の他に「コレ(筆者注：商店)ヨリ遥カニ大ナル敷地ヲ占ムル百貨店ノ如キモノ」が計画されていて、これは従来の木造商家とは異なる近代的な大規模建築物であったと推測される。実際に c4 と d4 では、円形広場に面した角地型建築の百貨店が確認できる。

iii) 公共施設

c4 と d4 をみると、円形広場の北西に位置している敷地中央の区画には、公共施設がまとめられていることが分かる。a4 でも同様の構成で建築物が配置されていることから、図面 A の当初から、公共施設をまとめた配置を想定していたと推察される。区画の中心にある広場の細かな計画変更としては、a4 では円形広場との接続部に幅員の変化がないところ、c4 と d4 では円形広場との接続部を狭めることで、広場の隅角部を入隅形に計画している。

(4) 道路

i) 電気軌道

図面 A は一本線、図面 B は太線、図面 C は二重線、図面 D は三重線と表現は異なるが、それぞれ電気軌道が描かれている。その経路は共通していて、市電通りから市区改正設計街路 2.2.2 へ分岐して北上し、市区改正設計街路 2.1.7 に通じている。

ii) 西端大公園前の広路

計画書 14) によると、西端大公園前には幅員 25 間の広路が設けられ、中央の歩道の両側には並木が計画されている。拡大図 1 で対応する道路をみると、まず a1 では、広い幅員と並木が計画された場所が描かれているが、b1 では描かれていない。これは、図面 A では a1 よりも

東方に電気軌道の端点が設置されて、西端大公園前の区間が歩道になっていたところ、b1 では西端大公園前の円形広場まで電気軌道が延びて、歩道が計画できなくなったためと考えられる。その後 c1 では、電気軌道の端点の位置は b1 から変更されていないが、道路の幅員が再び広く描かれている。また、表-4 の敷地内訳には、三階建のアパートメントが 20 棟含まれていて、計画書 15) では、西端大公園前の広路の両側に三階建の「がーでんあぱーとめんと」を配置することが述べられている。そこで a1 をみると、西端大公園前の広路に面して「アパートメント」、「女学校」と記載されている。同様に、b1 と c1 で周りの住宅とは異なる描かれ方をした大規模な建築物の多くは、アパートメントの想定であったと推察される。

iii) 大規模な建築物が建ち並んだ道路

また a3 では、南北に延びる市区改正設計街路 2.2.2 沿いに中庭を有するアパートメントと中学校が描かれている。b3 と c3 では、市区改正設計街路 2.2.2 沿いに、周りの住宅とは異なる描かれ方をした大規模な建築物が新たに多く追加されていて、アパートメントもしくは商館や百貨店を想定したものであったと推察される。

(5) 公園及広場

i) 西端大公園

計画書 16) では、西端大公園内の施設が詳しく説明されている。西端大公園周辺を示した拡大図 1 をみると、a1 では園内にはほとんど何も書き込まれていないところ、b1 と c1 では園内の施設が細かく描写されていることが分かる。まず「半円形廣場」は、西端大公園前の広路の正面に位置する半円形の敷地を指していると考えられ、3 枚の図面に共通してみられる。少なくとも 35,000 人を収容する見物席を外に設けたトラックは、b1 と c1 の南方に描かれていて、特に b1 では、その中に野球場が配置されていることが読み取れる。また、それぞれ位置、大きさ、向きは異なるものの、半円形の敷地が b1 と c1 の北方に描かれていて、これが簡易野外劇場であったと推察される。その他に、位置の特定は困難であるが、徒渉池、砂場、海水浴場などが園内に計画されていた。

ii) 砲台跡公園

計画書 12) によると、旧砲台を記念物として保存した公園が計画されていて、これが砲台跡公園である。中心に円形の敷地を有することから判断される砲台跡公園は、a2 では描かれていないが、b2 と c2 では新しく中央付近に描かれている。園内には長方形の施設が確認でき、これはテニスコートであると推測される。

iii) 運河東岸公園

計画書 13) によると、運河岸西島町側つまり運河東岸には、幅 10 間の芝生及花園と、両側に並木を植えた幅 2.5 間の歩道が計画されている。拡大図 2 で運河沿いをみると、a2 では両

岸に公園敷地があるが、b2 と c2 では東岸のみに公園敷地がある。b2 では園内の様子が細かく描かれ、歩道の描写が確認できる一方、c2 では b2 と同様の敷地があるものの、園内の描写は省略されている。

iv) 西島町横断公園

a2 では b2、c2 と位置が違うものの、それぞれ住宅地を南北に横断する公園が描かれ、図面 A の当初から帯状公園の計画があったと分かる。これらは位置と形状から西島町横断公園と判断される。b2 では公園を南北に貫く園路が一部で描かれている一方、c2 では b2 と同様の敷地があるものの、園内の描写は省略されている。

v) 円形広場

b1 と c1 の西端大公園前の円形広場は、広場と同心円の電気軌道が配置され、ロータリーになっている。一方、拡大図 3 と 4 にみられる円形広場は、周囲に建築物が描かれていて、図面 A の当初から角地型建築に囲まれた広場が計画されていたと考えられる。

6-4. 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考え

本節では、主に計画書に書かれた内田祥三の言説を、6-3 で明らかにした描写と対応させながら読み解くことで、個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考えを明らかにする。

(1) 建築宅地に対する考え

住宅地では、内田祥三は五軒建家屋と袋小路を計画していて、計画書 5)によると、道路面積を小さくして経費を節減すること、外観の体裁をよくすることが目的であった。内田祥三は1919年発行のイギリスのハウジングマニュアルを、内務省の官僚であり、内田祥三の弟子でもあった中村寛に訳出させていて、これは1921(大正10)年8月の『建築雑誌』で「英國住宅助成計畫案」として発表された⁵⁾。この資料は、家屋1戸あたりの道路築造費を節減する方法として、袋小路型の道路の開設を紹介していること(図-5)⁶⁾、経営地計画のちょうど前に発表されていること、計画書 5)で「試ミタリ」と表現されていることから、内田祥三はイギリスのハウジングマニュアルを参考にした可能性が高い。

そして計画書によると、内田祥三は住宅約20戸に対して1戸の割合の商店と、中央市場、小中高等学校、警察署、消防署、郵便電信電話局、銀行、公会堂、図書館といった公共施設を計画していた。こうして、人口約16,650人の経営地のために、これを維持する公共施設の場所をあらかじめ用意していて、この一つの公共施設群に支えられる住民の単位を重視していたと考えられる。

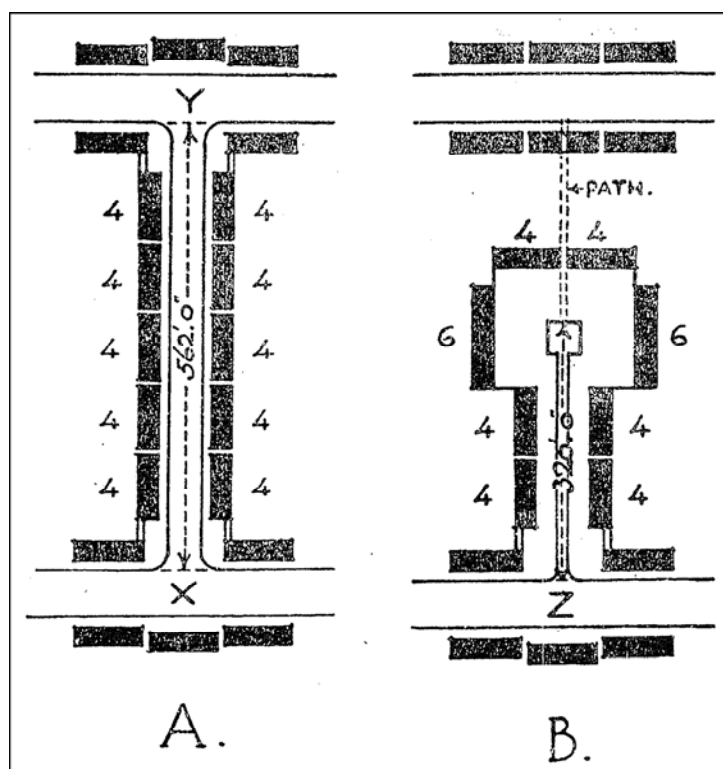


図-5 「英國住宅助成計畫案」の袋小路

(2) 道路に対する考え

まず、1922(大正 11)年 3 月 1 日の内田祥三から村上庸吉に対する返答の下書き(書簡 22)では、内田祥三が経営地内の幹線道路について「此の道路は敷地の南北及び東西を通ずる幹線にして、此の道路の一端、他人の地所の方は例令(たとえ)十二間となるとも、会社の地内を通ずるものは、十六間と為すを可とすべく、これ又将来土地の品位の上下に著しき関係あるものと考へられ候」と述べている。この幹線道路は、敷地の南北及び東西を通ずる幹線であることから、2 本の市区改正設計街路を指すと推定される^{注 4)}。内田祥三は、広幅員道路の実現のために、行政による計画幅員以上に経営地を道路とする手法を述べていて、広幅員道路が土地の品位を高めるという考えが内田祥三にあったことが分かる。このような考えのもと、実際に計画された市区改正設計街路について、以下、分析を進める。

市区改正設計街路 2.1.7 の西端大公園前の区間では、25 間広路が計画された。a1 と c1 をみると、広幅員道路が描かれていて、アパートメントといった沿道の大規模な建築物をセットバックさせることで、幅員を広げていることが分かる。計画書 14)によると、中央の歩道の両側には並木が計画され、これについて「ココニ足ヲ入ルレバ宛モ公園ニアルガ如キ感ヲ抱カシムベシ」と述べられている。改めて a1 をみると、この並木が計画された場所は、一定の幅をもって描かれている。したがって、ある程度の面積を想定して、内田祥三はこれを公園に類する空間に位置づけていたと考えられる。さらに計画書 15)では、「25 間廣路ノ両側ニハが一でんあば一とめんと ヲ設ケテ三階建トシ建築美ヲ以テ道路ノ植物美ニ対セシム」と述べられていて、沿道のアパートメントと並木を併せた景観を計画していたことが分かる。また、拡大図 3 で示した市区改正設計街路 2.2.2 においても、アパートメントもしくは商館や百貨店と考えられる大規模な建築物が沿道に建ち並ぶように描かれた。これらのことから、広幅員道路、並木、大規模な建築物を一緒にの景観として計画する考えがあったと考えられる。

(3) 公園及広場に対する考え

計画書 11)では、公園及広場の設置について「保健ニツトメ都市生活ノ非衛生ナカラシム」と述べた上で、人口 1 人当たりの割合を約 3 坪と算出している。人口 1 人当たりの公園面積について、内田祥三は 1921(大正 10)年 6 月の「都市計畫の話(その二)」⁷⁾で、欧米の都市は少なくとも 5 坪以上、特にパリは 30 坪、ワシントンは 15 坪あるのに対して、東京は 2 坪未満、その他の六大都市は 1 坪未満であると述べている。これらの記述から、内田祥三は海外都市を参考にしながら、保健や衛生の観点から公園及広場を計画的に配置して、住民に行き渡らせようとしたと考えられる。このような考えのもと、実際に計画された公園及広場について、以下、分析を進める。

i) 公園

西端大公園では、南方のトラックに少なくとも 35,000 人を収容する見物席が計画された。これは経営地の想定人口、約 16,650 人より多く、計画書 11) の「其ノ大公園ノ如キハ一般ノ大阪市民ノ利用ヲモ得セシムルヲ可ナリトセン」という記述から、経営地外の大阪市民の利用を想定した集客施設であったことが分かる。内田祥三は埋立地先端の公園に野球場を計画していて、のちに「人が大勢くれば自然と土地は開けるのだから、それでぼくは野球場をつくったらいいだろうというのです」、「まず敷地造成の意味で野球場をつくって、(中略)まず敷地を造成しておいて、それを運動場なり、何なりに使えばいい。もしその間に計画が変われば住宅にしてもよし、工業用地にしてもいいということにした」と述べている⁸⁾。このように、内田祥三は敷地造成のために埋立地先端の公園に野球場をつくり、この野球場が集客施設として機能することによって、経営地の開発が進むと考えていた。すなわち、直接的に関与しない開発の過程を、経営地計画に取り入れていたといえる。

その一方、計画書 16) では、西端大公園の施設について説明した後に、その他の公園は主として散歩を目的とする芝生及森林とすると述べられている。実際に計画書 13) では、両側に並木を植えた歩道を設置した運河東岸公園について「快適ナル散歩道トナス」と記述されて、b2 では歩道の描写が確認された。そして、帯状の西島町横断公園においても、南北に貫く園路が一部で確認された。このように、並木を植えた散歩道を目的としたことが、帯状という公園の形に表されたと考えられる^{注 5)}。さらに計画書 16) では、西端大公園の他の公園について「特ニ現在ノ都市ニ於ケル公園即チ遊園地トナシテ其ノ俗化スルヲ避ケタリ」と述べられている。つまり、当時の都市における公園が遊園地のようになって人が多く集まっていた状況を避けたいという考えが読み取れる。

また、計画書 12) では、砲台跡公園で「小児ノ公園トシテノ設備ヲナス」こと、計画書 16) では、西端大公園に徒渉池と砂場を設置して「小児ノ樂園タラシメ」ることが述べられている。このように、子供の遊び場を設ける考えが内田祥三にあったと指摘できる。

以上の通り、内田祥三は公園の面積をただ確保するだけでなく、各公園にそれぞれの役割を与えて計画していた。

ii) 広場

次に広場に注目すると、拡大図 3 と 4 では円形広場が百貨店などの角地型建築に囲まれていて、公共施設の区画の中心に位置する広場は隅角部が入隅形の計画に変更された。この変更は、建築物による広場の囲繞感を高める効果があったと考えられる^{注 6)}。もともと内田祥三は、東大卒業後の 1907(明治 40)年から 1910(明治 43)年まで三菱合資会社に本社技士として勤めていた⁹⁾。そこで設計に参加した三菱第 12 号館と第 13 号館は、いずれも L 字型の建築物で、L 字の角は馬場先通りの交差点に面していた¹⁰⁾。こうして複数の近代建築物が道路や交差点の景観を生み出していた丸の内の設計に携わった経験を背景にして、角地型などの建築物によって囲まれた広場を計画する考えが内田祥三にあったと考えられる。

6-5. 小括

本章では、内田祥三が1920(大正9)年から1922(大正11)年までの期間に大阪北港株式会社経営地計画の図面を作成した過程と、個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考えを明らかにする目的で、経営地計画に関する書簡、計画書、図面を分析した。

内田祥三は、はじめに計画範囲全体の大まかな計画を立てた上で、1921(大正10)年11月に正蓮寺川以北、1922(大正11)年1月以降に正蓮寺川以南の順で、住宅地及び商業地の建築物を描いて、詳細に計画した。そして、住宅数に対する商店数の割合や、1人当たりの公園と広場の面積など、物的な量を計算することによって、各用途の施設のバランスをとっていた。

施設に対する考えとしては、西端大公園前の広路といった市区改正設計街路では、広幅員道路、並木、大規模な建築物を一緒に景観として計画する考え、円形広場や公共施設の区画の広場では、角地型などの建築物によって囲まれた広場を計画する考えがみられた。これらのことから、内田祥三は周囲の建築物をイメージして意識しながら屋外空間を計画していたといえる。

また、内田祥三は五軒建家屋と袋小路を経営地計画で試していて、これには道路面積を小さくして経費を節減する考えがあった。その一方で、広幅員道路は土地の品位を高めるという考えのもと、建築物をセットバックさせた広幅員道路の計画がみられた。つまり、内田祥三は相反する考えを、道路の規格に応じて使い分けていたのである。さらに内田祥三は、各公園に、集客施設、散歩道、子供の遊び場などの役割を与えて計画していた。このように、道路、公園、広場の規格を細かに分類して、別々の役割を付与し、周囲の住宅地や商業地の性質を考慮して配置を調整していたと考えられる。

他事例に目を向けると、東京市区改正では日比谷公園開設がわずかな成果であったところ、帝都復興事業では東京の街路や公園が一新された¹¹⁾。本計画と類似する事例としては、並木及び運動施設を含む明治神宮外苑¹²⁾、河川沿いの隅田公園及び小学校に隣接した小公園を含む震災復興公園¹³⁾、街路景観を考慮してアパートメントをセットバックした表参道¹⁴⁾及び街路に対して中庭を閉じた住棟配置の清洲橋通り¹⁵⁾を含む同潤会が挙げられる。具体的には、内田祥三は西端大公園周辺で並木や運動施設を計画した点、西端大公園や運河東岸公園で水際を重視した点、拡大図2のc2では「文」で表された学校に子供の利用を想定した砲台跡公園を隣接させた点、拡大図1や3で大規模な建築物が有する中庭を広幅員道路に対して閉ざした点などが類似する。その上で、内田祥三は各公園の役割を考慮しながら、公園だけでなく住宅地や商業地を含んだ計画を作成していた。このように、都市の中における公園の配置を、経営地計画として具体的に示していたのである。明治神宮外苑は本計画より前に設計、着工されたものの、関東大震災後に竣工して、震災復興公園と同潤会は関東大震災後の事業であることから、関東大震災前に具体的に示されていた本計画には先駆的な意義を見出すことができる。

補注

- 注1) 計画書は、内田祥三関係資料所収「大阪北港株式会社経営地計画」（東京都公文書館所蔵）にも、1921(大正 10)年 10 月 8 日付の「土地ノ利用状況ノ梗概」や、日付未記入の「本計画ノ大要覚書」の下書きなどが保存されているが、構成や内容は本文中のものと大きな違いはなく、本文中のものが最も新しいと考えられる。
- 注2) 書簡 23 は何年のものか不明であったが、村上庸吉が上京して 6 月 7 日から 9 日の間に内田祥三と面会する日時の相談という書簡の内容が、図面 D に書かれた「大正十一年六月村上氏持参ノ青写真ニ依リ訂正セルモノ」に対応すると推測して、1922(大正 11)年の推定年代を括弧書きで記した。
- 注3) 図-2、図-4 の作成にあたっては、図面 A には縮尺と方位の記載がなく、図面 C は筆者が原物を撮影した写真をモノクロ加工して使用したため、それぞれ縮尺と方位の記載がある図面 B、D と大きさ及び向きを合わせた。
- 注4) この幹線道路は、書簡 22 で「都市計画路線」と呼ばれていること、参考文献 4)によると、市区改正設計街路 2.1.7 は幅員 10 間、同街路 2.2.2 は幅員 8 間の指定であるため、幅員が異なることに留意が必要であるものの、市区改正設計街路がのちに都市計画決定していることを踏まえて本文中の推定をおこなった。
- 注5) 住宅地を東西に分断する西島町横断公園や、大規模な建築物が建ち並んだ道路は、防火を意図した可能性があるが、内田祥三による言説としては確認されていない。
- 注6) 中島直人，西成典久，初田香成，佐野浩祥，津々見崇：都市計画家石川栄耀 都市探求の軌跡，pp. 250-256，鹿島出版会，2009.によると、隅角部を入隅形にする広場計画の手法は、のちに石川栄耀が新宿歌舞伎町広場の計画で用いたとされている。

参考文献

- 1) 住友商事株式会社社史編纂室編：住友商事株式会社史，p. 65，住友商事株式会社，1972.
- 2) 内田祥三先生眉寿祝賀記念作品集刊行会編：内田祥三先生作品集，pp. 162-163，鹿島研究所出版会，1969.
- 3) 太田久治郎：大阪北港二十年史，pp. 20-24，太田久治郎，1941.
- 4) 国立公文書館所蔵：大阪市区改正設計ヲ認可ス，1919(大正 8)年 12 月 23 日
- 5) 大月敏雄：まちなみ図譜・文献逍遙 其ノ十二「英国住宅助成計画案」，家とまちなみ，Vol. 29，No. 1，pp. 63-66，2010.
- 6) 内務省都市計画課譯：英国住宅助成計畫案，建築雑誌，Vol. 35，No. 418，pp. 409-451，1921.
- 7) 内田祥三：都市計畫の話(その二)，教育畫報，Vol. 12，No. 4，pp. 153-156，1921.
- 8) 内田祥三，村松貞次郎(聞き手)：内田祥三談話速記録(六)，第 11 回 1968(昭和 43)年 5 月 25 日分，東京大学史紀要，No. 24，pp. 52-53，2006.
- 9) 前掲 2)，p. 23
- 10) 三菱地所株式会社社史編纂室編：丸の内百年のあゆみ 三菱地所社史 上巻，pp. 141-147，三菱地所株式会社，1993.

- 11) 越澤明：東京都市計画物語，pp. 39-83，筑摩書房，2001.
- 12) 佐藤昌：日本公園緑地発達史 下，pp. 361-371，都市計画研究所，1977.
- 13) 佐藤昌：日本公園緑地発達史 上，pp. 167-177，都市計画研究所，1977.
- 14) 越澤明：日本における広幅員街路とブルーバールの計画・設計思想史，文化遺産としての街路 — 近代街路計画の思想と手法 —，pp. 29-32，国際交通安全学会，1989.
- 15) 真野洋介，佐藤滋：清砂通アパートメントの計画・建設プロセスと震災復興土地区画整理事業との関連について 同潤会による集合住宅地計画の計画技術に関する研究 その2，日本建築学会計画系論文集，Vol. 63，No. 506，pp. 103-110，1998.

第 7 章 官民連携による大阪北港開発事業の成立背景

7-1. 本章の目的と研究方法

(1) 本章の目的

大阪市内の土地会社である大阪北港株式会社は、大阪港の北側、正蓮寺川の南北にある土地約 85 万 9 千坪、海面埋立権利区域約 31 万 9 千坪、合計約 117 万 8 千坪を経営地にして、1919(大正 8)年 12 月 24 日に設立した¹⁾。大阪北港株式会社は、経営地計画の作成を内田祥三に依頼し、第 6 章では、内田祥三が会社設立直後の 1920(大正 9)年から 1922(大正 11)年にかけて、主に工場地を除いた約 39 万 9 千坪、経営地の約 1/3 の範囲を計画した過程及び内容を明らかにした。大阪北港株式会社は、その後、経営地計画の一部を貸家経営事業として実現させている。では、内田祥三に経営地計画の作成を依頼し、大阪北港の開発事業をおこなう体制は、いかなる経緯で成立したのだろうか。また、経営地の広さからは、大阪市の法定都市計画との関係もあったと想定されるが、この関係は未だ十分に明らかにされていない。そこで本章では、大阪北港株式会社設立期の大阪北港開発事業の成立背景について、目的 1) 会社の筆頭株主である住友家に着目して、住友家の狙いを明らかにした上で、目的 2) 大阪市の法定都市計画との関係と、その関係をもたらした要因を明らかにする。

(2) 研究方法

大阪北港株式会社は、1934(昭和 9)年 9 月 21 日の室戸台風によって、経営地全域にわたり未曾有の高潮に襲われ、大規模な被害を受けた²⁾。本章は、会社設立期の大阪北港開発事業の成立背景を明らかにする目的のため、室戸台風前後で事業の方針や開発の体制に変化が生じた可能性を考慮し、1934(昭和 9)年までを研究範囲に設定する。用いた資料は、大阪北港株式会社や、その後身である住友商事株式会社などの各種沿革誌に加え、新聞・雑誌記事、内田祥三関係資料などであり、これらを総合的に用いて立証をおこなった。

まず 7-2 では、会社設立までの大阪北港の概況を明らかにして、7-3、7-4 の分析の土台とする。7-3 では、大阪北港株式会社による計画と、大阪北港株式会社が実際におこなった事業を併せて分析することで、大阪北港開発事業における住友家の狙いを明らかにする。7-4 では、大阪市の法定都市計画に至った経緯を分析することで、大阪市の法定都市計画との関係と、その関係をもたらした要因を明らかにする。

7-2. 会社設立までの大阪北港の概況

本節では、主に『大阪北港二十年史』を基礎資料にして、一次資料で補完しながら、会社設立の経緯及び当初の経営地の状況を明らかにすることで、7-3、7-4 の分析の土台とする。

(1) 大阪築港と正蓮寺川の連絡計画

i) 正蓮寺川沿地主組合の成立

大阪北港株式会社的前身である正蓮寺川沿地主組合は、1916(大正5)年6月12日に成立、同年6月14日に大阪築港と正蓮寺川を連絡する工事の許可願を提出した³⁾。1927(昭和2)年に承認された大阪港第二次修築計画の図面を用いて、大阪築港と正蓮寺川の位置関係を示したのが図-1^{注1)}である。この連絡工事は、大阪港の北防波堤の一部を撤去、その付近から新淀川左岸導水堤附近まで防波堤を築造、航路を浚渫することによって、港域を北方へ拡張するもので、1916(大正5)年6月15日の『大阪朝日新聞』⁴⁾に掲載された「正蓮寺川大阪築港連絡工事許可願」には「右正蓮寺川を大阪築港に連絡せしむるの工事は同川兩岸土地並に其上流

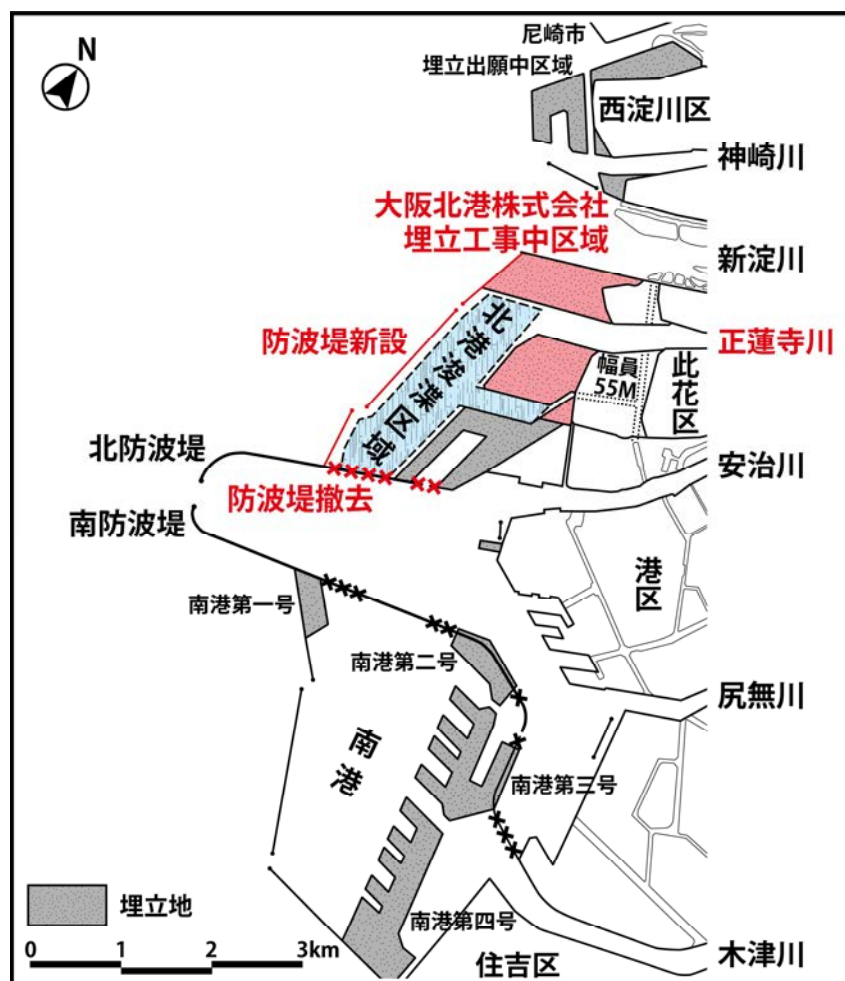


図-1 第二次修築計画における大阪築港と正蓮寺川の連絡計画

地域の利用を増進し大阪市将来の繁榮發達に資する所尠少ならずと思惟し」とある。すなわち、地主らは正蓮寺川沿いの土地の開発・発展を目論んで工事を出願したと読み取れる。

ii) 大阪北港株式会社の設立

『大阪北港二十年史』⁵⁾によると、大阪北港株式会社は、上記の正蓮寺川沿地主組合の組合員とその縁故者が発起人となって、北港修築、埋立、開発、不動産経営などを目的に、1919(大正8)年12月24日に設立した。同書に掲載されている設立当初の株主をまとめたのが表-1である。※印を付した株数は同族其他縁故者名義の引受株数を合算していて、原著で既に合算されている。表-1をみると、筆頭株主である住友吉左衛門の引受株数が突出して多いことが分かる。さらに、山下芳太郎、鈴木馬左也、小倉正恆、中田錦吉、草鹿丁卯次郎、湯川寛吉は、当時、住友総本店の幹部であった^{注2)}。また、もともと島屋町地先の埋立権をもっていた島家は、その開発のため、1913(大正2)年3月に臨港土地株式会社を設立し、島徳蔵、島定治郎、清海復三郎、中谷徳恭は、同社設立時の発起人及び株主であったが、住友家は進んで同社の経営権を獲得して、1920(大正9)年6月、同社は所有する土地と埋立権を大阪北港株式会社に譲って解散した⁶⁾。これらのことから、大阪北港株式会社では特に住友家の影響力が強かったといえる。なお、大阪北港株式会社の大株主に確認された藤田姓については(2)で述べる。

表-1 大阪北港株式会社設立当初の株主及び発起人

氏 名	引受株数	発起人	氏 名	引受株数	発起人
住友吉左衛門	350,280 ※		鈴木馬左也	10,000	●
島徳蔵	98,060	●	中谷徳恭	9,620 ※	●
山下芳太郎	70,010	●	野村利兵衛	8,950	●
清海復三郎	46,430 ※	●	小倉正恆	5,000	●
藤田平太郎	38,650 ※		中田錦吉	5,000	●
藤田徳次郎	10,000	●	草鹿丁卯次郎	5,000	●
藤田彦三郎	10,000	●	坂仲輔	5,000	●
島定治郎	10,000	●	湯川寛吉	5,000	●
住友忠輝	10,000	●	高木與太郎	3,000	●

(2) 会社設立当初の経営地の状況

大阪北港株式会社の経営地の範囲について、1920(大正 9)年時点の旧状図、1922(大正 11)年 2 月から 3 月推定の内田祥三による経営地計画、1934(昭和 9)年時点の開発状況を比較したのが図-2^{注 3)}である。図-2 は、7-3、7-4 の分析においても適宜参照する。

i) 市街化の状況

図-2[旧状図]をみると、まだ新田の地割であること、1919(大正 8)年 12 月 23 日に認可された市区改正設計街路⁷⁾(図-9)や、正蓮寺川以南を東西に貫く市電通りが造成されていないことが読み取れる。このように、1920(大正 9)年時点では経営地は市街化していなかった。

ii) 工場の立地

さらに、図-2[旧状図]からは、正蓮寺川以南に、住友家経営の住友製鋼所と住友電線製造所、正蓮寺川以北に、大阪亜鉛鋳業会社と藤田鋳業会社が、1920(大正 9)年時点で既に立地していることが分かる。この大阪亜鉛鋳業株式会社は、藤田組の買収によって 1911(明治 44)年 10 月に設立した会社で、第一次世界大戦が始まった後に西島に工場を新設していて、1917(大正 6)年 10 月に設立した藤田鋳業株式会社も、1919(大正 8)年までには西島製作所を設置していた⁸⁾。このように、正蓮寺川以北の工場は、藤田家による大阪北港株式会社設立前の開発であったことが分かる。

7-3. 大阪北港開発事業における住友家の狙い

本節では、(1)で大阪北港株式会社による開発計画の全体概要、(2)から(4)で大阪北港株式会社が実際におこなった運河開削事業、海水浴場事業、貸家経営事業の内容と狙いを明らかにする。これらを併せて、(5)で大阪北港開発事業における住友家の狙いを明らかにする。

(1) 大阪北港株式会社による開発計画の全体概要

まず『住友商事株式会社史』⁹⁾には、「住友家では、大正初期にすでにこの地域を工業地区として開発する方針を決定していたが、これについては大きい理想を持っていた。それは、欧米都市のあり方に学んで、正蓮寺川以北を住宅地帯、島屋・恩貴島一帯を工場地帯、西端の埋立地を倉庫地帯と海浜公園とする構想であった」という記述がある。正蓮寺川以北だけでなく、島屋・恩貴島一帯というように正蓮寺川以南にも言及していることを踏まえると、ここでいう西端の埋立地は、明記はされていないものの、正蓮寺川以北及び以南の両者を指し

表-2 1920(大正9)年2月取締役会での経営地開発計画の概要

区分	内容
沿岸整理	島屋町正蓮寺川池沼・恩貴島南之町池沼は他日必要に応じ之を撤去することあるべし。 旧臨港土地株式会社正蓮寺川沿ひ沿岸を航路と平行にするために整理して沿岸に若干の埋立をなす。
運河	1 現在川岸町住友入掘を延長し正蓮寺川に貫通せしむること。 2 現在島屋町西新田の通称太政官堀を利用し之を大阪市の計画せる運河二条に連絡せしむ。右運河幅員を30間とし電車通路に至るまではすべて帆船を出入せしめ得る様にし途中道路横断の箇所は舟橋とす。 3 恩貴島橋下流150間の所より直角に春日出町を貫通し安治川に至らしむ。(安治川出口は対岸安治川土地株式会社計画の運河出口と相対す)
道路	1 千鳥橋より島屋町の中央を経て桜島に至る電車道は幅16間。 2 正蓮寺川北岸土地幹線道路は幅員10間。 1・2は大阪市役所市区改正部の計画による。 3 右幹線道路に対する横断道路は約100間毎とし就中安治川渡船のある箇所及正蓮寺川新渡船計画の箇所に通ずる主要の横断道路は幅員を6間乃至8間其他は4間乃至6間とすること。 4 電車道に平行なる道路は約60間毎となすこと。北岸も之と同様となすこと。 右の内旧臨港土地埋立区域は特に海に近き土地にして貿易地帯たるべきものなるを以て60間四方を一区画となすこと。
商業地域	前述の主要道路に沿ひて商店・事務所・住宅地域を設け其奥行を20間以上とすること。但電車道に沿ふ所は特に30間以上とすること。
倉庫地域 荷揚場 其他	正蓮寺川下流沿岸及沿海地帯運河沿岸を倉庫地域とすること。
工場地域	主要道路・商業地域及倉庫区域を除くの外必要に応じて区画を定むること。
鉄道	西成鉄道線路迂廻線より分岐すること。 1 島屋町正蓮寺川沿岸付近は右迂廻線の第二曲角付近より分岐す。 2 旧臨港土地の正蓮寺川沿岸及海面に接する土地へは右迂廻線の第三曲角より分岐す。 3 旧臨港土地の海面に接する土地は市役所埋立予定地内鉄道線路と連絡せしむ。 4 倉庫地域内は必要に応じて引込線を設く。

ていると推察される。このように、住友家は会社設立前から一帯の開発に関心を抱いていたであろうことが認識されている。そして同書には、大阪北港株式会社が1920(大正9)年2月の取締役会で定めた経営地開発計画の概要(表-2)が掲載されている。表-2をみると、「道路」の区分で1、2点目に挙げられている道路は、市区改正部の計画によると述べられている。先に2点目の正蓮寺川以北の幹線道路としては、市区改正部による1919(大正8)年11月の「大阪市都市計画説明書(交通運輸之部)」、いわゆる市区改正部案¹⁰⁾において、東西方向の幅員10間の路線が計画、同年12月の市区改正設計¹¹⁾において、幅員10間の二等大路第一類第七号線(図-9中2.1.7)が認可されていて、これら二つの一方を指すと考えられる。なお、この市区改正設計街路は1928(昭和3)年5月の総合大阪都市計画に編入される。1点目の正蓮寺川以南の経営地を東西に貫いて桜島に至る電車道としては、1916(大正5)年10月2日の市会に同じ経路の市電敷設が提案、同年10月28日の市会で原案通り可決されて、「軌道敷設道路ノ幅員八十間本位乃至十二間本位トス」と定められていた¹²⁾。ただし、前述の市区改正部案、市区改正設計、総合大阪都市計画では指定されていないため^{注4)}、表-2中の市区改正部による計画幅員16間の出所は不明である。また、表-2では、「運河」や「鉄道」の区分の計画内容が充実していて、経営地を工業地区として発展させようとしていたことが読み取れる。ところが、表-2では、運河、道路、鉄道の位置や幅員は細かく指定している一方で、住宅地域を商業地域に一括りにするなど、詳細が定まっていない部分もあることが、内田祥三に計画を依頼した一つの理由であると考えられる。



図-3 「組合経営地計畫完成後ノ豫想俯瞰圖」

そこで、1922(大正 11)年 2 月から 3 月に描かれたと推定される内田祥三による経営地計画(図-2[内田計画])をみると、正蓮寺川以北は主に住宅が占めていること、常吉町地先埋立地の先端に大公園を配置していること、正蓮寺川以南の運河両岸及び正蓮寺川両岸を荷揚場・小工場・倉庫用地にしていること、幹線道路に沿った商店の配置があることなどが読み取れる。こうして、もともと住友家が理想としていたであろうと認識されている土地利用方針を土台に、大阪北港株式会社が定めた道路や運河などの配置計画を、内田祥三が図面に具体化させたといえる。そして、1922(大正 11)年 6 月の『正蓮寺川沿地主組合 記念写真帖』¹³⁾には、「組合経営地計畫完成後ノ豫想俯瞰圖」(図-3)という、[内田計画]と同様の特徴がみられるパースが掲載されている。このことから、大阪北港株式会社は[内田計画]の開発を実際に目指していたことが推察される。

(2) 運河開削事業

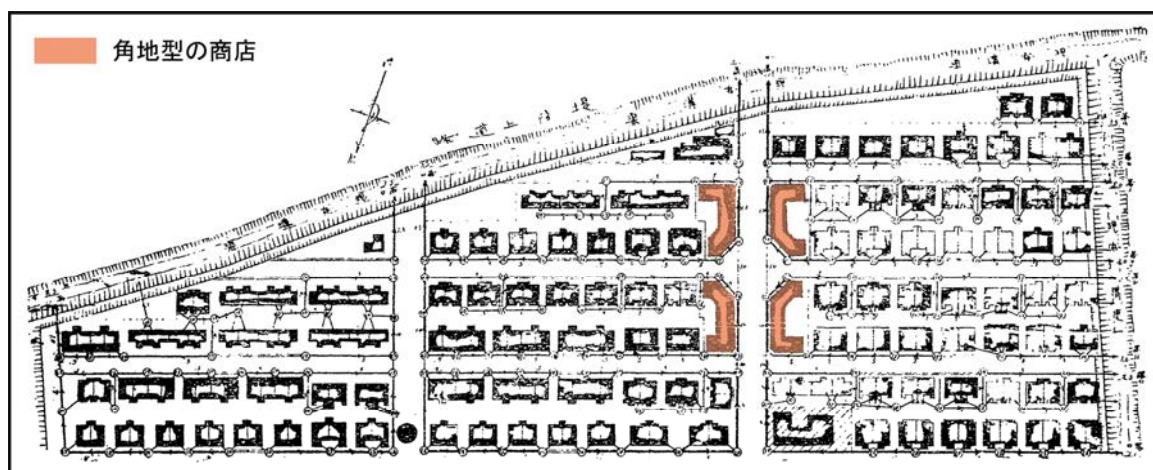
まず図-2[旧状図]では、安治川沿いに住友入堀が確認できるが、その先との連絡を西成線に遮断されていることが分かる。その後、図-2[開発状況]では、住友入堀を延長して、安治川と正蓮寺川をつなぐ北港運河が開削されている。『大阪北港二十年史』¹⁴⁾によると、この延長開削工事は 1926(大正 15)年 5 月に着手、1929(昭和 4)年 5 月に正蓮寺川堤防手前まで延長 500 間を竣功し、1931(昭和 6)年 12 月に正蓮寺川堤防の切開工事が完成した。同書では、この北港運河は「都市計畫に先立ち夙にそれを計畫し、且同計畫事業の執行に先立ち私費を以てそれを實施した」と述べられている。表-2 の「運河」の区分では、1 点目に住友入堀を延長した北港運河について述べられていることから、大阪北港株式会社では遅くとも 1920(大正 9)年 2 月の取締役会の時点で北港運河の構想があったことが分かる。7-4 で詳述する通り、北港運河は 1928(昭和 3)年 5 月に都市計画決定するので、それより前に大阪北港株式会社は北港運河を計画し、私費で工事着手したといえる。さらに北港運河沿いには、住友製鋼所や住友伸銅鋼管会社が立地していて(図-2[開発状況])、これらの工場も含め、正蓮寺川両岸の工業地域としての発展を狙ったものと考えられる。

(3) 海水浴場事業

正蓮寺川以南を東西に貫く市電は、1922(大正 11)年 5 月に三本松まで、1924(大正 13)年 4 月に三本松・櫻島間が開通した¹⁵⁾。そして、島屋町先端の停留所「北港海岸」の近くには「北港潮湯」という施設がある(図-2[開発状況])。これは、北港潮湯株式会社^{注 5)}という別会社によって 1925(大正 14)年 7 月に開場した一大娯楽施設で、1,000 人余りを容れられる浴場と、1,000 人余りを容れられる余興場があり、浴場からは海岸に出られる設備になっていた¹⁶⁾。そして『此花区史』¹⁷⁾には、「戦前(筆者注：市電)終点附近にあつた北港土地会社の経営による北港海岸の海水浴場は北港の潮湯(潮湯開場 大正十四年七月、建坪千五百坪、北港潮湯株

式会社経営」と共に名高く」という海水浴場に関する記述があり、ここである北港土地会社は、経営地内に「北港海岸」の停留所を有する大阪北港株式会社であると考えられる。さらに、後年の資料からは、1925(大正14)年7月に海水浴場が開場したと注⁶⁾、北港潮湯と近接した立地であったこと注⁷⁾が推定される。大阪北港株式会社による海水浴場は、「北港海岸」の停留所まで市電が開通した翌年という開場年代とその立地の推定から、北港潮湯と共に、市電を利用した集客を狙っていたと考えられる。

i) 政府低利資金の転借



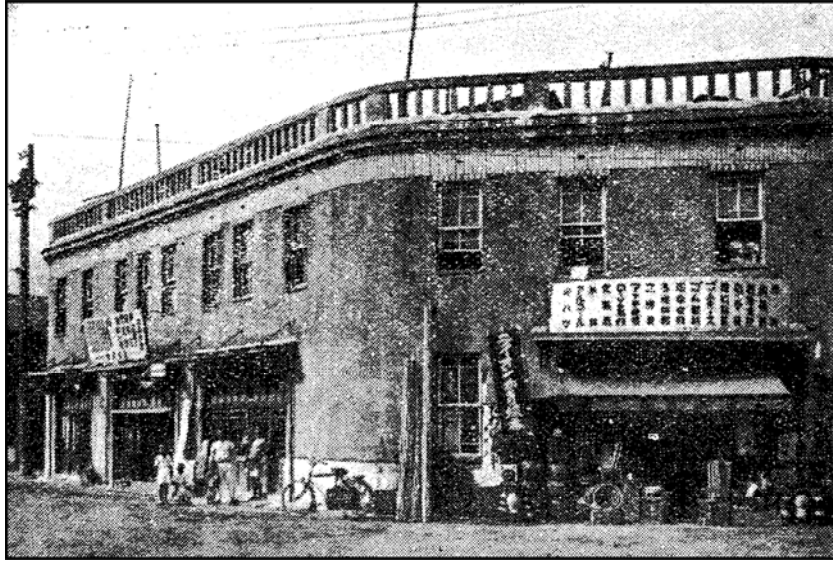


図-5 交差点を取り囲んだ角地型の商店(西島町住宅)

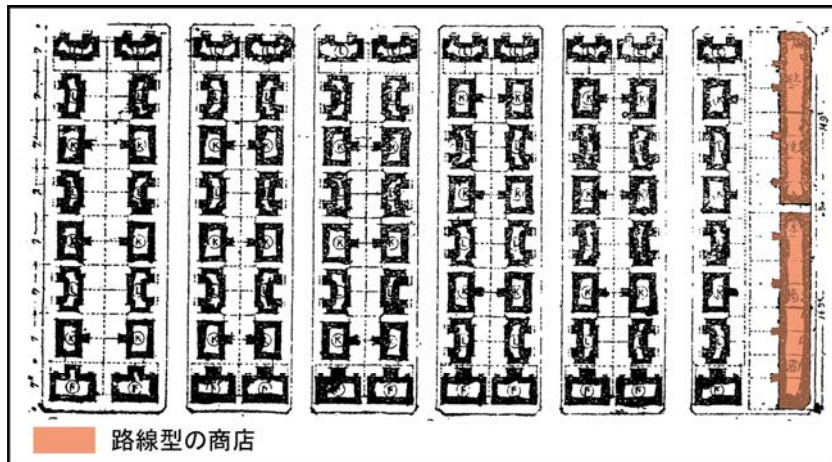


図-6 春日出町住宅の配置図



図-7 市電通り沿いの路線型の商店(春日出町住宅)

能力があり弊社が適当と認めた方に限ります」と明記されている。つまり、低利資金貸與規定では「中産階級以下」と対象が定められていたが、大阪市からの「中流階級者向住宅」の憑通を受けて、実際の貸家経営事業では「中産階級」へ対象を絞ったことが分かる。

ii) 貸家経営事業の契約者層

貸家経営事業について、『住友商事株式会社史』²¹⁾では、「住宅の経営はもともと本来の目的ではなかったが、地域繁栄の一つの基礎でもあるし、地区内には住宅が乏しいので諸工場の従業員のためにも必要であり、なお、これは大きく社会事業の一つでもあった」と述べられている。このように、社史では貸家経営事業の契約者層として工場労働者が言及されていて、**図-2**の[旧状図]と[開発状況]を見比べると、西島町・春日出町住宅の建設当初、近くには既に工場が建っていたことが分かる。そこで、小笠原鋳による1929(昭和4)年8月の記事²²⁾をみると、西島町住宅は二戸建て及び四戸建て、春日出町住宅は二戸建てによって構成されていて、家賃の年額は、最少で四戸建て一戸当たり244.374円、最大で二戸建て一戸当たり365.709円とあった^{注10)}。すなわち、月額の家賃は、約20.36円から約30.48円程度と算出される。一方、経営地内に立地する住友製鋼所、住友電線製造所を含んだ17主要工場、職工7,847世帯、37,701人に対する1921(大正10)年2月の調査²³⁾では、一世帯平均家賃は6.82円であった。つまり、西島町・春日出町住宅は一般の職工が住める家賃ではなく、貸家経営事業としては、一般の職工よりも上級の社会層を狙ったと考えられる。春日出町住宅では、居住者は職長クラスの職工員が主であったと報告されていて²⁴⁾、西島町住宅も同様であったと推察される。

1934(昭和9)年3月時点の貸家の開発状況としては、上記の政府低利資金を用いた「低利資金貸家」445戸の他に、普通資金を用いた「其他ノ貸家」99戸が建設されていた²⁵⁾。小笠原鋳は前出の1929(昭和4)年8月の記事で、西島町・春日出町住宅の他に、家賃78円の高級貸家もあったと述べていて、具体的な建設年月、立地、戸数は不明であるが、これは普通資金を用いた「其他ノ貸家」に該当する。このように、住友家は政府低利資金と普通資金を組み合わせ、中級及び高級住宅地を想定しながら事業展開していたと考えられる。

(5) 大阪北港開発事業における住友家の狙い

まず、住友家にあったであろうと認識されている正蓮寺川以北を住宅地帯にする構想のもと、内田祥三は正蓮寺川以北一帯を住宅地として計画した(**図-2**[内田計画])。しかしながら、正蓮寺川以北には、大阪北港株式会社設立前の藤田家による開発で既に工場が建設されていた。そして、『大阪北港二十年史』²⁶⁾は、会社の設立について、以下のように述べている。

正蓮寺川沿地主組合は、単に北港修築工事の実施を企圖したに止まり、沿岸地域及地先海面埋立権利区域の開発経営は、總て組合員各自の随意としたので遺憾ながら統一ある施設を期待することは不可能であつた。然るに組合員の理解と協力とに依り吾社が成

立し、且右地域及埋立權を悉く吾社に買収し得たので、茲に統一ある施設を計畫し、實施することが可能となつたのは洵に欣快の至りであつた。

これらのことから、住友家としては、正蓮寺川以北に工場を建てていた藤田家も併せて会社を設立することで、正蓮寺川以北は住宅地、以南は工場地といった統一した方針で経営地を開発する狙いがあったと考えられる^{注11)}。

そして、住宅地計画の一部は、貸家経営事業として実現した。その契約者層として工場労働者に関する言及もみられたが、政府低利資金を用いた西島町・春日出町住宅の家賃を分析した結果、実際には一般の職工よりも上級の社会層を狙った事業であったことが考察された。社史では1920(大正9)年3月に大阪市から「慫慂された」と大阪市発案の表現がされていたが、それよりも早い1920(大正9)年2月に取締役会で定めた表-2の「商業地域」の区分に住宅地域が含まれていること、もともと住友家に住宅地帯の構想があったであろうと認識されていることを踏まえると、住友家の実状としては、中産階級以下向けの政府低利資金を利用することによって、中産階級向けの住宅地を実現させたと解釈することができる。さらに、普通資金を用いた高級貸家も建設されていて、住友家は政府低利資金と普通資金を組み合わせ、中級及び高級住宅地を想定して事業展開していたと考えられる。

次に、大阪北港株式会社は安治川と正蓮寺川をつなぐ北港運河を都市計画事業に先立って開削した。この背景には大阪築港と正蓮寺川の連絡計画があつて、正蓮寺川両岸の工業地域としての発展を図ったものと考えられる。

さらに、大阪北港株式会社は島屋町の先端で海水浴場事業もおこなっていたと考えられ、経営地の先端に集客施設を配置するという点においては、住友家にあつたであろうと認識されている構想や内田祥三の図面にみられた埋立地の公園と狙いが共通するといえる。1934(昭和9)年時点の図-2[開発状況]を確認すると、常吉町地先は埋立予定地のままで、したがって、公園も実現されていないことが分かる^{注12)}。これらのことから、当時まだ開発できなかった埋立地の公園に代わって、先に実現可能な海水浴場事業において、経営地先端に集客施設を置く狙いを実践したと解釈することができる^{注13)}。

7-4. 大阪都市計画との関係とその背景

(1) 大阪都市計画の前史

大阪都市計画の前史としては、1898(明治 31)年に大阪市が山口半六に新市部道路設計調査を依頼し、1899(明治 32)年 3 月 26 日に提出された「大阪市新設市街設計書」がある²⁷⁾。これは「街路、堀川、公園、臨時停車場、町名地番等諸般の施設に關し調査研究せられたものであつて、其の概要は街路を一等(幅員十五間)乃至七等(幅員三間三分)に分ち、其の新設及び擴築を豫定したるもの百八十七線、堀川は一等(二十五間)乃至四等(八間)とし、更に等外(三間乃至五間)を設け、新設を豫定したるもの十八線、改修を豫定せるもの三線、公園は之を大小二種に分ち、新設及び擴築を豫定したるもの大公園五ヶ所、小公園二十四ヶ所」という内容であった²⁸⁾。街路に関しては、縦は約 200 間、横は約 100 間の区画を標準とすること、一、二、三等街路には複線鉄道、四等街路には単線鉄道を設けられるようにすること、一等街路には樹木を植えて並木とすることなどが、詳細に記述されている²⁹⁾。また、建物種別ごとに街区のどこに建てるかの区分や、小学校は街区の中央に配置し、入口のみを街路に設けることなど、建築物の配置に関する事項も示された³⁰⁾。経営地内には、幅十二間の第十三号及び第十四号堀川、約 32,000 坪の第二大公園、約 3,000 坪の第十一小公園が計画され(図-8)³¹⁾、両堀川には「此堀川ノ兩岸附近ハ各種ノ製造業地、最モ適当ト認メ特ニ此堀川ヲ設ク」という目的があった³²⁾。したがって、安治川以北、正連寺川以南の一带を、工業地域として想定していたと考えられる。これらの計画を図-2[内田計画]と見比べると、内田祥三による経営地計画では、第十四号堀川の計画を引き継ぎながら、さらに新淀川に貫通させていること、公園が正連寺川以北に移動していることが分かる。図-2[内田計画]では、正連寺川以北を住宅地としている点、住宅地と商業地に建築物を詳しく描き込んでいる点が特徴的であり、こ

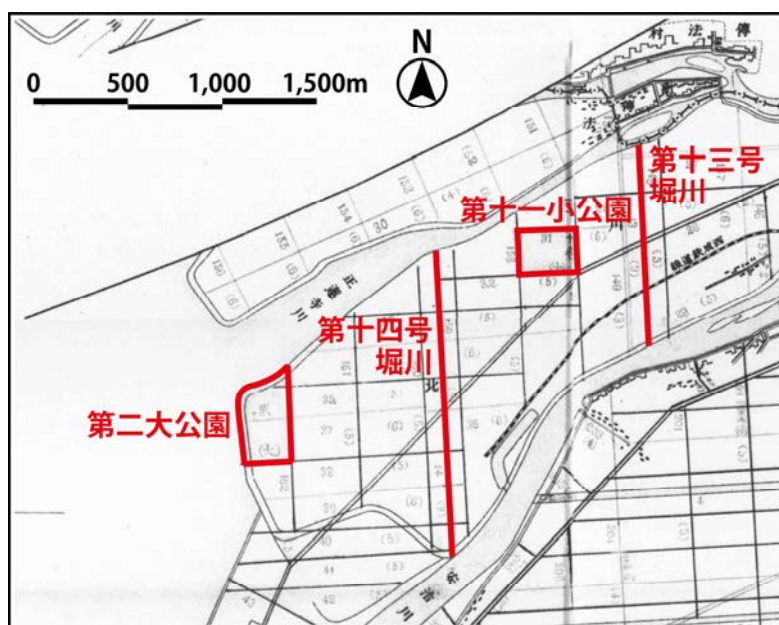


図-8 山口半六による「大阪市新街路設計全圖」

れに伴って、三角形の不整形地が生じないように区画を定めたこと、住宅地に隣接するように、公園を正蓮寺川以北に移動させたことが推察される。こうした計画の精緻化、具体化の過程において、内田祥三は住民一人ひとりの住環境を想定、考慮していたと考えられる。

(2) 大阪市の法定都市計画との関係

本項では、経営地内における大阪市の法定都市計画の概要をまとめた上で、7-3 で明らかにした経営地開発計画との関係を明らかにする。

大阪市の法定都市計画としては、まず、第一次都市計画³³⁾が1921(大正10)年3月19日に認可され、街路が都市計画決定したが、これは経営地の範囲外であった。続いて、総合大阪都市計画(第二次都市計画)³⁴⁾が1928(昭和3)年5月29日に認可され、経営地の範囲内では、正蓮寺川以北を東西に貫く西野田伝法線(幅員22m)、正蓮寺川を南北にまたぐ恩貴島尼崎線(幅員25m)、これに接続する四貫島島屋町線(幅員11m)、正蓮寺川以南を東西に貫く伝法櫻島線(幅員11m)の街路四本に加えて、北港運河(幅員60m・45m)、北港公園(約13.22ha)、春日出公園(約1.65ha)が都市計画決定した。ただし、西野田伝法線と恩貴島尼崎線の一部は、法定都市計画より前の1919(大正8)年12月23日に認可されていた市区改正設計街路³⁵⁾を編入したものである。また、用途地域³⁶⁾は1925(大正14)年4月6日に、正蓮寺川以北が未指定地域、正蓮寺川以南が工業地域、幹線道路に接する敷地が商業地域、いわゆる路線的商業地域に指定された。上記の法定都市計画の位置をまとめたのが図-9^{注14)}である。

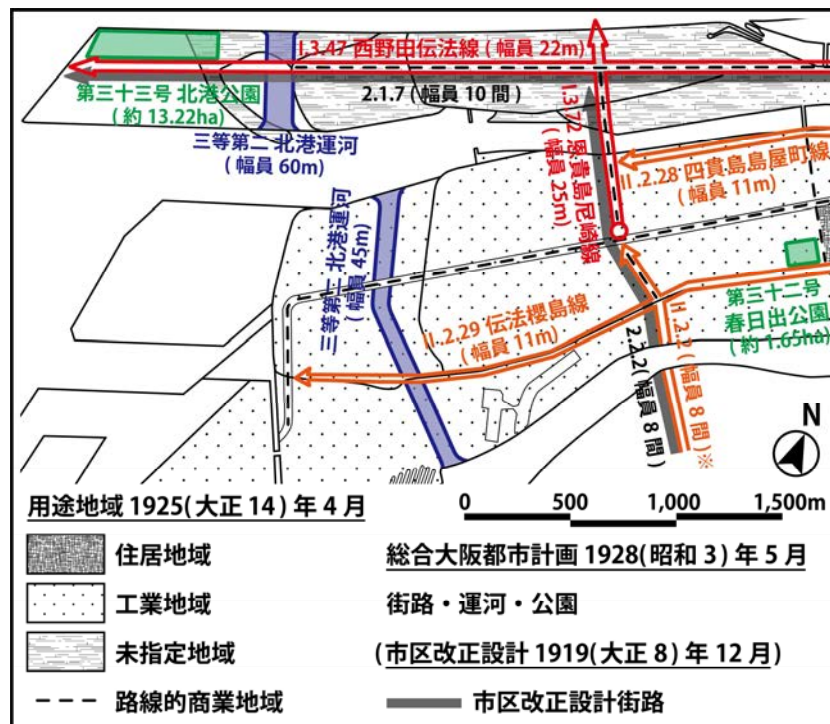


図-9 大阪市の法定都市計画

次に、大阪北港株式会社の経営地開発計画との比較をおこなう。まず、1920(大正 9)年 2 月の取締役会で定められた経営地開発計画の概要(表-2)では、「商業地域」の区分で既に路線的商業地域の考え方が示されている。その後、内田祥三による経営地計画(図-2[内田計画])で、工場や住宅が幹線道路に面さずに、幹線道路沿いに商業を配置した場所が描かれた。このように、取締役会の考えが内田祥三の図面に反映された点、路線的商業地域を図面に表現した点に内田祥三が寄与したことが分かる。そして、実際に指定された路線的商業地域の位置が内田祥三の図面と一部共通しており、ここに大阪市の法定都市計画との類似点が指摘できる。第 8 章で明らかにするように、もともと内田祥三は、1919(大正 8)年に制定された市街地建築物法において、路線的商業地域の制度作成に携わった人物であった。内田祥三が大阪市の用途地域策定に直接関与したかどうかは不明であるが、経営地計画の図面(図-2[内田計画])の作成と路線的商業地域の制度化の両者に内田祥三が携わったことによって、路線的商業地域という類似点がもたらされたとみることができる。

さらに、大阪北港株式会社は運河及び公園を法定都市計画と類似した位置に計画していて、その年代は都市計画決定よりも早い。このことから、民間の土地会社である大阪北港株式会社の計画が、大阪市の法定都市計画に反映されたと考えられる。この関係をもたらしした要因を明らかにするため、(2)と(3)では、それぞれ北港運河と北港公園が都市計画決定に至った経緯を分析する。

(2) 北港運河都市計画決定までの経緯

i) 大阪市臨時港湾調査会

大阪港の第一次修築工事は 1897(明治 30)年に着手された³⁷⁾。北接した要衝にあった大阪北港は、江戸時代以来の民間の大縄権(埋立権)が地先海面に存在したため、大阪市による第一次修築工事から除外されていたが、大阪港勢の急激なる発達によって、港域拡大と施設充実の必要性が高まっていた³⁸⁾。1911(明治 44)年 11 月の大阪市会で築港完成及び利用調査機関設置の議が可決されると³⁹⁾、1912(大正元)年に大阪市臨時港湾調査会が組織、築港事業の完成の促進と利用に関して調査をなし、1913(大正 2)年に意見をまとめ報告書を提出した⁴⁰⁾。まず、1913(大正 2)年 1 月大阪市臨時港湾調査会発行、松尾小三郎による『大阪港湾調査報告』⁴¹⁾では、「第三 大阪港湾之設計私見」の中で、次のように述べられている。

正蓮寺川及ビ中津川方面ノ水運組織、正蓮寺川及ビ中津川方面ヲ大阪港外ニ委棄シタルハ、大ナル違算ニハアラザルカ。安治川以北ノ工業區ヲ有セザレバ、大阪ノ將來ハ一半ヲ失フニ等シ、該方面ニ水運組織ヲ造リテ、無限大ノ倉庫線ヲ更ニ無限大ニセントス

このように、港域を安治川以北に拡張することには、工業地域及び倉庫用地の目的があったと読み取れる。そして、大阪市臨時港湾調査会による 1913(大正 2)年 4 月の『大阪築港利

用完成ニ關スル報告書』⁴²⁾、^{注15)}において、「櫻島ト北突堤間ノ遮斷工ヲ撤去シ其突堤基点ノ附近ヨリ新淀川導水堤尻ニ向テ防波堤ヲ築造シ内部ヲ適當ニ浚渌シ以テ内港ヲ北部ニ擴張スルコト」という方針が明記された。すなわち、これは大阪北港株式会社設立の背景にあった、大阪築港と正蓮寺川の連絡計画である。さらに、同報告書は安治川と正蓮寺川をつなぐ運河についても明記していて、その理由が次のように述べられている。

正蓮寺川ヲ中心トスルー帯ノ地域ハ大阪市北部工業地トシテ將來最モ有望ナリト認ムルヲ以テ必要ノ程度ニ應シ漸次河川ノ整理運河ノ開鑿ヲ施コシ築港方面ト相俟ツテ其開發ヲ期スヘキナリ規模方法等ハ是亦公私相連絡シテ適當ナル措置ヲ執ルヘキモノトス

ここに「公私相連絡シテ」とあるように、大阪市としても民間と協力して開発をおこなう姿勢が読み取れる。

さらに、大阪市区改正部による1919(大正8)年11月の「大阪市都市計畫説明書(交通運輸之部)」⁴³⁾においても、北は正蓮寺川、南は木津川の港内取込が「第八章 築港ノ擴張」に記載されていて、その最終段落には「要ハ其實現ノ遲速ヲ別トスルモ須ラク今後一切ノ沿海施設ヲシテ此豫定方針ニ則ラシメ公私ノカヲ合セテ着々其擴張ト整備トニ任セサル可カラス」と述べられている。このように、築港の拡張を大阪市と民間が協力しておこなう考えが読み取れて、大阪市臨時港湾調査会における官民協力の姿勢が引き継がれたと考えられる。

ii) 大阪港第二次修築計画

1927(昭和2)年4月には、大阪市が大阪港第二次修築計画を立案し、政府はこれを臨時港湾調査会で審議、同年12月6日に修正事項と希望事項を付して承認した⁴⁴⁾。この大阪港第二次修築計画の概要には「正蓮寺川の取込」が含まれていて⁴⁵⁾、希望條項に「二、此花區新設運河は西淀川區地先埋立地内運河を考慮し、都市計畫委員會において適當に設置せられたきこと」が挙げられている⁴⁶⁾。ここでいう此花區新設運河は北港運河のことで、西淀川区は新淀川右岸に位置する。つまり、新淀川右岸も含めた広域計画の中で運河の位置を決定するということである。

大阪港第二次修築計画について、岡崎早太郎は1928(昭和3)年4月の「都市計畫と築港問題」で、「要するに大阪市の臨海地帯の全部を、港として利用すべき施設の方針の決定だ」と述べていて⁴⁷⁾、川内槌蔵による1926(大正15)年9月の「大阪築港の話」には、「更に第二段として大規模の築港計劃にかゝらなければならぬ、(中略)北は正蓮寺川を連絡して北港を拵へる、尚新淀川を越えて、尼ヶ崎港の堺まで取擴げる、つまり大大阪市の海に面する所をすべて港として使ふ、之れで大大阪にふさはしい海の玄關が整ふ譯である」という記述がある⁴⁸⁾。1927(昭和2)年7月時点の『職員録』⁴⁹⁾によると、大阪市役所で岡崎早太郎は都市計画部計画課長、川内槌蔵は港湾部庶務課長を務めており、両者とも大阪市側の重要人物であった。二人の記述から、大阪市として、ただ民間と協力して北港を開発するだけでなく、民間の開発を利用しながら、新淀川右岸方面にまで築港を拡張するよう考えが変化したといえる。

iii) 大阪北港株式会社と大阪市をまたいだ人物関係

i で述べた大阪市臨時港湾調査会には、住友家を代表する議員として、かねて正蓮寺川流域の開発を主張していた山下芳太郎^{注 16)}がいた⁵⁰⁾。山下芳太郎は、1922(大正 11)年の『正蓮寺川沿地主組合 記念写真帖』の「諸言」で、次のように述べている⁵¹⁾。

翌大正元年大阪市臨時港湾調査會ガ設置セラレ私モ亦其議員ノ一人トナリマシタノデ
其會期中ニ當時藤田組ノ代表者池原鹿之助、清海家ノ代表者中谷徳恭ノ兩氏ト計リ大阪
築港ノ一般計畫中ニ正蓮寺川兩岸ノ土地ヲ加ヘル計畫ヲ共ニ主張シマシタ處幸ニ此ノ案
ハ調査會ニ採用可決セラレ此地ノ經營ガ初メテ公ニ認メラルルニ至リマシタ

藤田家と清海家も大阪北港株式会社の関係者であることを踏まえると(表-1)、大阪北港株式会社と大阪市が連携して北港の開発をおこなう方針は、1913(大正 2)年 4 月の大阪市臨時港湾調査会による報告の時点で既に合意に達していたといえる。

(3) 北港公園都市計画決定までの経緯

i) 都市計画決定前の北港公園の計画

まず、都市計画決定前の北港公園の計画を整理する。1920(大正 9)年 9 月 28 日の『大阪毎日新聞』には「大阪の公園系統 大體方針決定」⁵²⁾という記事があり、「築港にも二萬乃至五萬坪位の公園二箇所」と記述されている。しかし、ここでいう「築港」という表現だけでは、北港公園の計画は読み取れない。その後、1923(大正 12)年 5 月 25 日『大阪朝日新聞』の「大阪市の築港擴張(下)」⁵³⁾という記事には、「尚ほ市では新淀川尻の埋立地先へ大きな公園を造る計畫も樹てこのために都市計畫で野田から常吉町の地先まで二等大路十間幅の市電道路をこしらへることになつてゐる」という記述がある。すなわち、大阪市として、埋立地の先端に公園を造ることと、都市計画道路を開削して電気軌道を敷設することを一緒に考えていたことが読み取れる。内田祥三による経営地計画においても、埋立地先端の公園まで電気軌道が敷設されていて(図-2[内田計画])、大阪市と合致した開発方針であったといえる。さらに、関東大震災後の 1923(大正 12)年 10 月 14 日『大阪朝日新聞』には、「公園計畫の擴張と道路公園の新設案 震災の結果に顧みて府都計課で考慮する」⁵⁴⁾という記事が掲載され、ここには「西部に於ては北港土地會社を懲憑して同會社の所有にかゝる櫻島及其對岸一帶の埋立地(中略)に公園を造營せしめ」という記述がある。この新聞記事では「懲憑して」と述べられていることから、行政側は大阪北港株式会社へ公園設置を要請する立場であったことが推察される。

ii) 大阪北港株式会社と大阪市をまたいだ人物関係

i では、埋立地先端に公園を開発する方針が、大阪北港株式会社と大阪市で都市計画決定前に合致していたことを明らかにした。この合致が起きた明確な因果関係は不明であるが、その要因として、次の二点が考えられる。

第一に、大阪北港株式会社と大阪市のそれぞれの関係者で、埋立地を公園にするという土地利用の考えが一致したことである。第6章で明らかにした通り、内田祥三は敷地造成のために埋立地先端の公園に野球場をつくり、この野球場が集客施設として機能することによって、経営地の開発が進むと考えていた。その一方、1928(昭和3)年5月の総合大阪都市計画における公園計画の策定に携わった大屋霊城は⁵⁵⁾、1930(昭和5)年の著書『公園及運動場』⁵⁶⁾で「成るべく松林又は防風林の如き形態にして夏期の海水浴場、涼納場等に充て天變に際しては防嘯林となすの計畫に出れば埋立地の公園は最も有効である」と述べていて、埋立地を公園にする考えがあったことが分かる。このように、内田祥三と大屋霊城が考える公園は別のものではあったものの、埋立地を公園にするという土地利用の観点においては、二人の考えが一致したといえる。

第二に、経営地計画には当初から行政側の人物も関与していたことである。まず、内田祥三を大阪北港株式会社にはじめに紹介した山縣治郎は⁵⁷⁾、欧米各国を出張したのち1920(大正9)年に内務省都市計画課長に任命された人物であった⁵⁸⁾。さらに、内田祥三が経営地計画の実務上の打ち合わせをおこなっていた大阪北港株式会社支配人・村上庸吉は、1910(明治43)年10月から1913(大正2)年3月に大阪市の助役を務めていた人物であった⁵⁹⁾。このように、内田祥三は都市計画行政の要人を通じて経営地計画の作成依頼を受けていて、大阪北港株式会社の担当も元大阪市助役であった。

7-5. 小括

本章を通して、大阪北港株式会社設立期の大阪北港開発事業の成立背景について得た知見を、1) 会社の中心にいた住友家の狙い、2) 大阪市の法定都市計画との関係と、その関係をもたらした要因の二点にまとめる。

- 1) 住友家は、島家や藤田家も併せて会社を設立することで、統一した方針で経営地を開発する狙いがあったと考えられる。計画の一部は、政府低利資金を利用して、一般の職工よりも上級の社会層を狙った貸家経営事業として実現させた。また、安治川と正蓮寺川をつなぐ北港運河を開削して、正蓮寺川兩岸の工業地域としての発展を図り、海水浴場事業においては、経営地の先端に集客施設を配置する狙いがあったと考えられる。
- 2) 年代としては、民間の土地会社である大阪北港株式会社の計画が先行して、その後に大阪市の法定都市計画が決定したこと、両者には幹線道路沿いの商業地域、運河、公園の位置という類似点がみられることが明らかになった。この関係をもたらした要因として、大阪北港株式会社と大阪市をまたいだ下記の人物関係が明らかになった。
 - ・ 経営地計画の図面(図-2[内田計画])の作成と路線的商業地域の制度化の両者に内田祥三が携わったこと。
 - ・ 大阪市臨時港湾調査会には、住友家を代表する山下芳太郎をはじめ、のちの大阪北港株式会社の関係者らが参加していて、大阪北港株式会社と大阪市が連携して北港の開発をおこなう方針が、1913(大正 2)年 4 月の報告の時点で既に合意に達していたこと。そして、大阪市の考えが、民間の開発を利用しながら、新淀川右岸方面にまで築港を拡張するように変化したこと。
 - ・ 大阪北港株式会社と大阪市のそれぞれの関係者である内田祥三と大屋霊城の二人で、埋立地を公園にするという土地利用の考えが一致したこと。
 - ・ 内田祥三が都市計画行政の要人を通じて経営地計画の作成依頼を受けたことや、大阪北港株式会社の担当も元大阪市助役であったこと。すなわち、経営地計画には当初から行政側の人物も関与していたこと。

上記の関係を総合すると、民間の土地会社が主導した正蓮寺川兩岸一帯の開発は、行政側の考えを内包していたと考えられる。

補注

- 注1) 図-1 は、参考文献 37), p. 15 掲載の「大阪港第2次修築計画図」をトレース、加筆して筆者が作成した。
- 注2) 参考文献 50), pp. 380-381 に掲載されている「住友総本店幹部一覧表(大正6~9年)」によると、1919(大正8)年12月24日の大阪北港株式会社設立時に、山下芳太郎は理事兼住友鑄鋼所常務取締役、鈴木馬左也は総理事、小倉正恆は理事兼総本店支配人、中田錦吉は理事、草鹿丁卯次郎は理事兼倉庫支配人、湯川寛吉は理事兼住友銀行常務取締役であった。
- 注3) 図-2 の[旧状図]は、参考文献 1), p. 17 に掲載されている「大阪北港方面舊状圖 大正九年現在」; [内田計画]は、内田祥三関係資料所収「大阪北港株式会社経営地計画図」(東京都公文書館所蔵)に保存されている「大阪北港株式會社經營地計畫圖」; [開発状況]は、参考文献 25)をトレース、加筆して筆者が作成した。[内田計画]には、第6章の4枚の図面中、唯一、凡例に用途が明記されていた図面Cを使用していて、年代の推定は6-2でおこなっている。[内田計画]のトレースにあたっては、原図をカメラで撮影した写真を使用しているため、軽微な歪みが含まれている点に留意が必要である。
- 注4) 市電通りが指定から外れた理由は、当時、大阪市が市電事業の中で道路の拡築、修繕、改良を実施していたためと推察される。これが窺い知れる論拠としては、公営交通事業沿革史 戦前篇 5-1(1923年大阪市営電気軌道沿革誌の複製), pp. 1-9, クレス出版, 1990. の「序文」で、「大阪市に於ては、電鐵線路の敷設と共に電鐵の負擔に於て道路を擴築して來た」、「大阪市は電鐵の市營に依つて、併せて道路の擴築を初め修繕、改良を爲し得た」と述べられている。
- 注5) 阿部直躬：第參拾四回 日本全國諸會社役員録，上編 p. 347, 商業興信所, 1926. によると、北港潮湯株式会社は1924(大正13)年4月に設立し、取締役は樋口徳松、加島倉治郎、辻仲巳蔵、増寅之助、鴻池藤太郎、監査役は大坪富治郎、樋口久松と記載されている。これらの人物は、大阪北港株式会社株主(表-1)と被っていないため、大阪北港株式会社とは別の経営主体と考えられるが、樋口徳松の住所は恩貴島南三とあり、経営地内の住民であった。
- 注6) 大阪港史 第三卷, p. 438, 大阪市港湾局, 1964. には、「同(筆者注：大正)十四年七月に北港土地株式会社によって北港海岸の海水浴場や北港潮湯が生まれ」という記述がある。ただし、注5)で確認した通り、北港潮湯の経営主体は、大阪北港株式会社とは別の北港潮湯株式会社であった点に留意が必要である。
- 注7) イデアル編：目で見える此花の“昨日今日明日”，p. 106, 大阪市此花区役所, 2008. に掲載されている、年代不明の「今は無き『北港の潮湯』海水浴場」という古写真からは、施設のような建物の近くに海水浴場が位置していたことが分かる。海水浴場は1934(昭和9)年の室戸台風によって流失すること、1934(昭和9)年時点の図-2[開発状況]をみると、北港潮湯周辺では「北港海岸」の停留所との間にしか建物が確認されないことを鑑みて、海水浴場は北港潮湯と近接していたと推定した。
- 注8) 大阪市社會事業概要, pp. 50-51, 大阪役所社會部, 1923. によると、大阪北港株式会社へは100万円が貸付済みの他に、大阪住宅経営株式会社へは113万738.19円が貸付済み、合計150万円が貸付予定、安治川土地株式会社へは50万円が貸付済みであった。
- 注9) 「大阪北港株式會社經營住宅案内」は、内田祥三関係資料所収「大阪北港株式会社經營地計画」(東京都公文書館所蔵, 請求番号 U525.5-お-4112)に保存されている。発行年月日は明記されて

いないが、1921(大正 10)年 10 月末落成期限の第一期工事が落成する前に書かれたと分かる文章が確認できるため、1921(大正 10)年のものと推定される。

- 注10) 参考文献 19)には、実際に貸家経営事業をおこなうと、家屋税、修繕費の増加や、空屋の発生があったため、この家賃を更に改定したという説明がある。
- 注11) 藤田家は、正蓮寺川以北に工場を建設していたにも関わらず、大阪北港株式会社は、正蓮寺川以北を住宅地として開発する方針をとった。藤田家は、なぜ、この方針転換を受け入れたのか、住友家との関係などについては、今後の課題としたい。
- 注12) 参考文献 40), pp. 457-468 によると、島屋町・常吉町地先埋立願は変遷を重ねて 1929(昭和 4)年 9 月に許可され、工事実施設計は 1930(昭和 5)年 7 月に認可を得た。ところが、参考文献 37), pp. 32-33 によると、北港公園の計画範囲は埋立工事のまま 1945(昭和 20)年の終戦を迎えた。現在、常吉町地先埋立地の先端には常吉臨港緑地が設置されているが、これについては本研究が明らかにするところではない。
- 注13) 図-2[内田計画]では、海水浴場が位置していたと推定される北港潮湯周辺は空白になっている。図-2[開発状況]から分かる通り、北港潮湯が面する海岸は埋立予定地であったことを踏まえると、海水浴場は埋立工事前の暫定的な利用だったのではないだろうか。また、市電敷設が大阪市 of 事業であったことと、7-4 で後述する通り、大阪市にも埋立地を公園にする考えがあり、大屋霊城は海水浴場としての利用に言及していることを考慮すると、大阪市が大阪北港の海水浴場に関与したかどうかとも重要であろう。しかし、これらの論点を含め、海水浴場の開場経緯、事業の詳細、公園計画との関係を示す当時の資料は発見されておらず、今後の課題としたい。
- 注14) 図-9 の作成にあたっては、まず、大阪都市協會編：大阪都市計畫圖 街路・運河・公園・墓地、大阪都市協會，1928(国立国会図書館所蔵)をトレースし、次に、市区改正設計は、参考文献 10) of 都市計畫事業圖譜に掲載されている「大阪市區改正設計圖」；用途地域は、大阪都市計畫地域指定參考圖，1925(大正 14)年 3 月(市政専門図書館所蔵，請求番号 0Y002-002)；総合大阪都市計画は、大阪都市協會編(1928)を参考にして加筆した。なお、用途地域の路線的商業地域は、原図では「兩側ニ於ケル建築線ニ接スル建築物ノ敷地ヲ商業地域ニ指定スル道路」と表記されている。また、図-9 中で※印を付した街路は、市区改正設計が残存したものである。
- 注15) 参考文献 42) of 大阪市臨時港湾調査会による報告書は、国内に頁数相違の報告書が存在するが、本研究では、京都大学所蔵の全 65 頁の報告書を参照した。
- 注16) 築港利用大計畫，大阪毎日新聞，1916(大正 5)年 6 月 15 日では、正蓮寺川沿地主組合が「正蓮寺川大阪築港連絡工事許可願」を提出したときの総代に山下芳太郎が挙げられている。ループル社出版部編：大日本人物名鑑，pp. 116-117，ループル社出版部，1922. によると、山下芳太郎は 1893(明治 26)年に外務省に出任、ロンドン、リヨン、ボンベイなどの各領事館に数年在勤して、住友家に入った後の 1917(大正 6)年 9 月には政府特派財政經濟委員として欧米派遣も命ぜられた人物であった。7-3 には、住友家の構想に関する「欧米都市のあり方に学んで」という記述があることから、今後、経営地開発計画が受けた海外の影響と、そこに山下芳太郎が果たした役割を追究することは重要であると考えられる。

参考文献

- 1) 太田久治郎：大阪北港二十年史，pp. 1-24，太田久治郎，1941.
- 2) 前掲 1)，pp. 129-137
- 3) 前掲 1)，pp. 1-3
- 4) 安治川築港出願，大阪朝日新聞，1916(大正 5)年 6 月 15 日
- 5) 前掲 1)，pp. 5-8
- 6) 住友商事株式会社社史編纂室編：住友商事株式会社史，pp. 43-44，住友商事株式会社，1972.
- 7) 国立公文書館所蔵：大阪市区改正設計ヲ認可ス，1919(大正 8)年 12 月 23 日
- 8) 同和鉱業株式会社事業史編纂委員会編：七十年の回顧，pp. 66-67，pp. 81-91，同和鉱業株式会社，1955.
- 9) 前掲 6)，pp. 60-65
- 10) 第一次都市計畫事業誌編纂委員會編：第一次大阪都市計畫事業誌，pp. 73-105，大阪市役所，1944.
- 11) 前掲 7)
- 12) 大阪市役所編：大阪市會史 第十一卷，pp. 520-527，pp. 532-533，大阪市役所，1919.
- 13) 土山スタジオ編：正蓮寺川沿地主組合 記念写真帖，1922.
- 14) 前掲 1)，pp. 38-41
- 15) 大阪市此花区役所編：此花区史，pp. 117-118，大阪市此花区三十周年記念事業委員会，1955.
- 16) 大阪市教育部共同研究会編：大正大阪風土記，pp. 418-419，大正大阪風土記刊行會，1926.
- 17) 前掲 15)，p. 119
- 18) 前掲 1)，pp. 125-128
- 19) 小笠原鋁：貸家建築の計畫に就て，建築と社会，Vol. 12，No. 8，pp. 14-22，1929.
- 20) 大阪市例規類纂，pp. 363-364，大阪市役所，1921.
- 21) 前掲 6)，pp. 61-62
- 22) 前掲 19)
- 23) 労働調査報告 第七輯 住宅調査，p. 1，pp. 24-25，大阪市役所労働調査課，1921.
- 24) 加藤貴子，藤谷陽悦：大阪北港株式会社による住宅経営 一春日出住宅地一，日本建築学会大会学術講演梗概集. F-2，建築歴史・意匠，pp. 281-282，2005.
- 25) 大阪北港株式會社事業計畫圖 縮尺壹萬分之壹，大阪北港株式會社，1934.
- 26) 前掲 1)，pp. 9-10
- 27) 大阪市計画局：大阪のまちづくり 一きのう・今日・あす一，pp. 46-47，大阪市計画局，1991.
- 28) 前掲 10)，pp. 1-4
- 29) 木方十根，木和田有美，吉本晃城，小山雄資，中江研，中野茂夫，出村嘉史：山口半六『大阪市新設市街設計説明書』の校合と解題(その 1)：街路の設計，日本建築学会技術報告集，Vol. 27，No. 66，pp. 1080-1085，2021.
- 30) 吉本晃城，木方十根，木和田有美，小山雄資，中江研，中野茂夫，出村嘉史：山口半六『大阪市新設市街設計説明書』の校合と解題(その 3)：町名番地裏道小路の設計，日本建築学会技術報告集，Vol. 28，No. 70，pp. 1596-1601，2022.
- 31) 大阪市役所：大阪市新街路設計全圖，大阪市役所，1899.
- 32) 木和田有美，木方十根，吉本晃城，山田幸長，出村嘉史，小山雄資，中江研，中野茂夫：山口半六

『大阪市新設市街設計説明書』の校合と解題(その2)：堀川、公園と臨海停車場などの設計，日本建築学会技術報告集，Vol. 27，No. 67，pp.1536-1541，2021.

- 33) 国立公文書館所蔵：大阪都市計画事業ニ関スル件ヲ認可ス，1921(大正10)年3月19日
- 34) 国立公文書館所蔵：大阪都市計画街路，運河，下水道，公園，墓地決定ノ件，1928(昭和3)年5月29日
- 35) 前掲7)
- 36) 大阪都市計画並同事業輯攬，pp. 70-92，大阪市役所土木部，1937.
- 37) 大阪港工事誌，p. 8，大阪市港湾局，1971.
- 38) 前掲1)，pp. 1-3
- 39) 築港調査機関，大阪朝日新聞，1911(明治44)年11月23日
- 40) 大阪港史 第一巻，p. 459，大阪市港湾局，1959.
- 41) 大阪市港湾事務嘱託松尾小三郎氏 大阪港湾調査報告，pp. 28-30，大阪市臨時港湾調査會，1913.
- 42) 大阪市臨時港湾調査會決議 大阪築港利用完成ニ関スル報告書，pp. 18-25，大阪市役所，1913.
- 43) 前掲10)，pp. 73-105
- 44) 前掲37)，pp. 14-15
- 45) 川内槌蔵：大阪港第二次修築計畫に就て，大大阪，Vol. 4，No. 2，pp. 69-73，1928.
- 46) 時事：大阪港臨時港湾調査會，港湾，Vol. 6，No. 1，pp. 73-74，1928.
- 47) 岡崎早太郎：都市計畫と築港問題，大大阪，Vol. 4，No. 4，pp. 29-36，1928.
- 48) 川内槌蔵：大阪築港の話，大大阪，Vol. 2，No. 9，pp. 75-85，1926.
- 49) 職員録 昭和二年七月一日現在，p. 672，内閣印刷局，1927.
- 50) 山本一雄：住友本社経営史 上巻，pp. 350-355，京都大学学術出版会，2010.
- 51) 前掲13)，緒言
- 52) 大阪の公園系統 大體方針決定，大阪毎日新聞，1920(大正9)年9月28日
- 53) 大阪市の築港擴張(下) 計畫進捗す，大阪朝日新聞，1923(大正12)年5月25日
- 54) 公園計畫の擴張と道路公園の新設案 震災の結果に顧みて府都計課で考慮する，大阪朝日新聞，1923(大正12)年10月14日
- 55) 八尾修司，山口敬太，川崎雅史：総合大阪都市計画(1928年)における公園系統計画の成立 一大屋靈城の役割とその計画思想の反映―，都市計画論文集，Vol. 51，No. 3，pp. 1152-1159，2016.
- 56) 大屋靈城：計畫・設計・施工 公園及運動場，pp. 86-87，裳華房，1930.
- 57) 内田祥三，村松貞次郎(聞き手)：内田祥三談話速記録(六)，第11回1968(昭和43)年5月25日分，東京大学史紀要，No. 24，pp. 52-53，2006.
- 58) 山根真住編：山県治郎伝，pp. 177-185，山県治郎氏伝記編纂所，1940.
- 59) 大阪市役所編：明治大正大阪市史 第二巻 經濟編上，p. 213，日本評論社，1935.

第3部 路線的商業地域における沿道の事業

第8章 路線的商業地域の計画思想と性質

8-1. 本章の目的と研究方法

(1) 本章の目的

第1部、第2部では、内田祥三による計画の特徴として、主要道路沿いの商店がみられた。用途地域制には、商業地を都市の中心などの特定のエリアにまとめるのではなく、道路沿いに線状に指定する路線的商業地域があり、その形状が共通している。戦前期都市計画では、多くの都市が路線的商業地域を採用しているにも関わらず、用途地域制を定めた市街地建築物法に、路線的商業地域に関する規定はない。さらに、都市計画決定時の理由書では、都市ごとの実情を反映しない、いくつかの定型的な表現を多く用いる傾向にあるため¹⁾、路線的商業地域を採用した意図は未だ十分に解明されていない。そこで本章では、第1部、第2部で特徴としてみられた道路沿いの商店を建設する制度である路線的商業地域に着目して、目的1) 内田祥三の計画思想と、それが受けた海外の影響、目的2) 東京の地域指定案作成過程における性質を明らかにする。

(2) 研究方法

まず8-2では、用途地域制作成の中心人物の一人である内田祥三に着目し、雑誌記事の言説を分析することで、路線的商業地域の計画思想を明らかにする。8-3では、当時参照された海外の地域制との比較をおこなうことで、路線的商業地域の制度的特徴、とりわけ日本が海外を真似た側面と独自に作成した側面を明らかにする。8-4では、8-2、8-3を受けて得た路線的商業地域の知見を、東京の都市計画案を用いて検証する。計画線・電車線との関係、地形図上での路線の把握、都市計画東京地方委員会での議論から、路線ごとに商業地域指定の性質を明らかにする。

8-2. 内田祥三の路線的商業地域の計画思想

(1) 分析の対象と方法

本節では、路線的商業地域の計画思想を明らかにするために、用途地域制制定の中心人物の一人である内田祥三の言説に着目する。対象とする年代は、路線的商業地域が六大都市都市計画に出現する 1924(大正 13)年まで、対象とする雑誌は、『建築雑誌』、『地学雑誌』、『學藝』、『教育畫報』とし、そのうち、用途地域制を主題とした記事を分析に用いる。(2)では、内田祥三の言説から、i) 住居地域の目的、ii) 路線的商業地域の目的、iii) 道路沿いの理想を読み取り、これらに基づいて、(3)では、市街地建築物法の規定の意図を考察する。

(2) 雑誌記事にみる内田祥三の計画思想

i) 住居地域の目的

内田祥三は、住居地域の目的について、1918(大正 7)年 6 月の「都市計畫と建築法規」²⁾で、次のように述べている。

工業地帯、商業地帯のやうな活動を目的とする地区には活動的の設備を集中して其能率を増大し、住宅地帯の如き休養を目的とする地区には休養的の設備を集中して其安静を有効ならしめる、安静なる休養は即ち活動を増進する所以であるますからして、此場合に於ても都市の能率を大ならしむるのは明であります。

このように、住居地域の目的は、安静なる休養を有効ならしめることと述べられている。その結果、活動を増進し、都市の能率を高めるとされていて、第 3 章で確認した、都市の能率を高めるという用途地域制の目的と合致していることが分かる。

ii) 路線的商業地域の目的

内田祥三は、路線的商業地域の目的について、1921(大正 10)年 1 月の「市街地建築物法及其の附帯命令の梗概」³⁾で、次のように述べている。

若しも住居地域といふものを全く集团的に定めて其の一団地の中には他の地域が少しも混らない程にしたならば實際上に述べました様な不便が起つて来るのであります。然しながら一団の住居地域内にも自ら在来の商業街路即ち店屋の相並んで居る大通りがいくらかあるのでありますから、かゝる店屋の並んで居る街路の両側いくらかの深さの部分商業地域とする、即ち大きな住居地域の中に極粗い蜘蛛の巣の様に商業地域が入り込んで来るといふことになれば此の商業地域には少しく多くの自動車収容する車庫、活動寫眞館、寄席の如きものを建築することが出来るのでありますから、住居地域に於

ては最もよく住居の安寧が保護せられてあると同時に一寸表通りに出れば自動車を呼ぶことも出来れば又活動寫眞を觀るといふことも出来て甚だ便利なのであります。

同様に、1923(大正 12)年 3 月の「都市計畫の話(其の六)」⁴⁾では、次のように述べている。

若しも住居地域を全く集团的に定めて其の一団地の中には他の地域が少しも混らない様にしたならば、活動写真もちょつくら見ることが出来ず、自動車を呼びに行くにしても容易でないといふ不便が起つて来る。然しながら吾国の現状は集团的の大住宅地の中にも店屋の櫛比して居る大通りがいくらかもあるから、これ等の商業街路に沿ふて其の両側ある深さの土地を限つて商業地域とする。即ち集团的の大きな住居地域の中にも、極粗い蜘蛛の巣の様に商業地域がはい込んで来ることにすれば、商業地域には活動写真館、寄席、少しく多くの自動車を収容する倉庫などをも建築することが出来るから、表通りに出れば活動写真館や寄席を見ることも出来れば、又自動車屋もあるといふことになつて少しも不便はない。然も住宅地の中に勝手にこれ等の建築物が建つて住宅の安寧を害するが如き虞はなく、我が国の現状に照して最も都合の好い状態となることゝ思ふ。

以上の通り、路線的商業地域の目的については、複数の言説が「もし住居地域を一集团的に定めたら、車庫、活動寫眞、寄席などが住居から遠くなり不便だから」という趣旨を述べている。つまり、内田祥三の考えでは、路線的商業地域の目的は、住居地域では認められないが商業地域では認められる用途の建築物を、住居地域に行き涉らせることであった。とりわけ例示されている建築物に、車庫、活動寫眞、寄席、タクシー屋などが挙げられる。路線的商業地域の形状としては、「極粗い蜘蛛の巣の様に」配置する想定が、東京都市計画策定当初からあったと読み取れる。

また、引用部では、住居地域内にある在来の商業路線を路線的商業地域に指定する考えも述べられている。在来の商業路線は、「店屋の櫛比して居る大通り」、「店屋の相並んで居る大通り」などと表現されていて、両側に商店がすき間なくぎっしりと建ち並んでいる道路を想定していたと考えられる。

工業・未指定地域内の路線的商業地域については、1923(大正 12)年 9 月の「都市計畫の話」⁵⁾で、次のように述べている。

然るに工業地域や混合地域では、上記の如き建築物は勿論、吾々が日常の用務を便ずるに必要な建築物は何物も禁ぜられて居ない。商業地域が指定せられなくとも、商店、倉庫、劇場、活動寫眞館等の建築は全く自由である。従つて若しも、これ等の建築物を必要とする土地があれば、そこには其の要求の必要の結果として、必要な建物が出来て来るに違ひない。即ち工場に対しては勿論、仮令工業地域や混合地域の中に住宅が出来たとしても、それ等の住宅に対して何等の不便を来す虞れはない。反対に若しも路線的商業地域が出来たとしたならば、其處には市街地建築物法施行令第二條及第三條に列挙

せられて居る建築物は之を新築することは出来ない。即ち少しく規模の大なる工場や特殊の工場は其の地域に新築することが出来なくなる。その土地は大体に於て工業的地域であるに拘らず、主なる工場を建てる事が出来ないといふことは甚だ不便といはねばならない。

而して若し工業地域や混合地域の中に路線的商業地域が指定せらるゝことゝすれば、それは現在ある大通りの両側にあたる土地であるに違ひない。

日本都市の現状では、工業地域が定められても、その土地に工業的の施設が充実して居る訳ではない、これから其の施設に取りかゝろうとするといふに過ぎない。従つて工業地域として指定せらるゝ土地の現状は、大きな道路などは極めて少い。道幅も狭く泥濘なるものが多い。たまに少しく広いよい道があれば、その両側には商店が出来て居るか、又は商店向に開発せられんとして居る。そこでその土地の現状から見て、これ等の道路の両側が路線的の商業地域として指定せらるゝことゝなつては、そこには工場が頭を出すことが出来なくなつて、目ぼしい工場は折角工業地域といふものが指定せられたに拘らず、其の地域内の施設が整ふ迄の可なり長い期間は依然として運搬の不便な裏通りに畏縮せねばならないと言ふ甚だ不都合なる結果となる。

斯かる事情を考へれば、工業地域や混合地域の中には、寧ろ路線的の商業地域のない方が理想的だと思はれる。然し又一面から見ると、工業地域の中にも、立派な商業的の街路が現在に於て存在して居つて、其の土地では、工場に対しての不利益を忍んでも、商業の利便を害する虞をなくすることの必要な土地もあるかも知れない。斯の如き所は路線的の商業地域として指定せらるゝことが適當と言ふことになつて来る。

要するに住居地域内の路線的商業地域は住宅の便宜が主なる目的であり、工業地域混合地域内の路線的商業地域は其の路線に當つて居る商店を保護することが目的となるのである。従つて工業地域混合地域内には其の集团的地域の主體たる工業の利便の上から考へて、出来得れば路線的商業地域のない方が理想であり、仮令之を設くるにしてもなるべく少い方が都合がよいことゝ思はれる。

この記述から、工業・未指定地域内の路線的商業地域に対する内田祥三の考えは、以下の様にまとめられる。

- ・ 工業・未指定地域内に路線的商業地域を配置すると、大きな工場が顔を出せなくなり、不都合である。したがって、工業・未指定地域内には路線的商業地域がない方がよい。
- ・ 一方、工業地域内にも立派な商業路線が既にあるため、その路線にある商店を保護するために路線的商業地域が必要である。

ここでいう「保護」の意味は、商業路線に工場が顔を出すことを防ぎ、商店の連続性を維持することだと推測される。

iii) 道路沿いの理想

道路沿いの理想については、1921(大正10)年2月の「用途地域程に就て(承前)」⁶⁾で、次のように述べている。

都市計画の施設としてはさう云ふ道路を造つたならば其道路の両側に當る所は其道路に適応したものに使はれると云ふことが都市全体の体裁の上から離るべからざることになるのであります、具体的例に就て申しますれば、例へば東京の中心地に當るやうな處に十五間とか三十間とか云ふ大道路を造る、然るに其両側が少しも利用されないで其両側に平屋や木造の二階家が建つたりして居つては土地の利用が非常に不経済になるのであります、丁度東京の上野広小路が大きな道路が出来たに拘らず、あの道路の片側は能く利用されて居ないでずっと昔の家が其儘残つて居る、是は都市が全体の人々の租税から成立つた経費を使つて其處を開発しやうと思ふが、思ふやうに開発が出来ないと云ふことになつて非常に不都合であります、つまり道路だけ造つて後を其儘にして置いてはなかなか其目的を達することが出来ない

また、1921(大正10)年7月の「都市計畫の話(三)」⁷⁾では、次のように述べている。

次に道路と建築物との經濟的關係について見ても、日本の現状は都市計畫上改善すべき點が頗る多い、市區改正によつて立派な廣い道路が出来ても、其の両側には陋屋が何時までも残つて居り、其の道路の効果を發揮せしめない場合が随分ある。中には二十間以上の道路に面して平屋建のあるのも珍敷ない、市街地に於ける道路計畫は田舎の場合とは大に趣が異なる。單に交通状態のみを考へて、之を計畫することは出来ないのも同時に其の附近の土地を開發して地價を高め、沿道住居人の負擔力を多くして都市計畫の資に供することを主として考へなければならない。(中略)之を見ると折角市民が共同して金をかけた道路の施設が、十分經濟的に利用せられて居ない、即ち廣い道路を作れば其の両側には相當高い家が出来、其の道路の舗装維持等に要する費用を負擔するに十分なる建築物が、出來べきであるのに現状はそれに伴はない。

以上の通り、道路沿いの理想については、主要道路に面して平屋が建つと、道路の体裁上が紊れて、また土地の利用が不経済になつて、好ましくないとの考えや、都市計画として道路を造つたならば、その両側も開發されるべきとの考えの存在が明らかになった。

車庫、活動寫眞、寄席、タクシー屋などを路線的に配置する思想は、旧來の街道等、既存の商業集積に影響を受けた可能性もあるものの、平屋は好ましくないとの考えから、單に旧來の街道沿いのイメージを踏襲しようとしていたわけではないことが分かる。

(3) 市街地建築物法の規定の意図

本項では、(2)で内田祥三の言説にみられた計画思想に基づいて、市街地建築物法の規定の意図を考察する。

まず、市街地建築物法による制限をまとめたのが表-1である⁸⁾。市街地建築物法によると、住居地域では認められないが商業地域では認められるものとして、大規模な工場(職工 15 人以上、原動機馬力数 2 を超過するもの)、車庫、劇場、活動写真、寄席、待合、貸座敷などが挙げられていて、路線の商業地域を配置することによって、これらの用途の建築物を住居地域に行き渉らせる目的があったと考えられる。

表-1 市街地建築物法による制限

	住居地域	商業地域	未指定地域	工業地域	特別地域
建築し得ざる建物	一、工場 (イ)常時使用する職工15人以上 (ロ)常時使用する原動機馬力数合計2を超過するもの (ハ)汽罐を使用するもの (ニ)左の業務を営むもの 1. 銃砲火薬取締法の火薬類の製造 2. 鹽素酸鹽類其他引火性又は発火性物品の製造 3. 硫黄其他有臭有害の瓦斯又は廃液を出す製造 4. 燐寸の製造等二十五種類の製造 5. 其他行政官庁の指定せるもの 二、衛生上有害保安上危険の物品の貯蔵又は処理に供するもの 三、五臺以上の自動車々庫 四、劇場、活動写真、寄席、観物場 五、待合又は貸座敷 六、倉庫業を営む倉庫 七、火葬場 八、屠場 九、塵埃焼却場 一〇、其他行政官庁の指定するもの	一、工場 (イ)常時使用する職工50人以上 (ロ)常時使用する原動機馬力数合計10を超過するもの — (ハ)左の業務を営むもの 1. 同上 2. 同上 3. 同上 4. 同上 5. 同上 二、衛生上有害保安上危険の物品の貯蔵又は処理に供するもの — — 三、火葬場 四、屠場 五、塵埃焼却場 六、其他行政官庁の指定するもの	一、工場 (イ)常時使用する職工100人以上 (ロ)常時使用する原動機馬力数合計30を超過するもの — (ハ)左の業務を営むもの 1. 同上 2. 同上 3. 同上 4. 同上 5. 同上 二、衛生上有害保安上危険の物品の貯蔵又は処理に供するもの — — — — — —	一、特別地域内に限定せられたる著しく衛生上有害保安上危険の工場倉庫其他	なし
建物の高	六十五尺を限度とす	百尺を限度とす	百尺を限度とす	百尺を限度とす	
前面道路に対する高	道路幅の一倍四分の一(一倍四分の一に二十五尺を加へたるものを限度)	道路幅の一倍二分の一(一倍二分の一に二十五尺を加へたるものを限度)	道路幅の一倍二分の一(一倍二分の一に二十五尺を加へたるものを限度)	道路幅の一倍二分の一(一倍二分の一に二十五尺を加へたるものを限度)	
建築面積	敷地の十分の六	敷地の十分の八	敷地の十分の七	敷地の十分の七	
採光部分の高	隣地境界線迄の水平距離の二倍半	隣地境界線迄の水平距離の五倍	隣地境界線迄の水平距離の四倍	隣地境界線迄の水平距離の四倍	

しかし、住居地域内に一般商店類や家内工業が認められる点、市街地建築物法の規定は寛容的であるといえる。その理由は、当時、住居と商店、住居と家内工業を兼ねる建築物が多くあったからである。内田祥三は、1923(大正 12)年 2 月の「都市計画の話(其の五)」⁹⁾で、住居地域内にあってよい建築物として、豆腐屋や米屋などを例示している。

然しながら我が国に於ては其の工業的の條件が外国とは大に趣を異にして居る点がある、我が国に於ける家内工業即ち一家の内には小人数にて経営して居る工業は、其の

数に於ては勿論、其の生産高に於ても未だ却々馬鹿にすることは出来ない。少くとも現在の状況では此の家庭工業、家内工業を度外視することは出来ない。のみならず極めて小人数で家族的に営んで居る工業は其の周囲の人に対して迷惑を及ぼす点も甚だしいものが多いから、我が国の法規では極めて規模の小さいものは仮令工場であっても、之を住居地域内に建築することを許容する立前になって居るのである。

職工十五人、二馬力といふ数は勿論一種の認定数に過ぎないけれども、要するに前記小規模の家内工業を許容する主旨と又二つには豆腐屋が豆を挽くに用ふる原動機、小売の米屋で米を搗くに用ふる原動機などは許して差支へないといふ根拠から出て来たに外ならない。又汽罐を使用する工場を禁止してあるのは、煙を有して煤煙を散乱する様な工場を建てさせないといふ意味で、湯屋の煙突の如き、又は個人の家の暖房装置の為に設置する汽罐の如きは其の目的の主体が工場でないから住居地域内に在つても一向差し支へないことになって居る。

同様に、住居地域の目指す姿について、もう一人の用途地域制作成の中心人物である笠原敏郎は、1919(大正8)年6月の「都市の住居地域」¹⁰⁾で、次のように述べている。

勿論規模の宏大なる工場や、倉庫や、作業の性質が危険有害なる工場や、或は非常に喧噪なる興行物の如きは、当然此地域より除かれねばならぬこと明白であるが、扨て一概に住宅と云ふても、其中には全く住宅専用のものもあり、又住宅と家内工業とを兼ねるものもあり、又商店と住宅を兼ねるものもある、是等のものは住居の安寧と云ふ方面よりのみ見れば、多少の妨害はあつても、其設備と程度によりては、必ずしも忍ぶべからざるものでもない、又住居日常の用を辨ずるに必要不可欠のものも少くない、(後略)

(2)で明らかにした通り、用途地域制の目的は、地域の用途を純化させることで、利害の錯綜を防ぎ、都市の能率を高めることであつたが、住居地域の目指す姿には、例えば豆腐屋や米屋などの一般商店類や家内工業が混合した地域像があつたと推察される。

市街地建築物法の規定は、上記の通り、住居地域内に一般商店類や家内工業が認められる点で、寛容的であるといえるが、なぜ寛容な制限になつてしまったのか、笠原敏郎はその理由を次のように述べている¹¹⁾。

現行規定が斯く基本類別に停着し又世界の例外とも云ふべき寛容的制限を採用せる所以を考ふるに一は現行規定は一九一八年頃に立案せられしものにして当時欧米都市の普遍的用途地域制の実例に於ても米国に於ては「ロスアンゼルス」「ニューヨーク」等二三に過ぎずして何れも住居地域の第二次類別をなさず、独逸に於ては僅に「フランクフルト、アム、マイン」が外郊市有地に独立住宅地域の類別を為せる事例あるのみにして、我邦最初の立法に第二次類別を採用することは頗る勇気を要するものありとし、一は用途地域制の一般原則が斯道の専攻者以外には尚充分に理解せられざるため、依然建築施設

相互間の影響の調整にのみ根拠をおく所の建築警察の見地よりする説明によつて立法機関及社会の承認を得ざるべからざる事情ありしが故に共通施設の能率に根拠の一半をおく所の第二次類別は頗る困難なる事柄であつた(現今に於ても建築物法第二條に於て住居地域に対する制限の目標を示す所の「住居の安寧を害する虞ある用途」の字義に就て之を直接附近に及ぼす、騒響振動、有臭有毒瓦斯の発生、火災の延焼等の数個の事項のみに局限して解釈せんとする者往々あり)

すなわち、笠原敏郎によると、市街地建築物法の規定が寛容的になってしまった理由は、世界的に用途地域制の前例が少なかったことと、用途地域制の理念が社会に理解されづかったことであつた。

また、(2)では、主要道路に面して平屋が建つと、道路の体裁上が紊れて、また土地の利用が不経済になって、好ましくないとの考えの存在が明らかになった。市街地建築物法の高さ制限を確認すると、住居地域は 65 尺(約 19.7m)、商業地域は 100 尺(約 30.3m)である(表-1)。既往研究では、住居地域の絶対高さ制限 65 尺の範疇には、アパートメントを許可する可能性が含まれていたと考えられること、商業地域の絶対高さ制限 100 尺は、最も経済発展が望まれる中央商業地区の高さを、当時既存の東京海上ビル(7 階 31m)や建設中の丸ビル(8 階 31m)の程度まで許容しようという考えだったと思われることが指摘されている¹²⁾。つまり、住居地域の絶対高さ制限 65 尺(約 19.7m)では、住居地域内で既にある程度高い建築物が建てられてしまうということである。したがって、道路沿いを商業地域指定することで、住居地域に建てられない 65 尺以上の建築物を建てられるようにしたとは考えにくい。

一方、建築面積(建ぺい率)制限を確認すると、住居地域だと敷地の 6 割までしか建築が許されないと、商業地域だと 8 割まで許されることが分かった。つまり、道路の両側を商業地域に指定すると、すき間の少ない道路へと誘導でき、道路の体裁上も、土地の経済的利用上も好ましかったと考えられる。

8-3. 海外の路線的商業地域との関係

本節では、当時参照された海外の地域制との比較をおこない、路線的商業地域の制度的特徴、とりわけ日本が海外を真似た側面と独自に作成した側面を明らかにする。

(1) 日本における海外の地域制の紹介

日本における海外地域制の調査研究は、内務省大臣官房都市計画課が第一線でおこない、当時の都市計画課の技師は、山田博愛と笠原敏郎であった¹³⁾。1916年7月に議決した New York の Building Zone Resolution は、日本では1918年に内務大臣官房都市計画課によって翻訳、紹介され、1922年12月2日東京都市計画地域ニ関スル特別委員会資料となる。その諸言では、「本書ハ『ニューヨーク』市地所局(筆者注: Board of estimate & apportionment)ニ於ケル同市建築地域制定ニ関スル委員会ノ最終決議案ヲ翻訳セルモノニシテ此ノ種新法制ノ規範ト稱セラレ本年六月ニハ『セントル井』市ニ於テモ之ト大同小異ノ新立法ヲ見ルニ至レリ」と述べられていて¹⁴⁾、1916年 New York の地域制は規範、1918年 St. Louis の地域制は New York と「大同小異ノ新立法」として注目を集めていたと分かる。アメリカで用途地域制を採用する都市数は、1918年の時点で14と少なく(図-1)¹⁵⁾、当時の先進事例であったことが窺える。

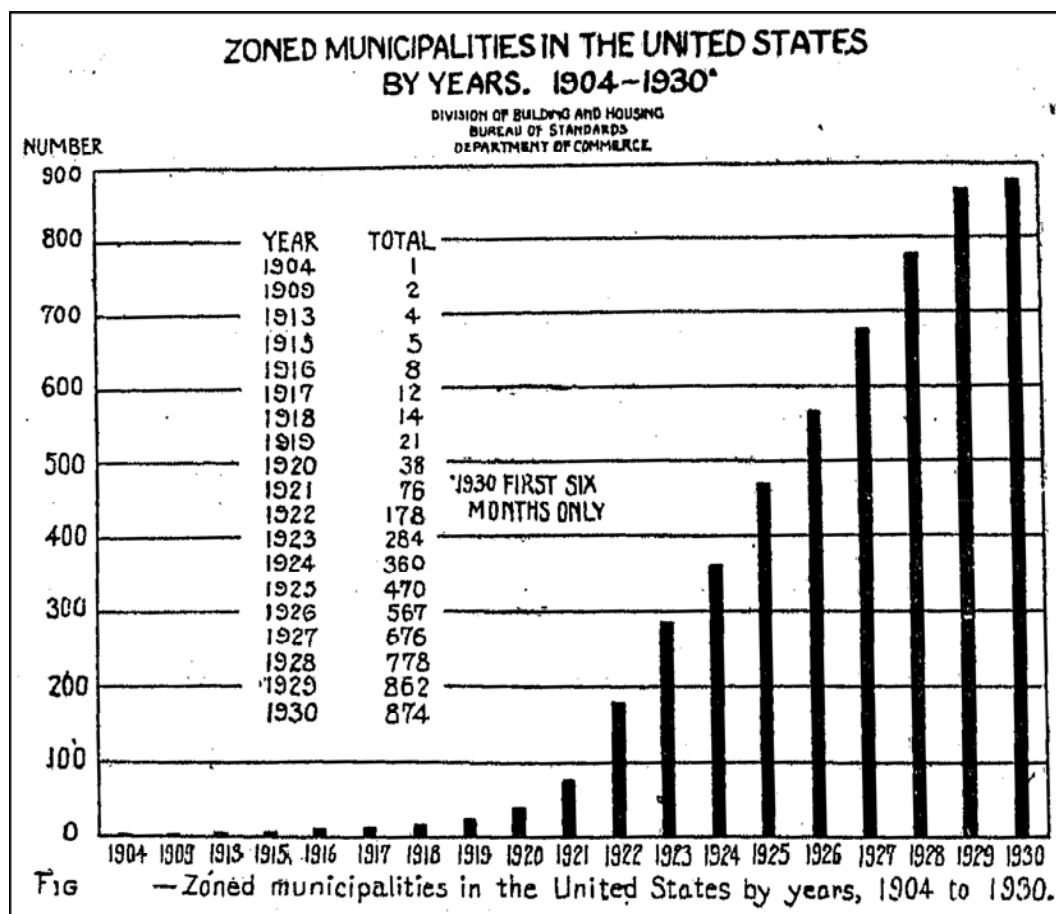


図-1 アメリカにおける地域制を採用する都市数の推移

表-2 地域の割合の比較

	住居地域	商業地域	工業地域	未指定地域	計
東京 (市街地建築物法適用区域)	44.7% (約29,700,000坪)	14.5% (約9,600,000坪)	37.3% (約24,800,000坪)	3.5% (約2,300,000坪)	100.0% (約66,400,000坪)
東京 (都市計画区域)	67.0% (約106,800,000坪)	6.0% (約9,600,000坪)	25.5% (約40,600,000坪)	1.5% (約2,300,000坪)	100.0% (約159,300,000坪)
フランクフルトアムメイン	63.0%	32.0%	5.0%	—	100.0%
セントルイ	57.0%	13.0%	30.0%	—	100.0%
ニューヨーク	51.0%	19.0%	30.0%	—	100.0%
レッチウオース田園都市	78.0%	8.0%	14.0%	—	100.0%
デカター	86.0%	4.0%	10.0%	—	100.0%

そして、1925(大正 14)年 1 月の東京都市計画地域並地区指定ノ件では、東京と海外都市の地域の割合が比較されている(表-2)¹⁶⁾。都市によって規定の内容が異なるため、「単ニ本表ノ数字ヲ以テ比較スルハ當ヲ得サルモノアリ」と注意書きがあるものの、「斯克ノ如クニシテ其ノ比率ノ区々タルハ都市ノ地勢又ハ産業ノ特徴等ノ異ルモノアルニ依ルモノアリト雖主トシテ其ノ地域制ノ規定スル建築制限ノ性質ニ基クモノニシテ単ニ本表ノ数字ヲ以テ比較スルハ當ヲ得サルモノアリト雖吾邦ノ地域制ハ此ノ中ニ就キテハ稍セントルイ又ハニューヨークノ夫レニ近キモノトナスヘシ」と述べられていて、東京と割合に近い都市に St. Louis と New York が挙げられている。

さらに、内田祥三は、海外の路線的商業地域について、「最近に定められました聖路易の地域に於きましても、斯ういふ風に住居地域の中の主要道路の両側は商業地域になつてゐるのであります」というように、St. Louis の事例のみを紹介している¹⁷⁾。

以上より、New York と St. Louis は、日本の用途地域制作成時に参照されたと考えられるため、(2)と(3)でそれぞれ詳しく取り上げる。

(2) New York の地域制

New York の地域制では、Residence District、Business District、Unrestricted District の 3 地域に分けられている。これらの凡例を示したのが図-2、指定方法を示したのが図-3 である¹⁸⁾。図-3 には、基本的な指定方法として、以下のように述べられている。

(a) The use district designated within a street shall include the areas adjoining the portion of the street so designated on each side of such street, between such street and lines parallel to and 100 feet distant measured at right angles from each side of such street and limited at either end by lines at right angles to such street at the termination of such designation; except that where there is a cross street on either side at such termination, such limiting line shall follow the center line of such cross street

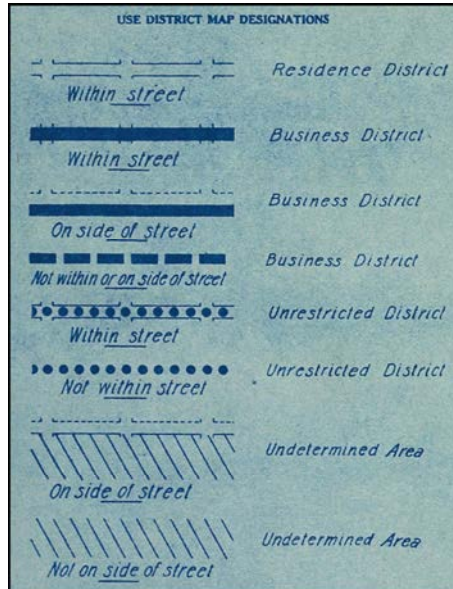


図-2 New Yorkの地域制の凡例

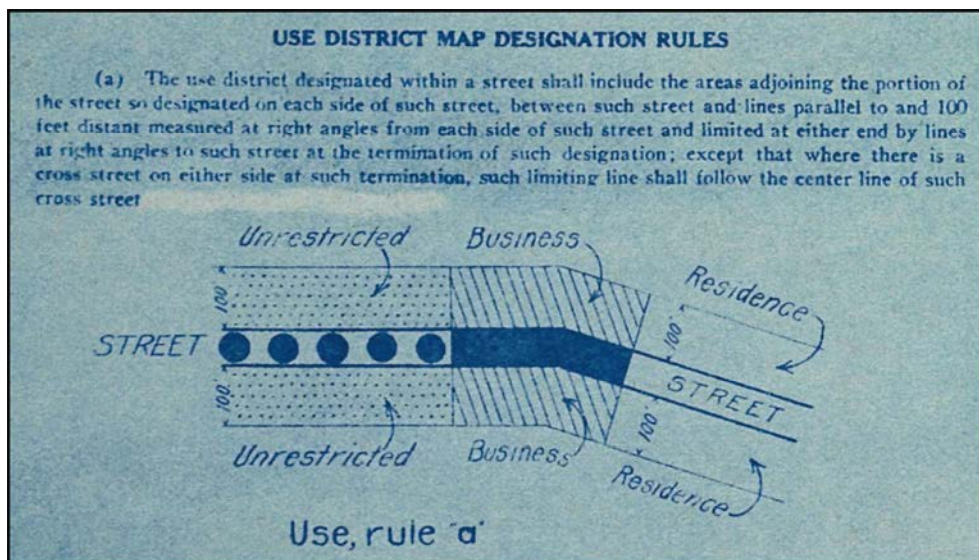


図-3 New Yorkの地域制の指定方法

つまり、New York の地域制は、Residence、Business、Unrestricted の路線を指定することで、両側の奥行 100 feet の敷地を指定するものであることが分かる。

これに対して、日本の用途地域制は、「道路ノ両側ニ於ケル建築線ニ接スル建築敷地」という指定方法を採用している。都市計画東京地方委員会では、この理由が、当時の日本には敷地の奥行きが深いもの、浅いものがあったため、「或ル路線ノ両側何間」と指定すると、一つの敷地内で制限が違ってくることが起こり得て、厄介だからと説明されている¹⁹⁾。

(3) St. Louis の地域制

次に、1918 年の『Zoning for St. Louis』²⁰⁾には、好ましくない事例の写真が載っていて、それぞれ、「Factories in residence districts not only cause decline of property values, but often render adjacent buildings almost uninhabitable by curtailing the supply of light and air.」、「Stores are not desirable in residence districts. This view shows a most undesirable one-story structure which has violated the building line. The value of an entire block is often greatly reduced by such a structure.」と説明されている。これらと同一の写真が、内務省都市計画課による 1918 年 10 月の記事にも掲載されていて、それぞれ、「工場の住宅地域に在るは不可を示せるもの」(図-4)、「住宅地域に店舗あることの不可を示せるもの」(図-5)と翻訳されている²¹⁾。このように、地域制によって用途の純化を目指していたことが分かる。

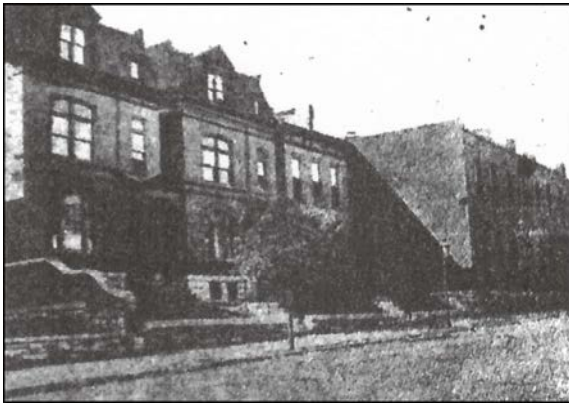


図-4 住宅地域内の工場



図-5 住宅地域内の商店

続いて、用途の制限をみると、笠原敏郎は、1919(大正 8)年 6 月の「都市の住居地域」で、地域図を掲載して(図-6)、次のように述べている²²⁾。

セント、ルイス市の方は圖に見るが如く(第二圖参照)全市を第一種住居地域(first residential district)、第二種住居地域(second residential district)、商業地域(Commercial district)、工業地域(industrial district)、無制限地域(unrestricted district)の五種の地域に分割して第一住居地域には専ら一家族専用の住宅及醫師の診療所等必要上住宅に附随するものゝみを許し、第二種住居地域には一般住宅、寄宿舎、旅館、教會堂、俱樂部、學校、病院旅客停車場及温室、菜園等の外は建築を禁じて居る。又商業地域は主として事務所、問屋、小賣店、劇場其他の娛樂場、警察署、消防署、郵便局、其他雑多の職業に充つる地域であつて、製造工場と雖も極輕微なるものは存在するも差支なき規程になつてをる、勿論住宅も差支ないのである、又工業地域に各の示すが如く一般工場の建築を許可すれども危険有害の程度甚しき工業又は貯蓄場は其種類を列擧して、かゝるものゝ建築を禁止してある、最後の無制限地域には何等の制限なく謂はゞ特殊工業地域とも云ふべき所である。

つまり、第一種・第二種とも住居地域では、一般商店類や家内工業が認められないことが読み取れる。一方日本では、住居地域内に一般商店類や家内工業が認められる。この規定の違いに伴い、集団的な住居地域内における路線的商業地域の必要性が、日本は St. Louis より低いことが分かった。

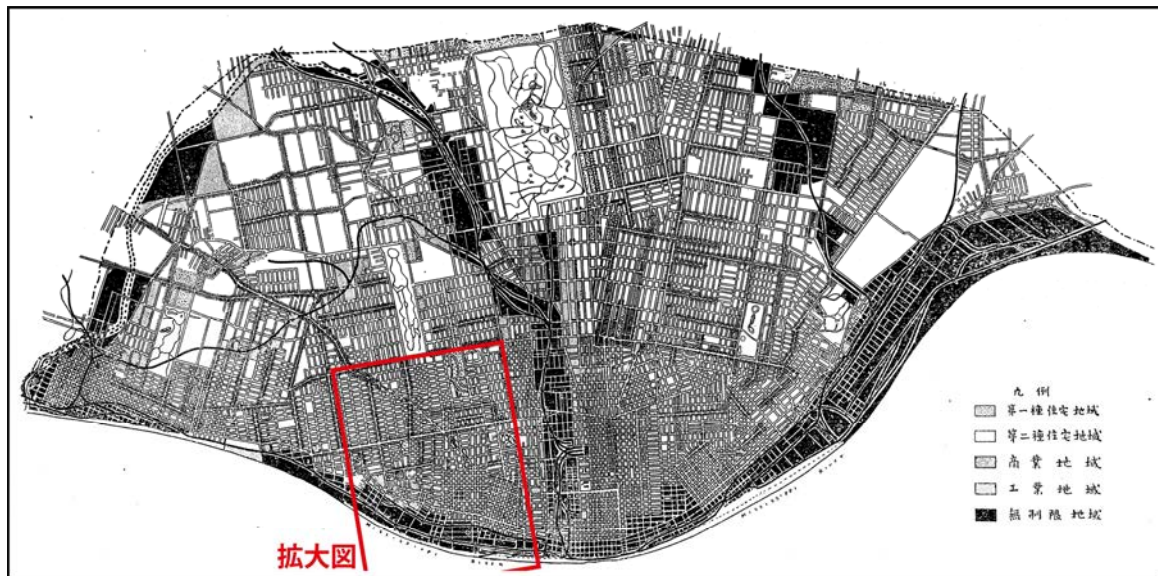


図-6 St. Louisの地域図

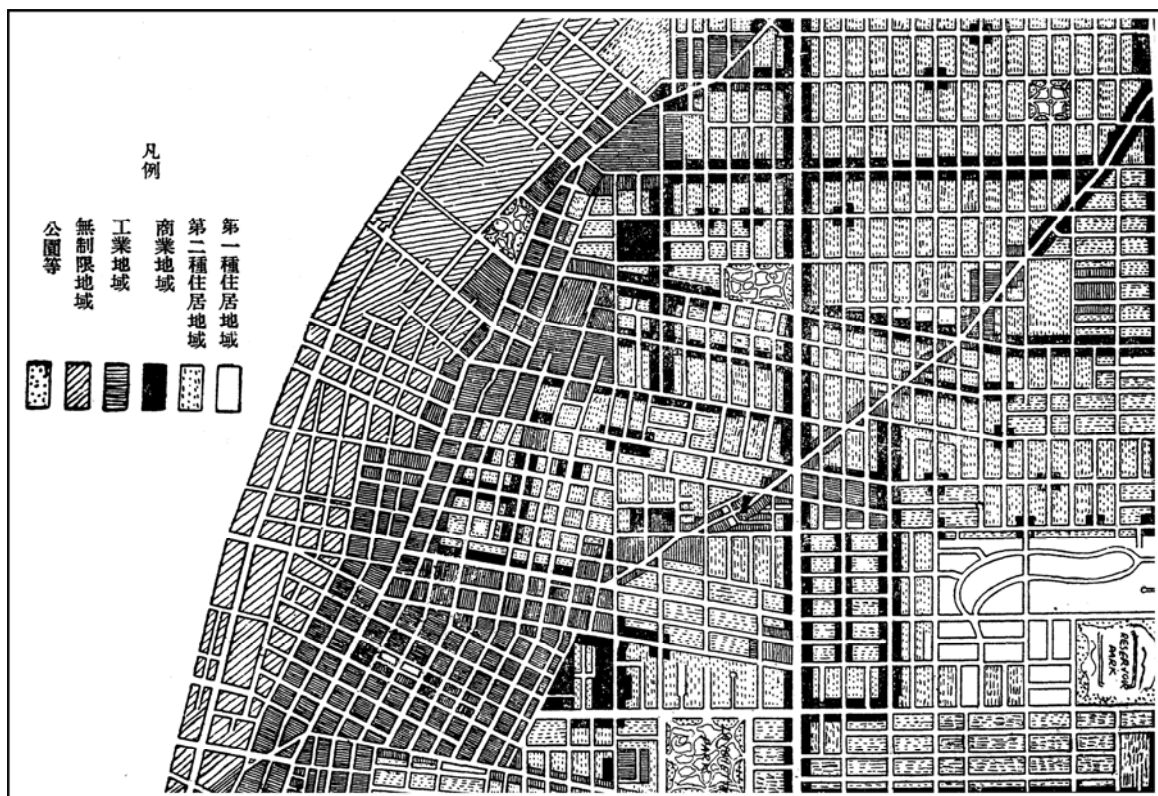


図-7 St. Louisの地域図(拡大図)

St. Louis の住居及び商業地域における高さなどの制限については、内務省都市計画課による 1918 年 10 月の記事²³⁾で、次のように紹介されている。

商業及共同家屋地域にありては角地なる時は敷地の七割五分その他の地所に在りては六割まで建築面積と爲すことを得第二階以上は通路に面せざるものにありては後方敷地疆界線より十呎以上隔てしむるを要す、通路ある時は路幅の半を敷地の一部と看做す。

住宅地域にありては、角地は一階家なれば敷地の六割、二階家は五割まで建築面積と爲すことを得、普通の地所にありては一階は五割、二階以上は四割まで建築面積と爲すことを得、後庭の幅は十五呎以上、側庭の幅は敷地幅三十呎未滿なる時は三呎、三十呎を超ゆるものなる時は四呎以上とす。

引用部からは、角地の建蔽率を緩和していることが分かる。したがって、St. Louis では、角地は経済的価値が高いと認識されていたであろうと推察される。

そこで、実際の地域図(図-6)と、その拡大図(図-7)²⁴⁾をみると、交差点の四隅だけを局部的に指定した商業地域や、道路に沿った路線型の商業地域があることが読み取れる。路線的商業地域の指定方法としては、敷地に接する路線を指定するのではなく、敷地自体を商業地域に指定している点で、日本とは異なることが分かった。

8-4. 東京の地域指定案作成過程における性質

(1) 分析の対象と方法

本節では、当時の計画を用いて、路線的商業地域に指定された路線の実際の様子と、その指定の性質について分析する。六大都市で最初の都市計画決定は1924(大正13)年3月の京都であるが、それよりも前の1923(大正12)年8月に一度議決している東京の地域指定案を分析対象として取り上げる。既往研究では、震災後である1925(大正14)年1月の地域指定は、震災前である1923(大正12)年8月の案をほぼ踏襲していることが指摘されていて²⁵⁾、実際に地域指定の比較をおこなうと、市内の震災復興計画街路17路線の追加が主な変更点であった。内田祥三は委員として、笠原敏郎は内務省技師として、東京の地域指定案の立案に参加しているため、制度作成の中心人物であった二人が実際の計画に携わっている点においても、東京は研究目的にそぐうと考えられる。

1922(大正11)年12月中の原案に関する議事速記録は関東大震災によって焼失しているため²⁶⁾、(2)では、定量的に計測することができる計画線・電車線との関係から、東京の路線的商業地域の傾向をみる。本研究では、1903(明治36)年3月決定の市区改正路線と、1921(大正10)年5月決定の都市計画路線を併せて計画線とする。(2)の定量的な分析では、全体に占める割合から傾向をみるに過ぎないため、(3)では、路線的商業地域に指定された路線の実際の様子をより詳細にみることで、既存の商業路線を追認する計画思想だったのか、新たな商業路線を創出する計画思想だったのかを明らかにする。そこで、議事速記録が残存している、東京都市計画地域ニ関スル特別委員会での路線的商業地域の追加可決・削除可決の議論に着目して、当時の地形図と対応させて分析することで、路線的商業地域の性質を明らかにする。

原案と追加可決・削除可決の路線の把握には、内田祥三関係資料所収「〔都市計画東京地方委員会〕地域〔資料〕」^{注1)}に保存されている、原案に対する市及び府の追加提案・削除提案がまとめられた1923(大正12)年1月13日の「東京都市計画地域ニ関スル特別委員会附議案ト府及市ヨリノ答申トノ相違点要領」や、追加可決・削除可決の路線などを示した1923(大正12)年5月12日の特別委員会資料の地図(図-8、図-9)などを用いる。これらの資料を参考に、Illustratorを用いて、東京地域指定案と路線的商業地域の追加・削除可決を地図上でトレースしたのが図-10である。各路線の長さは、このIllustratorで計測したものを使用する。また、計画線の把握には「東京都市計画地図」²⁷⁾、電車線の把握には「東京市電気局軌道線路図」²⁸⁾をそれぞれ用いる。

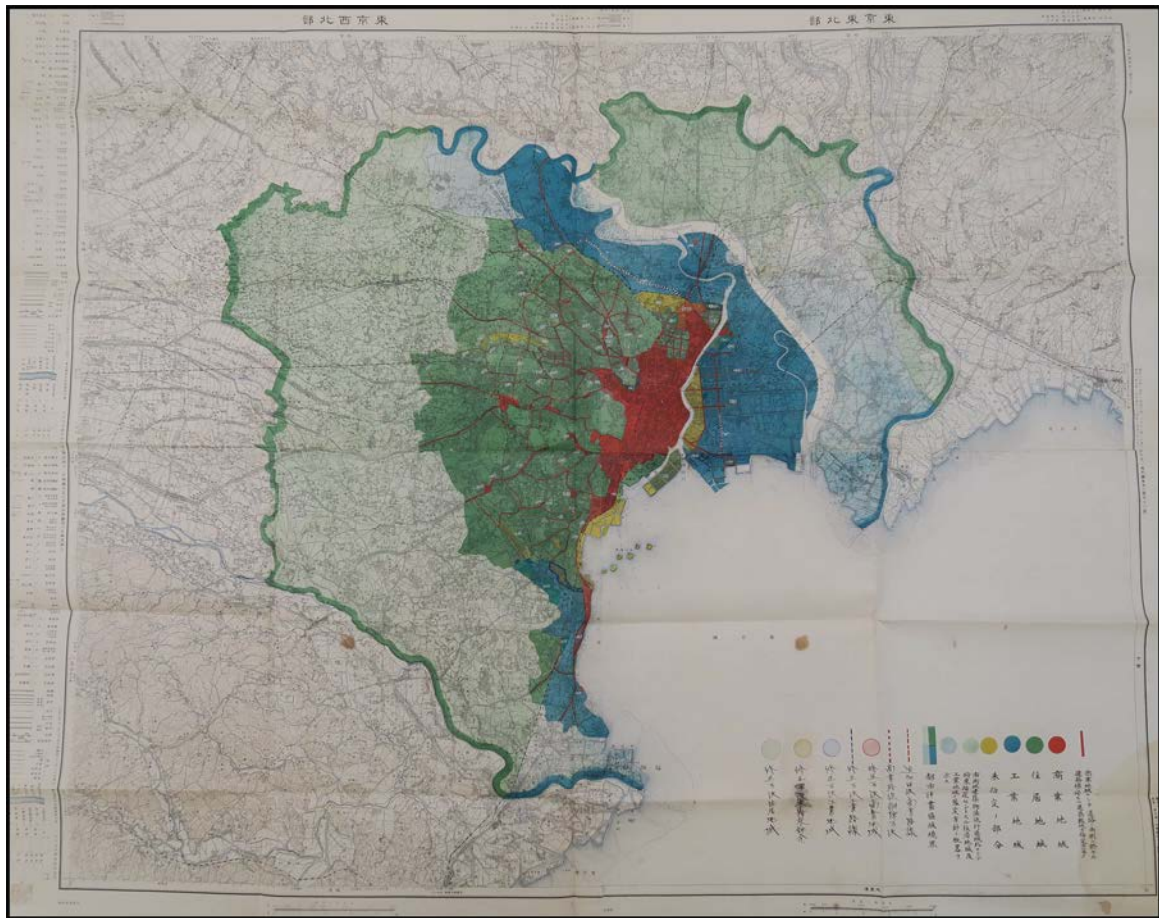


図-8 1923(大正12)年5月12日 東京都市計画地域二関スル特別委員会資料

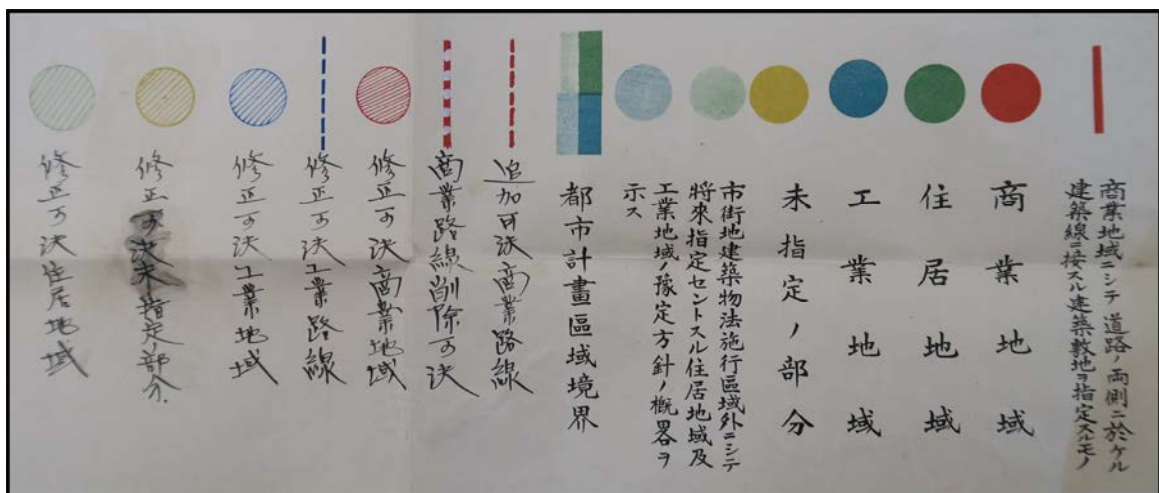


図-9 1923(大正12)年5月12日 東京都市計画地域二関スル特別委員会資料(凡例)

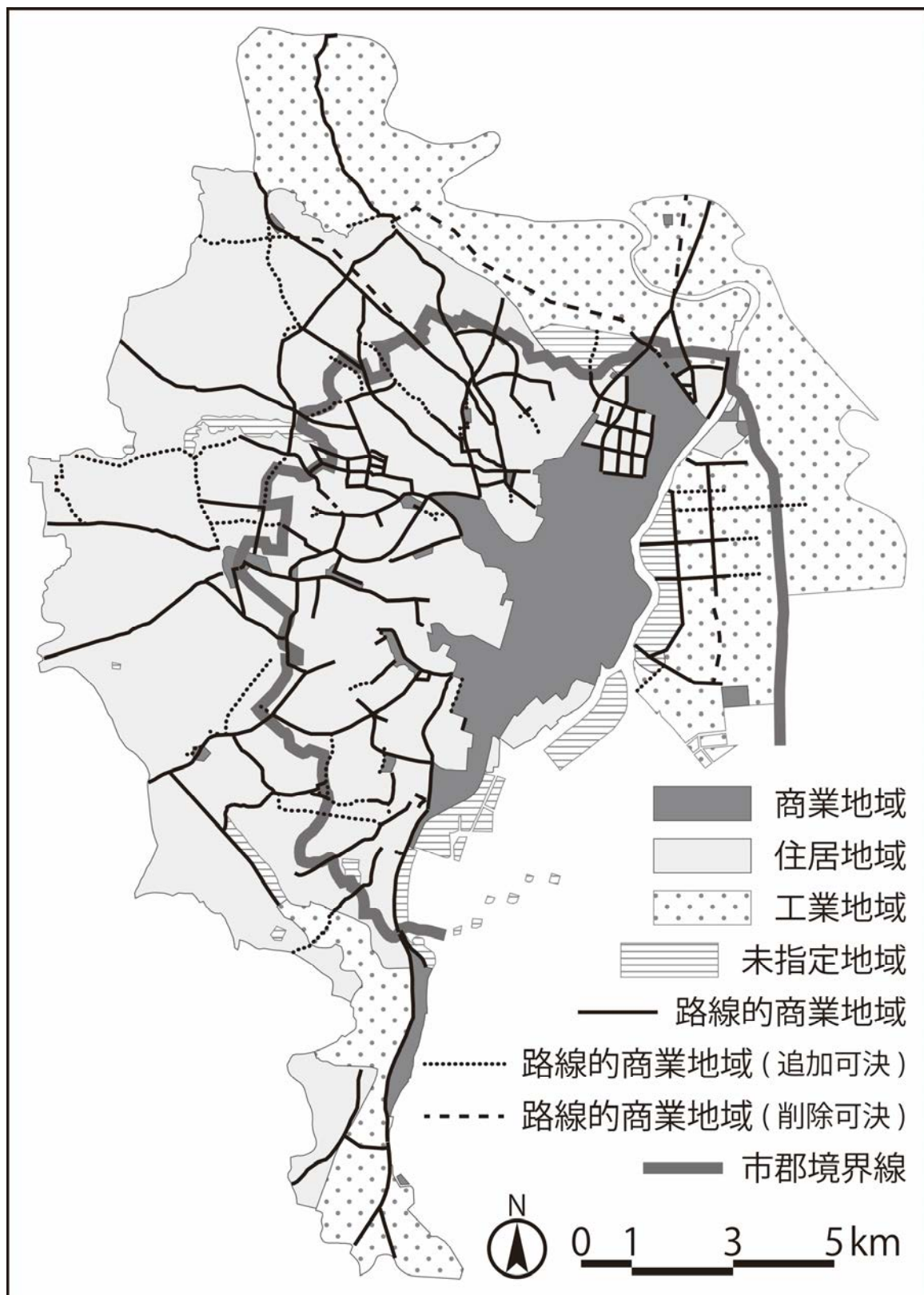


図-10 東京地域指定案と路線的商業地域の追加可決・削除可決

(2) 原案と計画線・電車線の関係

本項では、1922(大正11)年12月に内務省によって提示された原案に着目する。原案では、市部76路線106.2km、郡部36路線74.8km、計112路線181.0kmの路線が路線的商業地域の軸となる路線として採用されている。

計画線に占める路線的商業地域の割合が表-3である。路線的商業地域との関係をみるために、路線的商業地域が指定されている市街地建築物法施行区域の範囲内で、集团的商業地域外を分析対象とした。分析結果から、広幅員の計画線は路線的商業地域に指定される傾向が全体的に強いことが分かる。その一方で、計画線を画一的に指定した訳ではないことや、非計画線の路線的商業地域の存在が明らかになった。

表-3 計画線に占める路線的商業地域の割合

	市部 [km]					郡部 [km]				
	6間	8間 以上 9間 以下	10間 以上 11間 以下	12間 以上	全長	6間	8間 以上 9間 以下	10間 以上 11間 以下	12間 以上	全長
市区改正路線 (集团的商業地域外)(X)	28.1	35.6	17.4	28.0	109.2	2.0	2.5	0.0	4.2	8.7
上記路線の内 路線的商業地域指定(Y)	10.7	14.5	12.4	19.0	56.5	2.0	2.5	0.0	3.1	7.6
割合(Y/X)	38.0 %	40.6 %	71.4 %	67.6 %	51.8 %	100 %	100 %	—	73.0 %	86.8 %
都市計画路線 (集团的商業地域外)(X)	15.3	24.5	3.1	10.3	53.3	0.5	19.9	8.7	36.6	65.6
上記路線の内 路線的商業地域指定(Y)	4.6	6.6	0.9	6.6	18.7	0.0	4.6	5.5	19.0	29.1
割合(Y/X)	30.3 %	26.7 %	28.6 %	64.2 %	35.1 %	0 %	23.2 %	63.7 %	51.9 %	44.4 %

次に、路線的商業地域に占める計画線・電車線の割合が図-11である。図-11からは、市部の路線的商業地域の約68%を電車線・電車未成線が占めていることが分かる。この割合は計画線とほぼ同程度であり、東京における電車線と路線的商業地域の強い関連が示唆された。

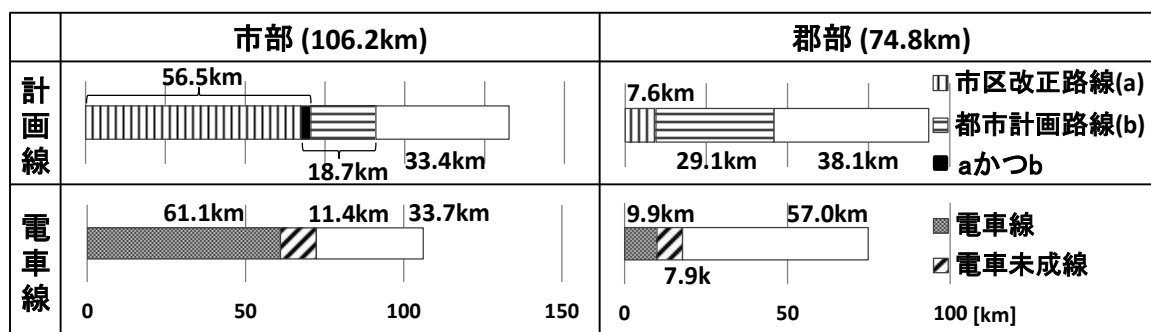


図-11 路線的商業地域に占める計画線・電車線の割合

(3) 追加可決・削除可決の議論における路線的商業地域の性質

本項では、路線的商業地域に指定された路線の実態をより詳細にみることで、既存の商業路線を追認する性質だったのか、新たな商業路線を創出する性質だったのかを明らかにする。そこで、議事速記録が残存している、東京都市計画地域ニ関スル特別委員会での路線的商業地域の追加可決・削除可決の議論に着目する。追加可決・削除可決の議論は、都市計画東京地方委員会議事速記録²⁹⁾を用いて把握し、この議事速記録から議論を適宜引用する。1922(大正11)年12月の原案を受けて、1923(大正12)年1月、市及び府より78路線が追加提案、12路線が削除提案されると、地域ニ関スル特別委員会によって実地視察がおこなわれ、追加路線・削除路線が議決した。ただし、追加路線・削除路線には、原案の路線的商業地域を延長したり短縮したりするだけの部分も含まれる。追加可決・削除可決するかどうかの議論からは、一部の路線について、路線の当時の様子や、路線的商業地域の指定理由が読み取れる。幅員、沿道の利用などに関する詳しい状況や、可決・否決の理由を読み取れたのは、市部24路線16.4km、郡部17路線29.0km、計41路線45.4kmであった。

議事録の分析に用いた41路線が路線的商業地域全体に占める割合は、表-4の通りである。市部よりも市街地化の遅い郡部における割合が高く、郡部においては都市計画路線の割合が高いこと、市部における市区改正路線では、特に6間の狭い路線の割合が高いことが読み取れる。議事録の分析の対象とする路線は、路線的商業地域全体とは、場所や幅員において偏りが見られることは否めないが、路線的商業地域の性質を抽出するという本節の分析の目的は達成できると考えられる。

表-4 分析に用いた41路線が路線的商業地域全体に占める割合

	市部 [km]					郡部 [km]				
	6間	8間 以上 9間 以下	10間 以上 11間 以下	12間 以上	全長	6間	8間 以上 9間 以下	10間 以上 11間 以下	12間 以上	全長
路線的商業地域全体(Y)					106.2					74.8
上記路線の内 議事録分析に用いたもの(Z)					16.4					29.0
割合(Z/Y)					15.5 %					38.8 %
路線的商業地域全体の内 市区改正路線であるもの(Y)	10.7	14.5	12.4	19.0	56.5	2.0	2.5	0.0	3.1	7.6
上記路線の内 議事録分析に用いたもの(Z)	5.2	0.6	0.7	0.0	6.6	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3
割合(Z/Y)	49.2 %	4.2 %	5.7 %	0.0 %	11.6 %	0 %	0 %	—	9.1 %	3.7 %
路線的商業地域全体の内 都市計画路線であるもの(Y)	4.6	6.6	0.9	6.6	18.7	0.0	4.6	5.5	19.0	29.1
上記路線の内 議事録分析に用いたもの(Z)	0.2	2.0	0.0	3.4	5.6	0.0	4.5	0.9	7.3	12.7
割合(Z/Y)	4.6 %	30.6 %	0.0 %	50.8 %	29.9 %	—	97.5 %	15.5 %	38.7 %	43.6 %

議事録の分析に先立って、まずは、既設の路線が指定されたのかどうか、沿道が市街地化しているかどうかを把握する。そのために、関東大震災前の東京都市計画地域指定案を、なるべく年代の近い大日本帝國陸地測量部による1万分の1の地形図にトレースした。そして、路線と用途地域の関係、路線が既設かどうかから、表-5の通り、路線的商業地域をA～Fの6種類に便宜的に分類した。図-10の中で路線的商業地域全体の配置を確認すると、住居地域内の路線、住居地域と商業地域の境界に沿った路線、工業・未指定地域内の路線が存在し、市部から郡部まで広範囲に広がっていることが分かる。したがって、このA～Fの便宜的な分類は、路線的商業地域全体を網羅していると考えられる。表-5の中で、41路線の内訳を()内の数字で示す。この便宜的な分類に沿って、議事録分析を進める(図-12)。

表-5 路線的商業地域の分類

用途地域との関係	既設 / 新規計画	市街地との関係	分類
住居地域内の路線	既に街路がある路線	沿道が市街地	A (20)
		沿道が非市街地	B (8)
	街路自体がまだなく、新しく計画された路線	沿道が市街地	C (3)
		沿道が非市街地	D (2)
住居地域と商業地域の境界に沿った路線			E (2)
工業・未指定地域内の路線			F (6)

Aの分類は、既設の路線で、かつ沿道が既に市街地になっている路線を、住居地域内で路線的商業地域の軸として指定したものである。

芝区古川橋ヨリ伊皿子ニ至ル市区改正路線では、「笠原技師 第十ハ今申シマシタ第八ノ未指定地域ヲ住居地域ニ変更シタ所デアリマスガ、此一本ダケ主ナル通りデアリマスカラ、両側ヲ商業地域ニシタラ宜カラウト云フノデアリマス」とある。このように、広幅員道路や電車線などの主要道路が指定されることがあることが分かった。

ところが、広幅員道路や電車線でなくとも路線的商業地域に指定される路線が存在する。青山北町ヨリ市郡境界ニ至ル路線では、「笠原技師 第十七ハ青山北町六丁目ノ所カラ入ル細イ道ガアリマス、其処カラ郡市境界マデノ所ハ現在デモ相当ニ商業地状態ニナツテ居ルカラ、郡市境界マデハ商業地域ニショウ、其先ハ住宅バカリデアルカラ住居地域ニスル」とある。図-12で例示した小石川区の水道町通りは、3間の狭い道路であるが、商店や活動写真があり賑やかであるとして、削除提案が否決される。このように、幅員が狭くとも既に商業の集積が認められる路線が指定されることがあることが分かった。

Bの分類は、既設の路線で、かつ沿道が非市街地になっている路線を、住宅地域内の路線的商業地域の軸として指定したものである。

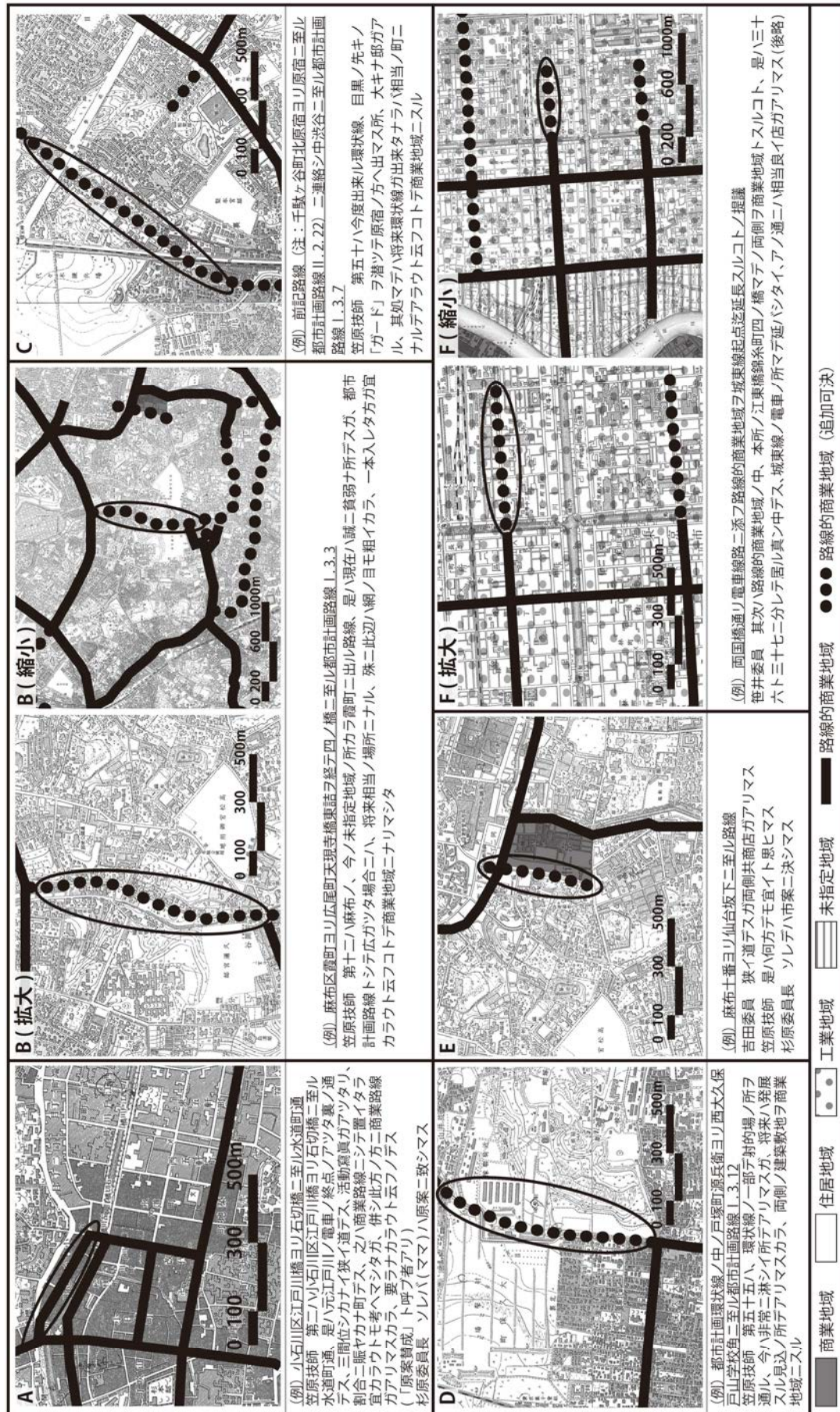


図-12 追加可決・削除可決の議事録と当時の地形図を対応させた分析例

図-12 で例示した麻布区の都市計画路線は、片側に荒地が残っている片側町の区間があるが、「是ハ現在ハ誠ニ貧弱ナ所デスガ、都市計画路線トシテ広ガツタ場合ニハ、将来相当ノ場所ニナル」と追加可決理由が述べられている。小石川区護国寺前ヨリ目白ニ至ル通ニ出ヅル電車未成線では、「笠原技師（前略）現在ハ大部分住宅デアリマスケレドモ、将来道路ガ広ガリマシタ場合ニハ相当ノ商業地ニナラウト云フ見込デ、両側ヲ商業地域ニ致シマシタ」とある。このように、まだ沿道に商業が集積していなくとも、都市計画路線として拡幅、整備されることを踏まえて路線的商業地域に指定されることがあることが分かった。

さらに、図-12 で例示した麻布区の都市計画路線では、「殊ニ此辺ハ網ノ目モ粗イカラ、一本入レタ方ガ宜カラウト云フコトデ商業地域ニナリマシタ」とある。ここからは、路線的商業地域を網の目状に配置する計画思想があったことが読み取れる。他に、飛鳥山公園西側ニ沿フ市区改正路線では、「笠原技師 第六十二ハ、飛鳥山ノ公園ノ山ノ下ノ所ノ部分ガ抜ケテ居リマシタノヲ連絡サセルノデアリマス」とある。ここは約 300m の一寸した区間で、「商店ト言ツテモ極メテ小サナモノバカリ」という沿道の利用であったが、途切れていた 2 本の路線的商業地域を繋ぐために追加可決された。ここからは、商業は途切れずに連続していた方がいいという考えが読み取れる。

C の分類は、市街地内の既存の街割りの上に新たに計画された、住宅地域内の路線である。

小石川区北豊島郡の都市計画路線では、「笠原技師 第二十三ハ植物園ノ下ノ所ヲ通ツテ居ル長イ都市計画路線デアリマス、現在ハ詰ラナイ所デスガ、馬力ナドガ頻繁ニ通り、将来ハ発展スルデアラウト云フ見込デ商業路線トスル」とある。図-12 で例示した原宿ヨリ中渋谷ニ至ル都市計画路線では、「将来環状線ガ出来タナラバ相当ノ町ニナルデアラウト云フコトデ商業地域ニスル」とある。このように、まだ道路自体が造られていなくとも、都市計画路線沿いの将来の発展を見込んで路線的商業地域に指定されることがあることが分かった。

D の分類は、非市街地の上に新たに計画された、住宅地域内の路線である。

図-12 で例示した射的場付近の都市計画路線では、「今ハ非常ニ淋シイ所デアリマスガ、将来ハ発展スル見込ノ所デアリマスカラ、両側ノ建築敷地ヲ商業地域ニスル」とある。このように、都市計画路線沿いの将来の発展を見込んで路線的商業地域に指定するという考え方があったことが分かった。

E の分類は、住居地域と商業地域の境界に沿った路線を、路線的商業地域の軸として指定したものである。

追加可決・削除可決の議論数は 2 つと少なく、既にある商業の集積を追認する意図しか確認できなかった。しかし、路線的商業地域全体では、住居地域と商業地域の境界に配置されたものが多く確認できる他、地域ニ関スル特別委員会では、片側町は好ましくないとの発言も確認された。ここから、片側町は好ましくないとの考えを背景に、商業地域指定を道路の対岸に拡張していた可能性があるかと推察できる。

F の分類は、工業・未指定地域内の路線を、路線的商業地域の軸として指定したものである。

滝野川町下田端ヨリ三河島町千住国道ニ至ル都市計画路線では、「笠原技師 是ハ工業地域ノ中デ此邊ニ大キナ道路ガナイノデ、之ヲ商業路線ニスルト将来困ルデアラウト云フノデ削除サレマシタ」と削除可決理由が述べられている。工業・未指定地域内には、倉庫や活動写真等を自由に建築できるため、用途の観点からの路線的商業地域の必要性は低い。さらに、工業・未指定地域内に路線的商業地域を配置すると、大きな工場が顔を出せなくなるという不都合があった。表-1 の通り、市街地建築物法による用途の制限では、職工 50 人以上、原動機馬力数 10 を超過する大規模な工場は商業地域に認められないため、工業地域内に路線的商業地域を配置すると、道路沿いに大規模な工場を建てられなくなってしまったのである。このような事情を背景に、工業・未指定地域内では、主要道路が路線的商業地域指定から外されることがあることが分かった。他方、図-12 で例示した両国橋通りの電車線は、追加可決の際、沿道の利用について、「アノ通ニハ相当良イ店ガアリマス」と述べられている。このように、商業の集積を追認したと解釈できる路線があることが分かった。

以上の分析の結果、追加・削除の議論から読み取ることができた、路線的商業地域指定における考えを、箇条書きでまとめる。

- ・ 主要道路や非主要道路に関わらず、既存の商業の集積を追認する考えがあった。
- ・ 既存の道路の沿道に商業が集積していなくとも、将来の発展が見込める場合には、路線的商業地域に指定されることがあった。
- ・ 路線的商業地域を網の目状に配置する考えや、商業は途切れずに連続していた方がいいという考えがあった。
- ・ 新設の道路においても、都市計画路線沿いに商業地域を指定し、商業路線を創出する計画思想があった。
- ・ 住居地域と商業地域との境界の路線が指定されている状況からは、既存の商業の集積を追認する意図しか確認できなかったが、道路を挟んで商業地域と住居地域が面する状況を避けるためであった可能性が示唆された。
- ・ 工業・未指定地域内では、路線的商業地域を配置すると不都合が生じるために削除可決された路線がある一方で、既存の商業集積を追認する路線があることが分かった。

8-5. 路線的商業地域の計画思想と性質

(1) 用途の観点からの路線的商業地域

内田祥三の考えによると、路線的商業地域の目的は、市街地建築物法の規定で住居地域では認められないが商業地域では認められる用途の建築物、例えば車庫、活動写真、寄席、タクシー屋などを、住居地域に行き涉らせることであつた。これは、住居地域の利便性や生活の質の向上に主眼を置いた目的であるといえる^{注2)}。ただし、St. Louis と違い、日本の市街地建築物法の規定では、住居地域内に一般商店類や家内工業が認められるため、集団的な住居地域内において、用途の観点からの路線的商業地域の必要性は低いといえる。

(2) 路線的商業地域を網の目状に配置する考え

雑誌記事と東京の地域指定案作成過程の両方から、路線的商業地域を網の目状に計画的に配置する考えがみられた。当時の東京では電車線が網の目状に張り巡らされており、路線的商業地域を網の目状に配置する考えは、従来の道路沿い・電車線沿いの都市の発展と方向性を同じくするといえる。また、網の目という形状は、計画思想としては、住居地域に商業地域を行き涉らせる考えの表れであつたと推察される。しかし、実際の計画では、網の目のスケールにばらつきがあり、詳細は定まっていなかったと考えられる。

工業・未指定地域内に路線的商業地域を配置するか否かは、委員会内でも議論が紛糾していた。しかし、路線的商業地域の形状としては、図-12「F(縮小)」に示した範囲のように、江東デルタ地帯に、格子状に広く張り巡らされた一帯がある。このように、網の目状に配置する計画思想が適用されていたことは、工業地域内にも人が住むことが想定されていたためと推察される。

(3) 道路沿いの理想を実現する手段としての路線的商業地域

雑誌記事分析では、都市計画として道路を造ったならば、道路の両側も開発されるべきとの考えが明らかになった。これは、道路を造った便益(benefit)が、沿道に反映されるべきという考えである。東京都市計画地域指定案では、これから道路が拡幅、整備される路線や、未設の都市計画路線が、路線的商業地域に指定された。路線的商業地域指定の背景には、計画線沿いに商業地域を配置することで、沿道の開発を促す思惑があつたと考えられるだろう。

では、具体的にどのような道路を目指したのか。8-2 では、主要道路に面して平屋・倭屋が建つのは好ましくないとの考えが明らかになった。これは、道路の体裁の観点と、土地の経済的な利用の観点から述べられている。8-4 の追加可決・削除可決の議論では、商業は途切れずに連続していた方がいいとの考えや、片側町はよくないとの考えが読み取れた。さらに、

単純に商業が集積しているかどうかの議論に終始せず、「立派ナ町」、「賑カナ路線」、「相当ノ商業地」などの表現を用いた発言が確認された。表-1 の通り、市街地建築物法による建築面積(建ぺい率)の制限では、住居地域は敷地の 6 割まで、工業地域だと敷地の 7 割まで、商業地域だと敷地の 8 割まで、建築が許されている。つまり、道路の両側を商業地域に指定すると、すき間の少ない道路へと誘導でき、道路の体裁上も、土地の経済的利用上も好ましかったと考えられる。このような両側に商店がすき間なく建ち並んだ道路が、理想の道路像として、路線的商業地域の計画思想の背景にあった可能性が考えられる。しかし、実際に路線的商業地域の軸に採用された道路には、広幅員の計画線からローカルな狭い路線まで含まれている。広幅員の計画線では格式の高い道路の実現を目指し、ローカルな狭い路線では周辺住民の生活を考慮したなど、実際に計画を策定する段階では、複数の異なる道路像があったと考えられる。

8-6. 小括

内田祥三による路線的商業地域の計画思想は、市街地建築物法の規定で住居地域では認められないが商業地域では認められる用途の建築物を住居地域に行き涉らせることであった。これは、住居地域の利便性や生活の質の向上に主眼を置いた目的であるといえる。

そして、主要道路沿いを商業地域に指定する形は、New York や St. Louis にもみられたことから、路線的商業地域の形状は New York や St. Louis の都市計画を参考にしたと考えられるが、日本とは異なる性質であったことが分かった。

また、雑誌記事と東京の地域指定案作成過程の両方から、路線的商業地域を網の目状に計画的に配置する考えがみられた。この形状は、住居地域に商業地域を行き涉らせる考えの表れであったと推察される。ところが、実際の計画では、網の目のスケールにばらつきがあり、詳細は定まっていなかったと考えられる。

その一方で、雑誌記事分析では、都市計画として道路を造ったならば、道路の両側も開発されるべきとの考えが明らかになった。そして、東京の地域指定案作成過程では、単純に商業が集積しているかどうかの議論に終始せず、「立派ナ町」、「賑カナ路線」、「相当ノ商業地」などの表現を用いた発言が確認された。市街地建築物法による建築面積(建ぺい率)の制限は、商業地域が最も緩かったため、道路の両側を商業地域に指定すると、すき間の少ない道路へと誘導できたと考えられる。これらの知見を総合することで、道路の体裁を整えるという観点と、土地の経済的な利用を促進するという観点から、両側に商店がすき間なく建ち並んだ格式の高い道路を実現するために、沿道への民間開発の誘導を狙った規制緩和として、路線的商業地域が用いられたと結論づけられる。

このように、路線的商業地域の計画思想は、利便性といった住民目線の観点や、道路の姿といった観点に基づいていて、どの範囲まで延ばすべきか、どれだけ商業の量があればよいかといった議論はみられなかった。

補注

注1) 内田祥三関係資料所収「〔都市計画東京地方委員会〕地域〔資料〕」（東京都公文書館所蔵）の請求番号は、U519.83-ち-3470 である。

注2) 路線的商業地域指定には、防火の意図があった可能性があるが、1923(大正 12)年 5 月 19 日の地域ニ関スル特別委員会で、次のように述べられている。

笠原技師 只今ノ路線ニ就テハ、成程防火地区ニ指定サレテハ居リマスガ、是ハ内務省ノ原案ニハナカツタノデアツテ、市側カラノ希望デ乙種防火地区ニ加ヘタ路線デアリマス、サウ云フ譯デ乙種防火地区ニハナツテ居リマスガ、此路線ハ原案トシテ出シタ他ノ路線ニ比シテ商業上ノ利用ノ程度ハ薄イモノト思ヒマス

内田委員長 サウ云フ歴史ハドウアラウトモ、兎モ角内閣ガ告示シテアル路線デス、併シ防火地区ト商業路線トハ、必ズ一致シナケレバナラヌ譯デハナイト思ヒマス、所デ是ハ兎モ角モ吾々実地視察ヲシタ上デ、此處ハ商業路線ニスル必要ガナイト云フコトニ決定ヲシタノデスナ

ここでは、防火路線と商業路線は一致する必要がないこと、実地視察をした上で商業路線にする必要がないと決定したことが述べられていて、少なくとも東京の地域指定案作成過程においては、防火路線と商業路線を同一視する考えは読み取られなかった。路線的商業地域と防火路線の詳しい関係については、今後の課題としたい。

参考文献

- 1) 真田純子：戦前期都市計画における路線的商業地域指定について，ランドスケープ研究，Vol. 76，No. 5，pp. 639-644，2013.
- 2) 内田祥三：都市計画と建築法規，建築雑誌，Vol. 32，No. 378，pp. 33-38，1918.
- 3) 内田祥三：市街地建築物法及其の附帯命令の梗概，建築雑誌，Vol. 35，No. 411，pp. 15-27，1921.
- 4) 内田祥三：都市計画の話(其の六)，學藝，Vol. 40，No. 498，pp. 32-37，1923.
- 5) 内田祥三：都市計画の話，學藝，Vol. 40，No. 504，pp. 26-35，1923.
- 6) 内田祥三：用途地域程に就て(承前)，地学雑誌，Vol. 33，No. 386，pp. 69-75，1921.
- 7) 内田祥三：都市計画の話(三)，教育畫報，Vol. 12，No. 5，pp. 176-179，1921.
- 8) 内山新之助：都市計画，高等土木工学 第十七卷，p. 81，常盤書房，1931.
- 9) 内田祥三：都市計画の話(其の五)，學藝，Vol. 40，No. 497，pp. 62-69，1923.
- 10) 笠原敏郎：都市の住居地域，建築雑誌，Vol. 33，No. 390，pp. 6-12，1919.
- 11) 笠原敏郎：都市計画に於ける建築的施設の基本計画(主として東京の場合)に就て(二)，建築雑誌，Vol. 44，No. 532，pp. 775-823，1930.
- 12) 青木いづみ，進士五十八：『都市公論』誌の記事にみる建築物の「高さ」に対する考え方，都市計画論文集，Vol. 42，No. 3，pp. 397-402，2007.
- 13) 三藤和輝，片野博，井上朝雄：市街地建築物法制定における内務省の建築行政 一都市計画上の市街地建築物法に関する研究 その 1 一，日本建築学会九州支部研究報告，No. 47，pp. 145-148，2008.
- 14) 内務大臣官房都市計画課：紐育市建築地域制案，p. 1，1918.

- 15) 前掲 8), p. 78
- 16) 国立公文書館所蔵：東京都市計画地域並地区指定ノ件，東京都市計畫住居地域，商業地域，工業地域并特別地區指定理由書，1925(大正 14)年 1 月 23 日
- 17) 前掲 3)
- 18) City of New York. Board of Estimate and Apportionment : Use District Map, 1916.
- 19) 都市計画東京地方委員会議事速記録，No. 13, pp. 27-31, 1923 年 1 月 20 日分
- 20) City Plan Commission St. Louis, Missouri, Harland Bartholomew : Zoning for St. Louis, Nixon-Jones Printing Co., 1918.
- 21) 内務省都市計画課調査：セントルイ地域制と商業會議所の活動 —「サーヴェー」七月號「アメリカンシティ」七月號「ミュニシパルヂャーナル」八月號に依る一，都市公論，Vol. 1, No. 7, pp. 1-4, 1918.
- 22) 前掲 10)
- 23) 前掲 21)
- 24) 池田宏：現代都市の要求，都市研究会，1919.
- 25) 武市賢人，真田純子：戦前期都市計画における路線的商業地域の起源，土木史研究講演集，Vol. 35, pp. 159-163, 2015.
- 26) 都市計畫東京地方委員會編：都市計畫東京地方委員會議事速記録第十三號，p. 1, 1923.
- 27) 遠藤市次：都市計画東京地方委員会公認 東京都市計画地図，遠藤市次，1921.
- 28) 東京市電気局軌道線路圖 大正十三年三月調，1924.
- 29) 前掲 26)

第 9 章 都市計画の実現に向けた技術の成立過程

9-1. 都市計画の実現に対する内田祥三の視座

本節では、各事例分析から得られた知見をまとめ、都市計画の実現に対する内田祥三の視座を明らかにする。

まず、内田祥三による計画スケールとしては、田園都市計画の「補給策」では、人口 15,000 人、大阪北港株式会社経営地計画の「計画書」では、人口 16,650 人を想定し、それぞれ「シビツク・センター」と呼ばれるような公共施設群を計画していた。このように、一つの公共施設群に支えられる住民の単位を重視していたと考えられる。

次に、「個々の施設の配置」を決めるとき、内田祥三は各施設の物的な量を計算して、基礎にしていた。そして、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の両方で、道路に段階的な幅員構成をもたせていた。このとき、電気軌道を敷設し、沿道に商店や大規模な建築物が建ち並んだ広幅員道路、限られた住民が利用する狭い道路というように、各道路に別々の役割を想定していたと考えられる。田園都市計画では、公共施設に囲まれた大広場や、街角広場の他に、子供の遊び場所という目的をもった敷地裏のオープンスペースを設けていた。大阪北港株式会社経営地計画では、各公園が、集客施設、散歩道、子供の遊び場など、異なる役割をもっていた。このように、内田祥三は、道路、公園、広場などの規格を細かに分類して、体系化し、規格に応じた別々の役割を付与していたといえる。

その一方で、内田祥三は、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の両方において、計画敷地に対する道路などの各用途の面積の割合を計算していた。また、大阪北港株式会社経営地計画の「計画書」は、住宅数に対する商店数の割合、人口 1 人当たりの公園と広場の面積などを根拠にしていた。このように、物的な量を計算することによって、各用途の施設のバランスをとっていたと考えられる。

さらに、内田祥三は、「シビツク・センター」を中心とする計画敷地、公園と小学校を中心とする住区、住宅地内の小広場、袋小路、敷地裏のオープンスペースなどを中心とする住宅群というように、段階的なスケールでの施設のまとまりを創出していたことが明らかになった。この点において、内田祥三は、関東大震災前に Clarence A. Perry に先駆けて近隣住区に類する考えを用いていたといえることができる。

上記のように、個々の施設を計画する視点と、その集合体として地域を計画する視点を、内田祥三はいかに融合させていたか。内田祥三による図面の作成過程を分析したところ、田園都市計画では、主道と脈道を緩やかな曲線のイメージで描いた初期構想の図面に対して、局部的街路を主に格子状に割り当てて敷地割りを作成し、住宅などの建築物を描きながら、道路、公園、公共施設などの配置を調整していた。大阪北港株式会社経営地計画では、図面 A で敷地割のみを描いていたのに対して、図面 B 以降で住宅地及び商業地の建築物を描いて、各施設の配置を調整していた。このように図面を作成する過程で、周囲の住宅地や商業地の

性質を考慮して、道路、公園、広場などの各施設の規格と役割を決め、配置を調整する作業を繰り返していたと考えられる。すなわち、周囲の地域の中で施設を位置づけながら、相互にバランスをとってインテグレートする技術であったと総括できる。

計画作成時に内田祥三が重視していたことは、次の二つに整理できる。

一つは、美観や景観などの芸術性の観点である。田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の両方において、「シビツク・センター」と呼ばれるような公共施設群が左右対称に描かれていて、その対称軸上には特に大規模な左右対称の公共建築が配置され、広場から公共建築を象徴的にみせる狙いがあったと考えられる。さらに、大阪北港株式会社経営地計画では、広場の隅角部を入隅形に計画して、建築物による広場の圍繞感を高める考え、角地型の建築物によって囲まれた広場を計画する考え、広幅員道路は土地の品位を高めるという考え、そして、広幅員道路、並木、大規模な建築物を一緒に景観として計画する考えがみられた。

もう一つは、機能性の観点である。田園都市計画では、既存の交通に連絡して、電車や自動車を用いて都心へ通勤するという交通計画や、敷地選定と施設配置における地形の考慮が明らかになった。大阪北港株式会社経営地計画では、各公園で、集客施設、散歩道、子供の遊び場などの役割が考えられていた他に、道路面積を小さくして経費を節減するという経済的な狙いがあった。

また、内田祥三は、建築物や道路などの配置に関する海外事例を数多く収集して、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の随所で先駆的に取り入れていたことが明らかになった。具体的には、Raymond Unwin による囲み型住宅、「英國住宅助成計畫案」の袋小路、St. Louis の路線型の商業地域などが挙げられる。

したがって、内田祥三は、Camillo Sitte、Raymond Unwin から続く芸術性の流れを引き継ぎながらも、機能性の観点を両立した人物であったと位置づけられる。

「施設を建設する財政」の観点においては、田園都市計画で、開発に係る経費、各家屋の月賦金、契約人の支出金、住宅会社の利回りなどの具体的な金額が示された。経費の計算は、各項目の数量と単価が基になっていたため、建築物、道路、公園、広場といった全ての施設の配置を計画し、各項目の数量を明確化したことによって、はじめて可能になったといえる。

「施設を建設する財政」の仕組みをみると、田園都市計画の場合、分譲方式を採って確実に回収可能な金額を確保することによって、民間の資本家に向けて不動産経営として収支が成り立つことを立証し宣伝する目的があったと考えられる。つまり、民間資本の活用によって、郊外の未開発地にインフラと住宅を建設して、住宅不足を解消する狙いがあった。大阪北港株式会社経営地計画では、官民連携の開発事業に、内田祥三が実際に参画することとなった。さらに、内田祥三は、埋立地先端の西端大公園に集客施設を配置して、そこに人が集まることで、途中の経営地が自ずと開発されることを目論んでいた。すなわち、内田祥三による施設の配置計画には、直接的に関与しない開発の過程が含まれていたのである。このように、内田祥三は、行政だけが出資するのではなく、民間による開発を取り入れる仕組みを考えていたことが明らかになった。

以上の考察をまとめると、内田祥三は、一つの公共施設群に支えられる計画スケールを前提として、「個々の施設の配置」の観点においては、周囲の地域の中で施設を位置づけながら、相互にバランスをとってインテグレートする技術、「施設を建設する財政」の観点においては、民間による開発を取り入れる技術を考案していた。こうして、内田祥三は、都市計画の実現に向けた過程を重視していた。

9-2. 都市計画の実現に向けた技術の成立過程

各事例分析から得られた知見同士の関係を、時系列に沿って示したのが図-1である。

内田祥三は、住宅会社法を検討していた都市研究会の依頼によって、1919(大正8)年9月に田園都市計画の作成に着手した。住宅会社法では、1919(大正8)年11月の旧都市計画法施行令で都市計画施設として明記された「一団地ノ住宅経営」を開発することを想定していて、この施設配置の理想を具体的に示したことが、田園都市計画の位置づけ及び役割である。内田祥三は、1919(大正8)年10月に都市研究会内で図面を示し、都市研究会の依頼にいったん応えたのちも、引き続き田園都市計画に独自に取り組み続け、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』での発表までの間に、開発経費の具体的な計算を精緻化させた。この発表には、9-1で述べた通り、民間資本の活用という狙いがあったと考えられる。

次に、大阪北港株式会社経営地計画の事例では、1913(大正2)年4月の大阪市臨時港湾調査会による報告の時点で、大阪北港株式会社と大阪市が連携して北港の開発をおこなう方針が、既に合意に達していたことが明らかになった。つまり、先に官民連携の開発事業の枠組みが成立して、その後に内田祥三が経営地計画を作成したため、内田祥三の役割は、「個々の施設の配置」を具体的に示して、実現の見通しを立てることであった。さらに、1921(大正10)年11月から1922(大正11)年6月にかけて落成した西島町・春日出町住宅は、関東大震災前に路線型の商業や交差点の広場が一部、先駆的に実現したものと位置づけられる。

そして、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の事例は、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」の観点において、相互に関連していた。例えば、道路体系の段階構成、街角広場、主道の商店街などの様々な要素が、田園都市計画の「大正8年案」から、1920(大正9)年12月に依頼を受けた大阪北港株式会社経営地計画に引き継がれたと考えられる。また、住宅会社法検討の際には、既存の土地会社が参考にされたと考えられることから、民間資本の活用という点において、共通点がみられる。

内田祥三が作成を担った用途地域制の路線的商業地域に着目すると、内田祥三には住民の利便性を目的とした計画思想があった。その後の東京の地域指定案作成過程においては、両側に商店がすき間なく建ち並んだ格式の高い道路を実現するために、沿道への民間開発の誘導を狙った規制緩和として、路線的商業地域が用いられたと考えられる。このように、制度作成段階と計画段階では、路線的商業地域の性質が変化したことが明らかになった。

さらに、路線的商業地域の制度作成と同時期の田園都市計画においても、主要道路沿いに商店が計画されていた。つまり、内田祥三は、制度を作成するときに、精度の高い物的な計画を想定し、具体的な戸数などを見込んでいた一方で、計画を作成するときに、それを実現する路線的商業地域という制度の見通しを立てていたのである。新都市の建設と既成市街地の

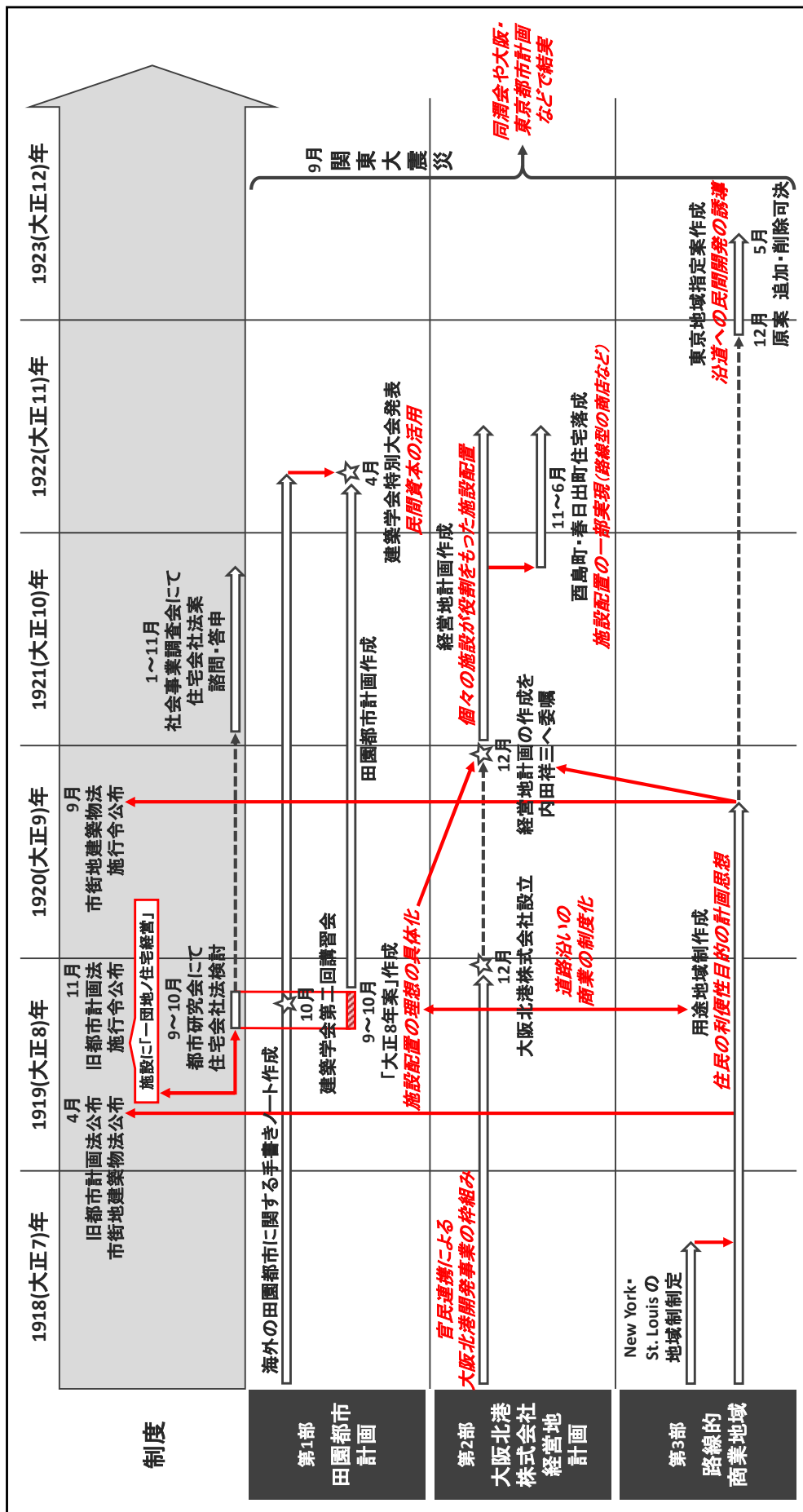


図-1 都市計画の実現に向けた技術の成立過程

改造という観点においては、郊外に新都市を建設する田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画において、もともと主要道路沿いの商店が考えられていたところ、路線的商業地域は、新都市の建設と既成市街地の改造の両方に使用されることとなった。新都市を建設する技術が先行して発展し、当時、未成熟であった、既成市街地を改造する技術に組み込まれていったものと思われる。

そして、三つの事例で実現が検討された要素は、関東大震災後の同潤会や大阪・東京都市計画などで結実する。

以上の展開を俯瞰すると、近代都市計画黎明期の背景で、内田祥三による精度の高い「個々の施設の配置」と、民間を活用・誘導した「施設を建設する財政」の検討が、同時並行で、相互に補完した関係がみられる。さらに、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画を実現する見通しを立てることと、旧都市計画法の「一団地ノ住宅経営」、住宅会社法、用途地域制の路線的商業地域という制度を作ることが、同時並行で、相互に補完した関係がみられ、ここに、都市計画の実現に向けた技術が成立してきた過程を見出すことができる。

9-3. 都市計画の実現に向けた技術の意義

9-1、9-2 では、各事例分析から得られた知見を体系的、構造的にまとめることで、都市計画の実現に向けた技術の成立過程及び内容を明らかにした。本節では、これらの意義について、考察をおこなう。

内田祥三による計画の作成過程から、建築物、道路、公園、広場といった全ての施設の配置を計画し、ビジュアル化する、全ての施設の物的な量や経費を具体的に計算する、これらによって、実現の見通しを立てるという、建築の専門を活かした技術がみられた。この技術によって、物的な配置と財政の両面における実現の見通しを、関係主体と共有することが可能になった。さらに、道路計画だけ、公園計画だけ立てるのではなく、住宅地や商業地を含んだ全ての施設を具体的に計画することで、周囲の地域の中で各施設を位置づけて、配置、規格、役割を決めることが可能になり、周囲の地域に応じた施設、施設に応じた周囲の地域という関係を構築することができた。つまり、住環境や景観などの住民一人ひとりに寄り添った視点と、地域の在り方を考える視点を両立していたといえる。

その一方で、内田祥三は、都市の膨張を抑制する考えではなく、計画スケールとしては、一つの公共施設群に支えられる住民の単位を重視していたと考えられる。そして、内田祥三にとって都市計画の意義は、市民の生活のために、個々の施設を整えることであった。したがって、都市の全体、すなわち、凡そ一つの都市計画区域に指定される範囲をコントロールする視点はみられなかった。その問題として、田園都市計画における、郊外から都心へ通勤するモデルは、都市の過大化を引き起こし得るものであった。大阪北港株式会社経営地計画では、住宅数に対する商店数の割合が計算され、必要な商業の量が考えられていたにも関わらず、路線的商業地域の計画思想は、利便性といった住民目線の観点や、道路の姿といった観点に基づいていて、どの範囲まで延ばすべきか、どれだけ商業の量があればよいかといった議論はみられなかった。そのため、路線的商業地域は、同じく都市の過大化を引き起こし得たと指摘できる。

さらに、事業を実施していく二つの方法、公共主導と民間主導という観点を整理すると、田園都市計画と住宅会社法には、民間資本の活用という狙いがあり、大阪北港株式会社経営地計画では、民間の土地会社による開発に参画し、路線的商業地域には、沿道の規制緩和によって民間開発を誘導する狙いがあったと考えられる。いずれの事例においても、民間を活用・誘導した「施設を建設する財政」の検討に内田祥三が携わっていて、これは都市計画を実現するための「推進力」に寄与したといえる。しかしながら、民間の開発は、基本的には当該敷地の経済合理性によって判断されるため、上記のような都市全体の在り方という視点を求めることは難しい。「推進力」のために、民間活力を取り込むとしても、都市全体の望ましい在り方を示して、そこへ誘導するのは公共の役割であり、これらを両立して、整合性をとることは、法定都市計画成立期から現代に通ずる都市計画の課題ではないだろうか。

第 10 章 結論

10-1. 本研究の成果

本研究は、建築家・内田祥三の初期都市計画に関して、以下の三点を目的とした。

目的Ⅰ) 内田祥三による関東大震災前の田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画について、作成過程及び内容を明らかにする。(第4章・第6章)

目的Ⅱ) Ⅰの計画を実現するための検討過程及び内容を明らかにする。(第5章・第7章・第8章)

目的Ⅲ) ⅠとⅡから得られた知見をまとめて構造化することで、都市計画の実現に向けた技術の成立過程及び内容を明らかにする。(第9章)

各章から得られた成果は、以下の通りである。

事例分析に先立って、まず第2章では、都市開発事業の史的潮流を概観して、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」という事業を推進する要素を整理した。

Ebenezer Howardをはじめ、黒谷了太郎、関一、飯沼一省は、都市の無秩序な拡大を問題として、それぞれ異なる都市モデルを提唱していたものの、「個々の施設の配置」を物的な計画として提示するまでには至っていなかった。田園都市の考えが日本国内で広まると、田園都市を標榜する住宅地開発がおこなわれるようになり、田園都市の開発を目指した住宅会社法の検討にあたっては、土地会社による開発が参考にされていた。しかしながら、これらの開発は Ebenezer Howard のいう田園都市ではなく、都市の無秩序な拡大よりも、喫緊の住宅不足問題を解決するための住宅地開発であった。建築家による提案に目を向けると、福田重義による「新東京」は、都市の在り方を物的な計画として示した点に意義があった。福田重義による「東京市営住宅と其一例」と佐野利器による「規格統一」では、それぞれ「個々の施設の配置」が具体的に示され、経費計算や規格統一によって「施設を建設する財政」が考えられていた。このような潮流の中で、内田祥三は、都市モデルを提唱していた黒谷了太郎、関一、飯沼一省らとは異なり、建築家である福田重義、佐野利器らと立場が近く、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」を具体的に検討する視点があったと考えられることを示した。

次に、道路建設とその沿道に関する制度を比較すると、制度の目的や性質はそれぞれ異なるものの、沿道の敷地を整える、沿道を開発を促進するなど、共通点が随所にみられた。この背景には、費用負担や土地の経済的利用などの観点から、広幅員道路の沿道には大規模な建築物を建てるべきという考えがあった。つまり、個々の施設である道路と、その沿道、すなわち、周辺の地域を一緒に考える視点があったといえる。その中で、路線的商業地域は、沿道の規制緩和と位置づけられた。

第3章では、内田祥三の人物史を通観するとともに、都市計画観の大枠を把握した。

まず内田祥三は、鉄筋コンクリート、防火、都市計画などの幅広い専門性を兼ね備えた人物であったことを確認した。建築家として、個々の建築物を設計することだけでなく、複数

の建築物を構成して面的に計画することにも注目していたと考えられる。そして、内田祥三は建築法規の作成に初期の段階から携わっていて、特に用途地域制作成の中心人物であった。都市計画の基本法制を構想した池田宏らとは異なり、内田祥三らは運用を具体化する役割を担ったグループとして位置づけられた。

内田祥三の言説からは、都市の膨張を抑制する考えではなかったこと、内田祥三にとって都市計画の意義は、社会問題の緩和、商工業の発達、市民の生活のために、住宅、交通機関、公園、運動場などの個々の施設を整えることであったことなどが読み取れた。そして、個々の施設を整える際には、施設を実際に建設するための財源に加えて、周囲の地域にに応じて施設の規格を変えることに関心があった。つまり、周囲の地域の中で施設を位置づける視点があったといえる。

第1部では、田園都市計画を対象とし、第4章では、目的1) 内田祥三が1919(大正8)年から1922(大正11)年までの期間に田園都市計画を作成した過程を明らかにした上で、目的2) 田園都市計画における施設配置を明らかにした。

内田祥三は、住宅会社法を検討していた都市研究会の依頼によって、1919(大正8)年9月に田園都市計画の作成に着手した。1919(大正8)年10月に都市研究会内で図面を示し、都市研究会の依頼にいったん応えたのちも、引き続き田園都市計画に独自に取り組み続け、1922(大正11)年5月の『建築雑誌』での発表までの間に、開発経費の具体的な計算を精緻化させたと考えられる。内田祥三による3枚の図面の作成過程を分析すると、初期の構想である「或町ノ設計」では、主道と脈道を緩やかな曲線を描くイメージで計画していた。これに基づいて、「大正8年案」では局部的街路を主に格子状に割り当てて敷地割りを作成し、住宅などの建築物を描きながら、道路、公園、公共施設などの配置を調整したと考えられる。

続いて、「補給策」の記述と対応させながら、3枚の図面の描写を比較することで、段階構成からなる道路体系、街角広場と主道の商店街、多様な公共施設の配置、小街区のまとまりという、同潤会普通住宅地と共通する施設配置が明らかになった。そして、「シビツク・センター」を中心とする計画敷地、公園と小学校を中心とする住区、敷地裏のオープンスペースを中心とする住宅群というように、段階的なスケールでの施設のまとまりを創出していたことが明らかになった。

第5章では、目的1) 内田祥三による田園都市計画の事業化方法の特徴と、目的2) それが受けた海外の影響及び内田祥三が独自に考案した部分を明らかにした。

新たに発見した広域図、当時の地形図、1922(大正11)年5月の「補給策」の記述を組み合わせた分析から、広域での施設配置の特徴としては、地価が安い郊外の土地を購入し、既存の交通に連絡して、電車や自動車を用いた都心への通勤を想定していたこと、敷地選定と施設配置において地形を考慮していたことが明らかになった。財政の仕組みの特徴としては、郊外の未開発地にインフラと住宅を建設して、土地及び家屋を分譲する仕組みであったこと、その後のインフラ経営事業を組み合わせおこなっていく仕組みではなかったことが明らかになった。

次に、内田祥三による田園都市計画と、海外の田園都市に関する手書きノートを比較した結果、交通計画、地形の特徴、会社の設立といった類似点があることが明らかになった。これらの点において、内田祥三は **Letchworth** や **Welwyn** などの海外事例を参考にしたと考えられる。しかしながら、都心へ通勤の想定、土地及び家屋の分譲、多くの公共的施設、公共サービスは別経営といった点は、本来の田園都市とは異なっていた。これらの相違点をもたらした要因としては、分譲方式を採って確実に回収可能な金額を確保することによって、民間の資本家に向けて不動産経営として収支が成り立つことを立証し宣伝する目的があったためと考察された。

第2部では、大阪北港株式会社経営地計画を対象とし、第6章では、目的 1) 内田祥三が1920(大正9)年から1922(大正11)年までの期間に大阪北港株式会社経営地計画の図面を作成した過程を明らかにした上で、目的 2) 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考えを明らかにした。

内田祥三は、はじめに計画範囲全体の大まかな計画を立てた上で、正蓮寺川以北、正蓮寺川以南の順で、住宅地及び商業地の建築物を描いて、詳細に計画した。そして、住宅数に対する商店数の割合や、1人当たりの公園と広場の面積など、物的な量を計算することによって、各用途の施設のバランスをとっていた。

施設に対する考えをみていくと、五軒建家屋と袋小路には、道路面積を小さくして経費を節減する考えがあった一方で、広幅員道路は土地の品位を高めるという考えのもと、建築物をセットバックさせた広幅員道路の計画がみられた。つまり、内田祥三は相反する考えを場所にに応じて使い分けていたのである。さらに内田祥三は、各公園に、集客施設、散歩道、子供の遊び場などの役割を与えて計画していた。このように、道路、公園、広場の規格を細かに分類して、別々の役割を付与し、周囲の住宅地や商業地の性質を考慮して配置を調整していたと考えられる。

第7章では、大阪北港株式会社設立期の大阪北港開発事業の成立背景について、目的 1) 会社の筆頭株主である住友家に着目して、住友家の狙いを明らかにした上で、目的 2) 大阪市の法定都市計画との関係と、その関係をもたらした要因を明らかにした。

住友家は、島家や藤田家も併せて会社を設立することで、統一した方針で経営地を開発する狙いがあったと考えられる。そして、計画の一部は、政府低利資金を利用して、一般の職工よりも上級の社会層を狙った貸家経営事業として実現させた。

さらに、年代としては、民間の土地会社である大阪北港株式会社の計画が先行し、その後に大阪市の法定都市計画が決定していて、両者には幹線道路沿いの商業地域、運河、公園の位置という類似点がみられた。この関係をもたらした要因として、大阪北港株式会社と大阪市をまたいだ人物関係が明らかになった。具体的には、大阪市臨時港湾調査会に、のちの大阪北港株式会社の関係者らが参加していて、大阪北港株式会社と大阪市が連携して北港の開発をおこなう方針が、1913(大正2)年4月の報告の時点で既に合意に達していた。そして、大阪市の考えが、民間の開発を利用しながら、新淀川右岸方面にまで築港を拡張するように変

化した。こうした関係を総合すると、民間の土地会社が主導した正蓮寺川両岸一帯の開発は、行政側の考えを内包していたと考えられる。

第3部では、第1部、第2部で特徴としてみられた道路沿いの商店を建設する制度である路線的商業地域を対象とし、第8章では、目的1) 内田祥三の計画思想と、それが受けた海外の影響、目的2) 東京の地域指定案作成過程における性質を明らかにした。

内田祥三による路線的商業地域の計画思想は、住居地域の利便性や生活の質の向上に主眼を置いた目的であった。主要道路沿いを商業地域に指定する形は、New York や St. Louis にもみられたことから、路線的商業地域の形状は New York や St. Louis の都市計画を参考にしたと考えられるが、日本とは異なる性質であったことが分かった。

東京の地域指定案作成過程においては、道路の体裁を整えるという観点と、土地の経済的な利用を促進するという観点から、両側に商店がすき間なく建ち並んだ格式の高い街路を実現するために、沿道への民間開発の誘導を狙った規制緩和として、路線的商業地域が用いられたと考えられる。

このように、制度作成段階と計画段階では、路線的商業地域の性質が変化したことが明らかになった。

各事例分析から得られた知見を体系的、構造的にまとめることで、第9章では、都市計画の実現に向けた技術の成立過程及び内容を明らかにした。

「個々の施設の配置」を決めるとき、内田祥三は各施設の物的な量を計算して、基礎にしていた。そして、道路、公園、広場などの規格を細かに分類して、体系化し、規格に応じた別々の役割を付与していた。その一方で、計画敷地に対する各用途の面積の割合などを計算することによって、各用途の施設のバランスをとっていたと考えられる。さらに、計画敷地、住区、住宅群というように、段階的なスケールでの施設のまとまりを創出していたことが明らかになった。このような、個々の施設を計画する視点と、その集合体として地域を計画する視点を融合させるために、内田祥三は、周囲の住宅地や商業地の性質を考慮して、道路、公園、広場などの各施設の規格と役割を決め、配置を調整する作業を繰り返していたと考えられる。すなわち、周囲の地域の中で施設を位置づけながら、相互にバランスをとってインテグレートする技術であったと総括できる。

「施設を建設する財政」の観点においては、各項目の数量と単価を基に、開発経費などの具体的な金額が示された。これは、建築物、道路、広場、公園といった全ての施設の配置を計画し、各項目の数量を明確化したことによって、はじめて可能になったといえる。「施設を建設する財政」の仕組みをみると、田園都市計画の場合、民間資本の活用によって、郊外の未開発地にインフラと住宅を建設して、住宅不足を解消する狙いがあった。大阪北港株式会社経営地計画では、内田祥三による施設の配置計画に、直接的に関与しない開発の過程が含まれていた。このように、内田祥三は、行政だけが出資するのではなく、民間による開発を取り入れる技術を考案していた。

こうして、内田祥三は、都市計画の実現に向けた過程を重視していたといえる。

次に、各事例分析から得られた知見同士の関係に着目すると、田園都市計画の位置づけ及び役割は、住宅会社法で開発することを想定していた、旧都市計画法施行令「一団地ノ住宅経営」の施設配置の理想を具体的に示したことであった。大阪北港株式会社経営地計画の事例では、先に官民連携の開発事業の枠組みが成立して、その後に内田祥三が経営地計画を作成したため、内田祥三の役割は、「個々の施設の配置」を具体的に示して、実現の見通しを立てることであったといえる。そして、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画の事例は、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」の観点において、相互に関連していた。さらに、路線的商業地域の制度作成と同時期の田園都市計画においても、主要道路沿いに商店が計画されていた。

以上の展開を俯瞰すると、近代都市計画黎明期の背景で、内田祥三による精度の高い「個々の施設の配置」と、民間を活用・誘導した「施設を建設する財政」の検討が、同時並行で、相互に補完した関係がみられる。さらに、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画を実現する見通しを立てることと、旧都市計画法の「一団地ノ住宅経営」、住宅会社法、用途地域制の路線的商業地域という制度を作ることが、同時並行で、相互に補完した関係がみられ、ここに、都市計画の実現に向けた技術が成立してきた過程を見出すことができた。

10-2. 結論

本研究では、まず、内田祥三による関東大震災前の田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画について、作成過程及び内容を明らかにした。その上で、田園都市計画の事例では、旧都市計画法施行令「一団地ノ住宅経営」の配置計画の理想を具体的に示したのち、民間資本の活用による事業化方法を考案したこと、大阪北港株式会社経営地計画の事例では、官民連携の開発事業の枠組みが先に成立していたところ、「個々の施設の配置」を具体的に示して、実現の見通しを立てたこと、路線的商業地域の事例では、もともと住民の利便性を目的としていたところ、沿道への民間開発の誘導を狙った規制緩和に変化したことを明らかにした。

これらの事例を通して、内田祥三は、「個々の施設の配置」の観点においては、周囲の地域の中で施設を位置づけながら、相互にバランスをとってインテグレートする技術、「施設を建設する財政」の観点においては、民間による開発を取り入れる技術を考案していた。そして、建築物、道路、公園、広場といった全ての施設の配置を計画し、ビジュアル化する、全ての施設の物的な量や経費を具体的に計算する、これらによって、実現の見通しを立てるという、建築の専門を活かした技術がみられた。この技術によって、物的な配置と財政の両面における実現の見通しを、関係主体と共有することが可能になった。さらに、道路計画だけ、公園計画だけ立てるのではなく、住宅地や商業地を含んだ全ての施設を具体的に計画することで、周囲の地域の中で各施設を位置づけて、配置、規格、役割を決めることが可能になり、周囲の地域に応じた施設、施設に応じた周囲の地域という関係を構築できた。こうして、内田祥三は、住民一人ひとりに寄り添った視点と、地域の在り方を考える視点を両立しながら、都市計画の実現に向けた過程を重視していた。

三つの事例の展開を俯瞰すると、内田祥三による精度の高い「個々の施設の配置」と、民間を活用・誘導した「施設を建設する財政」の検討が、同時並行で、相互に補完した関係、田園都市計画と大阪北港株式会社経営地計画を実現する見通しを立てることと、旧都市計画法の「一団地ノ住宅経営」、住宅会社法、用途地域制の路線的商業地域という制度を作ることが、同時並行で、相互に補完した関係がみられた。つまり、地域の望ましい在り方を、個々の施設を建設する事業に落とし込む方向性と、個々の施設を建設する事業に立脚して、よりスケールの大きな地域の計画を立てる方向性があり、ここに、都市計画の実現に向けた技術が成立してきた過程、さらに、「計画力」と「推進力」を兼ね備えた都市計画に到達する可能性を見出すことができる。

その一方で、内田祥三には、都市の全体、すなわち、凡そ一つの都市計画区域に指定される範囲をコントロールする視点はみられなかった。いずれの事例においても、民間を活用・誘導した「施設を建設する財政」が検討されていて、これは都市計画を実現するための「推進力」に寄与したものの、民間の開発に、都市全体の在り方という視点を求めることは難しい。「推進力」のために、民間活力を取り込むとしても、都市全体の望ましい在り方を示して、そ

こへ誘導するのは公共の役割であり、これらを両立して、整合性をとることは、法定都市計画成立期から現代に通ずる都市計画の課題ではないだろうか。

最後に、現代に通ずる示唆をまとめると、「計画力」と「推進力」を兼ね備えた都市計画に到達するために、都市と地域、あるいは、地域と施設といった、異なるスケールのバランスをとってインテグレートすること、土木・建築・造園の技術を融合すること、「個々の施設の配置」と「施設を建設する財政」を、同時並行で、相互に補完して検討すること、計画の実現と制度の作成及び適用を、同時並行で、相互に補完して見通すことの重要性が得られた。

年表

年	内田祥三関係	都市計画関係
1885(明治 18)年	(月) 2. 東京深川にて、父安兵衛、母せんの長男として生まれる(父は祥三が満 4 歳のときに死去)	(月)
1891(明治 24)年	4. 東京市深川区明治尋常高等小学校尋常小学科第 2 年級入学	(独)フランクフルト・アム・マインの地域制
1892(明治 25)年		(独)ベルリン郊外地建築令
1893(明治 26)年		(独)アデクス法の第二草案：1919 年都市計画法の参考にされる
1894(明治 27)年		8. 日清戦争起こる (英)ロンドン建築法
1896(明治 29)年	4. 東京府開成尋常中学校入学	
1897(明治 30)年		4. 大阪、市域拡張：周辺 28 町村を合併、市域 55.67 km ² 10. 大阪、築港起工
1898(明治 31)年		4. 大阪、淀川大改修工事に着手 (英)E. ハワード『明日(の田園都市)』
1899(明治 32)年		4. 山口半六、大阪新設市街設計書：大阪市委嘱の市域拡張計画 (英)田園都市協会設立
1900(明治 33)年		(独)ザクセン総合都市建設法
1901(明治 34)年	7. 第一高等学校大学予科第二部入学	2. 京浜電気鉄道、六郷橋－官設大森駅間開通：東京圏初の郊外電鉄
1902(明治 35)年		(独)アデクス法(フランクフルト・アム・マイン区画整理法)
1903(明治 36)年		3. 東京、市区改正新設計告示：路面電車路線確保の道路計画 6. 東京、日比谷公園開園：5 万 1772 坪の欧風公園 8. 東京、東京電車鉄道(株)の路面電車開通：品川－新橋間 9. 大阪、市電開通：大阪港－花園橋 (英)レッチワース田園都市着工
1904(明治 37)年	7. 東京帝国大学工科大学建築学科入学：当時は中村達太郎、塚本靖、伊東忠太、関野貞、佐野利器の諸先生の時代	2. 日露戦争起こる (米)ボストン高さ制限ゾーニング
1905(明治 38)年		8. 大阪、築港第 1 期工事竣工
1906(明治 39)年		11. 東京市、建築条例起草を建築学会に委託
1907(明治 40)年	7. 東京帝国大学工科大学建築学科卒業：卒業論文は建築音響、卒業設計は劇場 8. 三菱合資会社本社技士、三菱 13 号館を担当	12. 内務省地方局有志『田園都市』出版 (英)ハムステッド田園郊外計画
1909(明治 42)年	9. 工手学校より地形、煉瓦工教授を囑託される	10. 大阪府建築取締規則公布：全 88 条の包括的な規則/敷地内余地、後退建築線、前面道路・通路幅と建物高さ制限等 (英)R. アンウィン『Town Planning in Practice』 (英)住居及び都市計画法 (米)ロサンジェルスゾーニング

年	内田祥三関係	都市計画関係
1910(明治43)年	4. 三菱合資会社を辞める 6. 東京市建築条例案起稿委員を嘱託される：建築法規や都市計画地域制に興味を抱く動機となる 6. 東京帝国大学工科大学大学院入学許可 10. 近衛師団経理部より所沢飛行場大飛行船舶庫の設計及び監督の依頼を受ける	6. 箕面有馬電鉄(後の阪急電鉄)、大阪府池田室町で宅地分譲
1911(明治44)年	2. 東京帝国大学工科大学講師を嘱託される 6. 大学院依願退学 6. 陸軍経理学校講師(嘱託、昭和18年まで継続) 10. 震災予防調査会より耐震構造調査を嘱託される	11. 大阪市会、築港完成及び利用調査機関設置の議を可決 (豪)キャンベラ設計コンペ
1912(明治45/ 大正元)年	2. 橋本美福氏と結婚	*大阪市臨時港湾調査会が組織 (英)国際田園都市及び都市計画協会設立：会長 E. ハワード (英)R. アンウィン『Nothing Gained by Overcrowding!』
1913(大正2)年	4. 東京海上保険株式会社新建築の構造部設計の依頼を受ける	6. 建築学会、東京市建築条例案答申：5編28章238条/実施されず *関一「花園都市ト都市計画」
1914(大正3)年	1. 震災予防調査会より鹿児島・宮崎両県に派遣され震災調査にあたる 3. 工科大学より秋田県下の震災調査を命じられる 4. 東京大正博覧会審査官を農商務省より嘱託され、建築関係出品の調査にあたる	8. 第一次世界大戦に参戦
1915(大正4)年	11. 津市より鉄筋コンクリート造2階建市会議事堂の設計、監督を依頼される	5. 内務省、明治神宮造営局設置：青山練兵場跡を明治神宮外苑に *建築学会に建築条例実行委：建築法規の制定促進運動
1916(大正5)年	2. 外務省より在済南帝国領事館建築事務を嘱託され、同年及び翌年に亘って3回中国へ出張、済南と九江の領事館を建設 10. 東京帝国大学工科大学助教授就任 10. 建築学第三講座分担(～大正7年8月17日)	6. 正連寺川沿地主組合成立：同月に「正連寺川大阪築港連絡工事許可願」を提出 *片岡安『現代都市の研究』 (米)ニューヨークの地域制条例制定
1917(大正6)年	1. 外務省より建築に関する事務を嘱託される 6. 震災調査のため静岡県下へ出張 10. 震災予防調査会臨時委員(内閣より任命)	10. 都市研究会創立：会長後藤新平 12. 建築学会等、都市計画法規制制定を請願 *関一「市街地区画整理制度及地域的土地収用制度」
1918(大正7)年	7. 論文「建築構造特に壁体および床に関する研究」に対し工学博士の学位を授与される	5. 内務省に官房都市計画課新設：初代課長池田宏 8. 福田重義、「新東京」発表 9. 田園都市(株)設立 11. 救済事業調査会、小住宅改良要綱を答申 *『都市公論』発刊 (米)セントルイスの地域制制定 (独)住居法：街路線、区画整理の規定を含み事実上都市計画法
1919(大正8)年	6. 工学部講堂並教室及実験室新築工事設計及監督(嘱託) 8. 都市研究会住宅政策実行委員 9. 都市研究会より計画作成の依頼を受ける	3. 東京、中央線東京ー中野間電車運転 4. 都市計画法・市街地建築物法・道路法公布 6. 佐野利器、「規格統一」発表

年	内田祥三関係	都市計画関係
1919(大正 8)年	10. 建築学会第二回講習会：内田祥三が「鉄筋コンクリート構造概論」、前田松韻が「田園都市」を講演 10. 都市研究会住宅政策実行委員会で田園都市計画の図面を示す	7. 福田重義、「東京市営住宅と其一例」発表 8. 都市研究会、「都市住宅政策要綱」議定 11. 都市計画法施行令公布：施設に「一団地ノ住宅経営」を規定 11. 大阪、「大阪市都市計畫説明書(交通運輸之部)」(市区改正部案) 12. 街路構造令公布 12. 大阪、市区改正設計認可 12. 大阪北港(株)設立 (英)1919年住居法及び都市計画法
1920(大正 9)年	3. 都市計画東京地方委員会委員(内閣より任命) 7. 震災予防調査会委員(内閣より任命) 12. 大阪北港株式会社より計画作成の依頼を受ける	1. 都市計画法施行、六大都市に適用 2. 大阪北港(株)、取締役会で経営地開発計画の概要を定める 3. 都市計画東京地方委員会発足 3. 大阪住宅経営(株)設立 3. 大阪北港(株)、大阪市から住宅経営を懲遷される 7. 大阪市、低利資金貸与規定 9. 市街地建築物法施行令公布：用途地域の規制内容等も規定 12. 市街地建築物法施行、六大都市に適用 (英)ウエルウィン田園都市
1921(大正 10)年	1. 東京帝国大学教授就任、建築学第一講座分担(～大正 10 年 11 月 19 日)、工学部勤務 8. 内務省都市計画課、「英国住宅助成計画案」発表：内田祥三が弟子の中村寛に訳出させる 11. 建築学第一講座担任(～大正 12 年 11 月 7 日) *靖国神社第一鳥居落成、呉市の公会堂及び図書館設計調査	3. 大阪、第一次都市計画認可 4. 後藤新平東京市長、「東京市政要綱」発表 4. 借地法・借家法：同年 5 月施行 4. 住宅組合法公布：持家取得支援制度 5. 東京、都市計画街路・河川計画決定 12. 東京・横浜、都市計画区域決定：東京は周辺 84 町村含む 12. 社会事業調査会、住宅会社法要綱を答申：実施されず *池田宏『都市計画法制要論』
1922(大正 11)年	2. 東京帝国大学大講堂建築実行部建築掛長を嘱託される(大正 14 年 7 月に完成) 4. 建築学会特別大会で「都市に於ける住宅補給策」を講演 4. 農商務省より平和記念東京博覧会審査官を嘱託される 5. 建築雑誌に「大都市に於ける住宅の補給策」を発表 5. 内務省より都市計画局事務取扱を嘱託される 6. 文部省より実業学校教員夏期講習会講師を嘱託される 8. 教員検定委員会臨時委員(内閣より任命)	2. 東京市政調査会設立：初代会長後藤新平 4. 内務省に都市計画局設置：3 課編制、初代局長山縣治朗 4. 神戸・大阪、都市計画区域を決定：大阪は周辺 47 町村含む 6. 大阪北港(株)、西島町・春日出町住宅が落成 *大阪住宅経営(株)、千里山住宅地分譲開始：約 14 万坪 *黒谷了太郎『山林都市』
1923(大正 12)年	7. 東京帝国大学営繕課長事務取扱を嘱託される 11. 建築学第一講座分担(～昭和 4 年 3 月 30 日)	8. 都市計画東京地方委員会、地域指定案を議決 8. 田園都市(株)、東京多摩川台(田園調布)宅地分譲を開始 9. 関東大震災

年	内田祥三関係	都市計画関係
1923(大正 12)年		＊関一『住宅問題と都市計画』 ＊渡辺鉄蔵『都市計画及住宅政策』
1924(大正 13)年	3. 母せん逝去 4. 外務省より対支文化事務局事務を嘱託される：昭和 9 年までに上海に自然科学研究所、東京に東方文化学院東京研究所が竣工 6. 東京帝国大学衛生委員(～昭和 12 年 6 月 8 日) 7. 財団法人同潤会理事(嘱託)	5. (財)同潤会設立：内務省社会局外郭組織/9 月住宅建設に着手、大正 13 年度に 3,420 戸、大正 14 年度に 73 戸の木造普通住宅を建設
1925(大正 14)年	1. 日本建築学会副会長に当選 1. 東京帝国大学図書館建築委員、建築部長(昭和 3 年 11 月に完成) 10. 著書『鉄筋コンクリートの理論と実際』が出版 11. 震災予防評議会評議員(内閣より任命)	2. 東京、用途地域指定：都市計画区域の一部 2 万 1950ha に指定 4. 大阪、用途地域指定：工業地域・未指定地域で 54.9%を占める 8. 東京、同潤会 RC 造アパート着工：中之郷団地ほか年内 3 団地 12. 復興建築助成会社設立：東京・横浜両市・民間の出資による ＊黒谷了太郎『都市計画と農村計画』
1926(大正 15/ 昭和元)年	1. 地震研究所所員 6. 学術研究会議会員(内閣より任命) 8. 浴風園本館竣工	5. 大阪北港(株)、北港運河開削工事に着手：昭和 6 年 12 月完成 7. 東京、同潤会不良住宅改良に着手：深川猿江裏町第 1 期着工 (米)サニーサイドガーデンズ建設
1927(昭和 2)年		4. 大阪市、大阪港第二次修築計画を立案：同年 12 月承認 ＊飯沼一省『都市計画の理論と法制』
1928(昭和 3)年	2. 共同建築補助金審査委員(復興局嘱託) 3. 建築学第四講座分担(～昭和 12 年 3 月 31 日)	5. 「総合大阪都市計画」認可：1925 年合併市域全域の計画 5. 同潤会、横浜市南太田不良住宅地区改良事業着手：1930 年完成 (米)ラドバーン住宅地の計画 ＊CIAM 結成
1929(昭和 4)年	3. 東京帝国大学工学部建築学科教室主任に当選 5. 東京帝国大学昭和 4 年度共済事業委員会臨時委員(嘱託/昭和 11 年度まで継続) 9. 帝室博物館建築設計調査委員会委員を嘱託される 10. 万国工業会議部会に出席し、「今日の日本の都市計画」について講演 12. 臨時正倉院宝庫調査委員会委員(宮内省より任命)	(米)C. A. ペリーの「近隣住区論」
1930(昭和 5)年	＊中山聖教殿の工事が落慶：建設委員長は山田三郎、設計者は伊東忠太、内田祥三	3. 東京、帝都復興事業完成
1931(昭和 6)年	5. 産業組合中央金庫事務所新築顧問を嘱託される 5. 天皇の航空研究所行幸に際し拝謁	
1932(昭和 7)年	2. 財団法人癌研究会会長与又郎氏より同研究所及び病院の建築設計の依頼を受ける(昭和 10 年に大塚に研究所、築地に病院が落成) 3. 天理教管長中山正善氏より建築物設計顧問の依頼を受ける(昭和 12 年に天理中学校校舎が落成) 5. 東京帝国大学運動会ア式蹴球部部長に推薦される 7. 農学部実科建物新営に関する委員	11. 東京、同潤会江戸川アパート起工：同潤会 10 周年記念事業
1933(昭和 8)年	3. 建築雑誌に「満州の農業移民に対する居住地計画の一試案」を発表(他 4 名と共著)	4. 満州国国都建設計画法公布：1932 年に計画立案・用地買収開始

年	内田祥三関係	都市計画関係
1933(昭和8)年	3. 日本学術振興会が設立され、その第11常置委員会委員を委嘱される *この年及び9年、13年に4回にわたる木造平屋建及び2階建家屋の火災実験を行い、木造家屋火災の本質究明の端緒を開く	*CIAM アテネ憲章
1934(昭和9)年	4. 同潤会より同会小住宅の建築及び維持に関する研究調査委員会委員の依頼を受け委員長に当選 6. 帝都復興事業への尽力により賞勲局より銀杯を賜る 8. 公衆衛生技術員養成機関建設委員会建築部顧問を委嘱される(昭和15年に公衆衛生院が落成)	9. 室戸台風、関西地方大風水害：死者不明3000余名、家屋被害8万余戸
1935(昭和10)年	3. 日本建築学会会長 7. 著書『建築構造汎論』が出版 12. 同潤会東北地方農山漁村住宅改善調査委員会委員を委嘱される *株式会社日立製作所より建築顧問を委嘱される：関与したものは多賀工場、会瀬の住宅計画、勝田工場等の計画案、実現したものに日立病院、助川工場、東京国分寺の日立中央研究所小平研究所、戦後に小平記念館等	
1936(昭和11)年	3. 都市計画東京地方委員会(内務省より任命) 4. 学術研究会議会員依頼被免 12. 東京帝国大学工学部総合試験所設立委員を委嘱される(昭和15年に竣工)	1. 同潤会、東北地方農山漁村住宅改善調査委員会開催 3. 大阪、小坂都市計画「一団地の住宅経営」決定 6. 満州国都邑計画法公布 *満州、ハルビン都邑計画策定：山田博愛ほか計画担当
1937(昭和12)年	1. 紀元2600年記念日本万国博覧会会場計画委員会委員を委嘱される 2. 教養委員会委員 3. 都市美協会より評議員重任の依頼を受ける 3. 東京帝国大学建築学科教室主任を辞任 7. 東京帝国大学工学部風洞室建設委員会委員を嘱託される(昭和13年に完成) 10. 東京府防空委員会委員(内務省より任命) 11. 都市計画委員会において常務委員会委員に指名される 12. 大学制度審査委員会委員	5. 第一回全国都市美協議会開催
1938(昭和13)年	3. 紐育万国博覧会日本特設館及び桑港万国博覧会日本特設館の設計を委嘱される(昭和14年に竣工) 3. 願いに依り東京帝国大学営繕課長事務取扱(嘱託)の職を解かれる 4. 東京帝国大学評議員 5. 紀元2600年記念日本万国博覧会出品調査委員会委員を委嘱される 8. 昭和13年度文部省視学委員(文部省嘱託) 9. 中国、大同都邑計画策定：満州国及び中華民国へ出張を命ぜられ、3週間滞在/内田祥三・高山英華・内田祥文ら計画/工業衛星都市は着工	
1939(昭和14)年	3. 国史館造営委員会委員(内閣より任命) 6. 名古屋帝国大学より営繕に関する顧問を嘱託される 6. 大学制度臨時審議委員会第二特別委員会委員長 6. 学術研究会議会員(内閣より任命)	4. 東京緑地計画決定：区部周辺の環状緑地帯、大小公園計画 9. 第二次世界大戦勃発

年	内田祥三関係	都市計画関係
1939(昭和14)年	7. 警視庁より美観審査委員会委員を委嘱される 7. 国立公園委員会委員(内閣より任命) 7. 工学部長丹羽重光が満州国及び中華民国へ出張中、代理を命じられる 9. 工業品規格統一調査会委員(内閣より任命) 11. 建築雑誌に「大同の都市計画案に就て」を發表	
1940(昭和15)年	1. 建築雑誌に「東北地方に於ける農村集落計画一案」を發表(他9名と共著) 1. 東京帝国大学工学部附属総合試験所管理委員 6. 住宅対策委員会委員(内閣より任命) 7. 工学部長並工学部附属総合試験所長丹羽重光が台湾へ出張中、代理を命じられる 8. 紀元2600年祝典記念章を授与される 9. 用材統制委員会臨時委員(農林省囑託) 12. 都市計画東京地方委員会委員(内務省より任命)	
1941(昭和16)年	2. 東京帝国大学警防団企画研究会委員長 2. 東京帝国大学第二工学部設立準備委員会委員 4. 東京帝国大学工学部長 4. 住宅営団設立委員(厚生省より任命) 4. 住宅営団評議員(厚生省より任命) 4. 東京帝国大学第二工学部人事調査委員会副会長 9. 科学振興調査会委員(内閣より任命) 9. 労務統制委員会委員(内閣より任命) 12. 東京帝国大学報国隊工学部隊長	5. 住宅営団設立/同潤会解散、賃貸住宅6382戸を営団に寄付
1942(昭和17)年	1. 日本学術振興会学術部第11常置委員会委員長に当選 2. 東京帝国大学南方資源研究会参与 3. 昭和17年度科学研究費調査委員(文部省囑託) 4. 東京帝国大学第一工学部長、第二工学部兼勤 5. 日本学術協会評議員就任 7. 東京帝国大学南方科学研究会参与を委嘱される	
1943(昭和18)年	3. 任東京帝国大学総長 ＊この年、総長となった関係で以下の役職に就任した。大学関係では全学会会長、特設防護団団長、報国隊隊長、南方科学研究会会長、熱帯農業員養成会会長、財団法人総合研究奨励会会長、カーン海外旅行財団商議員。学外では科学動員協会参与、電気通信工学研究奨励会理事長、日本学術振興会理事、大日本学徒体育振興会顧問、同関東支部評議員、東亜研究所顧問、大日本学徒海洋教練振興会顧問、日本文化中央連盟評議員、日下奨学財団法人理事、国際学友会顧問並びに副会長、大東亜教育学術連絡協議会委員、理化学研究所理事及び評議員、東亜文化協議会評議員及び副会長、技術員参与、国史編修準備委員会委員、研究動員会議会員、大日本育英会奨学生推薦委員会委員、学術研究会議会員等	
1944(昭和19)年	＊この年には文部省より日本諸学振興委員会常任委員、大日本育英会評議員に、政府より国史編修調査会委員、大東亜博物館設立準備委員会委員に任じられた。学外では、財団法人杉山報公会顧問、都市計画東京地方委員会委員、大日本武徳会東京支部顧問、大日本教育会関東地方特設支部顧問、大日本技術会顧問等	＊石川栄耀『皇国都市の建設』

年	内田祥三関係	都市計画関係
1945(昭和 20)年	3. 学術研究会議関東支部長(文部省より任命) 3. 学術研究会議自然科学研究動員委員会委員長(文部省より任命) 12. 依願免本官(総長退官 60 歳)	8. 終戦
1946(昭和 21)年	5. 叙勲一等授瑞宝章 5. 叙正三位	
1947(昭和 22)年	1. 都市計画東京地方委員会より戦復東京特別都市計画緑地地域指定の件に関する特別委員に指名され、同特別委員会委員長に当選	
1949(昭和 24)年	11. 創立者として日本火災学会に入会、創立総会で委員に当選、互選の結果委員長に当選 12. 東京都知事より建築審査会委員に任命される	
1950(昭和 25)年		5. 建築基準法公布：用途地域等都市計画関係規定改正は見送り 5. 国土総合開発法公布 11. 建築基準法施行：市街地建築物法・臨時建築制限規則廃止
1951(昭和 26)年	3. 東京都建築審査委員会会長に互選される(昭和 40 年まで重任) 4. 東京大学名誉教授 10. 創立発起人として日本都市計画学会に入会し、同会会長に当選 12. 文化財保護委員会委員に任命される	
1952(昭和 27)年	6. 東京市政調査会評議員 7. 都市不燃化同盟顧問 12. 東京都耐火建築促進審議会委員	
1953(昭和 28)年	12. 建設省より住宅対策審議会委員に任命される(昭和 39 年 1 月 31 日まで重任)	
1954(昭和 29)年	3. 東京都収用委員会委員に任命される(昭和 41 年まで重任) 10. 社団法人都市計画協会評議員を委嘱される	
1955(昭和 30)年	1. 東京都耐火建築促進審議会委員を委嘱される 3. 明治神宮造営委員を委嘱される 7. 東京消防庁予防対策委員会委員長に委嘱される 8. 建設省より日本住宅公団管理委員会委員に任命される(昭和 38 年 7 月 31 日任期満了退職)	
1956(昭和 31)年	1. 日本科学防火協会名誉会長に推戴される 6. 建設省より官公庁施設審議会委員に任命される(昭和 41 年 6 月 14 日まで重任)	
1957(昭和 32)年	2. 全国町村会館建設の設計及び工事施行に関する指導を依頼される 3. 日本学士院会員に選定される	
1958(昭和 33)年	12. 建築基準法改正調査委員会を委嘱され、会長に互選される	
1959(昭和 34)年	3. 都市計画協会評議員任期満了となり、新たに同会顧問を委嘱される 5. 皇居造営審議会委員に任命される 7. 財団法人震災予防協会の顧問に推薦される	
1960(昭和 35)年	1. 東京不燃都市建設促進会顧問の依頼を受ける	
1961(昭和 36)年	3. 財団法人首都圏不燃建築公社の評議員を委嘱され、議長に互選される	1. 丹下健三、東京計画 1960 発表：東京湾上の新都市構想

年	内田祥三関係	都市計画関係
1963(昭和38)年	3. 建設大臣の推薦により財団法人首都圏不燃建築公社評議員を委嘱される	
1964(昭和39)年	4. 第一回生存者叙勲に際し内閣より銀杯一組賜る	
1965(昭和40)年	9. 最高裁判所庁舎新営審議会委員に任命される	
1966(昭和41)年	5. 日本火災学会名誉会員、同会名誉会長に推薦される	
1968(昭和43)年		6. 都市計画法公布：計画決定機関委任事務として委譲、区域区分制度・開発許可制導入、住民参加規定等/都市計画中央審議会設置
1969(昭和44)年	6. 坪川信三建設大臣より永年の功績を称えた感謝状と記念品贈られる	6. 都市再開発法公布：市街地再開発事業に関する事業法/市街地改造法・防災街区造成法廃止
1972(昭和47)年	11. 文化勲章を授与される 12. 逝去 12. 叙従二位 旭日大綬章授与	

以下の資料を基に、本文中の事項を加えて、年表を作成した。

- ・内田祥三先生眉寿祝賀記念作品集刊行会編：内田祥三先生作品集，pp. 23-30，鹿島研究所出版会，1969.
- ・東京大学史史料室：内田祥三史料目録，pp. 2-5，東京大学史史料室，2008.
- ・石田頼房：日本近現代都市計画の展開 1868-2003，pp. 335-363，自治体研究社，2004.

なお、月の欄にある＊印は、その年内の意味である。

学会発表論文一覧

第1部 田園都市計画における事業の考案

第4章 田園都市計画の作成過程と施設配置

- ・ 中川嵩章, 真田純子: 内田祥三の「田園都市」計画における設計手法に関する研究 ―その設計過程に着目して―, 日本建築学会計画系論文集, Vol. 87, No. 792, pp. 380-388, 2022. (査読有)

第5章 海外の田園都市の調査と事業化方法の考案

- ・ Takaaki Nakagawa, Junko Sanada : Revisiting a Model for Housing and Infrastructure Supply with Private Capital: The Case of the Japanese Architect Y. Uchida, ARCHTHEO '21 / XV. International Theory and History of Architecture Conference Proceedings, pp.238-244, 2021.

第2部 大阪北港株式会社経営地計画における官民連携事業

第6章 個々の施設とその集合体に対する内田祥三の考え

- ・ 中川嵩章, 真田純子: 大阪北港株式会社経営地計画における内田祥三の屋外空間の計画, ランドスケープ研究, Vol. 85, No. 5, pp. 625-630, 2022. (査読有)
- ・ 中川嵩章, 真田純子: 大阪北港株式会社経営地計画における内田祥三の都市設計思想, 景観・デザイン研究講演集, No. 16, pp. 351-361, 2020.

第7章 官民連携による大阪北港開発事業の成立背景

- ・ 中川嵩章, 真田純子: 大阪北港株式会社設立期の経営地開発計画とその背景に関する研究, 土木学会論文集D 3 (土木計画学), Vol. 77, No. 5, pp. I_291-I_302, 2022. (査読有)
- ・ 中川嵩章, 真田純子: 大阪北港株式会社設立期の経営地開発計画とその背景に関する研究, 土木計画学研究・講演集, Vol. 63, No. 27-1, pp. 1-10, 2021.

第3部 路線的商業地域における沿道の事業

第8章 路線的商業地域の計画思想と性質

- ・ 中川嵩章, 真田純子: 路線的商業地域の計画思想に関する研究 ―戦前期東京の都市計画策定過程を中心に―, 都市計画論文集, Vol. 53, No. 3, pp. 281-288, 2018. (査読有)

謝辞

本論文を結ぶにあたり、これまでご支援いただいた方々に、深く感謝の意を表します。誠にありがとうございます。

真田純子准教授には、路線的商業地域という修士論文のテーマをいただき、本研究の出発点になりました。そして、博士論文をまとめるまでの長い間、いつも優しく丁寧にご指導いただきました。資料を読み解くことの楽しさや、論述の方法から、研究の大きな視点まで、数多くのことを学び、研究者としての基礎を築くことができましたと考えております。日々、議論を重ね、ときには相談や雑談をしながら、博士論文を書き上げることができました。様々な面で多大なお力添えを賜りましたこと、感謝してもしきれません。

齋藤潮教授には、卒業論文をご指導いただき、修士課程のときに真田研究室に移籍したのちも、快く研究の相談に乗ってくださりました。研究の意義、本質、その表現を、いつも優しく問いかけてくださり、研究について深く考えることができました。研究者、教育者としての、先生の情熱、信念に触れた経験を大切に、これからの研究生活を送ります。

中井検裕教授には、修士論文、博士論文の発表会を通して、都市計画における本研究の位置づけと意義に関する重要なご示唆を賜りました。本論文の大枠は、先生のコメントから着想された部分が非常に大きいです。

真野洋介准教授には、社会工学科のときから長くお世話になり、近いご専門の立場から、論文のまとめ方などについて数多くのご助言を賜りました。終始温かくご指導いただき、大変心強く感じておりました。

藤田康仁准教授には、言葉の使い方や概念などについてご質問いただき、歴史研究としての表現を洗練するとともに、思考を深化させることができました。

岐阜大学の出村嘉史教授には、博士論文の学外審査員をお引き受けいただきました。博士論文の発表会だけでなく、合同ゼミや学会発表の場においても、常に鋭いご指摘を賜り、本研究の位置づけを明確にすることができました。

真田研究室では、後輩たちの卒業論文、修士論文を指導する機会をいただきました。至らぬ点が多々あったかと思いますが、研究者、教育者としての醍醐味を教わりました。真田研究室で皆様と過ごした日々はとても楽しく、振り返るとあっという間で、充実した幸せな時間でした。齋藤研究室の博士ゼミにも参加させていただき、切磋琢磨しながら、学問を究めることができました。博士後期課程在学中は研究遂行にあたって、東京工業大学つばめ博士学生奨学金、日本学術振興会特別研究員のご支援を受けました。その他にも、ここに書き尽くせないほど多くの方々のお力添えを賜りましたこと、厚くお礼申し上げます。

最後に、これまで育てて、長い学生生活を温かく見守りながら支えていただいた両親に、心から感謝の意を捧げます。

